

令和7年度 補助金一覧表

369件 16,373,254千円

No.	①所管局	②所管課	③公開する補助金名	④補助事業を必要とする背景・課題	⑤補助目的・効果	⑥補助内容	⑦補助対象者(区分)	⑧補助対象者	⑨R7予算額 (千円)	⑩公募の有無	⑪行政分野 (市HPの分類)	⑫掲載HP	⑬電話番号	⑭メール アドレス
1	総合政策局	スマートシティ推進課	民間提案事業補助金	スタートアップ企業等、優れたアイデアやノウハウを持つものの、資金力に乏しい事業者が一定数存在していることに対し、そのような事業者を支援することで、地域課題や行政課題の解決や新たな価値の創造に、千葉市でチャレンジしてもらう効果を期待するものである。	本市が明示する地域課題や行政課題に対して解決を図るもので、公益性が高く、市民サービスの向上等に資する民間事業者等提案のアイデアについて、より一層の提案数の増加とその実現可能性を高めるため、民間事業者等による実施を支援する。	地域課題や行政課題の解決等に資する提案の実現に必要な初期費用の一部を補助する。	法人等団体	民間企業、大学、研究機関その他団体	1,000	あり(募集期間あり)	その他	https://www.city.chiba.jp/sogoseisaku/miraitoshi/smartcity/chosei/connectedcenter.html	043-245-5362	connected-chiba@city.chiba.lg.jp
2	総合政策局	スマートシティ推進課	千葉市スマートシティ実証事業補助金	千葉市スマートシティ推進ビジョン(令和4年3月策定)の実現に向けて、テクノロジーの活用などにより市民生活の質の向上を図るとともに、持続可能なまちづくりを進めるため、多様な主体との連携によるまちづくりを推進する必要がある。	地域課題に対してテクノロジーの活用により解決を図るもので、公益性が高く、市民生活の質の向上に資する実証事業の実施によりスマートシティサービスの社会実装を加速化させることを目的とし、民間事業者等が実施するサービス実証や技術実証等を支援する。	地域課題に対し、テクノロジーの活用により解決を図るもので、公益性が高く、市民生活の質の向上に資する実証事業について、その経費の一部を補助する。	法人等団体	民間企業、大学、研究機関その他団体	10,000	あり(募集期間あり)	その他	https://www.city.chiba.jp/sogoseisaku/miraitoshi/smartcity/jisyouproject.html	043-245-5362	smartcity.POF@city.chiba.lg.jp
3	総合政策局	国家戦略特区推進課	千葉市無人航空機操縦者技能証明取得支援事業	改正航空法の令和4年12月の施行により、ドローン(無人航空機)の第三者上空飛行の解禁や操縦ライセンスの国家資格制度が創設された。ライセンス保持者が特定の機体を飛行させる場合は、これまで必要だった飛行許可が一部不要になるなどにより、各分野でのドローンの活用がより層進むことが期待されている。 初めてドローンを導入する際の費用やライセンス取得に係る講習費用など企業の負担感は大きく、普及に向けた後押しが必要である。	市内に拠点を持つ事業者等に対して技能証明取得に係る経費の一部を補助することで、自社人材によるドローンパイロットの養成・確保を支援し、ドローン活用による業務改善並びに新たなビジネスの創出等を図り、市内ドローン関連産業の振興につなげる。	改正航空法に基づく一等無人航空機操縦士、及び二等無人航空機操縦士の操縦技能証明の取得に係る、講習費用、学科試験・身体検査費用、証明書交付手数料の一部を補助する。 ※1等ライセンス 第1種認証機体でのレベル4飛行可能 ※2等ライセンス 第2種認証機体でのレベル1～レベル3飛行可能	法人等団体	・市内に本社または事業所を持つ民間企業、大学、研究機関など ・ドローン活用による業務の高度化や効率化、観光や広報、教育コンテンツの創出や空間の新たな利用価値の普及等を目的に、新たに自社人材でドローンを活用しようとする者	1,000	あり(未定)	計画・行革・財政・統計等	-	043-245-5368	tokku.POF@city.chiba.lg.jp
4	総合政策局	国家戦略特区推進課	千葉市未来技術等社会実装促進事業補助金	本市は、「幕張新都心を中核とした『近未来技術実証・多文化都市』の構築」を掲げ、2016年1月29日に国家戦略特区の指定を受けた。 「未来技術実証・多文化都市」の実現のため、ドローンや自動運転モビリティなどの近未来技術の社会実装を目指し、民間事業者主導による実証実験実施の支援など各種取組みを進めているところであり、実証を通して更なる技術検証等を行い、実用化に向けた実証を加速化させる必要がある。	未来技術の社会実装を実現させるため、民間事業者によるドローン宅配や自動運転モビリティなどの実証実験を費用面からも支援する補助制度を創設し、実用化に向けた実証を加速化させる。	(1)ドローンを活用した業務を新たに実施する市内企業に対して、経費の一部を補助する。 (2)自動運転の社会実装に向けた実証実験について、その経費の一部を補助する。 (3)未来技術モビリティの社会実装に向けた実証実験について、その経費の一部を補助する。 (4)モビリティ等連携システムの社会実装に向けた実証実験について、その経費の一部を補助する。	法人等団体	民間企業、大学、研究機関など	23,400	あり(未定)	計画・行革・財政・統計等	-	043-245-5368	tokku.POF@city.chiba.lg.jp
5	総合政策局	防災対策課	自主防災組織助成金(自主防災組織設置助成)	阪神淡路大震災により、大規模災害時には救援要請の増加や交通事情の悪化等により公的機関の救助が追い付かず、地域での自助・共助が重要となることが明らかになっている。 このような状況下においては、地域住民が平常時からお互いに協力し合い、防火防災訓練を実施し地域防災力の向上を図ることが必要不可欠であるが、地域は組織の資金不足により、市に対し財政面での補助の要望もある。	地域住民が「自分たちの町は自分たちで守る」ことを目的に自主防災組織を結成し、災害時に自助・共助を図る。 地域防災力を向上させ、災害時に自主防災組織が効果的な活動を行うためには、初期体制を整える必要があることから、自主防災組織の結成時に防災基盤及び資機材の供与を行うことにより、地域防災力の向上と自主防災組織の活動を促進する。	自主防災組織結成時に「設置助成」として、防災基盤・防災資機材を供与する。	法人等団体	自主防災組織	146	あり(随時)	安全・安心のまちづくり	https://www.city.chiba.jp/sogoseisaku/kikikanri/boasai/zisyubousetti.html	043-245-5113	bosaitaisaku.POCR@city.chiba.lg.jp
6	総合政策局	防災対策課	自主防災組織助成金(自主防災組織資機材購入・賃借助成)	阪神淡路大震災により、大規模災害時には救援要請の増加や交通事情の悪化等により公的機関の救助が追い付かず、地域での自助・共助が重要となることが明らかになっている。 このような状況下においては、地域住民が平常時からお互いに協力し合い、防火防災訓練を実施し地域防災力の向上を図ることが必要不可欠であるが、地域は組織の資金不足により、市に対し財政面での補助の要望もある。	地域住民が「自分たちの町は自分たちで守る」ことを目的に自主防災組織を結成し、災害時に自助・共助を図る。 地域防災力を向上させ、災害時に自主防災組織が効果的な活動を行うためには、充実した防災資機材の配備が必要であることから、自主防災組織の資機材購入・賃借に対して市が助成を行うことにより、地域防災力の向上と自主防災組織の活動を促進する。	自主防災組織が、防災活動に必要な資機材を購入または賃借した際に要する経費について、その費用の一部を補助する(H27年度から再助成を実施)。	法人等団体	自主防災組織	3,909	あり(随時)	安全・安心のまちづくり	https://www.city.chiba.jp/sogoseisaku/kikikanri/boasai/zisyubousetti.html	043-245-5113	bosaitaisaku.POCR@city.chiba.lg.jp
7	総合政策局	防災対策課	自主防災組織助成金(自主防災組織活動助成)	阪神淡路大震災により、大規模災害時には救援要請の増加や交通事情の悪化等により公的機関の救助が追い付かず、地域での自助・共助が重要となることが明らかになっている。 このような状況下においては、地域住民が平常時からお互いに協力し合い、防火防災訓練を実施し地域防災力の向上を図ることが必要不可欠であるが、地域は組織の資金不足により、市に対し財政面での補助の要望もある。	地域住民が「自分たちの町は自分たちで守る」ことを目的に自主防災組織を結成し、災害時に自助・共助を図るためには、平常時の訓練が必要不可欠であることから、自主防災組織が行う防火防災訓練に要する経費に対して補助を行うことにより、防火防災訓練の実施を促進し、地域防災力の向上を図る。	自主防災組織が行う防火・防災訓練に要する経費について、その費用の一部を補助する。	法人等団体	自主防災組織	4,253	あり(随時)	安全・安心のまちづくり	https://www.city.chiba.jp/sogoseisaku/kikikanri/boasai/zisyubousetti.html	043-245-5113	bosaitaisaku.POCR@city.chiba.lg.jp
8	総合政策局	防災対策課	避難所運営委員会活動支援補助金	各指定避難所の近隣町内自治会、自主防災組織によって、避難所運営委員会が設立されており、災害発生時に円滑に避難所の開設・運営ができるように、自主的な活動を支援する必要がある。	避難所運営委員会の自主的な訓練及び研修会等の活動を支援し、災害発生時の避難所運営を円滑に行える知識、技術及び防災意識の向上を図る。	避難所運営委員会が自主的な訓練及び研修会等を実施した場合に、補助限度額の範囲内で、その費用を補助する。	法人等団体	避難所運営委員会	5,613	あり(随時)	安全・安心のまちづくり	https://www.city.chiba.jp/sogoseisaku/kikikanri/boasai/hinannjounneiinnkaihojokinn.html	043-245-5113	bosaitaisaku.POCR@city.chiba.lg.jp

No.	①所管局	②所管課	③公開する補助金名	④補助事業を必要とする背景・課題	⑤補助目的・効果	⑥補助内容	⑦補助対象者(区分)	⑧補助対象者	⑨R7予算額 (千円)	⑩公募の有無	⑪行政分野 (市HPの分類)	⑫掲載HP	⑬電話番号	⑭メール アドレス
9	総務局	人材育成課	自主研修グループ助成補助金	千葉市を取り巻く社会環境の変化による「人材」の重要性の高まりに応え、職員一人ひとりが自主性、自律性を発揮して職務や自己啓発に臨む必要がある。その能力開発の1つの手段として、職員が自主的に職務に関連する能力や知識の習得を促進し、自発的な学習の機会を付与する必要がある。	目的・目標を同じくする職員がグループ単位で自主的・継続的な研修活動を行うことにより、職務の遂行に必要な知識、技能、態度等が効率的かつ効果的に習得でき、また、学習する機運の醸成にも資することから、こうした活動を活性化する。	5人以上の職員で構成されるグループが、自主的・継続的に行う研修活動であって、かつ、職務を遂行するうえにおいて必要な知識、技能、態度等を習得することを目的とするもののうち、活動に要した費用の一部を助成する。	個人	自主研修グループ代表者	32	なし	その他	-	043-245-5652	jinzaiikusei.GEG@city.chiba.jp
10	総務局	人材育成課	職員通信教育講座等受講支援助成金	千葉市を取り巻く社会環境の変化による「人材」の重要性の高まりに応え、職員一人ひとりが市政を担うプロフェッショナルとして、自らのキャリア形成を見据えて能力を高め、自主性・自律性を発揮して職務や自己啓発に臨む必要があるため、職員の能力開発の手段として、自主的に職務に関連する能力や知識の習得を促進し、自発的な学習の機会を提供する必要がある。	通信教育講座、eラーニング及び大学院等公開講座をはじめとした通学講座を受講することにより、職務の遂行に必要な能力や知識が効率的かつ効果的に習得でき、また、自己啓発の機運の高揚にも資することから、受講料を助成することにより受講の促進を図る。	通信教育講座、eラーニング、通学講座ともに、人材育成課長が指定する講座を修了した者、または、指定外であっても、現在の職務との関連性を説明したうえで、所属長の確認を受けた講座を修了した者に対して、受講料の半額(1講座当たり¥10,000を上限とする)を助成する。	個人	講座を修了した職員	184	なし	その他	-	043-245-5652	jinzaiikusei.GEG@city.chiba.lg.jp
11	総務局	人材育成課	職員資格取得支援助成金	職務に必要な資格の取得については、主に職員個人の負担により取得している状況であることから、人材育成課で指定した職務に有用な資格を取得した職員に受験費用の助成を行い、職員の自主的・自律的な学習意欲を引き出し、その向上を促進するとともに、個々の職員の職務上の必要性や意欲に応じた能力開発の支援、日常業務のみでは習得しづらい高度で専門的なスキルの獲得、向上をサポートする必要がある。	【目的】 ○職務に必要な能力の習得 ○キャリア形成に対する意識の向上、キャリア形成支援 【効果】 ○職務に必要な専門的スキルを獲得することにより、自信を持って業務に取り組み、積極的に事務を行う。 ○組織として、能力開発に取り組み姿勢や新しいことにチャレンジする意欲を評価、支援する環境づくり	人材育成課が指定した資格を取得した際、試験受験料は全額、講習受講料は半額を助成する。	個人	資格を取得した職員	484	なし	その他	-	043-245-5652	jinzaiikusei.GEG@city.chiba.lg.jp
12	総務局	人材育成課	課題研修助成補助金	社会環境の変化により、行政へのニーズはますます高度化、複雑化しており、本市が直面している課題も多く、柔軟かつ迅速な対応が求められていることから、先進的に取り組む自治体を視察し、調査・研究を行う必要がある。	先進的に取り組む自治体を視察し、事例を参考とすることで、効率的かつ効果的な解決手段を提言することができる。	3人以上の職員で構成されるグループが、市政の課題に関する先導都市の事例について視察・調査研究を行うことを目的とした研修活動であり、その実施計画書が承認された場合、活動に要した費用の一部を助成する。	個人	課題研修参加職員	100	なし	その他	-	043-245-5652	jinzaiikusei.GEG@city.chiba.lg.jp
13	市民局	市民自治推進課	千葉市を美しくする運動推進事業補助金	まちの美化や緑化等の住環境の保持・向上といった住みやすいまちづくりに向けた取り組みは、行政がまちづくりにおいて主導的な役割を果たしていくとともに、市民・団体・企業・大学などの様々な主体がまちづくりに参画し、連携を強化しながらまちづくりを進めていく必要がある。	「千葉市を美しくする会」は、町内自治会や公益的な活動を行う市民団体等で構成され、自主的に運営されている。 活動領域は市域全体をカバーしており、「街をきれいにしよう、美しい千葉市をつくろう」という理念のもとで行われている活動(まちの美化、緑化等の住環境の保持・向上)を補助することにより、市民の主体的な住みよいまちづくりを促進する。	千葉市を美しくする会が実施する環境美化、緑化の推進、地域住民の連帯意識の高揚等に関する事業に対してその費用の一部を補助する。	法人等団体	千葉市を美しくする会	5,375	なし	町内自治会・地域活動	https://www.bikai.org/	043-245-5138	jichi.CIC@city.chiba.lg.jp
14	市民局	市民自治推進課	町内自治会集会所建設等事業補助金	町内自治会等は、地域の環境整備や美化活動、防災・防犯活動や福祉への取り組みなど、地域課題の解決に向け、様々な公益的活動を行っている。町内自治会等がこのような活動を安定的に行うためには、拠点となる施設が必要であり、その建設等に当たっては多額の会費を積み立てなければならない。	町内自治会等の活動拠点となる集会所の建設費等を支援し、安定した活動が行える環境を整えることにより、地域の結びつきを強化し、活動の活性化を図る。	町内自治会等が、その活動拠点となる集会所を整備した場合、その経費の一部を補助する。	法人等団体	活動の拠点となる集会所の建設等を希望する町内自治会等	46,397	なし	町内自治会・地域活動	https://www.city.chiba.jp/shimin/shimin/jichi/syuu-kaijohojo.html	043-245-5138	jichi.CIC@city.chiba.lg.jp
15	市民局	市民自治推進課	町内自治会集会所施設借上費補助金	町内自治会等は、地域の環境整備や美化活動、防災・防犯活動や福祉への取り組みなど、地域課題の解決に向け、様々な公益的活動を行っている。町内自治会等がこのような活動を安定的に行うためには、拠点となる施設が必要となり、それを借上げるためには経費がかかる。	町内自治会等の活動拠点となる集会所の借上を支援し、安定した活動が行える環境を整えることにより、地域の結びつきを強化し、活動の活性化を図る。	町内自治会が、その活動拠点となる集会所の借上に要する経費の一部を補助する。	法人等団体	集会所を所有しておらず、活動の拠点となる集会所の借上を希望する町内自治会	3,108	なし	町内自治会・地域活動	https://www.city.chiba.jp/shimin/shimin/jichi/syuu-kaijohojo.html	043-245-5138	jichi.CIC@city.chiba.lg.jp
16	市民局	市民自治推進課	地区コミュニティづくり懇談会運営補助金	市内の各地域には、地域活動を行っている町内自治会を始め、各種団体活動を行っているNPO、社会貢献活動を行っている企業・大学など、様々な団体がまちづくりの担い手として積極的に活動しているが、これらの団体同士が交流する機会は少なく、横断的連携も十分でない状況にある。地域課題が複雑多様化する中で、市政と関わりが深い活動を行っている団体間の連携を支援し、課題の解決を促す必要がある。	団体間の横断的な連携を強化することにより、個々の団体だけでは解決が困難な地域課題を共有し、課題解決に取り組むとともに、地域のコミュニティ活動の推進を図る。	主に中学校区を範囲とした地域で活動している、町内自治会(各町内自治会及び概ね中学校区をエリアとし、そのエリア内にある町内自治会の連合組織である地区町内自治会連絡協議会)・NPO・企業・大学などの諸団体で構成する組織が、横断的連携を図りながらまちづくりを進めている活動の運営について、その費用の一部を補助する。	法人等団体	地区コミュニティづくり懇談会	150	なし	町内自治会・地域活動	https://www.city.chiba.jp/shimin/shimin/jichi/comm-kon.html	043-245-5664	jichi.CIC@city.chiba.lg.jp

No.	①所管局	②所管課	③公開する補助金名	④補助事業を必要とする背景・課題	⑤補助目的・効果	⑥補助内容	⑦補助対象者(区分)	⑧補助対象者	⑨R7予算額 (千円)	⑩公募の有無	⑪行政分野 (市HPの分類)	⑫掲載HP	⑬電話番号	⑭メール アドレス
17	市民局	市民自治推進課	地域運営委員会設立支援等補助金	少子超高齢化が進み、人口減少が見込まれる中、行政サービスの選択と集中が必要となっている。 また、市民ニーズの多様化・高度化・複雑化が進む中、行政による「公平・画一な対応」よりもサービス利用者、企業、市民による「ニーズに即した柔軟な対応」の必要性が高まっており、市民による内発的、主体的な取組みを行政が後押しする必要がある。 一方で、地域では、人材不足や住民の理解・協力不足・ノウハウの不足等により、個々の地域団体が複雑な地域課題に対応しきれなくなっている。	<目的> 地域で活動する様々な団体が参加して、住民同士の助けあい、支えあいによる地域運営が持続可能となる体制づくりを進めるため、地域運営委員会の設置を促進する。 <効果> 地域の実態や住民ニーズに応じて、柔軟に事業内容を決めることができる。 地域運営委員会が行う地域の課題解決、活性化のための各種取組みに必要な経費を補助する。	1 設立支援補助金 地域運営委員会の設立準備のための各種取組みに必要な経費を補助する。 2 活動支援補助金 地域運営委員会が行う地域の課題解決、活性化のための各種取組みに必要な経費を補助する。	法人等団体	1 設立支援補助金 地域運営委員会準備会など 2 活動支援補助金 地域運営委員会	2,200	なし	町内自治会・地域活動	https://www.city.chiba.jp/shimin/shimin/jichi/tiiki/unneiinkai.html	043-245-5664	jichi.CIC@city.chiba.lg.jp
18	市民局	市民自治推進課	区町内自治会連絡協議会運営補助金	住民にとって最も身近な地域組織である町内自治会の活性化は、地域コミュニティを醸成する上で重要であり、活動を一層効果的かつ効率的なものとしていくためには、各町内自治会間の連絡・調整等の機動的な組織「連絡協議会」活動が不可欠である。 このため、引き続き、活動を支援し、育成していく必要がある。	町内自治会の包括組織である区町内自治会連絡協議会と市があらゆる施策について協議するとともに、町内自治会の加入を促進することにより、各種施策の円滑な推進を進めるとともに、地域活動の担い手を増やし、市民主体の地域課題の解決を促進する。	区町内自治会連絡協議会が地域における諸課題について協議するための各種会議に係る経費、加入促進のリーフレットに係る費用、各地区町内自治会連絡協議会の運営に係る経費等を補助する。	法人等団体	各区町内自治会連絡協議会	7,801	なし	町内自治会・地域活動	中央区連絡： https://www.city.chiba.jp/chuo/chuikizukuri/jichikai.potal01.html 花見川区連絡： https://www.city.chiba.jp/hanamiyawasomujichikai.potal01.html 稲毛区連絡： https://www.city.chiba.jp/inage/chuikizukuri/jichikai.potal01.html 若葉区連絡： https://www.city.chiba.jp/wakaba/chuikizukuri/jichikai.potal01.html	043-245-5138	jichi.CIC@city.chiba.lg.jp
19	市民局	市民自治推進課	地域運営交付金	市では、地域で活動する様々な団体が組織の枠を超え、連携・協働し、将来にわたって共助の取組みを進めることができるようにするため、地域運営委員会の設置を促進している。 市の各事業所管課から地域の各団体にに対し様々な目的の補助金が交付されているが、これらは市内一律で制度設計され、使途も細かく規定されているため、地域のニーズに合わせて柔軟に活用することが困難である。	地域の各団体にに対して交付されている複数の補助金等を統合し、地域のニーズに合わせて柔軟に使途を決めることのできる補助金として一括して交付することで、地域運営委員会による地域のニーズに即した活動を促進、支援する。 (統合する補助金) 区町内自治会連絡協議会運営補助金(地区連協向け交付金)、廃棄物適正化推進員報償費(地区推進員向け)、民生委員・児童委員活動事業補助金(地区民児協向け交付金)、青少年健全育成事業補助金(青少年育成委員会活動事業)、青少年健全育成事業補助金(青少年相談員活動事業)、千葉市スポーツ振興会連絡協議会事業(小中学校地区市民体育行事)負担金、交通安全普及事業補助金(地区交通安全協議会向け助成金)、避難所運営委員会活動支援補助金、地域運営委員会活動支援補助金	地域の課題解決、活性化のための各種取組みに必要な経費を補助する。 ①団体間の情報共有及び地域課題の検討のための会議の開催 ②地域の実態及び住民ニーズの把握のための事業 ③広報活動 ④事業計画の策定 ⑤青少年の健全育成に関する事業 ⑥高齢者や障害者の支援、高齢者の生きがい対策に関する事業 ⑦スポーツ振興に関する事業 ⑧環境美化及びごみの適正排出・減量に関する事業 ⑨交通安全に関する事業 ⑩避難所運営に関する事業 ⑪その他、地域の課題解決、活性化につながる事業	法人等団体	地域運営委員会	13,701	なし	町内自治会・地域活動	https://www.city.chiba.jp/shimin/shimin/jichi/tiiki/unneiinkai.html	043-245-5664	jichi.CIC@city.chiba.lg.jp
20	市民局	市民自治推進課	町内自治会による多様な主体との連携活動支援補助金	地域コミュニティの中心的な役割を担っている町内自治会は、加入率の低下や担い手不足により活動継続が心配される状況にある。 将来にわたり、地域の実情に合ったまちづくりを進めるためには、町内自治会活動の継続が必要となる。 町内自治会が単独で実施できないことは、地域で活動する様々な団体と協力していく必要があるが、ボランティア的に活動している町内自治会にとっては、連携に際して生じる人件費等の経費の支払いに困難や抵抗がある状況である。	連携にあたり町内自治会が連携相手に支払う経費を助成することで、町内自治会が他団体との連携を前向きに捉え、様々な団体と協力して課題解決に取り組むことへの新たな動機付けとなる。	町内自治会がNPO等の他団体と連携して新たに取り組む事業のうち、次のいずれかに該当する事業について、連携にあたり、連携相手となる団体に対して直接支払いが必要となる経費を補助する。 ア 地域課題解決等、町内自治会が担う公共的、公益的な事業 イ 運営の円滑化や活動の充実等、町内自治会の活動の継続につながる事業	法人等団体	町内自治会	400	あり(募集期間あり)	町内自治会・地域活動	https://www.city.chiba.jp/shimin/shimin/jichi/jichirenkei/hojyokin.html	043-245-5664	jichi.CIC@city.chiba.lg.jp
21	市民局	区政推進課	上水道配水管布設事業補助金	上水道の配水管を布設する事業により給水を受けようとする者の経済的な負担を軽減することによって、上水道を普及し、生活用水の確保と、公衆衛生の向上を図る。	上水道の配水管を布設する事業により給水を受けようとする者の経済的な負担を軽減することによって、上水道を普及し、生活用水の確保と、公衆衛生の向上を図る。	上水道の配水管を布設する事業により給水を受けようとする者が、配水管布設工事の実施に伴って負担する費用の一部を補助する。 ※給水管布設工事は補助対象外	個人	新たに上水道での給水を受けようとする市民	200	あり(随時)	上下水道	http://www.city.chiba.jp/shimin/shimin/kusei/jousuidou.html	043-245-5133	kusei.CIC@city.chiba.lg.jp
22	市民局	地域安全課	防犯街灯補助金	夜間の犯罪を抑止すること及び歩行者の安全な通行を図ることを目的に、町内自治会自ら行っている防犯街灯の設置及び維持管理については、公益性が高く今後も推進していく必要がある。 補助金交付要綱を制定し、設置及び維持管理に要する経費の一部を補助することとした。	町内自治会等が行う防犯街灯の設置を推進し、夜間の犯罪抑止及び歩行者の安全な通行を図る。	町内自治会等が行う防犯街灯の設置(設置費)及び維持管理(管理費、修理費)に要する経費の一部を補助する。	法人等団体	地区町内自治会連絡協議会及び市内町内自治会並びにこれに準じる団体	160,164	あり(募集期間あり)	安全・安心のまちづくり	http://www.city.chiba.jp/shimin/shimin/chikienzen/bouhangaitou.html	043-245-5264	chiikienzen.CIC@city.chiba.lg.jp
23	市民局	地域安全課	千葉市防犯協会連合会運営補助金	本市の刑法認知件数は平成12年をピークに令和元年まで19年連続で減少をしており、引き続き犯罪を減少させ、安心で安全なまちづくりを推進することが課題である。	千葉市防犯協会連合会が実施する、市民等への自主防犯思想の普及と防犯活動の円滑な推進を図ることで、市内の犯罪減少を目指し、犯罪のない明るく住み良い千葉市の実現を図る。	千葉市防犯協会連合会が中心となって行う、防犯意識の啓発・普及(防犯キャンペーンの実施や防犯グッズの配布、防犯広報紙の発行など)、犯罪の予防警戒活動の推進(青色防犯パトロール車両の運用など)、防犯功労者(団体)の表彰、単位防犯協会及び各種防犯関係団体等との連絡調整に要する事業などについて、費用全額を補助する。	法人等団体	千葉市防犯協会連合会	5,500	なし	安全・安心のまちづくり	http://www.chibashi-bouhan.jp/	043-245-5264	chiikienzen.CIC@city.chiba.lg.jp
24	市民局	地域安全課	交通安全普及事業補助金	近年の交通事故の傾向として、自転車関係する事故や高齢者が犠牲となる死亡事故等の重大な事故の割合が高い水準となっていることから、悲惨な交通事故の発生を防ぐため、市内の代表的な交通安全団体である交通安全推進協議会、市内各交通安全協会及び市内各地域交通安全活動推進委員協議会への支援を行っている。	地域に密着した交通安全の啓発活動を実施している交通安全推進協議会、市内各交通安全協会及び市内各地域交通安全活動推進委員協議会に対して補助を行い、交通安全の推進・交通事故の抑止を図る。	千葉市交通安全推進協議会が実施する交通安全運動啓発キャンペーン及び市内各小学校地区交通安全協議会への支援、市内各交通安全協会が実施する交通安全啓発キャンペーン等に対する支援、市内各地域交通安全活動推進委員協議会が実施する交通安全啓発活動及び違法駐車等の解消等に寄与する活動等の経費の一部を補助する。	法人等団体	千葉市交通安全推進協議会、千葉市内各交通安全協会及び千葉市内各地域交通安全活動推進委員協議会	2,402	なし	安全・安心のまちづくり	-	043-245-5148	chiikienzen.CIC@city.chiba.lg.jp

No.	①所管局	②所管課	③公開する補助金名	④補助事業を必要とする背景・課題	⑤補助目的・効果	⑥補助内容	⑦補助対象者(区分)	⑧補助対象者	⑨R7予算額 (千円)	⑩公募の有無	⑪行政分野 (市HPの分類)	⑫掲載HP	⑬電話番号	⑭メール アドレス
25	市民局	地域安全課	商店街路灯補助金	夜間の犯罪を抑止すること及び商店街歩行者の安全な通行を図ることを目的に、商店街が行っている街路灯の設置及び維持管理については、公益性が高く、推進していく必要があることから、補助金交付要綱を制定し、設置及び維持管理に要する経費の一部を補助することとした。	商業団体が行う街路灯の設置、維持管理を推進し、夜間の犯罪抑止及び商店街歩行者の安全な通行を図る。	商業団体が行う街路灯の設置(設置費)及び維持管理(管理費、修理費、撤去費)に要する経費の一部を補助する。	法人等団体	以下の商業団体 ・市内に主たる事業所を有すること。 ・任意の商業団体は、会員の全部が市内に事業所を有しており、団体設立から1年以上を経過し相当の事業実績を有すること。	26,199	あり(募集期間あり)	安全・安心のまちづくり	http://www.city.chiba.jp/shimin/shimin/chikiandezen/syoutengaigairou.html	043-245-5264	chiikianzen.CIC@city.chiba.lg.jp
26	市民局	地域安全課	防犯カメラ設置補助金	犯罪を抑止することを目的に、町内自治会及び地区町内自治会連絡協議会が防犯カメラを設置することについては、公益性が高く、防犯カメラの設置を促進していく必要があることから、補助金交付要綱を制定し、設置に要する経費の一部を補助することとした。	町内自治会及び地区町内自治会連絡協議会が行う防犯カメラの設置を促進し、ひったくり等の犯罪を抑止することで、安全・安心なまちづくりに寄与する。	町内自治会及び地区町内自治会連絡協議会が防犯カメラの設置に要する経費の一部を補助する。	法人等団体	町内自治会、地区町内自治会連絡協議会	15,000	あり(募集期間あり)	安全・安心のまちづくり	http://www.city.chiba.jp/shimin/shimin/chikiandezen/r6_hanzaihigaishatoushinobouhan.html	043-245-5264	chiikianzen.CIC@city.chiba.lg.jp
27	市民局	地域安全課	犯罪被害者等が日常生活に要する費用の補助金	犯罪被害者等の権利利益の保護並びに犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図ること。	犯罪等に起因して直面する日常生活に支障が生じている犯罪被害者等が地域社会で安心して暮らすことができるよう、補助を行う。	犯罪被害者等が日常生活を円滑に営むために要する、家事等支援費用、保育等サービス費用、配食サービス費用、及び転居に係る費用の一部を補助する。	個人	補助要件を満たす犯罪被害者等	234	なし	安全・安心のまちづくり	https://www.city.chiba.jp/shimin/shimin/chikiandezen/r6_hanzaihigaishatoushienjourei.html	043-245-5264	chiikianzen.CIC@city.chiba.lg.jp
28	市民局	文化振興課	文化事業等補助金(地域文化活性化事業・文化芸術普及事業・こども若者文化支援事業)	千葉市らしい文化芸術を育て、文化芸術が盛んなまちとして認知されることで、市民の文化芸術活動のさらなる高まりと広がりを促進する。また、市民が文化芸術に気軽に触れられる環境を整備し、次世代を担う人材の育成を通じて、持続可能な文化芸術の発展を図る。	文化芸術を通じてまちの魅力やにぎわいを高め、市民が気軽に芸術にふれられる環境づくりを進めていくとともに、文化を創造する人材の育成や支援を行い、こどもたちが文化芸術に親しむ機会を広げることで、次世代の人材育成にも繋げることが期待できる。	千葉市文化振興財団が行う以下の事業の一部を補助する。 1.地域文化活性化事業 市民、企業、地元商店街等の協力のもと実施されるジャズのイベント「バイサイドジャズ千葉」等 2.文化芸術普及事業 千葉市芸術文化新人賞受賞者のフォローアップのための支援事業等 3.こども若者文化支援事業 こどもや若者を対象に、様々な文化芸術の分野について、参加・体験の機会を提供する	法人等団体	公益財団法人千葉市文化振興財団	34,206	なし	文化・スポーツ・生涯学習	http://www.city.chiba.jp/shimin/seikatsubunka/bunka/chiiikibunkakassei.html	043-245-5961	bunka.CIL@city.chiba.lg.jp
29	市民局	文化振興課	芸術文化振興事業補助金	従前より特定の芸術文化団体に対し共催事業負担金を支出していたが、これを見直し、支援対象事業を公募により決定することで、公平性・透明性を高めるとともに、支援対象の幅を広げ、より効果的な芸術文化活動支援を目指すため、補助金制度を新設した。	芸術文化活動への参加及び鑑賞等の機会を市民に広く提供し、また芸術文化活動をする人材を継続的・段階的に育成するとともに、市内における芸術文化の振興を図る事業に対し、その費用の一部をもてるような環境を作るとともに、幅広い芸術文化団体の活動の振興を図る。	市民の参加及び鑑賞等の機会を広く提供し、また芸術文化活動をする人材を継続的・段階的に育成するなど、市内における芸術文化の振興を図る事業に対し、その費用の一部を補助する。	個人・法人等団体	自ら企画・遂行する能力のある非営利の個人または団体(実行委員会形式を含む) ※ただし、いくつかの要件をすべて満たすものでなくてはならない。	3,900	あり(募集期間あり)	文化・スポーツ・生涯学習	https://www.city.chiba.jp/shimin/seikatsubunka/bunka/geiijutubunkashinkohojyokin2.html	043-245-5961	bunka.CIL@city.chiba.lg.jp
30	市民局	文化振興課	千葉市音楽団体等活動支援事業補助金	音楽団体等がこれからも継続して活発に音楽鑑賞公演を開催できるよう、会場費の補助を行う補助金制度を新設した。	文化芸術活動の創出に向けて、音楽団体等がこれからも継続して活発に音楽鑑賞公演を開催できるよう支援することを目的としており、観客を動員する公演が多く開催されることで、市民の鑑賞の機会が増えることが期待できる	千葉県内に設置された「劇場・音楽堂等の事業の活性化に関する法律」の劇場・音楽堂等の要件を満たす公共・民間施設の室内ホールを借用して実施される、不特定多数の観客を動員する音楽鑑賞公演(鑑賞料金は有料・無料どちらでも可)又は練習等に対し、会場費(施設使用料、附属設備利用料)の一部を補助する。	個人・法人等団体	・募集要項を公表した日において、団体の活動拠点が市内にあること。 ・自ら事業を企画し遂行する能力があるとともに、会則、規約等及び役員又は会員名簿を有しており、事業を実施するにあたって明確な会計経理がなされる非営利の文化芸術団体であること。 ※ただし、いくつかの要件をすべて満たす団体に限る。	10,000	あり(募集期間あり)	文化・スポーツ・生涯学習	https://www.city.chiba.jp/shimin/seikatsubunka/bunka/ongakukouenhozory5-2.html	043-245-5961	bunka.CIL@city.chiba.lg.jp
31	市民局	スポーツ振興課	千葉市バラスポーツ振興補助金	障害者一人ひとりのニーズに合ったスポーツ活動の機会が不足している。 ・気軽にスポーツ活動に参加できる機会を更に増やす必要がある。 ・継続的な活動につなげるため、教室や体験会など定期的な実施・開催が必要である。 ・身近な地域で活動できるよう、既存の施設に加え、市内のスポーツ施設や福祉施設等を活用した取り組みが必要である。	障害者のスポーツ活動参加を促進し、生きがいや生活の質の向上、健康づくりの機会等を創出する	障害者を対象としたスポーツ教室や体験会の開催費用を補助する	法人等団体	スポーツ団体、バラスポーツ団体、スポーツ振興会、障害者支援施設(社会福祉法人など)、障害者団体等の福祉団体、町内自治会、NPO法人、スポーツ施設(体育館、コミュニティセンターなど)、民間企業(スポーツクラブなど)、大学(学生によるサークルや実行委員会)など	1,200	あり(随時)	文化・スポーツ・生涯学習	https://www.city.chiba.jp/shimin/seikatsubunka/sports/sinkouhojyokin.html	043-245-5622	sports.CIL@city.chiba.lg.jp
32	市民局	スポーツ振興課	スポーツ関係団体事業補助金(千葉市スポーツ振興会連絡協議会活動補助金)	現在、少子高齢化や核家族化等の進展により、地域住民の健康づくり・仲間づくりなど地域の連帯感の醸成を図る場が少なくなっている。 ・各地区スポーツ(社会体育)振興会(以下「各地区振興会」という)は、市内74地区において組織されており、地域のスポーツ・レクリエーション行事やスポーツ大会等を通して、地域住民の健康づくり、仲間づくりや地域の連帯感や協調性の醸成に寄与しており、今後より一層の活動の充実が求められている。	各地区振興会の包括的組織である、千葉市スポーツ振興会連絡協議会(以下「連絡協議会」という)の活動を支援することにより、全市的なスポーツ・レクリエーション活動の充実を図るとともに、全市的なコミュニティの活性化を促進し、地域の連帯感の醸成を図ることを目的とする。	各地区振興会の地区のスポーツ・レクリエーション行事やスポーツ大会等を、効果的・効率的に運営実施するため、「連絡協議会」が実施する「情報交換のための各種会議・研修会」や、地域のスポーツ振興に功績のあった者等を表彰する「顕彰事業」について、各地区からの会費収入及び研修会参加費等の自主財源を除く運営費用の一部を補助する。	法人等団体	千葉市スポーツ振興会連絡協議会	650	なし	文化・スポーツ・生涯学習	http://chibacity.sportsin.or.jp/home.html	043-245-5968	sports.CIL@city.chiba.lg.jp

No.	①所管局	②所管課	③公開する補助金名	④補助事業を必要とする背景・課題	⑤補助目的・効果	⑥補助内容	⑦補助対象者(区分)	⑧補助対象者	⑨R7予算額 (千円)	⑩公募の有無	⑪行政分野 (市HPの分類)	⑫掲載HP	⑬電話番号	⑭メール アドレス
33	市民局	スポーツ振興課	千葉市スポーツ協会運営補助金(人件費及び運営管理費)	スポーツ・レクリエーション活動は、市民の健康増進、体力の維持、コミュニティの活性化など、豊かな地域社会の形成に寄与するものである。近年、少子高齢化の進展、ライフスタイルの変化などにより、スポーツへのニーズはますます多様化している。 平成3年に、本市のスポーツ活動の振興をより専門的な見地から実施するための外郭団体として財団法人千葉市スポーツ振興財団を設立し、設立当初より市の施策を補完する団体として、公益性の極めて高い団体として位置づけ、当該財団の運営及びスポーツ振興事業に関する経費の一部に補助金を交付してきた。 さらに、平成8年には、財団法人千葉市海洋スポーツ協会を統合し、海洋思想普及事業及びヨットハーバーの管理運営事業に要する経費の一部の補助金が交付されている。平成31年4月に千葉市体育協会と統合し、公益財団法人千葉市スポーツ協会へ移行した。	当該協会は、本市のスポーツ活動の振興を目的に設置された外郭団体であり、当該財団の管理運営に関する経費の一部を補助することにより、本市のスポーツ振興に寄与するとともに、市民のスポーツに対する意識・関心を高め、健康づくりの普及啓発を図る各種事業の円滑な実施を行うことができる。	当該協会の管理運営に関する経費のうち、本市のスポーツ振興事業に係る、人件費及び運営管理費を補助する。	法人等団体	公益財団法人千葉市スポーツ協会	65,459	なし	文化・スポーツ・生涯学習	http://chibacity.spo-sin.or.jp/home.html	043-245-5966	sports.CIL@city.chiba.lg.jp
34	市民局	スポーツ振興課	千葉市スポーツ協会運営補助金(スポーツ振興事業)	近年、生活様式の多様化により、食生活の変化や運動不足などに伴う生活習慣病の増大、複雑化する現代社会におけるストレスなどによる健康への影響が懸念されており、子どもから大人まで、その予防・改善対策としてのスポーツ・レクリエーションへの期待が高まっている。市民のスポーツ実施率向上を目指すなか、市に期待する取組点として、「健康・体力づくりの推進」「スポーツ施設の充実」などへのニーズが高まっている。 こうしたことから、ライフステージに応じたニーズに対応し、より多くの市民が参加しやすいスポーツ行事を充実するほか、スポーツに関する情報発信により、事業の参加・交流の促進を図っていく必要がある。	協会が実施する本市のスポーツ活動を振興していくために必要な事業費の一部を補助することにより、市民のスポーツに対する意識・関心を高める事業を継続して実施できるほか、市民の健康づくりの普及啓発を振興することができる。	協会が実施する各種スポーツ大会・スポーツ教室の開催や、スポーツの情報提供、ジュニアの強化育成等の事業について、その費用の一部を補助する。	法人等団体	公益財団法人千葉市スポーツ協会	105,548	なし	文化・スポーツ・生涯学習	http://chibacity.spo-sin.or.jp/home.html	043-245-5966	sports.CIL@city.chiba.lg.jp
35	市民局	スポーツ振興課	千葉市スポーツ協会運営補助金(海洋思想普及事業)	稲毛ヨットハーバーは、本市の特色あるマリンスポーツの場として親しまれており、特にヨットは近隣の中学校や高等学校でも部活動として取り入れられるなど、本市のマリンスポーツの拠点として位置づけられている。 稲毛ヨットハーバーを活動拠点に海洋スポーツの普及振興を実施してきた財団法人千葉市海洋スポーツ協会が、平成8年に財団法人千葉市スポーツ振興財団に統合されたことから、稲毛ヨットハーバーを管理運営している千葉市スポーツ振興財団(現公益財団法人千葉市スポーツ協会)に対して、本市の海洋スポーツ振興事業、ヨットハーバー管理運営事業に要する経費の一部の補助金を交付し、マリンスポーツの振興を図る必要がある。	ヨット教室などの海洋スポーツ振興事業の実施や、利用者の安全を確保するための監視業務の実施をすることで、本市の特色のひとつである豊かな緑と水辺を活かしたスポーツ・レクリエーション活動を推進し、市民への稲毛ヨットハーバーを活用した海洋スポーツの普及・啓発を図る。	海洋スポーツに関する教室を行う海洋スポーツ振興事業と、稲毛ヨットハーバーの施設管理や帆走海域監視に関するヨットハーバー管理運営事業について、その一部を補助する。	法人等団体	公益財団法人千葉市スポーツ協会	51,308	なし	文化・スポーツ・生涯学習	http://chibacity.spo-sin.or.jp/home.html	043-245-5966	sports.CIL@city.chiba.lg.jp
36	市民局	男女共同参画課	千葉市性暴力被害者支援センター事業補助金	性暴力(性に関わる暴力)は、被害者の心身に深い傷を残し、その後の性的関係や社会生活を損なう重大な健康被害であり、人権侵害にもかかわらず、今なお被害者が容易に声を上げることのできない状況が続いている。そのため、被害者の苦悩は多くの人に理解されないだけでなく、適切な被害支援も行われていない。性暴力被害に遭った場合、本来はすぐに産婦人科医を受診し、緊急避妊(有効なのは72時間以内)や性感染症予防などの処置をするのが望ましい。しかし、誰にも相談できず、警察への通報をためらう人も少なくない。 そこで、性暴力被害から回復する支援として、被害を受けた直後から治療やカウンセリング、警察への連絡などの総合的な手助けを1か所で受けられる、急性期の相談拠点となる「支援センター」において、適切に支援する体制が必要とされている。 なお、「第3次犯罪被害者等基本計画」(平成28年4月1日閣議決定)では、ワンストップ支援センターの設置を促進するための施策が盛り込まれ、「第5次男女共同参画基本計画」(令和2年12月25日閣議決定)では、行政が関与するワンストップ支援センターや支援拠点等の設置数を令和7年までに全国で60か所にするなどや、各都道府県で365日緊急対応が可能になることを成果目標としている。	性暴力被害者及びその関係者が被害から回復するための支援として、千葉市内で活動している団体へ必要な事業費の一部を補助することにより、事業の継続・発展的な実施を行うことができる。 また、性暴力被害者に対する支援を通じて、性暴力に対する認知を広げ、性暴力のない社会を目指す。	性暴力被害者支援センター事業を実施する団体に対し、内閣府「性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金」の被害者相談支援運営・機能強化等事業の対象経費(相談センターの運営に要する経費等)の一部を補助する。	法人等団体	性暴力被害者支援センター事業を実施する団体	2,000	なし	その他	-	043-245-5060	danjo.CIL@city.chiba.lg.jp
37	市民局	消費生活センター	迷惑電話等防止機器設置補助金	近年、高齢者を狙い、親族を装う「オレオレ詐欺」やキャッシュカードや通帳をだまし取る「預貯金詐欺」などの電話de詐欺の被害が深刻化している。また、電話による、しつこい勧誘や脅迫まがいの売り込みで、電話をなかなか切らせてもらえず、自宅訪問をOKしたり、不要な商品を購入させられたりする消費者被害も数多く発生している。	電話de詐欺や迷惑電話などについては、防止機器(通話録音装置、着信拒否装置、それらの機能を内蔵する固定電話)を設置することが効果的であることから、防止機器を購入・設置する高齢者に対して補助金を交付することにより、消費者被害を未然に防止する。また、これらの事業を実施することにより市民の防犯意識の向上を図る。	防止機器(通話録音装置、着信拒否装置、それらの機能を内蔵する固定電話)を購入・設置する事業について、その費用の一部を補助する。 ※1世帯1回1台限り	個人	対象機器購入設置者 市内に住所(住民登録)を有する65歳以上の方で以下のいずれかに該当する者 ①65歳以上の方のみの世帯、②家族と同居しているが、日中は65歳以上の方のみとなることが常態である世帯	3,000	あり(募集期間あり)	安全・安心のまちづくり	https://www.city.chiba.jp/shimin/seikatsubunka/s-hohi/index.html	-	-
38	市民局	国際交流課	千葉市国際交流協会補助金(人件費及び事務管理費)	国際交流協会は、本市の国際化施策を推進するために設立された団体であり、本市における多文化共生社会実現のための事業を実施しているが、事業が営利目的ではないことから、団体の維持管理上に必要な経費の支援が必要である。	行政の補完としての事業を実施する団体を安定的に運営することで本市の国際化に寄与する。	法人の管理運営に係る経費全般(人件費含む)について補助する。	法人等団体	公益財団法人千葉市国際交流協会	7354	なし	平和・人権・国際交流	-	043-245-5018	kokusai.CIC@city.chiba.lg.jp
39	市民局	国際交流課	千葉市国際交流協会補助金(多文化共生社会推進事業)	本市には、総人口の4%強、100ヶ国余出身の外国人が住民登録をしており、多文化共生社会実現に向けた取組みは必須となっている。国際交流協会は、本市の国際化施策を推進するために設立された団体であり、多文化共生社会推進に向けた事業を実施しているが、これらは営利目的ではないため、自主財源のみでの事業実施が困難であることから市補助金を活用しての事業実施となっている。	国際交流協会が実施する多文化理解推進事業、外国人市民支援事業、市民活動支援事業、情報収集・提供にかつ事業及び従事者等の人件費に対する補助を行い、多文化共生社会の推進を図る。	国際交流協会の実施する多文化理解推進事業、外国人市民支援事業、市民活動支援事業、情報収集・提供及び調査等、広範かつ高い専門性を要する業務の遂行にかかる人件費及び事務費の一部を補助する。	法人等団体	公益財団法人千葉市国際交流協会	91327	なし	平和・人権・国際交流	-	043-245-5018	kokusai.CIC@city.chiba.lg.jp
40	保健福祉局	保護課	要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付事業補助金	生活保護は、生活に困窮した者がその利用し得る資産、稼働能力その他あらゆるものの活用を図っても、なお最低限度の生活が維持できない場合に適用されるもので、居住用不動産(土地及び家屋)についても、これを活用することが生活保護を適用するための要件である。 これまで居住用不動産については、高額な場合を除き、売却せずに保有を認めながら保護を適用してきたが、居住用不動産を担保に生活資金を貸し付けることにより、長年住み慣れた住居に住み続けながら居住用不動産の活用を促す施策として、厚生労働省が現行制度の前身である「要保護世帯向け長期生活支援資金」を平成19年4月に生活福祉資金貸付制度の一類型として創設した。 貸付事業を行う都道府県社会福祉協議会の貸付原資は国と都道府県(指定都市)が負担するものとなれ、国の制度に定められた事業であることから補助を必要とする。	一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居を所有し、又は住み続けることを希望する要保護の高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として生活資金の貸付けを行うことにより、その世帯の自立を支援し、併せて生活保護の適正化を図る。	千葉県社会福祉協議会が行う要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付事業に要する貸付原資を補助する。	法人等団体	千葉県社会福祉協議会	5,000	なし	その他	-	043-245-5165	hogo.HW@city.chiba.lg.jp

No.	①所管局	②所管課	③公開する補助金名	④補助事業を必要とする背景・課題	⑤補助目的・効果	⑥補助内容	⑦補助対象者(区分)	⑧補助対象者	⑨R7予算額 (千円)	⑩公募の有無	⑪行政分野 (市HPの分類)	⑫掲載HP	⑬電話番号	⑭メール アドレス
41	保健福祉局	保護課	民間救護施設職員待遇改善事業補助金	救護施設は、入所定員が増えない限りは基本的に一定額の収入しかないため、国基準を超えて職員の増員を図ることは、経営する上で大きな負担となる。 また、当該施設の入所者は、高齢化の進展と障害の重症複雑化により、日常的に介助が必要者が多数となっている。しかし、国の配置基準は5.6:1に過ぎず(例えば特養は3:1)、多様化する入所者事情に適切に対応しつつ、自立に向けた援助を実施するためには、著しく不足することが予想され、人員配置面での支援が不可欠である。 以上のことから、国基準以上の職員配置を行う民間救護施設に対する補助を実施することで虐待の防止など適切な運営を確保するとともに、入所者の自立の促進を強化する必要がある。	民間救護施設職員の配置を厚くすることにより、施設の適正な運営を確保するとともに、入所者の自立の促進を図る。	国が定める配置基準を上回って配置する職員の雇用(1施設2名を限度とする。)に要する経費を補助する。 補助金交付額は、基準額と補助対象職員の経費を比較して少ない方の額。	法人等団体	民間救護施設	1,840	なし	その他	-	043-245-5165	hogo.HW@city.chiba.lg.jp
42	保健福祉局	地域福祉課	千葉市戦災遺族会運営補助金	戦後80年が経過し、世界の恒久平和を求め平和都市宣言を行っている千葉市にとって、平和な千葉市の発展と、平和で豊かな生活を守るために、戦争の悲惨さと平和の尊さについて市民等に認識していただき、次の世代に語り継ぐ必要があるとともに、高齢化が進む戦災の遺族に対する支援が必要である。	千葉市戦災遺族会は、千葉市において空襲等の戦災によって亡くなった一般の方の遺族によって組織されたもので、遺族や他の戦災関係機関との連絡調整を行い、政府主催の全国戦没者追悼式など、戦没者・戦災死没者を追悼する行事等へ参加し、戦災死没者の慰霊を行っている。また、遺族の相談窓口となり、遺族の援護を図っている。 千葉市戦災遺族会の活動を支援し、多くの遺族が追悼行事や会の活動に参加できることで、戦災の惨憺による犠牲者を悼むとともに、その遺族の福祉増進を図ることができる。	戦没者・戦災死没者を追悼する行事等へ参加し、他の戦災関係団体と連絡・調整を行っている千葉市戦災遺族会の運営に対し、行事参加や、行事参加に伴う連絡・会議に係る費用等の一部を補助する。	法人等団体	千葉市戦災遺族会	50	なし	平和・人権・国際交流	-	043-245-5218	chiiki.HWH@city.chiba.lg.jp
43	保健福祉局	地域福祉課	民生委員・児童委員活動事業補助金	民生委員協議会、民生委員に関する指導訓練については、民生委員法第26条により政令市が費用を負担することが明記されている。 平成5年度よりこれらの費用を対象に補助を実施している。千葉市民生委員・児童委員協議会は、民生委員法により委嘱された民生委員の資質向上のための研修、市からの依頼事務などを取りまとめ、全ての民生委員へ周知・指導している。同協議会の運営は会員である民生委員からの会費で賄っているが、会費以外に収入源が無いことから研修会の実施も困難な状況にある。 民生委員の必要性が高まる昨今、民生委員の資質向上を図ることにより、市民の福祉向上につながることから、市として補助を行う必要がある。	各区民生委員児童委員協議会(6区、毎月開催)、各地区民生委員児童委員協議会(79地区、毎月開催)で活動が展開され、独居高齢者の把握や要介護者の介護保険の申請につながることや、見守り活動等の効果をあげ、各区での全体研修会(6区、年1回)の開催や、全国研修会への参加等により民生委員の資質向上を図る。 市民生研修会への参加等により民生委員の資質向上を図る。 市民生委員児童委員協議会が研修会や地域に馴染んだ活動を展開することにより、独居高齢者の把握・見守りを始めとする福祉の向上につなげること等の効果が期待できる。	千葉市民生委員児童委員協議会に対し、以下の事業に係る経費を補助 ①活動のための調査研究、②資質向上のための研修会、大会の開催及び外部研修への参加、③活動の普及及び啓発、④区民生委員・児童委員協議会の指導・助言及び連絡調整、⑤地区民生委員・児童委員協議会の指導・助言及び連絡調整のための事務経費	法人等団体	千葉市民生委員児童委員協議会	16,529	なし	その他	-	043-245-5218	chiiki.HWH@city.chiba.lg.jp
44	保健福祉局	地域福祉課	千葉市社会福祉協議会補助金(地域ぐるみ福祉ネットワーク事業)	地域ぐるみ福祉ネットワーク事業は、①地区部会(千葉市社会福祉協議会の趣旨に賛同する住民が概ね中学校区毎に組織し福祉活動を行う団体)、②ボランティアセンター(市社協がハーマニープラザ及び各区事務所に設置)の活動を活性化し、地域福祉の推進を図ることを目的としている。 本市が進めている地域福祉を推進するには、地域における福祉の担い手やコーディネーター等の人材育成が重要であることから、地域ぐるみ福祉ネットワーク事業の円滑な推進が必要である。	市内67地区部会の活性化や市内7カ所のボランティアセンターの円滑な運営をすることにより、地域福祉の推進を図る。	福祉活動推進員研修会の開催、地区部会が行う「ふれあい・子育てサロン」等に対する助成、ボランティア養成講座の開催等、千葉市社会福祉協議会が市内67地区部会や市内7カ所のボランティアセンターの活動を活発にするために行う様々な事業経費に対し補助する。	法人等団体	千葉市社会福祉協議会	7,382	なし	その他	-	043-245-5158	chiiki.HWH@city.chiba.lg.jp
45	保健福祉局	地域福祉課	千葉市社会福祉協議会補助金(人件費及び運営管理費)	千葉市社会福祉協議会(以下「市社協」という。)は、地域住民や各種団体(団体・機関・福祉施設など)と協力し、総合的な福祉の推進を図るために設置された民間の福祉団体で、社会福祉法第109条において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と規定され、千葉市において社会福祉事業やその他関連事業の健全な発達、社会福祉活動の活性化のための活動を行っている。 市社協の行う事業は、公益性が高く市と住民と共に力を合わせて進める千葉市の地域福祉の推進にも寄与している。市社協は、非収益事業が中心で会費収入や寄付金等を主な財源としているため、自主財源のみで財政基盤を確立し経営を安定させることが困難な状況にあることから、運営経費を補助する必要がある。	自主財源のみで運営することが困難な状況にある市社協に対し必要な補助を行うことにより、市社協の安定的な運営が可能になる。 これにより、市社協の行う公益性の高い事業の継続的な実施が可能となり、千葉市と市社協とが共同で進めている地域福祉の推進が図られ、市民福祉の向上に繋がることとなる。	市社協の運営に要する職員の人件費や事務局維持管理費等に対し補助する。	法人等団体	千葉市社会福祉協議会	525,267	なし	その他	-	043-245-5158	chiiki.HWH@city.chiba.lg.jp
46	保健福祉局	地域福祉課	更生保護団体補助金(千葉市保護司会連絡協議会)	犯罪の凶悪化・低年齢化が続いており、市民が安全・安心に暮らせるまちづくりを進めるためには、犯罪の予防及び罪を犯した人の更生に係る活動がますます重要となっている。	保護司は、保護司法に基づき法務大臣の委嘱を受けて、それぞれの自治体において犯罪・非行の予防活動や犯罪・非行に陥った人の更生支援を行っている。千葉市保護司会連絡協議会は各区に設置された保護司会の連絡調整、犯罪予防活動の推進、協力組織との連携の推進等を行っている。 千葉市保護司会連絡協議会が行う、犯罪や非行を防止し犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支えるための広報活動を支援することにより、保護観察活動を円滑に進め、犯罪や非行の予防と、犯罪や非行をした人の更生の促進が図られ、本市の「安全・安心のまちづくり」に寄与する。	千葉市保護司会連絡協議会の運営に対し、犯罪予防の広報活動や保護観察活動に係る費用や、保護司活動に関する研修に係る費用等の一部を補助する。	法人等団体	千葉市保護司会連絡協議会	982	なし	その他	-	043-245-5219	chiiki.HWH@city.chiba.lg.jp
47	保健福祉局	地域福祉課	千葉市遺族会運営補助金	戦後80年が経過し、世界の恒久平和を求め平和都市宣言を行っている千葉市にとって、平和な千葉市の発展と、平和で豊かな生活を守るために、戦争の悲惨さと平和の尊さについて市民等に認識していただき、次の世代に語り継ぐ必要があるとともに、高齢化が進む戦死された方の遺族の支援が必要である。	千葉市遺族会は、戦地に赴き戦死された方の市内の遺族によって組織されたもので、遺族や他の戦争・戦災関係機関との連絡調整を行い、政府主催の全国戦没者追悼式など、戦没者・戦災死没者を追悼する行事等へ参加し戦没者の慰霊を行っている。また、各種援護事業について本市と連携し遺族の相談窓口となり、遺族の援護を図っている。 千葉市遺族会の活動を支援し、多くの遺族が追悼行事や会の活動に参加することで、戦死された方々を慰霊するとともに、その遺族の援護を行うことができる。	戦没者・戦災死没者を追悼する行事等へ参加し、他の戦争・戦災関係機関と連絡・調整を行っている千葉市遺族会の運営に対し、行事参加や会の運営に伴う連絡・会議に係る費用等の一部を補助する。	法人等団体	千葉市遺族会	221	なし	平和・人権・国際交流	-	043-245-5218	chiiki.HWH@city.chiba.lg.jp
48	保健福祉局	地域福祉課	千葉市社会福祉協議会補助金(法人後見事業)	法人後見事業は、親族や資産の状況から、成年後見制度の利用が困難な方の後見受任等について、家庭裁判所から千葉市社会福祉協議会が受任するもので、公益性の高い事業である。 この事業において、後見人報酬等は低額なものが多くことから、後見人を引き受ける法人を確保するとともに、全ての市民が制度を利用できるようにする必要がある。	親族や資産の状況から、成年後見制度の利用が困難な方に対し、低額な後見人報酬等で家庭裁判所から法人後見を受任することで、成年後見制度の円滑な実施が可能となり、一定程度の水準の福祉サービスを提供することができる。	後見支援員(後見等の決定を受けた方の財産管理や身上監護を行う職員)等の賃金や健康保険料等の人件費、活動を行ううえで発生する旅費や通信運搬費等の必要経費のうち、後見人報酬を差引いた不足分に対し補助する。	法人等団体	千葉市社会福祉協議会	6,043	なし	その他	-	043-245-5158	chiiki.HWH@city.chiba.lg.jp

No.	①所管局	②所管課	③公開する補助金名	④補助事業を必要とする背景・課題	⑤補助目的・効果	⑥補助内容	⑦補助対象者(区分)	⑧補助対象者	⑨R7予算額 (千円)	⑩公募の有無	⑪行政分野 (市HPの分類)	⑫掲載HP	⑬電話番号	⑭メール アドレス
49	保健福祉局	地域福祉課	千葉市社会福祉協議会補助金(日常生活自立支援事業)	日常生活自立支援事業は、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者ととの契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うもので、厚生労働省が都道府県・指定都市社会福祉協議会を実施主体として全国的に推進している公益性の高い事業である。 日常生活自立支援事業における利用料は低額で、他に自主財源を見込めないことから、事業運営に必要な経費を補助し、市民が地域において自立した生活が送れるようにする必要がある。	認知症高齢者などの支援を必要とする方に対し、必要なサービスを低額で提供することで、判断能力が不十分な方が地域において自立した生活を送ることができる。	日常生活自立支援事業に係る生活支援員の賃金や旅費等、事業の実施に必要なとなる経費のうち、利用料収入を差引いた不足分に対し補助する。	法人等団体	千葉市社会福祉協議会	53,034	なし	その他	-	043-245-5158	chiiki.HWH@city.chiba.lg.jp
50	保健福祉局	地域福祉課	災害援護貸付償還金利子補給	災害救助法が適用された災害により負債したり住居や家財等に被害を受け、災害援護資金を借りつけた方が支払う償還金のうち、利子に相当する額について補給金を支給する。	1.5%の貸付利子を補給することで、借受人の経済的負担の軽減を図る。	補給金額は、年度中(4月～3月)に支払った償還金のうち利子(延滞による利子を除く)に相当する額	個人	前年度に有利子で災害援護貸付金を償還した借受者	118	なし	その他	-	043-245-5218	chiiki.HWH@city.chiba.lg.jp
51	保健福祉局	地域包括ケア推進課	千葉市認知症カフェ設置促進事業補助金	＜背景＞認知症カフェとは、認知症の人とその家族が、自分らしさを発揮し、社会とのかかわりを持つことのできる場であり、情報交換や交流を図ることのできる場所として運営されるカフェで、地域支援事業にも、認知症の人の介護者への支援として、認知症カフェ等の設置が掲げられている。 ＜課題＞生活圏域での認知症カフェの数は少ない。その理由の1つとして、費用面の問題もあげられている。認知症カフェの設置を推進していくにあたり、費用面での補助が必要である。	＜目的＞認知症カフェの設置や運営に要する費用を一部補助し、設置や運営の支援を行う。 ＜効果＞認知症カフェ設置及び継続運営の増加	認知症カフェの初期設置費用及び運営費用の一部補助	個人・法人等団体	千葉市内の認知症カフェ運営者及び団体	840	あり(随時)	高齢者福祉	https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/kenkofukushi/hokatsucare/ninnkafe.html	043-245-5267	hokatsucare.HWH@city.chiba.lg.jp
52	保健福祉局	地域包括ケア推進課	千葉市認知症介護指導者養成研修等事業補助金	本市では高齢化が急速に進行しており、要介護状態で施設等の利用が必要な高齢者が増加していることから、介護人材の育成が求められている。	千葉市認知症介護指導者養成研修等に職員を派遣する法人に対し、補助金を交付することで、介護人材の育成促進を図る。	千葉市認知症介護指導者養成研修等に職員を派遣する法人に対し、受講生派遣のための旅費・宿泊費及び研修期間中に雇用する代替職員雇上げ経費を補助する。	法人等団体	社会福祉法人等	220	なし	高齢者福祉	-	043-245-5267	hokatsucare.HWH@city.chiba.lg.jp
53	保健福祉局	健康推進課 生活衛生課	地域のつどいふれあい入浴事業補助金	核家族化や住民同士の交流の希薄化の進行により、「人と人とのつながり」が薄れつつある。また、高齢者のひとり暮らし(独居)世帯、高齢者のみ世帯の増加により、高齢者の所在不明問題、孤独死問題等が発生している。 このような状況下においては、社会資源を活用した、家族や高齢者同士、多様な世代の「憩いの場」「ふれあいの場」を提供していくことが求められる。	・地域コミュニティの拠点の一つとして、公衆浴場を“憩いの場”や“交流の場”とすることで、市民のふれあいを活性化する。それにより、地域社会や家族の「絆」を深める。 ・高齢者の外出を促進し、引きこもりを防止するとともに、健康づくりや生きがいづくりを図る。	・家族や高齢者同士、多世代の市民の“憩い”や“ふれあい”の場として、公衆浴場を市民が低額(ワンコイン)で利用(入浴)できるよう補助する。 ・実施場所：市内一般公衆浴場(銭湯) ・実施回数：毎週日曜日(休業日の場合、翌営業日) ・補助金額：満65歳以上：350円、小学生：170円、乳幼児：70円	法人等団体	千葉市公衆浴場組合に加盟する市内の一般公衆浴場	13,717	なし	高齢者福祉	https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/inyoeisei/seikatsueisei/tiki-tudoifureai-nyuuyoku.html https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/kenkofukushi/suishin/fureainyuyoku.html	043-245-5146 043-245-5214	suishin.HWH@city.chiba.lg.jp seikatsueisei.HWM@city.chiba.lg.jp
54	保健福祉局	健康推進課	シニアリーダー連絡会活動補助金	＜背景＞シニアリーダー養成講座・地域活動支援事業は、地域住民を対象に、座学だけではなくグループワークも取り入れ、高齢者の健康づくりの重要性や健康づくりにつながる生活習慣についての知識、運動指導の技術のほか、地域の方々に対する効果的な啓発方法を学んでいただき、地域における住民主体の健康づくり活動を推進するリーダーの育成を目指す講座を開催し、講座修了後に、実活動支援、フォローアップ研修、区毎にシニアリーダー連絡会の開催等を行い、地域での自主活動を支援するものである。	シニアリーダー体操教室の周知のためのチラシ作成や会場使用料、シニアリーダーに係る保険等を対象として補助金を交付することにより、シニアリーダーの地域自主活動の充実・拡大を支援し、地域における住民主体の健康づくり活動を推進していく。	地域で活動しているシニアリーダーは、体操教室の打ち合わせや情報交換を行うため、シニアリーダー連絡会を構成し、各区で月一回定例会を実施している。 各区の連絡会に対し、シニアリーダー体操教室における運営補助を行う。 ・体操教室の周知のためのチラシの作成・会場の借用・シニアリーダーに係る保険料等の経費とし、上限を220,000円とする。	法人等団体	各区シニアリーダー連絡会	1,440	なし	高齢者福祉	-	043-245-5146	suishin.HWH@city.chiba.lg.jp
55	保健福祉局	健康推進課	千葉市歯科医師会でんたるカップ事業補助金	幼児期から成長期におけるむし歯等の歯科疾患は、様々な食材をよく噛んで食べることによる子どもたちの健全な成長や、成人期以降の歯・口腔の健康に大きな影響を与えることから、保護者を含めた歯科疾患予防への取り組みが必要である。	う蝕予防のきっかけづくりとして、子ども達が、歯科保健の担い手である歯科医師から直接歯みがき指導や歯科保健の大切さを指導されることで、正しい歯みがきの方法や歯の健康づくりのための知識を得る。 また、保護者に対して正しいむし歯予防の知識を啓発することで、子どものう蝕有病者率の低下を図る。	千葉市歯科医師会が行う「歯みがき&でんたるカップミニサッカー大会」の開催に係る経費の一部を補助する。	法人等団体	一般社団法人 千葉市歯科医師会	400	なし	健康・医療・生活衛生	-	043-245-5223	suishin.HWH@city.chiba.lg.jp
56	保健福祉局	健康推進課	シニアフィットネス習慣普及事業補助金	平成27年度新規事業「シニア水中プログラム」にて、フィットネスクラブ等への委託によりプールでの水中運動と認知機能低下予防のレクを組み合わせた教室を開催したところ、年間定員200名のところ約800名の応募があり、600名が落選した。この結果を受けて、同程度の予算でより多くの高齢者に介護予防に取り組むきっかけとしていただくため、フィットネスクラブの利用料を一部補助する事業に改めた。	高齢者にフィットネスクラブの利用を促すことで、介護予防に資する運動習慣の普及啓発を図る。	フィットネスクラブ利用料の一部補助 1人あたり上限8,000円(1回1,000円×8回(2か月間))	法人等団体	市と協定を締結したフィットネスクラブであって、利用者を受け入れたクラブ。	1,448	あり(募集期間あり)	高齢者福祉	https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/senior-aqua.html	043-245-5146	suishin.HWH@city.chiba.lg.jp

No.	①所管局	②所管課	③公開する補助金名	④補助事業を必要とする背景・課題	⑤補助目的・効果	⑥補助内容	⑦補助対象者(区分)	⑧補助対象者	⑨R7予算額 (千円)	⑩公費の有無	⑪行政分野 (市HPの分類)	⑫掲載HP	⑬電話番号	⑭メール アドレス
57	保健福祉局	健康推進課	がん患者アピアランスケア支援事業助成金	国のがん対策基本法及びがん対策基本計画に基づき、以下の課題に対応するために実施。 ・国民の約2人に1人が生涯でがんになり患するとの推計がある中、がん医療の進歩も相まって治療を継続しながら社会生活を送るがん患者が増加している。これに伴い、治療に伴う脱毛等のアピアランス(外見)の変化に対するサポートが課題となっている。	がんになり患された方が、治療を続けながら、社会参加等を継続するための支援として、がんの治療に伴う外見の変化に対処するために購入した補整具等(ウィッグ等・胸部補整具・エビテーゼ)の購入費用の一部を助成。	助成対象経費： 補整具等(ウィッグ等・胸部補整具・エビテーゼ)の購入費用 助成額： ウィッグ等 上限50,000円 胸部補整具 上限20,000円 エビテーゼ 上限50,000円 ※申請は補整具の種類につき1人1回まで。個数制限なし。 R5.10月から制度拡充	個人	以下の全てに該当する方 ・申請日時点で市内に住所を有する ・がんと診断され、現在治療中又は過去に治療を受けたことがある方で、補整具等を購入した ・過去に千葉市及び他の自治体が実施する補整具等の購入費用に係る同様の助成を受けていない	17,508	あり(随時)	健康・医療・生活衛生	https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/kenkofukushi/suishin/appearance-care.html	043-245-5223	suishin.HWH@city.chiba.lg.jp
58	保健福祉局	健康推進課	若年がん患者の在宅療養生活支援事業助成金	国のがん対策基本法及びがん対策基本計画に基づき、以下の課題に対応するために実施。 ・40歳未満のがん患者がターミナル期の在宅療養を希望した場合、介護保険の対象とはならず、介護保険相当のサービス等の利用料の全額が自己負担となる。このため、在宅療養に必要な訪問介護等のサービスの利用や特殊寝台をはじめとする各種福祉用具の調達に要する費用の負担が大きく、患者の療養生活の質の維持向上を図る上で課題となっている。	若年のがん患者の方が、住み慣れた自宅で自分らしく安心して療養生活を送れるよう、介護保険の対象ではない40歳未満のがん患者の方が介護サービス等を利用する際に、その費用の一部を助成。	助成対象経費： 訪問介護・訪問介護入浴の利用及び福祉用具の貸与・購入に係る経費 助成額： 上記の助成対象経費に係る9/10の額(上限54,000円/月)	個人	以下の全てに該当する方 ・申請時及び利用時に市内に住所を有し、40歳未満 ・がん患者(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したことにより治癒を目的とした治療を行わない方に限る)	1,626	あり(随時)	健康・医療・生活衛生	https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/kenkofukushi/suishin/zaikakusen.html	043-245-5223	suishin.HWH@city.chiba.lg.jp
59	保健福祉局	健康支援課	千葉市がん検診等研修事業補助金	市医師会は、がん検診、予防接種など、市民を対象にした検診等を本市から受託しているとともに、地域医療の担い手として必要不可欠な団体である。 当団体では会員である医師に対して、多分野にわたる最新の医療情報や医療技術などを題材とした講習会などを実施することにより医師のレベルアップを図っている。 地域医療の担い手である医師は、日々進化していく医療に対応していく必要はもとより、市民の要望に応じた身近な話題に積極的に取り組み、その内容を市民へ還元しているなど公益性は高く、今後においても医学及び医師の向上を目的として行う研究や講習会等を実施するための補助は必要である。	地域医療の担い手である医師に対し、最新の医療情報や医療技術等を題材とした研究・講習会等を実施することにより医師の資質向上が図られ、がん検診での早期発見や早期治療及び医療費の軽減や抑制など、より効果的な地域医療を行うことが期待できる。 また、これまで培ってきた豊富な知識や経験と医療情報に加え、市民の「身近な話題」を取り入れることによって、市内の医療機関が統一的な見解のもと啓発を図ることが可能となり、多くの市民の健康に対する不安の解消を取り除くことができる。	市医師会が開催する医学・医療に係る次の事業について、費用の一部を補助する。 (1)委員会、研修会、会議及び講習会等開催事業 (2)調査・研究事業	法人等団体	一般社団法人 千葉市医師会	1,000	なし	健康・医療・生活衛生	-	043-238-9930	shien.kenshin@city.chiba.lg.jp
60	保健福祉局	健康支援課	千葉市胃エックス線検診読影委員会補助金	本市の胃がん検診については、千葉市医師会の協力医療機関において胃部エックス線撮影を実施している。当該検診をより効果的な検診にするためには、がんの見落としを防ぐ必要があるため、エックス線写真を十分な経験を有する医師2名が読影することとしている。 胃がん検診を市から受託している市医師会では、胃がん検診読影委員会を設置して二人目の医師の役割である2回目の読影を行っている。読影にあたっては、当委員会の医師のほか、協力医療機関の医師も参加するなど、検診フィルムの撮影法、読影などについての読影委員会と共通認識を深めて、技術向上・精度管理を一層充実させることも目的に医師の資質向上を図っている。 よって当事業は、市の胃がん検診事業の二重読影の場として、また、医師の資質向上を図る場として有益であるとともに、市民の健康を守る上で大きく貢献されているものであるため、今後も当事業に対して補助していく必要がある。	当委員会を継続することにより、地域医療の担い手である医師は資質向上が図られ、より効果的ながんの早期発見・早期治療を促進することによりがんの死亡率を減少させるとともに、医療費の軽減や抑制を図ることが期待できる。	市医師会が行う次の事業について、費用の一部を助成する。 (1)研修会、講演会等開催事業 (2)胃がん読影に関する事業	法人等団体	一般社団法人 千葉市医師会	1,720	なし	健康・医療・生活衛生	-	043-238-9930	shien.kenshin@city.chiba.lg.jp
61	保健福祉局	健康支援課	千葉市母子保健学術研修事業補助金	千葉市では、母子保健法第12条及び第13条に基づき、昭和54年度から1歳6か月児健康診査、その後、3歳児健康診査、4か月児健康診査を開始した。健診では、身体発育や精神発達の違い、病気、障害の早期発見・治療を目的としており、千葉市医師会の協力を得て実施している。多数の協力医が関与するため、健診等の精度管理やその水準の維持のためには、研修会や検討会が必要と考え、医師会会員の資質の向上の為に実施する研修等に対する補助を行っている。	母子保健法に基づく母子保健事業(乳児一般健康診査・4か月児健康診査・1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査・育児講座等)を実施するにあたり、事業協力医に対する研修会や事業検討会等を実施し、健診の精度(疾病や障害、虐待家庭等の早期発見など)の維持管理や母子保健事業への医師や市民の理解を深めることにより、千葉市の母子保健の質の向上を図ることができる。	市医師会の会員を対象とした、母子保健事業の円滑な推進とその資質的な向上を図ることを目的とした、疾病の早期発見についてなどの研修の開催等に対し補助金を交付する。	法人等団体	一般社団法人千葉市医師会	1,100	なし	健康・医療・生活衛生	-	043-238-9925	shien.boshi@city.chiba.lg.jp
62	保健福祉局	健康支援課	千葉市母子歯科保健学術研修事業補助金	千葉市では、母子保健法第12条及び第13条に基づき、昭和54年度から1歳6か月児健康診査、その後3歳児健康診査、妊産婦歯科健診などを開始。健診では、口腔の健康を保持推進することを目的に、千葉市歯科医師会の協力を得て歯科健診を実施している。健診事業の精度を維持するためには研修や検討会が必要であり、そのために、歯科医師会に補助金を交付している。	1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、妊産婦歯科健診など母子歯科保健事業を実施するにあたり、協力歯科医師に対する研修会や検討会などを行うことにより、健診等の精度管理を一定水準に保つことができる。	母子歯科保健事業の円滑な推進とその資質的な向上を図ることを目的とした妊産婦歯科健診をはじめ幼児歯科健診の研修の開催等に対し補助金を交付する。	法人等団体	一般社団法人 千葉市歯科医師会	400	なし	健康・医療・生活衛生	-	043-238-9925	shien.boshi@city.chiba.lg.jp
63	保健福祉局	医療政策課	公益財団法人千葉市保健医療事業団運営補助金(管理運営費、健康づくり推進事業、救急医療知識の普及啓発事業)	市民の夜間や休日における急な病気やケガに対し、継続的・安定的に救急医療を提供するため、救急医療体制を充実させる必要がある。また、市民一人ひとりが健康で心豊かに暮らせる「健康なまらの実現」のため、健康づくりに関する知識の普及啓発を行う必要がある。	公益財団法人千葉市保健医療事業団は、本市、千葉市医師会、千葉市歯科医師会及び千葉市薬剤師会が出資し、市民の積極的な健康づくりを推進すること等を目的に、平成4年12月に設立された財団である。 同財団は、千葉市休日救急診療所の運営や、救急医療確保対策事業、市民の健康づくりに関する事業などを行っており、本市保健医療行政において欠くことのできない役割を担っている。自主収入が限定的な同財団の運営を補助することにより、救急医療の提供などの事業を継続し、地域医療の発展と地域住民の健康増進に寄与する。	千葉市保健医療事業団の管理運営に係る人件費及び管理費、健康づくり推進事業、救急医療知識の普及啓発事業に要する費用を補助する。	法人等団体	公益財団法人千葉市保健医療事業団	16,876	なし	健康・医療・生活衛生	-	043-245-5210	seisaku.HWM@city.chiba.lg.jp
64	保健福祉局	医療政策課	公益財団法人千葉市保健医療事業団運営補助金(看護師養成事業に助成する経費)	全国的に、高齢化の進展に伴う入院患者の増加や地域ケアの需要の増大等により、看護師の需要は年々増加が見込まれており、市内の医療機関でも看護師不足が続いている。 地域住民の健康増進と地域医療の発展に寄与することを目的に設立された千葉市保健医療事業団では、市内の医療機関に安定的に看護師を供給し、看護師不足を解消することを目的として、平成19年4月に千葉市青葉看護専門学校を開設したが、同校の収入は学生の納付する入学金、授業料等に限られており、自主財源だけで安定的な学校運営が成り立たない状況である。	良質な看護師の養成を行い、市内医療機関へ継続的・安定的に看護師を供給することにより、看護師不足の解消を図り、医療提供体制の確保を図る。	同校は授業料、入学金等の学生納付金以外に自主的な財源を有していないことから、安定的な学校運営を確保するため、市として看護師養成事業の重要性及び看護師養成所の運営にあたっての事業継続性の重要性を考慮し、同校の人件費及び非常勤職員(実習指導教員及び常勤職員の代替職員に限る。)に係る経費について補助する。	法人等団体	公益財団法人 千葉市保健医療事業団	274,305	なし	健康・医療・生活衛生	-	043-245-5210	seisaku.HWM@city.chiba.lg.jp

No.	①所管局	②所管課	③公開する補助金名	④補助事業を必要とする背景・課題	⑤補助目的・効果	⑥補助内容	⑦補助対象者(区分)	⑧補助対象者	⑨R7予算額 (千円)	⑩公募の有無	⑪行政分野 (市HPの分類)	⑫掲載HP	⑬電話番号	⑭メール アドレス
65	保健福祉局	医療政策課	千葉市歯科医師会学術研修事業補助金	医療技術は日々発達し、今後も重要度を増していくものと考えられているなか、当会 は、本市の事業である、わたさき老人・心身障害者(児)歯科診療及び訪問歯科診療、口腔 がん検診、歯周疾患検診等担っており、新しい歯科医学・医療等を会員が習得すること が、本市の事業を担ってもらうために必要不可欠である。	千葉市歯科医師会が学術研修として行う研修会や会議により、会員歯科医師が、最新の 医療技術情報などの知識や技術を習得することは、市民に対する良質で安全な歯科医療 の提供につながるものであり、わたさき高齢者や心身障害者(児)の歯科診療、訪問歯科 診療、歯周疾患検診など本市事業の質的向上も期待できる。	千葉市歯科医師会が歯科医学・医療の向上のために行う研修及び会議の費用の一部を 補助する。	法人等団体	一般社団法人 千葉市歯科医師会	1,500	なし	健康・医療・生活衛生	-	043-245- 5204	seisaku.HWM@city.chi ba.lg.jp
66	保健福祉局	医療政策課	産科医等確保支援事業補助金	出生率の低下、不規則な勤務体制、訴訟リスクの高まりなどにより、全国的に産婦人科 医師の減少及び分娩の取扱いをやめる事態が生じている。国では、財政的支援を行い、産 婦人科医等の処遇改善を図ることとし、医師確保対策の一環の推進を図ることとなり、本 市でも同様の事態が生じていることから、平成21年度より事業を開始した。	産婦人科医及び助産師の処遇改善を通じて、急激に減少している産科医等及び分娩を 取り扱う医療機関や助産所(院)の確保を図る。	産婦人科医及び助産師が分娩に携わった場合に支給される分娩手当について、医療機 関や助産所(院)が支出した分娩手当の一部を補助する。 (補助単価 分娩1件当たり10,000円、補助率2/3)	個人・法人等団体	就業規則及びこれに類するもの(雇用契約 等)において、分娩手当等について明記さ れ、一分娩当たりの入院から退院までの分娩 費用として徴収する額が55万円未満の産科 医療機関と助産所(院)	20,491	なし	健康・医療・生活衛生	-	043-245- 5210	seisaku.HWM@city.chi ba.lg.jp
67	保健福祉局	医療政策課	骨髄移植ドナー助成金(本人向け助成)	骨髄バンクを介して骨髄・末梢血幹細胞提供をする場合、検査・提供・採取後の健康診断 に至るまで、計10日間程度の入院・通院が必要となる。 千葉県における骨髄バンクドナー登録者数は、ここ数年少しずつ増えているが、移植数は 伸びていない。移植の際の入院・通院に伴う負担が、骨髄提供に至らない理由のひとつと 考えられる。	骨髄・末梢血幹細胞提供に至らない背景として、移植時の入院・通院が生活面、経済面、精 神面等においてドナーの負担となっていることが考えられる。骨髄・末梢血幹細胞提供を 完了した者又は骨髄等の提供に係る最終同意を行った後に当該骨髄等の採取が中止とな った者に対し助成金を交付することで、このような負担を軽減し、実際の提供につなげ る。	骨髄・末梢血幹細胞提供を完了した者又は骨髄等の提供に係る最終同意を行った後に当 該骨髄等の採取が中止となった者が取得したドナー休暇1日につき、2万円(ただし、14万 円を上限)	個人	骨髄・末梢血幹細胞提供を完了した者又は骨 髄等の提供に係る最終同意を行った後に当 該骨髄等の採取が中止となった者	1,000	あり(随時)	健康・医療・生活衛生	https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/iryoeisei/seisaku/kotuzuidonasien.html	043-245- 5210	seisaku.HWM@city.chi ba.lg.jp
68	保健福祉局	医療政策課	骨髄移植ドナー助成金(事業所向け助成)	移植者数の増加のためには、既に実施している本人向け助成だけでは不十分であり、仕 事を理由に骨髄提供を断念するケースもある。	骨髄提供者が就業する国内の事業所に対し、取得したドナー休暇の日数に応じた助成金 を交付することで、ドナー休暇を取得しやすい環境づくりにつなげる。	骨髄・末梢血幹細胞提供を完了した者が取得したドナー休暇1日につき、1万円(ただし、7 万円を上限)	法人等団体	骨髄・末梢血幹細胞提供者が就業する国内 の事業所	140	あり(随時)	健康・医療・生活衛生	https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/iryoeisei/seisaku/kotuzuidonasien.html	043-245- 5210	seisaku.HWM@city.chi ba.lg.jp
69	保健福祉局	健康危機管理課	結核予防事業補助金	結核の発生を予防し、公共の福祉の増進を図るため、感染症の予防及び感染症の患者 に対する医療に関する法律第53条の2に定める学校又は施設の設置者が行う結核予防 事業に要する経費に対して、法第60条の規定により指定都市に義務づけられた法定補助 である。	結核健康診断の実施を推進し、結核患者の早期発見及びまん延防止を図る。	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の2に定める学校 又は施設の設置者が行う結核予防事業(健康診断)に要する経費に対して、一部補助す る。	法人等団体	感染症の予防及び感染症の患者に対する医 療に関する法律第53条の2に定める学校又 は施設の設置者	2,572	なし	健康・医療・生活衛生	https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/iryoeisei/kenkokikikanri/kekkakuhojokinn.html	043-245- 5229	kenkokikikanri.HWM@ city.chiba.lg.jp
70	保健福祉局	健康危機管理課	千葉市医師会公衆衛生事業に対する補助金	新型インフルエンザをはじめ新しく発見される感染症は未知の部分が多く対応が難し い。また、麻しんやポリオ等の従来からの感染症を含め、感染力が強く発症すると重症化 するものや後遺症を及ぼすものがある。様々な感染症の流行が繰り返される中で地域での 流行を防止するためには、医療機関の協力のもと発生状況を調査収集し、速やかに感染 拡大の防止対策を図る必要がある。そのため、医療機関と関係機関が協力・連携して感染 症の知識、流行状況、対応方法など必要な情報の共有を図るとともに、医師の知識・技術 の向上が必要となる。	千葉市医師会において、関係機関との感染症対策にかかわる委員会を開催し、流行状況の 把握や対応方法などについての調査検討を実施することで、各医療機関や行政も含めた 関係団体等において最新の感染症情報の共有化を図ることができる。 また、講習会を開催し感染症に関する知識や情報提供などを通じ、感染症発生時の適切 な医療の提供が可能となり、感染拡大の防止対策を速やかに講じることができるため、市 の公衆衛生の向上につながる。	千葉市医師会が実施する公衆衛生事業(感染症対策講演会、感染症対策委員会、麻しん 対策小委員会 等)実施にかかる経費の一部について補助する。	法人等団体	一般社団法人 千葉市医師会	1,000	なし	健康・医療・生活衛生	-	043-245- 5229	kenkokikikanri.HWM@ city.chiba.lg.jp
71	保健福祉局	生活衛生課	千葉市公衆浴場組合補助金	地方公共団体の公衆浴場への支援は、公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律 により「その確保を図るため必要と認める場合には、所要の助成その他必要な措置を講ず るよう努めるものとする。」とされている。自家風呂の普及等により、自家風呂非保有者 数は減少しつつあるものの、未だ存在している。公衆浴場は日常生活に必要な施設である にもかかわらず著しく減少していることから、地域住民の利用の確保を図るための支援策 は必要不可欠であり、今後とも、公衆衛生の水準の維持と市民の入浴機会の確保が効果 的に図られるような施策を展開していく必要がある。しかし、個々の営業者による取り組 みだけでは、公衆浴場の確保に十分な成果が得られず、また、スーパー銭湯の増加もあ り、経営環境は極めて厳しく、千葉市公衆浴場組合は浴場経営者から組合費をこれ以上徴 収することが困難な状況にある。	一般公衆浴場の経営状態は深刻で、自治体の補助なしでの確保は困難である。公衆浴 場が抱えている諸問題に対し千葉市公衆浴場組合として取り組むことにより、公衆衛生の 向上及び増進並びに住民の福祉の向上に寄与している。	千葉市公衆浴場組合が、実施する次の事業に要する経費の一部を補助する。 (1)組合の管理運営に係る事業 (2)公衆浴場の衛生措置基準を遵守するために必要な事業 (3)公衆浴場の利用促進を図ることを目的として実施する事業	法人等団体	千葉市公衆浴場組合	2,076	なし	健康・医療・生活衛生	-	043-245- 5214	seikatsueisei.HWM@ci ty.chiba.lg.jp
72	保健福祉局	生活衛生課	公衆浴場経営基盤安定化補助金	一般公衆浴場(いわゆる「銭湯」)は、自家風呂の普及、一般公衆浴場並みの料金で食 事や、休憩、娯楽施設も併せ持つスーパー銭湯の増加等により経営環境が極めて厳しい 状態にある。 また、利用者数の減少に伴う収益の減少、物価高による経営費用の高騰、高齢化による 人手不足、施設及び設備の老朽化等による経営環境の悪化、家族経営による過酷な長時 間労働、後継者の確保難により、廃業が進み、施設数が激減している。 一般公衆浴場は、高温多湿な我が国の気候風土の中で市民に入浴の機会を提供し、地 域の保健衛生水準の維持向上に大いに役立ってきたところであり、地域の醍れ合いの場 としても重要な役割を担うなど、我が国独特の生活文化を築いてきた。また、市内には 自家風呂を持たない世帯が存在することから、一般公衆浴場の確保は必要である。	一般公衆浴場の経営状態は深刻で、自治体の補助なしでの確保は困難である。一般公 衆浴場を確保することにより、これを必要とする住民の利用の機会の確保を図り、公衆衛 生の向上及び増進並びに住民生活の福祉の向上に寄与している。	直近の税務に係る申告書等において、浴場営業に係る経営収支実績に欠損額が生じた 公衆浴場に対し、当該公衆浴場の営業に要した燃料費、光熱費及び用水費等に係る経費 について補助する。	法人等団体	営業に困難を来していると認められる一般 公衆浴場経営者	1,280	なし	健康・医療・生活衛生	-	043-245- 5214	seikatsueisei.HWM@ci ty.chiba.lg.jp

No.	①所管局	②所管課	③公開する補助金名	④補助事業を必要とする背景・課題	⑤補助目的・効果	⑥補助内容	⑦補助対象者(区分)	⑧補助対象者	⑨R7予算額 (千円)	⑩公募の有無	⑪行政分野 (市HPの分類)	⑫掲載HP	⑬電話番号	⑭メール アドレス
73	保健福祉局	生活衛生課	公衆浴場設備改善事業補助金	一般公衆浴場(いわゆる「銭湯」)は、自家風呂の普及、一般公衆浴場並みの料金で食事や、休憩、娯楽施設も併せ持つスーパー銭湯の増加等により経営環境が極めて厳しい状態にある。 また、利用者の減少に伴う収益の減少、物価高による経営費用の高騰、高齢化による人手不足、施設及び設備の老朽化等による経営環境の悪化、家族経営による過酷な長時間労働、後継者の確保難により、廃業が続き、施設数が激減している。 一般公衆浴場は、高温多湿な我が国の気候風土の中で市民に入浴の機会を提供し、地域の保健衛生水準の維持向上に大いに役立ってきたところであり、地域の魅力を高める場としても重要な役割を担うなど、我が国独特の生活文化を築いてきた。また市内には、自家風呂を持たない世帯が存在することから一般公衆浴場の確保は必要である。	一般公衆浴場の老朽化した浴場施設や設備の改善を促進することにより、施設内の衛生が保持され、公衆衛生の向上が図れる。	株式会社日本政策金融公庫から融資を受け、その資金で設備を改善した経費の一部について補助する。	法人等団体	千葉市公衆浴場組合に属する一般公衆浴場 高業者	659	なし	健康・医療・生活衛生	-	043-245-5214	seikatsueisei.HWM@city.chiba.jp
74	保健福祉局	生活衛生課	公益社団法人千葉市食品衛生協会補助金	食品衛生は、市民の健康に直接影響する問題であるが、食内の生食による食中毒で複数の死者が発生するなど市民の健康を脅かす事件が多発しており、健康でいきいきと暮らすことができる社会を実現するためには、市民や食品事業者に対する食品衛生の普及啓発は不可欠で、かつ継続性が求められる施策となっている。	公益社団法人千葉市食品衛生協会が行う食品衛生の普及啓発活動を補助することで、協会に所属する組合員の力を活用でき、市が行う食品衛生の普及啓発の施策を効率的に推進することが可能となる。 また、行事での「フレンチトースト配布や会場での展示物設置、会員向けの会報配布などにより、食品衛生に関する情報を幅広く発信することが可能となる。	公益社団法人千葉市食品衛生協会が行う、食中毒予防キャンペーンや食品衛生大会などの行事を通して、衛生的手洗いや食品の取扱い、加熱の重要性など市民や食品事業者に対して広く食品衛生の知識を普及啓発することを目的として行う事業に対し、その費用の一部を補助する。	法人等団体	公益社団法人 千葉市食品衛生協会	810	なし	健康・医療・生活衛生	http://www.chiba-syokukyou.com/	043-245-5215	seikatsueisei.HWM@city.chiba.lg.jp
75	保健福祉局	生活衛生課	千葉市生活衛生協会補助金	公衆衛生の見地から市民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係営業(理容業、美容業、クリーニング業、公衆浴場業、旅館業及び興行場業)に携わる事業者の多くは中小零細企業で、景気の動向や利用者の嗜好の変化などの影響を受けやすく、経営の悪化により衛生水準が損なわれることが懸念される。生活衛生関係営業の経営の健全化を通じて衛生水準の維持向上を図るためには、個々の事業者による取り組みだけでは、十分な成果が得られないことから、千葉市生活衛生協会として組織的に、経営の育成強化及び衛生意識の向上並びに環境衛生の向上を図る必要がある。	千葉市生活衛生協会による衛生講習会、研修会等の組織的な活動の促進を通じて生活衛生関係営業施設の衛生水準の維持向上を図ることにより、利用者への安全で良質なサービスの提供を行う。	千葉市生活衛生協会が、実施する次の事業に要する経費の一部を補助する。 (1)千葉市生活衛生協会の管理運営に係る事業経費 (2)衛生意識の普及啓発のための研修会、講習会及び分科会の開催に係る経費 (3)総会、大会及び役員会の開催に係る経費	法人等団体	千葉市生活衛生協会	620	なし	健康・医療・生活衛生	-	043-245-5214	seikatsueisei.HWM@city.chiba.lg.jp
76	保健福祉局	高齢福祉課	区老人クラブ連合会活動補助金	老人福祉法の第13条第2項にて、地方公共団体は、老人の福祉を増進することを目的とする事業の振興を図るとともに、老人クラブその他当該事業を行う者に対して、適当な援助をするように努めなければならないとされている。 今後、高齢者は住み慣れた地域で、健康で生きがいをもって自立した生活ができる社会を築くことが重要であり、高齢者が社会とかわりながら、いきいきと活動できる環境を整備する必要がある。	高齢者が社会とかわりながら、いきいきと活動できる場を設けることで、健康的で生きがいをもって自立した生活を送れる社会の実現を図る。 そのために、区老人クラブ連合会は、単位老人クラブ間の交流促進や健康づくり、生きがいづくり事業を実施し、地域に根差した各単位老人クラブが行う活動の活性化を図る。	区老人クラブ連合会の行う活動促進事業や健康づくり・介護予防支援事業、地域支援合い事業、活動支援体制強化事業の経費に対して補助する。	法人等団体	各区の老人クラブ連合会	3,960	なし	高齢者福祉	-	043-245-5169	korei.HWS@city.chiba.lg.jp
77	保健福祉局	高齢福祉課	老人クラブ振興事業補助金	老人福祉法の第13条第2項にて、地方公共団体は、老人の福祉を増進することを目的とする事業の振興を図るとともに、老人クラブその他当該事業を行う者に対して、適当な援助をするように努めなければならないとされている。 今後、高齢者は住み慣れた地域で、健康で生きがいをもって自立した生活ができる社会を築くことが重要であり、高齢者が社会とかわりながら、いきいきと活動できる環境を整備する必要がある。	高齢者が社会とかわりながら、いきいきと活動できる場を設けることで、健康的で生きがいをもって自立した生活を送れる社会の実現を図る。 そのために、地域に根差した各単位老人クラブが自主的・積極的に健康づくりや生きがいづくりを目的とした活動を企画・実施するにあたり、その経費を補助し、活動の活性化を図り、介護予防や地域交流の促進、引きこもりの防止を図る。	単位老人クラブの行う社会奉仕活動事業、教養講座開催事業、スポーツ活動事業の経費に対して補助する。	法人等団体	単位老人クラブ	9,858	あり(随時)	高齢者福祉	http://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/korei/chibashirouinclub.html	043-245-5169	korei.HWS@city.chiba.lg.jp
78	保健福祉局	高齢福祉課	老人クラブ設立補助金	老人福祉法の第13条第2項にて、地方公共団体は、老人の福祉を増進することを目的とする事業の振興を図るとともに、老人クラブその他当該事業を行う者に対して、適当な援助をするように努めなければならないとされている。 今後、高齢者は住み慣れた地域で、健康で生きがいをもって自立した生活ができる社会を築くことが重要であり、高齢者が社会とかわりながら、いきいきと活動できる環境を整備する必要がある。	高齢者が社会とかわりながら、いきいきと活動できる場を設けることで、健康的で生きがいをもって自立した生活を送れる社会の実現を図る。 そのために、地域に根差した各単位老人クラブが自主的・積極的に健康づくりや生きがいづくりを目的とした活動を企画・実施するにあたり、その経費を補助し、活動の活性化を図り、介護予防や地域交流の促進、引きこもりの防止を図る。	老人クラブの設立のための総会の開催及びその準備に係る経費に対して補助する。	法人等団体	単位老人クラブ	12	あり(随時)	高齢者福祉	http://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/korei/chibashirouinclub.html	043-245-5169	korei.HWS@city.chiba.lg.jp
79	保健福祉局	高齢福祉課	千葉市シルバー人材センター運営事業等補助金	公益社団法人千葉市シルバー人材センターは、千葉市内において、高齢者の臨時的かつ短期的な就業等の機会を確保し、提供する事業を行う団体として、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条により、千葉県知事が指定した団体である。また、同法第36条は、地方公共団体が、高齢者の臨時的かつ短期的な就業等の機会を確保し、提供する事業を行う団体の育成に努めるよう規定している。 今後、高齢者は住み慣れた地域で、健康で生きがいをもって自立した生活ができる社会を築くことが重要であり、高齢者が社会とかわりながら、いきいきと活動し、元気に安心して暮らせるよう、就労・社会参加を促進する観点から、同センターの事業活動を支援していくことが求められている。	定年退職者等の高齢者に「臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務」に係る就業を提供することにより、働くことを通じて、仲間づくりや健康の維持、社会参加を促進し、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現や地域社会の福祉の向上を図る。	公益社団法人千葉市シルバー人材センターの運営に要する経費に対して補助する。 ・センターの運営に要する職員及び役員に係る人件費 ・センターの事業所・作業所等施設の管理運営に必要な経費 ・実施事業に要する経費(会員の拡大、就業機会の拡大、会員の安全就業等、センターの目的を達成するために実施する事業に要する経費等)	法人等団体	公益社団法人千葉市シルバー人材センター	119,552	なし	高齢者福祉	https://chiba-sjc.com/	043-245-5169	korei.HWS@city.chiba.lg.jp
80	保健福祉局	高齢福祉課	老人クラブ連合会活動補助金	老人福祉法の第13条第2項にて、地方公共団体は、老人の福祉を増進することを目的とする事業の振興を図るとともに、老人クラブその他当該事業を行う者に対して、適当な援助をするように努めなければならないとされている。 今後、高齢者は住み慣れた地域で、健康で生きがいをもって自立した生活ができる社会を築くことが重要であり、高齢者が社会とかわりながら、いきいきと活動できる環境を整備する必要がある。	高齢者が社会とかわりながら、いきいきと活動できる場を設けることで、健康的で生きがいをもって自立した生活を送れる社会の実現を図る。 そのため、市老人クラブ連合会は、市全域レベルでの単位老人クラブ間の交流促進や、区老人クラブ連合会を対象とした指導者の育成事業、地域支援あい事業を実施し、地域に根差した各単位老人クラブや区老人クラブ連合会が行う活動の活性化を図る。	市老人クラブ連合会の行う老人クラブ等活動推進事業や地域支援合い事業の経費に対して補助する。	法人等団体	一般社団法人千葉市老人クラブ連合会	16,280	なし	高齢者福祉	-	043-245-5169	korei.HWS@city.chiba.lg.jp

No.	①所管局	②所管課	③公開する補助金名	④補助事業を必要とする背景・課題	⑤補助目的・効果	⑥補助内容	⑦補助対象者(区分)	⑧補助対象者	⑨R7予算額 (千円)	⑩公募の有無	⑪行政分野 (市HPの分類)	⑫掲載HP	⑬電話番号	⑭メール アドレス
81	保健福祉局	高齢福祉課	敬老会補助金	高齢者数が増加する中、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加しつつある。 このような中、多年にわたり社会に尽力いただいた高齢の方に感謝と敬意を表すとともに、長寿を祝うため、高齢の方が一堂に会し懇談などを行う敬老会を通して、高齢者と地域社会との交流を図ることが求められる。	敬老会の開催や運営を通じ、高齢者の外出促進、世代間交流や地域コミュニティの活性化を図る。	75歳以上高齢者が参加する敬老会の開催経費について、その一部を補助する。	法人等団体	民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会地区部会、社会福祉施設、町内自治会、マンション等の管理組合、老人クラブ、NPO法人、並びにこれらの団体が共同開催する団体等で市長が認める団体	50,629	あり(募集期間あり)	高齢者福祉	https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/korei/26keiroukai-koufushinsei.html	043-245-5169	korei.HWS@city.chiba.lg.jp
82	保健福祉局	高齢福祉課	いきいき活動外出支援事業補助金	現在の高齢社会において、ひとり暮らし(独居)世帯や高齢者のみの世帯が増加傾向にあり、高齢者の孤立が問題となっていることから、高齢者の生きがいづくりのための制度や社会参加の機会の充実が求められている。 これらを踏まえ、平成22年度の老人福祉バス運営事業の廃止に伴い、代替事業として平成23年度からバスの費用の一部を補助する制度を開始した。	高齢者の研修などの自主的活動を支援することで活動の活性化を図り、高齢者の社会参加を一層促進するとともに介護予防や引きこもりの防止を図る。	高齢者団体が実施する研修、視察、ボランティア活動等に借上げバスを使用する場合、費用の一部について補助を行う。	法人等団体	市内に住所を有する60歳以上の高齢者で組織する団体(11人以上)	4,255	あり(随時)	高齢者福祉	http://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/korei/ikiikisaisyuthusen24-4-1.html	043-245-5169	korei.HWS@city.chiba.lg.jp
83	保健福祉局	高齢福祉課	地域見守り活動支援補助金	ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯の増加により、高齢者の孤独死問題等が発生している。 これらの問題に対応するためには、地域住民が孤立せず、地域社会で支え合い、住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、地域コミュニティの再構築が必要である。	自宅訪問や街中での声掛けなどを行う見守り活動や家事援助などを行う助け合い活動等を行う団体の事業立ち上げに対し補助することにより、地域福祉の推進が見込まれ、地域コミュニティの構築が図られる。	地域における高齢者に対する見守り活動等を新たに実施する、社会福祉法人、特定非営利活動法人、町内自治会等の住民組織を対象として、初期経費の一部を補助する。	法人等団体	市内において活動する5人以上で組織された社会福祉法人、特定非営利活動法人、町内自治会等の住民組織のうち、規約等が整備されている団体	450	あり(随時)	高齢者福祉	http://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/korei/chiikimamorihojokin.html	043-245-5250	korei.HWS@city.chiba.lg.jp
84	保健福祉局	高齢福祉課	三世代同居・近居支援事業補助金	高齢化、核家族化、近隣関係の希薄化などにより高齢者の孤立が問題となっている。	親(高齢者)と子と孫を基本とする三世代家族の形成を促進し、高齢者の孤立防止と家族の絆の再生を図る。	離れて暮らしていた三世代の家族が、同居または近隣1km以内に居住するために必要となる費用の一部を助成する。	個人	高齢者又は子	29,669	あり(随時)	高齢者福祉	http://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/korei/sansedai.html	043-245-5166	korei.HWS@city.chiba.lg.jp
85	保健福祉局	高齢福祉課	千葉市高齢者等ごみ出し支援事業補助金	高齢化が進み、ごみ出しが困難な高齢者や障害者世帯が増加しているため、ごみ出しを支援する必要があると生じている。	高齢者や障害者等の単身世帯でごみ出しが困難と認められる世帯のごみ出しに係る利便性と衛生環境の向上を図り、対象者の在宅生活を支援するため。	家庭系ごみ収集団体が事業を開始した年度に事業開始補助金を交付する。 以下の支援を行った家庭ごみ収集団体に対し、対象世帯1世帯につき運営費用補助金を交付する。 ・対象世帯より家庭ごみを週1回以上収集し、該当するごみステーションに排出すること。 ・家庭ごみの収集時に、希望する対象世帯に対し、声かけを行うこと。	法人等団体	家庭系ごみ収集団体	1,845	あり(随時)	高齢者福祉	http://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/korei/gomidashishienhojokin.html	043-245-5250	korei.HWS@city.chiba.lg.jp
86	保健福祉局	高齢福祉課	地域支え合い型訪問支援事業補助金	高齢化の急速な進展、核家族化などによる家庭機能の低下などによって、一人暮らし高齢者が増加している中、高齢者の引きこもりや孤独死などの課題が発生しており、地域住民が主体となって高齢者を支援する活動が求められている。	地域住民やNPO法人が主体となって、地域の要支援者等に対して訪問型の支援を行うことにより、買い物やごみ出しなどの利用者の日常生活における支援と、地域福祉の推進を図る。	地域住民やNPO法人があんしんケアセンターのケアプランにそって要支援者等に対して行う訪問型の支援に対し、支援1回毎に定額を補助する。	法人等団体	町内自治会、NPO法人等	658	あり(随時)	高齢者福祉	https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/korei/29_chiikisasaehi.html	043-245-5250	korei.HWS@city.chiba.lg.jp
87	保健福祉局	高齢福祉課	地域支え合い型通所支援事業補助金	高齢化の急速な進展、核家族化などによる家庭機能の低下などによって、一人暮らし高齢者が増加している中、高齢者の引きこもりや孤独死などの課題が発生しており、地域住民が主体となって高齢者を支援する活動が求められている。	地域住民やNPO法人が主体となって、地域の要支援者等に対して通所型の支援を行うことにより、利用者の引きこもり防止や生きがいづくり、介護予防に寄与し、地域福祉の推進を図る。	地域住民やNPO法人があんしんケアセンターのケアプランにそって要支援者等に対して行う通所型の支援に対し、支援1回毎に定額を補助する。	法人等団体	町内自治会、NPO法人等	2,466	あり(随時)	高齢者福祉	https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/korei/29_chiikisasaehi.html	043-245-5250	korei.HWS@city.chiba.lg.jp
88	保健福祉局	高齢福祉課	福祉有償運送事業補助金	福祉有償運送事業者は、制度上、柔軟に対価を設定することが困難であり、また、車両維持や運行の安全に要する経費などの負担が重く、多くの法人が収支不足となっている。 こうしたことにより、高齢化により更なる需要の増加が見込まれるにもかかわらず、事業の安定及び新規参入が難しい状況にある。	立上げに係る費用負担を軽減し、運営における収支改善を図ることで新規参入を促進するとともに、既存事業者の継続的・安定的な事業運営を踏むことにより、福祉有償運送事業の取組を全市場に広め、高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活できる環境を整える。	福祉有償運送事業を行うために新たに立ち上げた団体に対し、事業立上げ・登録に係る経費の一部を助成する。また、福祉有償運送事業を行った登録団体に対し、運営に要する経費の一部を助成する。	法人等団体	社会福祉法人、NPO法人等	200	あり(未定)	高齢者福祉	https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/korei/fukushiyushohojokin.html	043-245-5166	korei.HWS@city.chiba.lg.jp

No.	①所管局	②所管課	③公開する補助金名	④補助事業を必要とする背景・課題	⑤補助目的・効果	⑥補助内容	⑦補助対象者(区分)	⑧補助対象者	⑨R7予算額 (千円)	⑩公募の有無	⑪行政分野 (市HPの分類)	⑫掲載HP	⑬電話番号	⑭メール アドレス
89	保健福祉局	高齢福祉課	千葉市高齢者等階段昇降支援事業補助金	エレベーターのない団地やアパートなどに居住する高齢者等が身体的な衰えなどから階段の昇り降りが難しい場合、サービス提供事業所・団体(介護保険又は自費サービス)がないために外出を諦めたりしている。また、利用できた場合であっても費用負担が高額であり、ホームヘルパー等がおんぶや抱きかかえるなど、力づくで支援しているケースが少ない。	サービス供給がニーズに対して不足しており、外出自体を抑制する要因となっていることから、市内数か所の事業所でしか実施していない階段昇降機による昇降支援を普及させることで、高齢者等の外出を支援するとともに、階段昇降が困難な高齢者等の在宅復帰(退院・退所)を支援する。	階段昇降機の導入経費の助成	法人等団体	① 介護サービスを提供する事業者 ② 障害福祉サービス、地域生活支援事業(移動支援)を提供する事業者 ③ 金額自己負担となる高齢者・障害者の生活支援を行う法定外サービスを提供する事業者	1,898	あり(募集期間あり)	高齢者福祉	https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/korei/stairs.html	043-245-5166	korei.HWS@city.chiba.lg.jp
90	保健福祉局	介護保険管理課	居宅介護支援事業者等支援事業補助金	居宅の要介護認定者等が介護保険住宅改修費の支給を申請する際には、介護支援専門員や住宅改修の専門家が作成する「住宅改修が必要な旨の理由書」の添付が必要とされている。要介護認定者等が居宅サービスを利用し、現に介護支援専門員により居宅介護支援(ケアプランの作成)を受けている場合、当該理由書作成の経費は介護報酬に盛り込まれているが、居宅サービスの利用がない場合、介護支援専門員が当該理由書を作成しても介護報酬の対象とはならない。	居宅サービスの利用がない要介護認定者等が介護保険住宅改修費の支給を申請する際に、当該理由書を作成した介護支援専門員等に補助金を支給することにより、介護保険住宅改修の利用を促進し、住み慣れた居宅での生活を支援する。	要介護認定を受けたが、介護サービスを利用していないなどの理由により居宅介護支援事業者と契約をしていない被保険者が住宅改修を行う際に、その支援(住宅改修が必要な理由書の作成)を行った「認定住宅改修専門家(居宅介護支援事業者など)」に支援費を補助する。	法人等団体	居宅介護支援事業者または認定住宅改修専門家	260	なし	高齢者福祉	http://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/kaigohokenkanri/form/download-service.html	043-245-5061	kaigohokenkanri.HWS@city.chiba.lg.jp
91	保健福祉局	介護保険管理課	初任者研修受講者支援事業助成金	高齢化の進行に伴い、介護を必要とする高齢者が増加し、介護サービスへの需要が一層高まっている。 介護職員初任者研修は、高齢・障害者に対して、質の高い身体介護や家事援助などのサービスを提供するにあたり、必要不可欠な研修である。 本研修の修了者を確保することにより、質の高い介護サービスの安定的な供給を図る必要がある。	介護職員初任者研修修了者への支援を行うことにより、今後需要が高まる介護サービス基盤を担う人材を確保する。	初任者研修受講に要した費用を全額(上限100,000円)助成する。	個人	介護職員初任者研修を修了し、交付要件を満たしている者	5,000	あり(募集期間あり)	高齢者福祉	http://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/kaigohokenkanri/shortnshakenshuu.html	043-245-5206	kaigohokenkanri.HWS@city.chiba.lg.jp
92	保健福祉局	介護保険管理課	社会福祉法人等利用者負担軽減対策事業補助金	低所得者は、サービス利用に係る自己負担額が高額になる場合、本来必要な介護保険サービスの利用を控えてしまう傾向がある。	低所得者に対し「社会福祉法人等利用者負担軽減確認証」を交付し、サービス利用に係る自己負担額を軽減することにより、介護保険サービスの利用促進を図る。	介護サービスに関する利用者負担額から別に積算される控除額を除いた額を、当該減免を実施した社会福祉法人等に対し補助する。	法人等団体	社会福祉法人等利用者負担軽減対策事業の実施法人として事業を実施し、補助申請をした社会福祉法人等	580	なし	高齢者福祉	http://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/kaigohokenkanri/kyuu-hu/syahuku_29.html	043-245-5061	kaigohokenkanri.HWS@city.chiba.lg.jp
93	保健福祉局	介護保険管理課	介護福祉士実務者研修受講者支援事業助成金	介護サービス利用者の増加及び高齢化に伴い、複雑化・多様化することが見込まれる介護ニーズに適切に対応するためには、介護人材の量的な確保と併せて、より質の高い介護サービスの提供体制を構築する必要がある。	介護福祉士実務者研修修了者への支援を行うことにより、今後需要が高まる介護サービス基盤を担う人材を確保する。	介護福祉士実務者研修受講に要した費用を全額(上限150,000円)助成する。	個人	介護福祉士実務者研修を修了し、交付要件を満たしている者	12,000	あり(募集期間あり)	高齢者福祉	http://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/kaigohokenkanri/shortnshakenshuu.html	043-245-5206	kaigohokenkanri.HWS@city.chiba.lg.jp
94	保健福祉局	介護保険管理課	大規模修繕時介護ロボット・ICT導入支援事業補助金	介護従事者の負担軽減や介護の質の向上につなげるため、従前より介護ロボット・ICTの活用を推進している。事業者のニーズをふまえ、導入費用を直接的に支援する必要がある。	介護ロボット・ICTの導入が促進され、負担の軽減、作業の効率化に伴う介護の質の向上が見込まれる。	介護施設等の大規模修繕の際に介護ロボット・ICTを導入する費用について、最大496千円/床を補助する。	法人等団体	特別養護老人ホーム運営法人等	483,104	あり(募集期間あり)	高齢者福祉	https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/kaigohokenkanri/robot/daikiborobot_syukusya.html	043-245-5206	kaigohokenkanri.HWS@city.chiba.lg.jp
95	保健福祉局	介護保険管理課	介護職員宿舍施設整備事業補助金	高齢者人口の増加に伴い、介護サービス利用者の増加が見込まれるが、他方で生産年齢人口は減少していくことが見込まれる。必要な介護人員数を確保するため、働きやすさの向上が重要である。	介護職員のための宿舍整備費用を助成することで、働きやすい職場環境の整備を促し、介護人材の確保につなげる。	介護施設等に対し、宿舍整備費用の1/3を補助する。	法人等団体	特別養護老人ホーム運営法人等	0	あり(募集期間あり)	高齢者福祉	https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/kaigohokenkanri/robot/daikiborobot_syukusya.html	043-245-5206	kaigohokenkanri.HWS@city.chiba.lg.jp
96	保健福祉局	介護保険管理課	主任介護支援専門員資格取得者支援事業補助金	介護サービス利用者の増加及び高齢化に伴い、複雑化・多様化することが見込まれる介護ニーズに適切に対応するためには、介護人材の量的な確保と併せて、より質の高い介護サービスの提供体制を構築する必要がある。	介護支援専門員の中でも特に、介護保険サービスや他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との調整や、他の介護支援専門員に対する助言・指導など、ケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるために必要な知識及び技術を習得できる主任介護支援専門員の研修受講費用を助成することで、人材の確保及び質の高い介護サービスの提供につなげる。	主任介護支援専門員研修受講に要した費用を全額(上限25,000円)助成する。	個人	主任介護支援専門員研修を修了し、交付要件を満たしている者	500	あり(募集期間あり)	高齢者福祉	-	043-245-5206	kaigohokenkanri.HWS@city.chiba.lg.jp

No.	①所管局	②所管課	③公開する補助金名	④補助事業を必要とする背景・課題	⑤補助目的・効果	⑥補助内容	⑦補助対象者(区分)	⑧補助対象者	⑨R7予算額 (千円)	⑩公募の有無	⑪行政分野 (市HPの分類)	⑫掲載HP	⑬電話番号	⑭メール アドレス
97	保健福祉局	介護保険事業課	民間老人福祉施設職員設置事業補助金	市基準での養護老人ホーム及び軽費老人ホームの職員配置数は要介護を前提とする特別養護老人ホームに比べて著しく少なく、ケアできる範囲も限定されている。 一方、入居者の高齢化・要介護化により、日常生活の支援や介護といったケアの必要性が増大しており、市基準の職員配置では、入居者の処遇に支障をきたす恐れがある。	市基準による職員配置数を超過して配置された職員の雇用経費を補助することによって、職員を増やすことができる。それにより、職員個々の負担の軽減が図られ、入居者に対し、よりきめ細やかで行き届いたケアの提供等、質量両面でのケアの向上が確保される。 現在、千葉県及び中核市(船橋市、柏市)において同様の補助事業を実施しており、地域間格差が生じないように配慮している。	養護老人ホーム及び軽費老人ホームで、国が定める職員配置基準を超過して配置された職員を認定し、雇用経費を補助する。 補助基準額:2,908,950円/人(176,300円<千葉市行政職1-23>×16,50月) 認定職員数上限:定員50人未満の施設は1人、定員50人以上の施設は2人)	法人等団体	養護老人ホーム及び軽費老人ホームを経営する民間社会福祉法人(特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設を除く)	59,460	なし	高齢者福祉	https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/kaigohokenjigyoyou/form-download.html	043-245-5256	kaigohokenjigyoyou.HWS@city.chiba.lg.jp
98	保健福祉局	介護保険事業課	社会福祉施設整備資金利子補給金(老人)	老人福祉施設の整備には、多額の整備資金を要するため、整備を行う社会福祉法人等は独立行政法人福祉医療機構等から整備資金について借入れを受けた場合、その利子償還額は多額となり社会福祉法人等の経営上の負担となることから、整備を行う社会福祉法人等の経営状態の悪化が、入所者等に対する処遇に差し影響を及ぼすことが懸念される。	社会福祉法人等が独立行政法人福祉医療機構から借り入れた施設整備資金の償還利子に要した費用の一部を補助することにより、老人福祉施設の整備の促進及び当該社会福祉法人の経営の健全化並びに入所者等の処遇の向上を図る。	・老人福祉施設(次に掲げるものに限る。)を整備するために独立行政法人福祉医療機構から福祉貸付資金等を借り入れた社会福祉法人等に対して、利子償還に要する経費の一部を補助する。 ※補助対象施設 老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設(老人福祉センターを除く。) ただし、平成17年4月1日以降に整備するものにあつては、養護老人ホーム及び軽費老人ホーム(特定施設入居者生活介護を行うものを除く。))に限る。	法人等団体	社会福祉法人、一般社団法人及び一般財団法人	540	なし	高齢者福祉	-	043-245-5256	kaigohokenjigyoyou.HWS@city.chiba.lg.jp
99	保健福祉局	介護保険事業課	軽費老人ホームサービス提供費補助金	軽費老人ホームは、家族の援助が受けられない等により自立した生活が難しい高齢者向けの入居施設で、国基準による所得に応じた入居者負担金を設定し、経済的負担を抑えて日常生活を支援できる契約型の唯一の入居施設となっている。 当該施設は、制度的に例外を除いて介護保険や措置費による収入が生じないため、入居者負担金と運営経費の差額を補てんする必要がある。	補助制度によって、入居者の所得に応じた本人徴収額とすることができ、入居者の経済状況に応じた負担が実現できる。これにより、既入居者の利用継続を可能とするとともに、有料老人ホーム等への入居が困難な所得層に対する老後の安心を醸成することができる。	運営に要したサービス提供費支出額と、国が定めた所得階層ごとのサービス提供費本人徴収額との差額を補助する。 (「サービス提供費支出額」と「サービス提供費基準額」の低い方)－「サービス提供費本人徴収額	法人等団体	軽費老人ホームを設置経営する法人	592,000	なし	高齢者福祉	https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/kaigohokenjigyoyou/form-download.html	043-245-5256	kaigohokenjigyoyou.HWS@city.chiba.lg.jp
100	保健福祉局	介護保険事業課	高齢者施設建設費補助金	本市では高齢化が急速に進行しており、より一層の介護基盤の整備が求められている中で、千葉市高齢者保健福祉計画等に基づき行われる老人福祉施設整備事業に対し、補助金を交付するものである。	市内老人福祉施設(特別養護老人ホーム及びショートステイ)の整備を行う事業者に対し、建設費の一部を補助することにより、介護基盤の整備を促進する。	市内の特別養護老人ホーム及びショートステイの整備促進を図るため、建設費の一部を補助する。	法人等団体	市内に特別養護老人ホーム及びショートステイを設置する社会福祉法人	295,092	なし	高齢者福祉	-	043-245-5256	kaigohokenjigyoyou.HWS@city.chiba.lg.jp
101	保健福祉局	介護保険事業課	高齢者施設開設準備経費補助金	本市では高齢化が急速に進行しており、要介護状態で施設等の利用が必要な高齢者が増加していることからより一層の介護基盤の整備が求められている。	千葉市高齢者保健福祉推進計画等に基づき、社会福祉法人等が行う老人福祉施設等の整備に対し補助金を交付することで、計画的な介護基盤整備の促進を図る。	市内の老人福祉施設等の整備促進を図るため、開設準備経費の一部を補助する。	法人等団体	市内に老人福祉施設等を設置する社会福祉法人等	71,984	なし	高齢者福祉	-	043-245-5062	kaigohokenjigyoyou.HWS@city.chiba.lg.jp
102	保健福祉局	介護保険事業課	地域密着型サービス等整備事業補助金	本市では高齢化が急速に進行しており、要介護状態で施設等の利用が必要な高齢者が増加していることからより一層の介護基盤の整備が求められる。	千葉市高齢者保健福祉推進計画等に基づき、社会福祉法人等が行う地域密着型サービス事業所の整備に対し補助金を交付することで、計画的な介護基盤整備の促進を図る。	市内の地域密着型サービス(〈看〉小規模多機能型居宅介護事業所・認知症対応型共同生活介護事業所・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所)の整備促進を図るため、建設費の一部を補助する。	法人等団体	市内に(〈看〉小規模多機能型居宅介護事業所・認知症対応型共同生活介護事業所・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所)を設置する社会福祉法人等	90,160	なし	高齢者福祉	-	043-245-5062	kaigohokenjigyoyou.HWS@city.chiba.lg.jp
103	保健福祉局	介護保険事業課	養護・軽費老人ホーム大規模修繕補助金	今後、急速に進む高齢化に伴って高齢者の増加により多様なニーズに対応する施設運営が求められる中、措置費での運営をしている養護老人ホーム及び措置費を準用した行政で運営費の一部を補助している軽費老人ホームについては、無料または低廉な料金で比較的元気な高齢者が入居できる施設として、位置づけされており、民間施設において提供できない施設として必要性のある施設である。 これらの施設は、介護保険法に基づく施設と異なり収益性が乏しく、老朽化が進んでいるが、施設維持のための修繕や改修がすすんでいない。	急速に進む高齢化に伴って、多様なニーズに対応する施設運営が求められている。 措置費での運営をしている養護老人ホーム及び措置費を準用した行政で運営費の一部を補助している軽費老人ホームについては、無料または低廉な料金で比較的元気な高齢者が入居できる施設として、位置づけされており、民間施設において提供できない施設として必要性のある施設である。 これらの施設は、介護保険法に基づく施設と異なり収益性が乏しく、老朽化が進んでいるが、施設維持のための修繕や改修がすすんでいないため、修繕補助により今後の同施設の維持を図る。	建設より20年以上経過し、老朽化の進んでいる養護老人ホームや軽費老人ホームに対して、経営の健全性や安定性を図るため、大規模修繕に要する経費の一部を補助する。	法人等団体	養護老人ホーム及び軽費老人ホームを経営する民間社会福祉法人(特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設を除く)	10,000	なし	高齢者福祉	-	043-245-5256	kaigohokenjigyoyou.HWS@city.chiba.lg.jp
104	保健福祉局	介護保険事業課	多床室のプライバシー改修費助成事業補助金	高齢者施設が多床室内において、カーテンのみでの仕切りでは、同室の他人入所者等の視界に入る可能性もあり、入所者のプライバシーの保護が充分に行えていない。	多床室内の各入所者のスペースの間に壁等を設置することにより、他人入所者の視線を遮断することができ、居住環境の質を向上させることができる。	多床室のある特別養護老人ホームに各入所者のスペースの間に壁等を設置するための費用の一部を補助する。	法人等団体	老人福祉施設整備法人	143,590	なし	高齢者福祉	-	043-245-5256	kaigohokenjigyoyou.HWS@city.chiba.lg.jp

No.	①所管局	②所管課	③公開する補助金名	④補助事業を必要とする背景・課題	⑤補助目的・効果	⑥補助内容	⑦補助対象者(区分)	⑧補助対象者	⑨R7予算額 (千円)	⑩公募の有無	⑪行政分野 (市HPの分類)	⑫掲載HP	⑬電話番号	⑭メール アドレス
105	保健福祉局	介護保険事業課	介護施設等における感染拡大防止対策支援事業	介護施設等の施設内で感染者が発生した場合の感染拡大の防止や感染予防のために制限を行わざるを得なかった入所者と家族の面会を再開すること等を目的として、簡易陸圧装置の設置、従来型個室・多床室のゾーニングや各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング、家族面会室の整備を行う。	簡易陸圧装置は外部に空気が漏れないように室内の気圧を下げることができるため、陸圧装置の設置している居室に新型コロナウイルスの感染者を移動することで、感染拡大を防止する効果が期待できる。 家族面会室の整備により、入所者と家族の面会の機会を作ることができ、感染拡大の防止を図ると共に入所者の精神的安定につながる。 従来型個室・多床室のゾーニングにより、感染した方と感染していない方の生活空間の区分けができ、感染拡大の防止が期待できる。 各ユニットの共同生活室の入口に玄関室を設置することにより、消毒や防護服の着脱等を行うためのスペースを設置することにより、感染拡大の防止が期待できる。	市内の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院に簡易陸圧装置を設置する際の費用の一部を補助する。 市内の老人福祉施設等に家族面会室を整備する費用、ゾーニングにかかる費用の一部を補助する。	法人等団体	老人福祉施設整備法人	14,412	なし	高齢者福祉	-	043-245-5256	kaigohokenjigyo.HWS@city.chiba.lg.jp
106	保健福祉局	障害者自立支援課	一般社団法人千葉市身体障害者連合会補助金	障害者が社会的に孤立することなく、地域において生活をしていくためには、障害者団体を組織し、活動をしなければならない。 千葉市においては、一般社団法人千葉市身体障害者連合会が千葉市の身体障害者3団体(身体障害者福祉会、視覚障害者協会、聴覚障害者協会)を統括し、身体障害者の福祉向上のために大きな役割を担っており、障害者福祉において欠かすことのできない団体である。	身体障害者の福祉向上のため、調査研究、普及啓発、文化活動等様々な活動を通じて、障害者の社会参加の推進に大きな役割を果たしている千葉市身体障害者連合会に運営経費を補助することで、身体障害者の福祉の向上や社会参加の促進のための事業や活動を円滑に行うことができるようになるとともに、社会一般の障害者に対する理解を浸透させていくことができる。	一般社団法人千葉市身体障害者連合会の運営に係る人件費及び事務費に対し、補助する。	法人等団体	一般社団法人千葉市身体障害者連合会	8,492	なし	障害者福祉	-	043-245-5175	shogaijiritsu.HWS@city.chiba.lg.jp
107	保健福祉局	障害者自立支援課 精神保健福祉課	障害者福祉団体補助金	障害者福祉団体が実施する各種の事業は、障害者を取り巻く諸問題についての啓発と障害者の社会参加の機会の拡大に大きな役割を果たしている。 しかし、障害者福祉団体は財政的基盤が弱く、自主的な財源のみで事業を実施することが困難であることから、補助を行う必要がある。	障害者福祉団体が実施する事業の経費を補助することで、障害者の福祉の向上や社会参加を円滑に進めていくことができるようになるとともに、社会一般の障害者に対する理解を浸透させていくことができる。	当該団体が実施する研修会、講演会、学習会などの「教育事業」、相談、療育の機会を提供する「相談・療育事業」、障害の理解を促進させるための「啓発事業」及び障害者の社会参加のための「社会参加促進事業」等の各事業について、その実施に必要な経費を補助基準額の範囲において補助する。	法人等団体	障害者福祉団体	2,895	なし	障害者福祉	-	043-245-5175 043-238-9980	shogaijiritsu.HWS@city.chiba.lg.jp seishinhoken.HWS@city.chiba.lg.jp
108	保健福祉局	障害者自立支援課	第78回全国視覚障害者福祉大会(千葉大会)	社会福祉法人日本視覚障害者団体連合が各県の持ち回りで実施する大会が千葉市で開催されたもの。	全国各地から視覚障害当事者・家族・関係者が一堂に会し、福祉・職業など視覚障害当事者等を取り巻く諸問題について討議し、障害者の自立と社会参加の促進を図ろうとするもの。	全国視覚障害者福祉大会に係る報償費、委託料等の経費に対し、補助する。	法人等団体	社会福祉法人日本視覚障害者団体連合	1,000	なし	障害者福祉	-	043-245-5175	shogaijiritsu.HWS@city.chiba.lg.jp
109	保健福祉局	障害福祉サービス課	民間社会福祉施設整備資金借入金補助金(障害)	市内において障害者へのサービスを提供する施設が不足していたことから、民間による施設の開設を推進する必要があった。平成4年度の政令指定都市移行に伴い県からの移譲事務として事業を開始した。 一方で、障害者施設の整備には、多額の整備資金を要するため、整備を行う社会福祉法人等は独立行政法人福祉医療機構から整備資金について借入を受けた場合、その元金償還額は多額となり社会福祉法人等の経営上の負担となることから、整備を行う社会福祉法人等の経営状態の悪化が、入所者等に対する処遇に対し影響を及ぼすことが懸念されている。	社会福祉法人等が独立行政法人福祉医療機構から借り入れた施設整備資金の元金償還に要した費用の一部を補助することにより、障害者施設の整備の促進及び当該社会福祉法人の経営の健全化並びに入所者等の処遇の向上を図る。	障害者施設を整備するために独立行政法人福祉医療機構から福祉貸付資金等を借り入れた社会福祉法人等に対して、元金償還に要する経費の一部を補助する。	法人等団体	独立行政法人福祉医療機構から借り入れた施設整備に係る資金の元金償還を行う社会福祉法人等	1,462	なし	障害者福祉	-	043-245-5174	shogaifukushi.HWS@city.chiba.lg.jp
110	保健福祉局	障害福祉サービス課	知的障害者生活ホーム運営補助金	障害者総合支援法の趣旨である「障害者の地域への移行(施設・病院から社会へ)」を実現するため、グループホーム・ケアホーム及び生活ホーム等の生活の場を提供し、障害者が自立した日常生活・社会生活を営めるように努めなければならない。 千葉市においても、障害者の地域移行の実現のため、知的障害者生活ホームの運営補助を促進しなければならない。	知的障害者生活ホームの運営を支援することで、運営の安定及び障害者の地域移行・地域定着の促進を図る。	知的障害者生活ホームの運営に要する経費(人件費、入居者の社会参加のための行事費、各種事務費等)に対し、一定の補助を行っている。	法人等団体	千葉市が生活ホームへの入居を承認した知的障害者を受け入れている生活ホーム運営事業者	7,096	なし	障害者福祉	-	043-245-5174	shogaifukushi.HWS@city.chiba.lg.jp
111	保健福祉局	障害福祉サービス課	精神障害者共同作業所運営事業補助金	障害者に対する介護や就労訓練等の障害福祉サービスの利用に至らない(又は希望しない)精神障害者が、日中活動等を通じ、社会参加をするための支援の場が必要とされている。	精神障害者が、身近な地域で活動する場としての作業所を確保する。 作業所において、軽作業等の活動の機会を提供し、働く意欲の増進を図ることにより、精神障害者の社会参加を促進する。 市の補助金により運営を支えているため、市内の精神障害者の利用の場が確保できている。	精神障害者共同作業所に対し、生活指導、作業指導、相談支援等に従事する指導員の雇用に係る経費、活動場所である居室等の賃借料、作業のための費用などの運営費を補助する。	法人等団体	精神障害者共同作業所を運営する団体	10,055	なし	障害者福祉	-	043-245-5227	shogaifukushi.HWS@city.chiba.lg.jp
112	保健福祉局	障害福祉サービス課	社会福祉施設整備資金利子補給金(障害)	市内において障害者へのサービスを提供する施設が不足していたことから、民間による施設の開設を推進する必要があった。 一方で、障害者施設の整備には、多額の整備資金を要するため、整備を行う社会福祉法人等は独立行政法人福祉医療機構等から整備資金について借入れを受けた場合、その利子償還額は多額となり社会福祉法人等の経営上の負担となることから、整備を行う社会福祉法人等の経営状態の悪化が、入所者等に対する処遇に対し影響を及ぼすことが懸念されている。	社会福祉法人等が独立行政法人福祉医療機構から借り入れた施設整備資金の利子償還に要した費用の一部を補助することにより、障害者施設の整備の促進及び当該社会福祉法人の経営の健全化並びに入所者等の処遇の向上を図る。	障害者施設を整備するために独立行政法人福祉医療機構から福祉貸付資金等を借り入れた社会福祉法人等に対して、利子償還に要する経費の一部を補助する。	個人	独立行政法人福祉医療機構から福祉貸付資金等を借り入れた施設整備に係る資金の利子償還を行う社会福祉法人等	10	なし	障害者福祉	-	043-245-5174	shogaifukushi.HWS@city.chiba.lg.jp

No.	①所管局	②所管課	③公開する補助金名	④補助事業を必要とする背景・課題	⑤補助目的・効果	⑥補助内容	⑦補助対象者(区分)	⑧補助対象者	⑨R7予算額 (千円)	⑩公募の有無	⑪行政分野 (市HPの分類)	⑫掲載HP	⑬電話番号	⑭メール アドレス
113	保健福祉局	障害福祉サービス課	心身障害者ワークホーム運営事業補助金	本市独自の在宅の障害者が軽作業等を通して集い、ふれあう場として、ワークホーム制度を創設した。 障害者に対する介護や就労訓練等の障害福祉サービスの利用に至らない(又は希望しない)身体障害者及び知的障害者等が、日中活動等を通じ、社会参加をするための支援の場が必要とされている。 補助金があれば、運営が困難となり、その結果、多くの利用者が日中活動の場を失い在宅化するなど社会参加する支援の場を失うことになる。 障害者総合支援法による障害福祉サービス事業所等の利用に至らない(または希望しない)障害者の日中活動の場所を確保するため、本市において実施するものである。	障害者やその家族などが運営主体となり、家族的な雰囲気の中で軽作業などの活動を行い、企業で働くことが困難な在宅の障害者の働く場としての機能のほか、日常的な相談支援や仲間づくりの支援などの機能を見込んでいるワークホームに対し、生活指導、作業指導、相談支援等に従事する指導員の雇用に係る経費、活動場所である居室等の賃借料、作業のための費用などの運営費と補助基準額のいずれか低い方の額を補助金として交付する。 補助金を交付することによって、ワークホームの運営が可能となり、在宅障害者の居場所の確保、軽作業や活動を通して集い、ふれあう場として社会参加につながっている。	指導員設置費・・・生活指導及び作業指導等を行う指導員に対し雇用費として補助賃借料・・・賃借契約に基づきワークホームとして使用する居室等の家賃を補助、既存のワークホームを移転するため新たに居室等の賃借契約を締結する際に支払う敷金、礼金及び手数料を補助居室等の賃借契約を更新する際に支払う契約更新料の補助事業費・・・ワークホームにおける軽作業等の実施に要する経費の補助 初年度整備費・・・ワークホームを開始する際に要する居室の改造費及び備品の購入費	法人等団体	ワークホームを運営する団体	49,178	なし	障害者福祉	-	043-245-5227	shogaifukushi.HWS@city.chiba.lg.jp
114	保健福祉局	障害福祉サービス課	福祉ホーム運営事業費補助金	家庭環境や住宅事情等の理由により居宅生活が困難な障害者に対し、低額な料金で生活できる住居を提供することにより、障害者の地域生活に必要な支援を行うため、福祉ホームが必要である。	家庭環境、住宅事情等の理由により居宅生活が困難な障害者に対し、低額な料金で居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与し、当該障害者の地域生活を支援することができる福祉ホームを支援することにより、事業の運営円滑化を図り、もって障害者福祉の増進に資することができる。	福祉ホーム運営のために必要な経費(人件費、需用費、役務費、備品購入費など)に対し、一定の補助を行っている。	法人等団体	福祉ホームを運営する者	3,216	なし	障害者福祉	-	043-245-5174	shogaifukushi.HWS@city.chiba.lg.jp
115	保健福祉局	障害福祉サービス課	千葉市中心身障がい者ワークホーム等連絡会研修事業補助金	平成11年度に市社会福祉基金の障害者福祉の推進に資する活動として本事業によるセミナー運営費への補助が開始された。 軽作業等の活動を通して身体障害者及び知的障害者等の社会参加を支援するワークホームは、障害者の保護者等が運営者となっている例が多いため、ワークホームの運営や利用者に対する支援に関する専門的な知識等を向上させる必要がある。	ワークホームの運営者及び指導員について、運営及び利用者に対する支援に関する知識等を向上させ、適切な運営及び活動を行えるようにする。	ワークホームが主たる会員となって組織される千葉市中心身障がい者ワークホーム等連絡会が、ワークホームの運営者及び指導員等を対象に開催するセミナー(研修会)に要する経費を補助基準額と比較し、いずれか低い方の額を補助金として交付する。	法人等団体	特定非営利活動法人 千葉市中心身障がい者ワークホーム等連絡会	200	なし	障害者福祉	-	043-245-5227	shogaifukushi.HWS@city.chiba.lg.jp
116	保健福祉局	障害福祉サービス課	グループホーム運営費補助金	障害者総合支援法の理念である「障害者の地域生活への移行(施設・病院から社会へ)」を実現するとともに、「脱きき後の問題」への対応のため、住まいの場であるグループホームの整備を進める必要がある。	グループホームの運営費の一部を補助することにより、入居者の処遇の向上を図るとともに、障害者の地域生活への移行を促進する。	入居者1人当たりの補助基準額から訓練等給付費の額を引いた額と、対象経費の額を比べて少ない方を補助する。	法人等団体	障害者総合支援法第5条第15号に規定する共同生活援助を行う者として同法第29条第1項の規定による指定を受け、千葉県にて支給決定を受けた者が入居する事業所を千葉県内で運営しているグループホーム事業者	73,000	なし	障害者福祉	http://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/shogaifukushi/ghchunneihihojoyo.html	043-245-5174	shogaifukushi.HWS@city.chiba.lg.jp
117	保健福祉局	障害福祉サービス課	地域活動支援センター運営補助金	障害者総合支援法の趣旨である「障害者の自立した日常生活や社会生活」を促進するためには、障害者の日中活動や生きがいづくりをはじめとした活動の場を提供するとともに、引きこもりの状況から地域社会へ参加できるような、地域での受け皿が必要である。 障害者総合支援法では、こういった活動を実施する障害者の通所サービスを「地域活動支援センター」として位置づけ、地域の実情に応じて柔軟に実施できるとしている。 これを受け、本市でも、日中活動や生きがいづくりの活動の場を提供することを目的として、創作的活動や生産活動、社会との交流の促進をすすめる事業所を「地域活動支援センター」として承認し、補助金を交付することにより、「障害者の自立した日常生活や社会参加」を支援する必要がある。	障害者の日中活動や生きがいづくりをはじめとした活動を行う「地域活動支援センター」に補助金を交付することにより、障害者総合支援法の趣旨である「障害者の自立した日常生活や社会生活」を促進することができるとともに、地域住民の障害への理解を深めることができる。	障害者総合支援法に基づく「地域活動支援センター」の運営に要する経費(人件費、事業費等)の一部を補助する。	法人等団体	障害者総合支援法に基づく地域活動支援センターを運営する法人	65,654	なし	障害者福祉	-	043-245-5174	shogaifukushi.HWS@city.chiba.lg.jp
118	保健福祉局	障害福祉サービス課	喀痰吸引等研修費補助金	現在、医療職以外のヘルパー等も一定の研修を受けたうえで喀痰吸引等の医療的ケアの一部を実施することが可能である。これらの医療的ケアを必要とする在宅障害者は年々増加しているものの、実施できるヘルパー等は、不足している状況である。	医療職以外の喀痰吸引等の医療的ケアを行うための研修の受講を促し、医療的ケアを行える医療職以外のヘルパー等の数を増やす。	千葉市在住の障害者に対して喀痰吸引等の医療的ケアを実施するヘルパー等が、研修(3号研修)にかかる費用の一部を補助する。	法人等団体	千葉市在住の障害者に対して喀痰吸引等の医療的ケアを実施するヘルパー等	93	あり(随時)	障害者福祉	https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/shogaifukushi/kakutankyuuintoukennsyuu.html	043-245-5228	shogaifukushi.HWS@city.chiba.lg.jp
119	保健福祉局	障害福祉サービス課	計画相談支援推進事業補助金	障害福祉サービスの利用にあたっては、原則として計画相談支援を利用することとされているが、これを担う相談支援専門員が不足しており、利用を希望する市民が計画相談事業所に相談しても利用を断られるなど、障害福祉サービスに繋がりにくい状況となっている。 相談支援専門員の不足の原因としては、採算がとれない報酬体系となっていることが言われている。 この点について、令和元年7月千葉市地域自立支援協議会より緊急の対応を必要とするとの提言を受けたため、計画相談事業所への補助を実施する。	1.計画相談支援の量的整備を行うことで、必要な人にサービスが速やかに届けられるようになる。(たらい回しや待機者がなくなる) 2.新規に相談支援専門員を雇用し、一定数の千葉市民の新規ケース契約を行った事業所2.雇用している兼務や非常勤の相談支援専門員が、常勤専従となることで、一定数の新規ケース契約を行った事業所上記1.2の条件に該当する場合、相談支援専門員の人件費や、その他運営経費について補助を行う。	千葉市に所在地を置く相談支援事業所のうち、 1.新規に相談支援専門員を雇用し、一定数の千葉市民の新規ケース契約を行った事業所 2.雇用している兼務や非常勤の相談支援専門員が、常勤専従となることで、一定数の新規ケース契約を行った事業所 上記1.2の条件に該当する場合、相談支援専門員の人件費や、その他運営経費について補助を行う。	法人等団体	補助要件を満たす相談支援事業所	3,957	あり(随時)	障害者福祉	https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/shogaifukushi/sodanku-eikaku-hojyokin.html	043-245-5228	shogaifukushi.HWS@city.chiba.lg.jp
120	保健福祉局	障害福祉サービス課	重度強度行動障害者支援加算事業補助金	支援が必要な重度の強度行動障害者の方については、構造の工夫や支援員の手厚いケアなど、その特性に適した生活環境の整備や支援体制の充実が必要となっている。しかしながら、受入側の支援体制の問題で、利用を断られるなど、利用者の一人ひとりの移行に合った暮らしの場の提供ができていない現状がある。 そのため、利用者が本人合った暮らしの場へつくために、障害者支援施設または共同生活援助への支援員の人件費への補助を実施し、利用者を受け入れやすくしていく必要がある。	民間事業所が重度強度行動障害者を受け入れるために必要となる人件費への助成を行い、重度強度行動障害者の施設入所を促進する。	補助基準額と補助対象経費(支援にあたる職員の人件費)の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を補助する。	法人等団体	千葉県暮らしの場支援会議において入所調整を行うことが可能となる重度強度行動障害者か入所する障害者支援施設または共同生活援助	5,266	なし	障害者福祉	https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/shogaifukushi/youkou-youryou.html	043-245-5174	shogaifukushi.HWS@city.chiba.lg.jp

No.	①所管局	②所管課	③公開する補助金名	④補助事業を必要とする背景・課題	⑤補助目的・効果	⑥補助内容	⑦補助対象者(区分)	⑧補助対象者	⑨R7予算額 (千円)	⑩公募の有無	⑪行政分野 (市HPの分類)	⑫掲載HP	⑬電話番号	⑭メール アドレス
121	保健福祉局	障害福祉サービス課	重度障害者グループホーム等整備費補助金	社会福祉法人等が、市内に重度障害者グループホーム等の整備を行う際に、国基準及び市単独の整備等補助金を交付し、重度障害者グループホーム等の整備を促進する。 重度障害者グループホーム等の整備は第5次千葉市障害者計画でも重点課題として位置づけられており、整備が必要な状況である。	重度障害者グループホーム等の整備を検討している事業者の整備費の負担が軽減され、設備の整備が促進される。	①施設整備費助成(国庫補助) グループホーム及び生活介護事業所等の新たな整備(新築)に対し、補助する。 ②施設整備・設備整備費助成(市単独補助) グループホーム等の施設整備費(国庫基準額超過分)及び医療機器等の購入費等に対し、補助する。 ③初期運営費助成(市単独補助) ①及び②の補助を受け開設したグループホーム等の開設初年度から3年間の看護師等の配置に係る費用に対し、補助する。	法人等団体	重度障害者グループホーム等を開設しようとする、各種法人	9,000	あり(募集期間あり)	障害者福祉	-	043-245-5174	shogaifukushi.HWS@city.chiba.jp
122	保健福祉局	精神保健福祉課	社会福祉法人ボランティア電話相談員研修費補助金	我が国の自殺者数は、平成22年以降減少傾向であるものの、年間2万人を超え、いまだ深刻な状況が続いている。 この状況の中、市内の社会福祉法人で、ボランティアの電話相談員による24時間電話相談事業を実施している機関があり、自殺を考えるまでに追い込まれた方が自殺を思いどまったり、問題解決に向かうきっかけとなる貴重な相談窓口となっている。 しかし、ボランティア電話相談員には一定の投量求められる、その育成に長い期間と費用がかかる状況となっている。	該当する市内の社会福祉法人に対して、研修費用を助成することで、ボランティア電話相談員を育成しやすくし、精神的危機に直面し援助と助ましを求めている人々を支援することで、社会福祉の増進に資することができる。	該当する市内の社会福祉法人が実施する、24時間電話相談のボランティア電話相談員の研修費用の一部を補助する。	法人等団体	ボランティア電話相談員による24時間電話相談を実施し、かつ当該相談員の養成及び資費向上のための研修を行う、市内に住所を有する社会福祉法人	500	なし	その他	-	043-238-9980	seishinhoken.HWS@city.chiba.lg.jp
123	保健福祉局	精神保健福祉課	自死遺族支援事業補助金	自殺対策基本法では、自殺者の親族等に対する支援及び民間の団体が行う自殺の防止等に関する活動に対し、地方公共団体が支援するよう規定されている。 自死遺族は、大切な方を亡くされた直後の方や、長い年月を経ても深い悲嘆から抜け出せずに辛い思いを感じている方など、その思いは異なるが、大切な人を自死で失ったという共通の体験を持つもの同士が、安心して悲しみや苦しみをわかちあえる場所や、そっと手を差し伸べてくれる仲間との交流など、お互いを支え合えるような機会の提供が必要である。 しかし、そうした機会を提供する会合の運営主体の多くは、資金的に十分な余裕を持っていないことから、補助が必要である。	「自死遺族支援事業を実施する民間団体に対して補助することにより、民間団体が自死遺族の心の傷を少しでも癒す活動や、遺された人それぞれが生きていく意味を考えなおす場所の提供、市民に自殺に対する見方や考え方を改めて見直すきっかけとしてもらう公開講演会の実施などの自死遺族活動を実施する。これにより、いのちを支え合う社会づくりを進めていくことができ、社会福祉の増進に資することができる。	本市に主たる事業所を有し、本市において自殺防止等に関する活動の実績を有する民間団体が実施する、自死遺族グループの運営、自死遺族の自助グループ・スタッフ資質の向上及び養成のための研修、自死遺族自助グループの普及・啓発、対面相談員の研修に対して、その一部を補助する。	法人等団体	本市に主たる事業所を有し、本市において自殺の防止等に関する活動の実績を有する民間の団体	200	なし	その他	-	043-238-9980	seishinhoken.HWS@city.chiba.lg.jp
124	保健福祉局	精神保健福祉課	千葉市依存症に関する問題に取り組む民間団体補助金	依存症は「否認の病気」と呼ばれるように、自身が病気である自覚が持たにくく、回復への取り組みを継続することが必要な疾患である。自助グループ等、依存症関連問題に取り組む民間団体の活動は、患者やその家族を支援し、依存症からの回復に大きな役割を果たしている。一方で、これらの団体は、財政的基盤が弱いため補助を行う必要がある。	依存症患者や家族による自助グループなどの民間団体の活動経費の一部を補助することで、運営を継続するための一助とすることができる。	国の地域生活支援促進事業に定められた、ミーティング活動、情報提供活動、普及啓発活動、相談活動等、4つの事業について設定。ミーティング会場費や、自助グループの案内パンフレットの印刷製本費、相談会の講師の報償費、旅費などについて、合計3万円を上限に補助率1/2で補助金を交付する。	法人等団体	依存症に関する問題に取り組む民間団体	54	なし	障害者福祉	-	043-238-9980	seishinhoken.HWS@city.chiba.lg.jp
125	保健福祉局	精神保健福祉課	千葉市ひきこもり居場所団体補助金	本市におけるひきこもり本人やその家族等からの相談には、ひきこもり地域支援センターが応じているが、自立に向け、相談だけでは十分とはいえない。社会参加への準備期間の練習の場として、「居場所が必要である。居場所はひきこもりの方にとって安心して参加できる場所で、自立を促すきっかけとなる。	市内にはひきこもりの方の居場所がいくつか存在するが、各居場所は自己資金のみで運営していることが多く、資金面の理由で活動の継続が難しくなる場合もある。補助金事業の実施により、ひきこもりの方に対して居場所の安定的な確保を図ることができる。	活動に必要な報償費、旅費、通信運搬費、印刷製本費等について、新規開設は5万円、継続の場合は3万円を上限に補助金を交付する。	個人・法人等団体	市内に活動拠点を置き、原則として週1回以上定期的な活動をしている、他に千葉市の補助金等を受けていない団体	90	なし	その他	-	043-238-9980	seishinhoken.HWS@city.chiba.lg.jp
126	こども未来局	こども企画課	どこでもこどもカフェ事業補助金	地域のつながりの希薄化やこどもの遊び場の減少などこどもを取り巻く環境が変化している中、学校でも家庭でもない、こどもが気軽に立ち寄り、信頼できる大人が見守る中で異年齢のこどもと一緒に遊び、学べる場所を市内全域で提供するため、補助金が必要である。	市民ボランティアなどが中心となって開催することの居場所「どこでもこどもカフェ」の運営を支援することにより、学校でも家庭でもない気軽なこどもの居場所の提供を促進する。 「どこでもこどもカフェ」を開催する中で、支援が必要なこどもへの気づきと信頼できる相談相手の提供、セーフティネットへのつなぎ等、支援が必要なこどもに対して適切な支援を行う。	市民ボランティア団体等が「どこでもこどもカフェ」を運営する際に要する経費について、その運営費用の一部を補助する。	法人等団体	市民ボランティア団体、NPO法人等	1,280	あり(随時)	保育・教育・健全育成	https://www.city.chiba.jp/kodomomirai/kodomomirai/kikaku/cafe.html	043-245-5673	kowaka-shien@city.chiba.lg.jp
127	こども未来局	健全育成課	青少年健全育成事業補助金(青少年育成委員会活動事業)	各中学校区(53中学校区)で、地域住民の青少年問題に対する共通の理解を深め、地域における青少年問題関係機関・団体の相互の連絡調整を図りながら、地域ぐるみで青少年の健全育成活動を総合的に推進していくことを目指す団体である。(内閣府が提唱する「青少年を非行から守る全国強調月間」、「青少年を健全に育てる運動」などの趣旨をいかながら活動を推進している。)活動はボランティアで行われ、事業に必要な経費を補助してきた。自主財源が少なく、補助金がないと活動がほとんどできなくなるために、補助金が必要である。 なお、53中学校のうち、12中学校区は、地域運営委員会からの補助による。	各中学校区青少年育成委員会が、独自に実施する「青少年の非行・被害防止全国強調月間」および「青少年を健全に育てる運動」に係る市内補導・点検活動、11月の「子ども・若者育成支援強調月間」に係る諸活動、子どもや青少年対象の事業(体育的活動や文化的活動)の運営や、青少年育成委員対象の研修会等の事業運営、地域住民対象のクリーン活動や花植え活動の運営やそのための消耗品等の購入等で補助金が有効に使われ、地域住民の青少年健全育成活動の意識を高め盛り上げている。	各中学校区青少年育成委員会が実施する青少年対象事業(マラソン大会、球技大会、サマーキャンプ、スキー教室、つなびき大会、リーダー研修会、クリスマス会、標語コンクール、昔の遊び、弁論大会の開催等)、青少年育成委員対象(青少年健全育成のための講演会の開催、理事会、総会の開催等)、地域住民対象(育成委員会広報誌の発行、学区点検・トロール、地域ボランティア清掃活動、地域の祭りの運営や見回り等)の経費の一部を補助する。	法人等団体	千葉市内42中学校区青少年育成委員会	10,355	なし	保育・教育・健全育成	http://www.city.chiba.jp/kodomomirai/kodomomirai/kenzenikusei/ikusei-iinkai.html	043-245-5973	kenzenikusei.CFC@city.chiba.lg.jp
128	こども未来局	健全育成課	青少年健全育成事業補助金(青少年相談員活動事業)	青少年と真に一体となり、青少年の身近な相談相手として、共に喜び、共に語り、共に行動する大人・組織として、スポーツ・文化活動等の事業を通し、青少年の健全育成を図る。 なお、53中学校のうち、10中学校区は、地域運営委員会からの補助による。	青少年と真に一体となり、青少年の身近な相談相手として、共に喜び、共に語り、共に行動する大人・組織として、スポーツ・文化活動等の事業を通し、青少年の健全育成を図る。	千葉市青少年相談員連絡協議会事業(総会・理事会の開催、標語コンクール、市青少年のつどい大会の開催、青少年の日フェスタへの参加協力、広報紙の発行)、各ブロック事業(6ブロック、ミニバスケットボール大会・クイズ大会、ボウリング大会等)、各学区事業(工場見学やスポーツ体験、親子イベントなど、市内43中学区における学区内の小・中学生対象の事業)を開催するために必要な経費を補助する。	法人等団体	千葉市青少年相談員連絡協議会	4,567	なし	保育・教育・健全育成	http://www.city.chiba.jp/kodomomirai/kodomomirai/kenzenikusei/soudan-in.html	043-245-5973	kenzenikusei.CFC@city.chiba.lg.jp

No.	①所管局	②所管課	③公開する補助金名	④補助事業を必要とする背景・課題	⑤補助目的・効果	⑥補助内容	⑦補助対象者(区分)	⑧補助対象者	⑨R7予算額 (千円)	⑩公募の有無	⑪行政分野 (市HPの分類)	⑫掲載HP	⑬電話番号	⑭メール アドレス
129	こども未来局	健全育成課	青少年健全育成事業補助金(子ども会事業)	本市は、青少年の健全育成を、市政の重要施策の一つとして位置づけ、青少年が自ら学び考える力の育成、自然や社会の中での体験的な学習活動の充実、学校・家庭が連携し、地域の教育力の向上に取り組むなど各種施策を積極的に展開している状況にある。現代の社会は、生活形態の相違や価値観の違いなどから、地域住民の意識の多様化が進み、従来からの地縁的で共同体的な関係が弱体化しており人間関係が希薄化している。また、親が地域活動に積極的に参加しなくなったことにより、子ども自身も地域との関わりが少なくなってきたり、近年の青少年は、直接体験の不足、コミュニケーション能力の低下、社会との関わりの希薄化などあらゆる問題と対峙しており、様々な方面から見つめ直し、考え、行動する必要がある。	近年の核家族化や少子化の影響を受けて、様々な生活体験や異年齢とのふれあいを持つ機会が少ない子どもたちが増加していることに比例して、地域で子どもたちが、自主的に活動する場が少なくなっている。子ども会活動は子どもたちの成長を意図したコミュニティー活動であり地域を基盤とし、仲間集団の持つ形成力と活動(経験)を通して成長を促し、子どもたちの発達に必要な不可欠な経験を与えることを目的とし、家庭や学校はもとより、地域の諸機関・諸集団と強い連携を保ちながら活動を実践している。子ども会の様々な活動をととして、子どもたちは成長し、健全な仲間づくりをすすめ、遊びを通して社会の一員として必要な知識、技能、態度を学び、将来、地域活動を担うリーダーとして活躍する。	千葉市子ども会育成連絡会が実施する子ども会ジュニアリーダー講習会、安全教育講習会、役員講習会、夏季キャンプ、子ども交歓大会等について、その事業経費の一部を補助する。	法人等団体	千葉市子ども会育成連絡会	1,200	なし	保育・教育・健全育成	-	043-245-5973	kenzenikusei.CFC@city.chiba.lg.jp
130	こども未来局	健全育成課	青少年健全育成事業補助金(知的障害青年学級事業)	知的障害を持つ市立養護学校、県立養護学校等の卒業生は、学校卒業後、社会とのつながりが少なくなるため、体験的な学習・活動をする機会は減少し、多様な人々との関わりや交流をもつことが難しくなっている。そのため、青少年の健全育成活動の一環として、知的障害者を対象とした「みなと青年教室」を市主催事業として実施してきた。平成27年度から、より効果的で効率的な事業実施を図るため、補助対象団体主催の事業とした。	知的障害者が社会とのつながりを持ち、他者との交流を深めることができる場の創出により、学習や経験の場の拡大が図れ、生きた喜びを感じるとともに、豊かな人間性や社会性を身につけることができる。	地域団体・NPO法人などが知的障害者を対象として行う青年学級において、社会見学、体験活動、移動研修、スポーツ交流等の事業について、その事業経費の一部を補助する。	法人等団体	千葉市知的障害青年学級事業開設団体	367	なし	保育・教育・健全育成	-	043-245-5973	kenzenikusei.CFC@city.chiba.lg.jp
131	こども未来局	健全育成課	青少年健全育成事業補助金(青少年育成団体事業)	現代の社会では、核家族化等の生活形態の相違や価値観の違いなどから、地域住民の意識の多様化が進み、従来からの地縁的で共同体的な関係が弱体化しており人間関係が希薄化している。また、親が地域活動に積極的に参加しなくなったことにより、子ども自身も地域とのかわりが少なくなってきたり、近年の青少年は、体験活動の不足、コミュニケーション能力の低下、社会との関わり方の希薄化などあらゆる問題と対峙している。このような状況の中、学校や家庭ではボランティア活動など社会参加を経験する活動、異年齢の仲間作りや自発的な活動意欲を育てる体験が不足しており、青少年を健全に育成する活動に補助し、子どもや青少年に多様な体験を積ませることが必要である。	青少年が自ら学び考える力の育成、自然や社会の中での体験的な学習活動の充実、また、地域の教育力の向上や自然との共生社会を目指す意識の育成等を高める効果がある。	青少年健全育成団体が行う青少年健全育成事業で、事業経費(団体の全体研修、社会環境浄化推進活動、地区研修活動、各種行事等)の一部を補助する。	法人等団体	青少年健全育成団体	897	あり(募集期間あり)	保育・教育・健全育成	http://www.city.chiba.jp/kodomomirai/kodomomirai/kenzenikusei/kenzenikuseihojyokin.html	043-245-5973	kenzenikusei.CFC@city.chiba.lg.jp
132	こども未来局	健全育成課	放課後児童健全育成事業補助金	近年、女性の就業率向上やひとり親家庭の増加に伴い、さらなる子どもルーム利用希望児童が見込まれるため、民間活力を活用した受入を行う必要がある。	民間事業者が実施する子どもルームに対し補助を行うことで、安定的な運営・指導員の確保及び保護者の負担軽減が図られる。	民間事業者が実施する子どもルームの安定的な運営を確保し児童の健全育成を図るため、運営経費の一部を助成する。	法人等団体	公募 (放課後児童健全育成事業者)	137,074	なし	保育・教育・健全育成	https://www.city.chiba.jp/kodomomirai/kodomomirai/kenzenikusei/kodomoroom/kodomoroom.html	043-245-5177	kenzenikusei.CFC@city.chiba.lg.jp
133	こども未来局	健全育成課	放課後児童支援員等処遇改善事業補助金	国の緊急経済対策に基づき、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる教育・保育現場等の最前線において働く方々の収入の引上げを図る。	放課後児童クラブ(子どもルーム)の職員の処遇改善を図る。	放課後児童クラブ(子どもルーム)の職員を対象に賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、令和4年2月から収入を3%(月額9,000円)程度引き上げるために必要な経費を補助する。	法人等団体	放課後児童クラブの運営事業者	30,720	なし	保育・教育・健全育成	-	043-245-5177	kenzenikusei.CFC@city.chiba.lg.jp
134	こども未来局	健全育成課	保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金	児童への性被害防止及び保護者と保育等従事者との信頼関係構築を図るため、児童のプライバシー保護や、保護者からの確認依頼に応える設備を設置する。	放課後児童クラブ(子どもルーム)においてバーテーション、簡易屏、簡易更衣室等の設置によるこどものプライバシー保護や保護者からの確認依頼等に応えるためのカメラによる支援内容(保育の実践記録等)の記録などを行う設備等支援を通じ、性被害の防止を図る。	放課後児童クラブ(子どもルーム)において性被害防止対策を図るため、バーテーション、簡易屏、簡易更衣室及びカメラ、人感センサーライト等の設備の購入や更新を行う事業について、必要な経費を補助する。	法人等団体	放課後児童クラブの運営事業者	0	なし	保育・教育・健全育成	-	043-245-5177	kenzenikusei.CFC@city.chiba.lg.jp
135	こども未来局	青少年サポートセンター	青少年健全育成事業補助金(青少年補導員活動事業)	社会における有害情報の氾濫、家庭・地域における教育力や規範意識の低下等といった子どもたちを取り巻く環境の変化により、少年による犯罪の多様化や低年齢化が進み、いじめや不登校、携帯電話(スマートフォン)やインターネットを介してのトラブルなどが、大きな社会問題となっている。	少年非行を早期に防ぐ活動が、青少年の健全育成につながるのと同時に、青少年を犯罪被害から守る手立てとして効果的である。そのために千葉市が委嘱している青少年補導員による街頭補導、啓発活動、環境浄化活動、学校・警察関係者・県内補導員等との情報交換会などの活動を通じて、心身ともに健やかな青少年の育成を図る。	補導活動に必要な補導技術や青少年とのかかわり方を学び、補導員の資質向上を図る研修活動、青少年の非行防止に向けた各事業の広報活動や啓発活動を実施するための事業費及びそれに係る事務費	法人等団体	千葉市青少年補導員連絡協議会	728	なし	保育・教育・健全育成	http://www.city.chiba.jp/kodomomirai/kodomomirai/kenzenikusei/seishonen/0000.html	043-245-3700	seishonensupportCFC@city.chiba.lg.jp
136	こども未来局	こども家庭支援課	里親制度振興事業補助金	補助対象者である千葉市里親会は任意団体として平成4年度に設立されたものであり、本会の目的は里親委託を推進する本市の方針に合致するが、会費収入のみでは会としての運営(里親としての資育技術の習得や、会員同士の情報交換など)を行うことが困難である。	里親の資質の向上や情報交換を目的に、児童養護施設の見学会や勉強会などの研修会に要する費用を予算の範囲内で補助をする。また里親が業務を遂行する上で、里子が起こした事故などに対し補償をする里親賠償責任保険について、この保険料の1/2を補助しているが、この保険は(財)全国里親会があわせんしてあり、里親が安定して里子を預かるためにも加入は不可欠であり、今後里親の数を増やしていくためにも、また公益性の高い里親制度の安定的な運営にとつても必要と考える。	本会が行う里親研修に要する経費(他の団体が行う大会や関東ブロック里親研究協議会の参加費込金を含む)。里親損害賠償責任保険の加入に要する経費	法人等団体	千葉市里親会	391	なし	子育て・家庭	-	043-245-5615	kateishien.CFC@city.chiba.lg.jp

No.	①所管局	②所管課	③公開する補助金名	④補助事業を必要とする背景・課題	⑤補助目的・効果	⑥補助内容	⑦補助対象者(区分)	⑧補助対象者	⑨R7予算額 (千円)	⑩公募の有無	⑪行政分野 (市HPの分類)	⑫掲載HP	⑬電話番号	⑭メール アドレス
137	こども未来局	こども家庭支援課	民間児童福祉施設建設費等補助金(児童)	国の社会的養育ビジョンで求められている児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化のための施設整備に対して補助金を支出し、児童の適切な環境下での養育を構築するものである。	児童養護施設の小規模かつ地域分散化により、できる限り良好な家庭の環境での養育を実現すること	児童養護施設の小規模かつ地域分散化整備をするため、補助金を交付するもの	法人等団体	千葉市内において、乳児院、母子生活支援施設又は児童養護施設を運営する社会福祉法人を行う者	0	なし	子育て・家庭	-	043-245-5615	kateishien.CFC@city.chiba.lg.jp
138	こども未来局	こども家庭支援課	民間シェルター運営支援事業補助金	必要時の緊急一時保護の受け入れのほか、一時保護施設退所後、当面の自立が難しいと思われる被害者等を受け入れ、その後の社会的自立に向けて、同行支援やカウンセリング等、被害者とその家族のニーズに沿った支援を行っている民間シェルター運営団体の活動は、行政機関だけでは担うことのできない被害者支援の大切な一部分を補う活動となっている。運営団体における深刻な資金不足の現状を踏まえ、平成24年度から運営資金に対する補助金の交付を開始した。	民間シェルターにおける緊急一時保護の受け入れのほか、その後の社会的自立に向けて必要な被害者への支援が行われることを目的とする。	シェルターの建物や駐車場の賃借料や管理費、生活環境整備に要する経費、入所者の自立支援に要する経費等経済的に困窮している入所者に対しての応急援護資金	法人等団体	営利を目的とせず、シェルターについて、1年以上の運営実績を有している団体	4,022	なし	子育て・家庭	-	043-245-5608	kateishien.CFC@city.chiba.lg.jp
139	こども未来局	こども家庭支援課	児童家庭支援センター運営事業補助金	平成15年度に児童家庭支援センターが開設したことに伴い補助金の交付を開始。社会問題化している児童虐待や複雑な家庭環境にある家庭が増えるなか、地域での相談支援体制の強化や夜間・休日にも緊急で相談が行えるなど、児童相談所を補完する役割も期待できることから、国の補助金の範囲内で補助金を支出してきた。	児童家庭支援センターを運営するため、国が定める最低基準に沿って児童福祉に関する相談員や心理職員の確保や専用の相談室の確保など相談体制の充実を図られることを目的とする。	民間社会福祉法人が市内に整備する児童養護施設等に附属されている児童家庭支援センターの運営に係る人件費及び事務費等について、補助金を交付するもの	法人等団体	社会福祉法人	68,096	なし	子育て・家庭	-	043-245-5615	kateishien.CFC@city.chiba.lg.jp
140	こども未来局	こども家庭支援課	民間児童福祉施設整備資金借入金補助	社会福祉法人による児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、児童家庭支援センターの施設整備に際して、本補助金の活用を前提に施設整備が行われていた。経済状況の悪化により、遺棄や虐待など保護者による養育が受けられない児童が増加し、児童養護施設や乳児院の定員の確保は急務であった。本補助金は施設整備の促進にも資することから、施設の開所以来、予算の範囲内で補助金を支出してきた。	児童福祉施設の施設整備の促進、運営する社会福祉法人等の財政負担の軽減による入所者の処遇の改善を図ることを目的とする。	児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、児童家庭支援センターの整備のため、独立行政法人福祉医療機構からの福祉資金貸付金のうち当該年度に償還した元金の3/4を補助するもの	法人等団体	社会福祉法人	6,457	なし	子育て・家庭	-	043-245-5615	kateishien.CFC@city.chiba.lg.jp
141	こども未来局	こども家庭支援課	民間児童福祉施設整備資金利子補給(児童)	社会福祉法人による児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、児童家庭支援センターの施設整備に際して、本補助金の活用を前提に施設整備が行われていた。経済状況の悪化により、遺棄や虐待など保護者による養育が受けられない児童が増加し、児童養護施設や乳児院の定員の確保は急務であった。本補助金は施設整備の促進にも資することから、施設の開所以来、予算の範囲内で補助金を支出してきた。	施設整備に際し、独立行政法人福祉医療機構からの借入金の利子償還に係る費用を補助し、施設整備の促進と経営の健全化を図り、以て入所者等の処遇の向上を図ることを目的とする。	民間社会福祉法人が施設整備のため独立行政法人福祉医療機構から借り入れた福祉貸付資金の利子償還に要する経費について補助金を交付するもの	法人等団体	社会福祉法人	128	なし	子育て・家庭	-	043-245-5615	kateishien.CFC@city.chiba.lg.jp
142	こども未来局	こども家庭支援課	児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業補助金	児童養護施設等の入所児童等の生活向上を図るため、ケア単位の小規模化、入所児童等の養育環境改善又はファミリーホーム等の新設等にかかる建物の改修が必要となる場合がある。	児童養護施設等の入所児童等の生活向上のため、ケア単位の小規模化等、入所児童等の養育環境改善を図るための改修、ファミリーホーム等を新設する場合の建物の改修等環境改善を図ることを目的とする経費に対し補助を行うことにより、入所児童の生活の質の向上に資することを目的としている。	ケア単位の小規模化等、入所児童等の養育環境改善を図るための改修、ファミリーホーム等を新設する場合の建物の改修等環境改善を図ることを目的とする経費について、補助金を交付するもの	法人等団体	千葉市内において、乳児院、母子生活支援施設又は児童養護施設を運営する社会福祉法人、ファミリーホームを行う者、自立援助ホームを行う者	24,000	なし	子育て・家庭	-	043-245-5615	kateishien.CFC@city.chiba.lg.jp
143	こども未来局	こども家庭支援課	千葉市児童養護施設退所児童等の社会復帰支援事業補助金	自立援助ホームは、児童養護施設等よりも、自立度の高い児童の利用を想定しているが、実態としては被虐待経験がある、発達障害をかかえている、精神科に通院しているなど、様々な困難を抱えている児童等が委託されており、多様な利用者を支援していくために心理的ケアを行う必要がある。	児童養護施設退所児童等で就職や進学後まもない離職等を事由として自立援助ホームを利用する場合に、当該児童等に対して、心理面から自立支援を行うことにより、自立の促進を図ることを目的とする。	自立援助ホームに配置された心理担当職員に対して補助を行う。	法人等団体	自立援助ホームを行う者	1,069	なし	子育て・家庭	-	043-245-5615	kateishien.CFC@city.chiba.lg.jp
144	こども未来局	こども家庭支援課	児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業補助金	児童養護施設等において虐待を受けた児童や障害のある児童が増加しており、当該児童の支援について、高度の専門性が求められていることから、児童に対するケアの充実を図るため、施設職員が研修に参加することで職員の資質向上を図る必要がある。	児童養護施設等において被虐待児や、障害のある児童が増加しており、高度の専門性が求められていることから、各施設種別、職種別に行われる研修への参加を促進することにより、児童に対するケアの充実を図り職員の資質向上及び研修指導者の養成を図ることを目的とする。	児童養護施設等での児童に対するケアの充実のため、職員の資質向上を図ることを目的とした各施設種別、職種別に行われる研修への参加費用を補助する。	法人等団体	児童福祉施設を運営する社会福祉法人、ファミリーホームを行う者、自立援助ホームを行う者	1,460	なし	子育て・家庭	-	043-245-5615	kateishien.CFC@city.chiba.lg.jp

No.	①所管局	②所管課	③公開する補助金名	④補助事業を必要とする背景・課題	⑤補助目的・効果	⑥補助内容	⑦補助対象者(区分)	⑧補助対象者	⑨R7予算額 (千円)	⑩公募の有無	⑪行政分野 (市HPの分類)	⑫掲載HP	⑬電話番号	⑭メール アドレス
145	こども未来局	こども家庭支援課	児童養護施設等多機能化推進事業補助金	児童養護施設等に入所している児童については、その家族に対する、児童の発達段階に応じた子育て方法を一緒に実践しながら伝えること等により、子育てに関する不安を解消するなど育児指導を図る必要性が高く、また継続的な臨床管理や健康管理が必要な児童や障害を有する児童等が増えており、児童に対するケアの充実を図る必要がある。	児童養護施設等において育児指導担当職員、医療機関等連絡調整員、障害児等受入調整員を配置することにより、育児指導機能の充実、医療機関との連携強化、障害等を有する児童の円滑な受入・入所中の支援を促進する障害児等受入調整員を配置する施設に対して、配置に伴う経費の補助を行う。	育児指導を担当する育児指導担当職員、医療機関等との連携強化を図る連絡調整員または障害等を有する児童の円滑な受入・入所中の支援を促進する障害児等受入調整員を配置する施設に対して、配置に伴う経費の補助を行う。	法人等団体	千葉市内において、乳児院、母子生活支援施設又は児童養護施設を運営する社会福祉法人を行う者	1,929	なし	子育て・家庭	-	043-245-5615	kateishien.CFC@city.chiba.lg.jp
146	こども未来局	こども家庭支援課	児童養護施設等体制強化事業	児童養護施設等へ入所する児童については、虐待を受けた児童や障害のある児童が増加する一方で、職員の雇職増加や新規職員の確保等の人材確保は困難となっているため、積極的な人材確保を推進する必要がある。	児童指導員、母子支援員、児童自立支援専門員、児童生活支援員、指導員の資格要件を満たすことを目指す者を、児童指導員等の補助を行う者として雇い上げ、または夜間業務やケアニーズの高い子どもへの支援等へ対応するための補助者を雇い上げること、直接処遇職員の業務負担を軽減し、離職防止及び人材の確保を図ることを目的とする。	児童指導員等の資格要件を満たすことを目指す者や、夜間業務等に従事する補助者を雇用する施設に対して、雇用する経費の補助を行う。	法人等団体	千葉市内において、乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム又は児童養護施設を運営する社会福祉法人を行う者	15,000	なし	子育て・家庭	-	043-245-5615	kateishien.CFC@city.chiba.lg.jp
147	こども未来局	こども家庭支援課	養育費確保促進事業補助金	養育費の支払いは親として当然の義務であるが、養育費を受け取っていないひとり親家庭の世帯が多いのが現状であり、ひとり親家庭の生活の安定を図るため、生活の基盤となる養育費の確保が必要である。	養育費保証契約を締結することで、ひとり親家庭の生活の基盤となる養育費の確保を促進し、生活の安定を図る。	養育費保証契約(養育費不払いの際、保証会社が立て替える契約)の保証料を助成する。 (上限50千円)	個人	ひとり親家庭の親等	150	あり(随時)	子育て・家庭	https://www.city.chiba.jp/kodomomirai/kodomomirai/kateishien/youikuhisoudan.html	043-245-5179	kateishien.CFC@city.chiba.lg.jp
148	こども未来局	こども家庭支援課	養育費に関する調停等費用助成事業補助金	養育費の支払いは親として当然の義務であるが、養育費を受け取っていないひとり親家庭の世帯が多いのが現状であり、ひとり親家庭の生活の安定を図るため、生活の基盤となる養育費の確保が必要である。	調停等に要した費用について助成を行うことで、ひとり親家庭の生活の基盤となる養育費の取決めを促進し、生活の安定を図る。	家庭裁判所の調停やADR(裁判外紛争解決手続)などによる養育費取決め費用を助成する。 (上限50千円)	個人	ひとり親家庭の親等	100	あり(随時)	子育て・家庭	https://www.city.chiba.jp/kodomomirai/kodomomirai/kateishien/youikuhisoudan.html	043-245-5179	kateishien.CFC@city.chiba.lg.jp
149	こども未来局	こども家庭支援課	養育費に関する公正証書作成手数料助成事業補助金	養育費の支払いは親として当然の義務であるが、養育費を受け取っていないひとり親家庭の世帯が多いのが現状であり、ひとり親家庭の生活の安定を図るため、生活の基盤となる養育費の確保が必要である。	公正証書作成に要した費用について助成を行うことで、ひとり親家庭の生活の基盤となる養育費の取決めを促進し、生活の安定を図る。	公正証書作成時に公証役場に支払う公証人手数料を助成する。 (上限43千円)	個人	ひとり親家庭の親等	423	あり(随時)	子育て・家庭	https://www.city.chiba.jp/kodomomirai/kodomomirai/kateishien/youikuhisoudan.html	043-245-5179	kateishien.CFC@city.chiba.lg.jp
150	こども未来局	こども家庭支援課	委託前養育等支援事業補助金	社会的養護が必要な児童について、家庭的養育を提供する環境として、里親への委託を推進しているところであるが、里親への委託開始までに交通費及び生活費が発生するため、その費用について補助する必要がある。	里親及び里親希望者の各種研修への参加を支援するとともに、里親委託のための調整期間等における里親の経済的負担を軽減することで、児童と里親の交流や関係調整を十分に行える環境を整備することで、更なる里親委託の推進を図ることを目的とする。	(1)里親の登録や更新に係る各種研修等への参加のための交通費の一部を助成する。 (2)委託開始前のマッチング期間中の生活費及び交通費の一部を助成する。	個人	(1)里親の登録・更新に係る研修の受講者 (2)委託開始前調整期間(マッチング期間)が終了した里親	428	あり(随時)	子育て・家庭	-	043-245-5615	kateishien.CFC@city.chiba.lg.jp
151	こども未来局	こども家庭支援課	養親希望者手数料軽減事業補助金	実親のもとから離れて暮らす児童のための、養育者との継続的な関係に基づいて行われる家庭における養育を確保するためには、行政による養子縁組里親委託のほかに、養子縁組民間あっせん機関による縁組もまた、推進していく必要がある。	養育者との継続的な関係に基づいて行われる、家庭における養育を児童に確保する上で、養子縁組民間あっせん機関が果たす役割は重要であることに鑑み、養子縁組民間あっせん機関を利用した養親希望者に対し、養子縁組にかかる費用の全部又は一部を補助し、社会的養護のさらなる促進を図ることを目的とする	養子縁組民間あっせん機関から養子縁組のあっせんを受け、手数料を支払った市内在住の養親希望者に手数料の全部又は一部を補助する。 (上限400千円)	個人	養子縁組民間あっせん機関から養子縁組のあっせんを受け、手数料を支払った市内在住の養親希望者	1,200	あり(随時)	子育て・家庭	https://www.city.chiba.jp/kodomomirai/kodomomirai/kateishien/youoyakibousya-tesuryo.html	043-245-5615	kateishien.CFC@city.chiba.lg.jp
152	こども未来局	幼保支援課	公益社団法人千葉市幼稚園協会研修事業等補助金	市内私立幼稚園(認定こども園含む)の概ね9割が加盟する公益社団法人千葉市幼稚園協会が実施する幼稚園教諭等の資質向上等の取組みに対する助成を行い、私立幼稚園における教育内容の質的向上を図る必要がある。	公益社団法人千葉市幼稚園協会が実施する研修事業等に対し補助することで、市内の私立幼稚園の教育内容の質的向上を図る。	協会が実施する下記の事業について、これらに要した経費を限度に予算の範囲内で補助金を交付する。 ・私立幼稚園に勤務する教諭を対象として行う研修事業 ・幼児の保護者等を対象として行う子育て相談事業 ・幼稚園教育の振興を図るために行う調査研究事業 ・幼稚園教育や子育て支援に関する情報提供事業	法人等団体	公益社団法人千葉市幼稚園協会	6,000	なし	保育・教育・健全育成	-	043-245-5100	shien.CFE@city.chiba.lg.jp

No.	①所管局	②所管課	③公開する補助金名	④補助事業を必要とする背景・課題	⑤補助目的・効果	⑥補助内容	⑦補助対象者(区分)	⑧補助対象者	⑨R7予算額 (千円)	⑩公募の有無	⑪行政分野 (市HPの分類)	⑫掲載HP	⑬電話番号	⑭メール アドレス
153	こども未来局	幼保支援課	私立幼稚園教材費補助金	市内私立幼稚園の教材購入等に係る経費に対する助成を行い、私立幼稚園が質の高い幼児教育を提供するための環境を整えとともに、保護者の経済的負担を軽減する必要がある。	園児の保護者の教育費負担の軽減及び幼児教育の振興を図るため、市内私立幼稚園設置者が実施する教材費の購入等に対し補助を行う。	私立幼稚園における教育活動(預かり保育を含む)の用に供する教材の購入等(教育用消耗品の購入、教育用備品の購入、遊具等の購入・維持修繕等)に要する経費に対する補助	法人等団体	市内私立幼稚園	27,659	なし	保育・教育・健全育成	-	043-245-5100	shien.CFE@city.chiba.lg.jp
154	こども未来局	幼保支援課	私立幼稚園健康診断事業補助金	私立幼稚園においては、学校保健安全法に基づく健康診断(内科・歯科検診)を実施することが義務付けられており、これに要する経費を補助することにより、園児の心身の健康増進を図る必要がある。 なお、きょう虫卵検査については、平成27年度を限りで学校保健安全法の検査項目から除外されるため、補助金を廃止する。	市内私立幼稚園が園児に対して実施する定期健康診断(内科・歯科検診)に係る経費に対する補助金を交付することにより、園児の心身の健康増進を図るとともに、幼稚園教育の充実に資する。	市内各私立幼稚園で実施する内科・歯科検診に対し、その費用の一部を助成する。	法人等団体	市内の私立幼稚園	4,930	なし	保育・教育・健全育成	-	043-245-5100	shien.CFE@city.chiba.lg.jp
155	こども未来局	幼保支援課	民間保育園整備促進事業補助金	本市では、「千葉市こどもプラン」に基づき、令和6年度までに、潜在的な需要も含めた保育需要に対応するため、保育の受け皿を確保することとしており、増加する保育需要に対応するため、引き続き整備を行う必要がある。 整備の推進にあたっては、将来の少子化の進行を踏まえ、既存施設を最大限活用した手法によることとし、施設の新設は特に保育需要の高い地域に限定する必要がある。	施設改修に係る費用を助成し、主に駅周辺の利便性の高い場所への保育所整備を促進することで、引き続き保育の受け皿の確保を図る。	賃貸物件を改修して民間保育園を整備しようとする事業者が、既存建物の改修を実施するために必要な改修費等に対し補助を行う。 改修費等補助 3か所 定員変更 2ヶ所	法人等団体	公募により市が整備事業予定者と決定した法人	345,595	あり(募集期間あり)	保育・教育・健全育成	-	043-245-5977	shien.CFE@city.chiba.lg.jp
156	こども未来局	幼保支援課	私立幼稚園特別支援教育事業補助金	私立幼稚園に対する障害のある子どもの受入れニーズが年々高まっており、特別支援教育を行う私立幼稚園に対する補助を行うことにより、受入園及び受入人数の拡大を図る必要がある。	特別支援教育の実施に必要な経費に対し補助することにより、障害のある幼児の就園機会の拡大を図るとともに、園児の保護者負担の軽減を図る。	知的障害、身体障害、発達障害等のある園児に対する特別支援教育の実施に必要な経費(人件費等)に対し、補助金を交付する。	法人等団体	特別支援を要する幼児を受け入れている市内私立幼稚園	7,500	なし	保育・教育・健全育成	-	043-245-5100	shien.CFE@city.chiba.lg.jp
157	こども未来局	幼保支援課	私立幼稚園における保育士資格取得支援事業補助金	私立幼稚園の認定こども園移行を促進するとともに、教育・保育の質の向上を図るため、所定の勤務実績を有する幼稚園教諭の保育士資格取得特別制度(令和6年度までの期間限定)を活用した保育士資格取得を促進する必要がある。	認定こども園及び認定こども園に移行予定の市内私立幼稚園及び民間保育園が、特例制度を活用し、その勤務する幼稚園教諭に保育士資格を取得させる場合、その必要経費に対する助成を行う。	認定こども園及び認定こども園に移行予定の私立幼稚園・民間保育園が、その職員の保育士資格の取得のために負担した養成校等の受講料等に対し、補助金を交付する。	法人等団体	認定こども園及び認定こども園移行を予定する市内私立幼稚園及び市内民間保育園	136	なし	保育・教育・健全育成	-	043-245-5100	shien.CFE@city.chiba.lg.jp
158	こども未来局	幼保支援課	男性の育児休業取得促進奨励金	男性労働者の育児休業取得を望む割合は増加傾向にあるが、実際に育児休業を取得している割合は伸び悩んでいる。取得しない理由としては、「職場の雰囲気や仕事の状況から取得しづらい」「妻が育児休業を取得しているから」などが挙げられている。 千葉市の課題としては、「男は仕事、女は家事・育児」という性別役割分担意識が依然として残っていること、子育て期にある女性の労働力率が政令市の中でも下位にあることなどが背景にある。 一方、国の取り組みとしては、厚生労働省が立ち上げたイクメンプロジェクトでは、男性が育児をより積極的に楽しみ、また、育児休業を取得しやすい社会の実現を目指す。参加型の公式サイトの運営やシンポジウムの開催、ハンドブックの配布等を行っており、男性の育児参加への機運が高まっている。	男性の育児休業取得促進奨励金を支給することにより、男性が育児休業を取得しやすい職場環境の整備を促すとともに、男性の主体的・積極的な育児への関わりを促進し、子育て世帯の仕事と育児の両立支援を図ることを目的とする。	育児休業を取得した男性労働者及び当該男性労働者を雇用する中小企業等の事業主に対し、奨励金を支給する。	個人・法人等団体	育児休業を取得した男性労働者及び当該男性労働者を雇用する中小企業等の事業主	2,000	あり(随時)	子育て・家庭	https://www.city.chiba.jp/kodomomirai/yojikyoku/shien/ikumen2.html	043-245-5105	shien.CFE@city.chiba.lg.jp
159	こども未来局	幼保支援課	小規模保育事業整備補助金	本市では、「千葉市こどもプラン」に基づき、令和6年度までに、潜在的な需要も含めた保育需要に対応するため、保育の受け皿を確保することとしており、増加する保育需要に対応するため、引き続き整備を行う必要がある。 整備の推進にあたっては、将来の少子化の進行を踏まえ、既存施設を最大限活用した手法によることとし、施設の新設は特に保育需要の高い地域に限定する必要がある。	小規模保育事業を実施する法人に対して、建物の改修等に係る費用を助成し、質の高い保育の受け皿の確保を図る。	小規模保育事業を実施するために必要な改修費等に対して補助を行う。 改修費等補助 2か所	法人等団体	公募により市が整備事業予定者と決定した者	33,500	あり(募集期間あり)	保育・教育・健全育成	-	043-245-5879	shien.CFE@city.chiba.lg.jp
160	こども未来局	幼保支援課	先取りプロジェクト認定保育施設及び千葉市保育園・ルーム認可化移行事業補助金	本市では、「千葉市こどもプラン」に基づき、令和6年度までに、潜在的な需要も含めた保育需要に対応するため、保育の受け皿を確保することとしており、増加する保育需要に対応するため、引き続き整備を行う必要がある。 整備の推進にあたっては、将来の少子化の進行を踏まえ、既存施設を最大限活用した手法による必要がある。	認可保育所に移行する意欲のある認可外保育施設に対して、改修費及び移転費を助成して認可保育所への移行を促進し、既存施設を活用して、質の高い保育の受け皿の確保を図る。	認可外保育施設が認可保育所に移行するために必要な改修費及び移転費に対し補助を行う。 改修費補助 2か所 移転費補助 2か所	法人等団体	次に掲げる要件を全て満たす認可外保育施設 ①認可保育所又は小規模保育事業への移行を希望する施設であること ②認可化移行計画を策定していること	35,032	あり(募集期間あり)	保育・教育・健全育成	-	043-245-5977	shien.CFE@city.chiba.lg.jp

No.	①所管局	②所管課	③公開する補助金名	④補助事業を必要とする背景・課題	⑤補助目的・効果	⑥補助内容	⑦補助対象者(区分)	⑧補助対象者	⑨R7予算額 (千円)	⑩公募の有無	⑪行政分野 (市HPの分類)	⑫掲載HP	⑬電話番号	⑭メール アドレス
161	こども未来局	幼保支援課	幼稚園型一時預かり事業補助金	平成27年度より施行された「子ども・子育て支援新制度」において、幼稚園「預かり保育」の後継事業として創設された。	一時預かり事業(預かり保育)を実施する幼稚園に対して補助金を交付することにより、安心して子育てできる環境を整備し、児童福祉の向上を図る。 また、補助要件として、1日11時間の預かり等の要件を満たすことにより、保育需要対応にも資する。	認定こども園及び施設型給付を受ける私立幼稚園に在籍する1号認定子ども並びに私学助成幼稚園に在籍する園児を教育時間の前後や休業日に預かる事業に対し、補助金を交付する。	法人等団体	認定こども園施設型給付幼稚園私学助成幼稚園	34,438	なし	保育・教育・健全育成	-	043-245-5100	shien.CFE@city.chiba.lg.jp
162	こども未来局	幼保支援課	事業所内保育事業整備促進事業費補助金	本市では、「千葉市こどもプラン」に基づき、令和6年度までに、潜在的な需要も含めた保育需要に対応するため、保育の受け皿を確保することとしており、増加する保育需要に対応するため、引き続き整備を行う必要がある。 整備の推進にあたっては、将来の少子化の進行を踏まえ、既存施設を最大限活用した手法による必要がある。	事業所内保育事業の認可を受けようとする事業者に対して、小規模な改修及び定員増に対する費用を助成し、認可取得を図ることで、既存施設の活用も含め、より質の高い保育の受け皿の確保を図る。	事業所内保育事業の認可にあたって必要な、小規模な改修及び定員増に係る費用に対し補助を行う。 小規模改修及び定員増 1か所	法人等団体	公募により市が整備事業予定者と決定した者	1,800	なし	保育・教育・健全育成	-	043-245-5879	shien.CFE@city.chiba.lg.jp
163	こども未来局	幼保支援課	私立幼稚園認定こども園移行促進事業補助金	本市では、「千葉市こどもプラン」に基づき、令和6年度までに、潜在的な需要も含めた保育需要に対応するため、保育の受け皿を確保することとしており、増加する保育需要に対応するため、引き続き整備を行う必要がある。 整備の推進にあたっては、将来の少子化の進行を踏まえ、既存施設を最大限活用した手法による必要がある。	認定こども園に移行する私立幼稚園に対して、国庫補助の対象とならない小規模な改修及び定員増に対するメニューを市独自に設定して、認定こども園移行を強く促進し、より質の高い保育の受け皿の確保を図る。	認定こども園移行にあたって必要な、小規模な改修及び定員増に係る費用に対し補助を行う。 小規模改修及び定員増 2か所	法人等団体	公募により市が整備事業予定者と決定した者	7,500	あり(募集期間あり)	保育・教育・健全育成	-	043-245-5879	shien.CFE@city.chiba.lg.jp
164	こども未来局	幼保支援課	私立幼稚園等未就園児預かり事業補助金	保育所等に在籍しない2歳児等の健やかな発達を促進するとともに、その保護者に対する子育て支援が必要。	保育所等に在籍しない2歳児が集団生活を経験する機会を拡大するとともに、専業主婦(夫)等、家庭で育児する保護者の負担軽減を図る必要がある。	私立幼稚園が実施する「未就園児預かり事業」が一定の要件(利用料、育児相談の機会の確保等)を満たす場合に補助金を交付する。	法人等団体	市内私立幼稚園 市内私立認定こども園	16,900	なし	保育・教育・健全育成	-	043-245-5100	shien.CFE@city.chiba.lg.jp
165	こども未来局	幼保支援課	千葉市民間保育園整備に係る賃借料補助金	重点整備地域として公募対象とした駅周辺を中心とした、利便性が高いが、賃借料が高く整備が進まない地域において、待機児童や入所待ち児童数が偏在しており、より重点的な整備及び既存園の安定運営が必要である。	保育所等を整備、運営する際、整備事業者の負担となっている開園前、開園後5年間、及び既存園については補助開始から5年間の賃借料に助成し、整備を促進する。	重点整備地域に保育所等を整備する場合に、賃借料が一定額以上となる場合に、当該賃借料の一部を助成する。 既存園については賃料が賃借料加算の2.5倍以上の園に対し、当該賃借料の一部を助成する。 開園前 1か所 開園後 20か所 既存園 2か所	法人等団体	公募により市が整備事業予定者と決定した者 前年度整備の重点整備地域に所在する園を設置する者	95,244	あり(募集期間あり)	保育・教育・健全育成	-	043-245-5977	shien.CFE@city.chiba.lg.jp
166	こども未来局	幼保支援課	認定こども園整備費補助金	本市では、「千葉市こどもプラン」に基づき、令和6年度までに、潜在的な需要も含めた保育需要に対応するため、保育の受け皿を確保することとしており、増加する保育需要に対応するため、引き続き整備を行う必要がある。 整備の推進にあたっては、将来の少子化の進行を踏まえ、既存施設を最大限活用した手法による必要がある。	認定こども園に移行する私立幼稚園に対して、建物の増設や改修等に係る費用を助成し、既存施設を活用し、幼児教育のノウハウや優れた施設環境のもと、質の高い教育・保育の受け皿の確保を図る。	認定こども園への移行にあたって必要な改修等に係る費用に対し補助を行う。 増設 1か所 改修 1か所	法人等団体	公募により市が整備事業予定者と決定した者	1,027,230	あり(募集期間あり)	保育・教育・健全育成	-	043-245-5879	shien.CFE@city.chiba.lg.jp
167	こども未来局	幼保支援課	私立幼稚園利用給付事務補助金	生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点などから、子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変えるため、令和元年10月1日から実施された。	市内の私立幼稚園が園児又は入園予定時に対して実施する幼児教育・保育の無償化の申請手続き等の事務的経費に対し、予算の範囲内において、補助金を交付することにより、保護者の申請手続き等の負担を軽減し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。	園児が無償化の対象となるための「認定」手続きや、代理受領に係る申請手続き等の事務に対し補助を行う。	法人等団体	市内私立幼稚園の設置者(認定こども園、施設型給付幼稚園を除く)	1,315	なし	保育・教育・健全育成	-	043-245-5100	shien.CFE@city.chiba.lg.jp
168	こども未来局	幼保支援課	千葉市立保育所の民間移管に伴う引継ぎ及び共同保育に関する補助金	千葉市立保育所の民間移管に際し、保育内容等を移管先の民間保育園に円滑かつ確実に伝達し、児童の良好な保育環境が確保されるようにする必要がある。	千葉市立保育所の民間移管に伴う引継ぎ及び共同保育に対し補助を行い、移管前年度から、引継ぎ及び共同保育を実施し、移管先の民間保育園に円滑な移行を図る。	引継ぎ及び共同保育の実施に対し必要な経費(人件費等)に対し、補助を行う。	法人等団体	市が整備・運営法人として決定し、引継ぎ及び共同保育を実施する者	44,000	なし	保育・教育・健全育成	-	043-245-5323	shien.CFE@city.chiba.lg.jp

No.	①所管局	②所管課	③公開する補助金名	④補助事業を必要とする背景・課題	⑤補助目的・効果	⑥補助内容	⑦補助対象者(区分)	⑧補助対象者	⑨R7予算額 (千円)	⑩公募の有無	⑪行政分野 (市HPの分類)	⑫掲載HP	⑬電話番号	⑭メール アドレス
169	こども未来局	幼保支援課	千葉市民間児童福祉施設建設費等補助金	千葉市立保育所の民間移管において、民間移管先法人として決定した整備・運営法人にて新たな園舎の建設等を行うこととなる。	移管先の民間保育園を整備する際の建設費等に対して助成し、民間移管における負担を軽減できる。	民間保育園を整備する際の建設費等に対し、その一部を補助する。	法人等団体	千葉市立保育所の民間移管先として決定された整備・運営法人(社会福祉法人又は学校法人)	341,250	なし	保育・教育・健全育成	-	043-245-5323	shien.CFE@city.chiba.lg.jp
170	こども未来局	幼保支援課	千葉市保育所等物価高騰対策支援事業費補助金 (給食費補助)	物価高騰が継続する中で、これまで通りの栄養バランスや量を保った給食を提供できるよう民間保育施設等へ助成を行う必要がある	物価高騰に伴う給食費の値上げ抑制等を補助要件とすることにより、保護者負担の軽減を図るとともに、これまでどおりの栄養バランスや量を保った給食を提供することを目的とする。	一定の補助要件のもと、補助基本額、補助対象期間の給食等喫食日数、児童数により算出された補助基準額を助成する。	法人等団体	市内私立幼稚園の設置者	27,673	なし	保育・教育・健全育成	-	043-245-5100	shien.CFE@city.chiba.lg.jp
171	こども未来局	幼保支援課	千葉市病児・病後児保育施設整備等事業補助金	本市の病児・病後児保育事業を推進するため、同事業を本市からの委託を受けて実施する事業者を支援する。	病児・病後児保育施設を新たに設置するための整備及び定員増を伴う既存の病児・病後児保育施設の増床のための整備による経費を補助する。	病児・病後児保育施設の開設、増床のために必要な改修費を補助する。	法人等団体	対象事業の運営事業者	4,000	なし	保育・教育・健全育成	-	043-245-5105	shien.CFE@city.chiba.lg.jp
172	こども未来局	幼保支援課	千葉市病児・病後児保育運営支援事業補助金	本市が委託により設置する病児・病後児保育施設のうち、1施設が令和6年3月末で閉室することになったため、新たな受託者の確保が喫緊の課題である。	千葉市病児・病後児保育事業の開設を促進するため、新たに千葉市で病児保育を実施する事業者の事業開始後から事業収入が安定するまでの期間、運営に要する経費を支援する。	要綱で定員毎に定める年間利用件数と実際の年間利用件数を比較して、実際の利用件数が不足した場合、一定金額を補助するもの。	個人・法人等団体	対象事業の運営事業者	0	なし	保育・教育・健全育成	-	043-245-5105	shien.CFE@city.chiba.lg.jp
173	こども未来局	幼保支援課	保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金	児童への性被害防止及び保護者と保育等従事者との信頼関係構築を図るため、児童のプライバシー保護や、保護者からの確認依頼に応える設備を設置する。	認可保育所、認定こども園等においてパーテーション、簡易扉、簡易更衣室等の設置によるこどものプライバシー保護や保護者からの確認依頼に応えるためのカメラによる支援内容(保育の実践記録等)の記録などを行う設備等支援を通じ、性被害の防止を図る。	認可保育所、認定こども園等において性被害防止対策を図るため、パーテーション、簡易扉、簡易更衣室及びカメラ、人感センサーライト等の設備の購入や更新を行う事業について、必要な経費を補助する。	法人等団体	保育所、認定こども園等の運営事業者	10,200	なし	保育・教育・健全育成	-	043-245-5879	shien.CFE@city.chiba.lg.jp
174	こども未来局	幼保支援課	千葉市乳児等通園支援事業補助金	全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な保育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化する必要がある。	保育所等に入所していない0歳6か月から満3歳未満のこどもへの遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助を行う乳児等支援事業を実施することにより、保護者の就労要件を問わず多様なライフスタイルに応じた子育て家庭の支援を推進する。	乳児等通園支援事業を実施する事業者に対し、必要な経費を補助する	個人・法人等団体	対象事業の運営事業者	36,000	なし	保育・教育・健全育成	https://www.city.chiba.jp/kodomomirai/yojikvoiku/shien/shien_youkou.html	043-245-5979	shien.CFE@city.chiba.lg.jp
175	こども未来局	幼保運営課	保育士等宿舍借り上げ支援事業補助金	保育士の住居についての経済的な負担軽減によって、市内だけでなく市外に住む保育士を確保することが期待できる。また、施設の近くに住居を借り上げることで、事業者は保育士へ支給する交通費を削減でき、保育士は通勤時間を削減することができる。	保育士等の宿舍の借り上げを行う保育施設の運営事業者に対し、借り上げに係る費用の一部の補助を行うことにより、保育人材の確保、定着及び離職防止を図ることを目的とする。	事業者が不動産会社と契約を結び、保育士が住むための宿舍を借り上げ、その宿舍に実際に保育士が居住している場合に、その費用を助成する。月額上限61,500円/戸。	法人等団体	民間保育園、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育事業、待機児童解消加速化プラン認可外保育施設、企業主導型保育の各施設運営事業者	268,625	なし	保育・教育・健全育成	-	043-245-5729	unei.CFE@city.chiba.lg.jp
176	こども未来局	幼保運営課	保育士等給与改善事業補助金	待機児童数や入所待児童数を減らすため、保育士等の確保及び就業継続を図る必要がある。	民間保育施設に対し、保育士等給与の上乗せに係る費用について補助することで、保育士等の確保及び就業継続を図る。	保育士等の給与改善に要する経費を補助する。 補助額：月額最大4万円(事業主負担分の法定福利費を含めても可)	法人等団体	民間保育園、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、家庭的保育事業所、居宅訪問型保育事業所	1,744,320	なし	保育・教育・健全育成	-	043-245-5729	unei.CFE@city.chiba.lg.jp

No.	①所管局	②所管課	③公開する補助金名	④補助事業を必要とする背景・課題	⑤補助目的・効果	⑥補助内容	⑦補助対象者(区分)	⑧補助対象者	⑨R7予算額 (千円)	⑩公募の有無	⑪行政分野 (市HPの分類)	⑫掲載HP	⑬電話番号	⑭メール アドレス
177	こども未来局	幼保運営課	一時預かり事業補助金	保育所(園)に入所することのできない児童でも、緊急的に保育を必要とする場合に保育所(園)において保育を実施し、児童福祉に寄与するために開始。 パート就労など、断続的な就労等により家庭での保育が困難な児童も対象とする。 市の補助がない場合、利用者から高額な利用料を徴収することとなる。 また、一定の基準で保育を行うことにより、保育の質を確保し、保護者に安心感を与えることが必要。	補助金交付により、市の事業として、開所時間を始めとした保育内容及び利用者負担額などを規定することができ、一定の基準の保育を、通常保育に準じた低廉な利用料で利用することができ、保護者の子育て支援を図ることができる。	市の基準に従って、一時預かり事業を実施する民間保育園に対し、係る費用を補助限度額の範囲で補助する。	法人等団体	一時預かり事業を実施する民間保育園、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所	162,735	なし	保育・教育・健全育成	-	043-245-5729	unei.CFE@city.chiba.lg.jp
178	こども未来局	幼保運営課	施設型給付施設対象施設保育士等配置基準改善補助事業補助金	国の定める職員の配置基準は、必要最低限の基準であるため、保育の質の確保・向上のために、保育士の加配が有効である。 保育の実施に要する経費(公定価格)は、国の定める職員の配置基準をもとにしているため、当該基準を超える職員の加配に必要となる補助金の交付を必要とする。	千葉市の認可保育所として、公立保育所と同程度の配置にし、入所した保育所によって保育の質に大きな差が生じないよう民間保育園の保育の質の確保・向上と、職員の労働条件の改善を図る。	国の定数(給付費上の定数)を超えて、職員配置(加配)した場合や、市の指導に基づき職員を加配した場合に、人件費を補助する。	法人等団体	民間保育園、認定こども園の設置者	2,463,923	なし	保育・教育・健全育成	-	043-245-5729	unei.CFE@city.chiba.lg.jp
179	こども未来局	幼保運営課	保育ルーム事業助成金	待機児童の解消を図るには保育サービスの供給を増やし、子どもを安心して育てることが出来る環境を整備することが必要であるため、質の確保された認可外保育施設を「保育ルーム」として認定し、助成金を交付する。	認可外保育施設指導監督基準を満たした認可外保育施設に対し、運営費の一部を補助することで、保育の質の確保された認可外保育施設の整備及び、子どもを安心して育てることができる環境の整備を行うことを目的とする。	認可外保育施設指導監督基準を満たした、認可外保育施設を「保育ルーム」として認定し、運営費の一部を補助する。	法人等団体	保育ルーム設置者	98,931	なし	保育・教育・健全育成	-	043-245-5735	unei.CFE@city.chiba.lg.jp
180	こども未来局	幼保運営課	民間保育施設保育の質の向上のための研修事業補助金	本市においては、入所待ち児童が発生しているため、保育所のか所数を拡充すべく施設整備を行っているが、同時に保育の質を確保・向上させる必要がある。 個々の民間保育施設においては、それぞれ個別に外部団体主催の研修会等に参加しているが、市内の民間保育施設からなる、公益社団法人千葉市民間保育園協議会が自ら研修を行うことにより、民間保育施設相互の交流と、より一層の保育の質の向上が期待される。 また、平成21年度には、安心こども基金を財源とする保育の質の向上のための研修事業の補助制度(H27年度より国庫補助金)が設けられ(補助率1/2)、保育の質の向上は全国的に求められている。	研修を実施することにより、保育の質を向上させ、児童福祉の向上を図る。	公益社団法人千葉市民間保育園協議会が、市内民間保育施設の保育士等に対して行う研修事業に係る経費及び、民間保育施設の職員や外部団体が主催する全国大会等の研修会に参加する際の費用について、補助限度額の範囲内で補助する。	法人等団体	公益社団法人 千葉市民間保育園協議会	1,749	なし	保育・教育・健全育成	-	043-245-5729	unei.CFE@city.chiba.lg.jp
181	こども未来局	幼保運営課	施設型給付対象施設延長保育事業等補助金	近年の女性の社会進出や就労形態の多様化に伴い、通常保育時間帯以降の延長保育は必須のものとなっている。 一方、保育の実施に要する経費(公定価格)は、通常保育時間(8時間～11時間)を前提としているため、延長保育事業に係る経費は、利用者から徴収する利用料と公費(当該補助金)によることとなるが、係る経費の全額を利用料に求めることは利用者にとって大きな負担となる。 なお、延長保育事業は、国庫補助対象にもなっている。	市が補助対象事業実施者に補助金を交付することにより、保護者の金銭的な負担を過度にすることなく、保育の質を確保しつつ、円滑に延長保育事業を実施できる。	補助対象事業実施施設が、通常の利用時間以外の時間に保育を実施した際に、延長保育時間帯にかかった経費を補助する。L66	法人等団体	延長保育事業を実施する民間保育園、認定こども園の設置者	445,262	なし	保育・教育・健全育成	-	043-245-5729	unei.CFE@city.chiba.lg.jp
182	こども未来局	幼保運営課	施設型給付対象施設施設運営費等改善事業補助金(日本スポーツ振興センター共済掛金補助)	施設型給付対象施設における児童の安全管理には、施設型給付対象施設の職員は十分に配慮して保育を行っているが、不測の事故は起こる可能性がある。 さらに、直接的に施設型給付対象施設職員が管理していない、施設型給付対象施設への通園、降園についても交通事故等による不測の事故は起こり得る。 各保護者が個々に保険制度(共済制度)に参加することもできるが、公的な資金が充当されることにより、掛金が低廉な保険(共済制度)が求められる。 なお、本市においては、施設型給付対象施設における保育・教育に要した経費(公定価格)は、国の負担金(保育料を除いた1/2が国負担額)算定のための基準額と同額としている。 この経費には、日本スポーツ振興センター災害共済制度掛金は含まれていない。	公立・民間で保育の質や内容に大きな差を生じさせないため、施設型給付対象施設設置者負担分を補助することにより、不測の事故の際の医療費等の負担を軽減させることを目的としている。	施設型給付対象施設が、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済に加入した場合の施設型給付対象施設設置者負担分を補助する。	法人等団体	日本スポーツ振興センター災害共済掛金へ加入し、施設型給付対象施設設置者の負担金を支払っている施設型給付対象施設	2,837	なし	保育・教育・健全育成	-	043-245-5729	unei.CFE@city.chiba.lg.jp
183	こども未来局	幼保運営課	施設型給付対象施設施設運営費等改善事業補助金(施設賠償責任保険料補助事業)	保育所においては、保育所の職員は児童の安全管理等に十分に配慮して保育を行っているが、不測の事故は起こる可能性がある。 事故によっては、過失に応じて保育所や、委託元である市(子ども・子育て支援法附則第4条)入所費賠償を求められるケースも想定される。 このような不測の事態に対応するための保険等への加入が求められる。 本市においては、民間保育園における保育の実施に要する経費(公定価格)は、国の負担金(保育料を除いた1/2が国負担額)算定のための基準額と同額としているが、この運営費には、職員の産前産後休暇中に新たに生ずる賃金は含まれていない。 ※なお、認定こども園等については、直接契約施設のため補助の対象外となっている。	児童福祉法第24条1項及び子ども・子育て支援法附則第6条では、保育所における保育は市町村の責務であり、市町村が保育を行えない場合は、市町村以外の者が設置する保育所へ委託することが出来ることとされている。 そのため委託元の市の責務として、民間保育園の入所児童への補償等、方が一の不測の事態に備えることを目的とする。	民間保育園が、施設賠償責任保険に加入した場合に係る経費について、補助限度額の範囲内で補助する。	法人等団体	施設賠償責任保険へ加入している民間保育園	784	なし	保育・教育・健全育成	-	043-245-5729	unei.CFE@city.chiba.lg.jp
184	こども未来局	幼保運営課	社会福祉法人等産休等代替職員雇用事業補助金	民間園の保育士等の職員が、産前産後休暇を取得した場合、当該保育士の給料は支払う必要があるが、この間保育所には、児童福祉施設最低基準を遵守するために、別に職員を雇用するなど、新たに職員を配置するための経費が生じる。 本市においては、児童福祉法第24条により市長が委託する民間保育園における保育の実施に要する経費(保育所運営費)は、国の負担金(保育料を除いた1/2が国負担額)算定のための基準額と同額としているが、この運営費には、職員の産前産後休暇中に新たに生ずる賃金は含まれていない。 産前産後休暇の取得は職員の権利であり、また、産前産後休暇を取得しやすい環境を整えることにより、経験を得たベテランの保育士が増え、保育の質が向上する。 なお、当該補助制度は、国の補助制度として事業実施してきたが、平成17年度から地方自治体に税源移譲されることとなったものである。	産休等代替職員の雇用を図ることにより、産休等職員の福利厚生への向上に資するとともに、職員の勤務する施設における入所児童等の適正な処遇の確保を図る。	産休等代替職員の雇用経費に対して、園からの申請を要綱に基づいて精査し、実費と基準額(限度額)のいずれか低い方を補助する。	法人等団体	産休等代替職員を臨時に雇用した民間保育園、私立幼稚園、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、家庭的保育事業所	500	なし	保育・教育・健全育成	-	043-245-5729	unei.CFE@city.chiba.lg.jp

No.	①所管局	②所管課	③公開する補助金名	④補助事業を必要とする背景・課題	⑤補助目的・効果	⑥補助内容	⑦補助対象者(区分)	⑧補助対象者	⑨R7予算額 (千円)	⑩公費の有無	⑪行政分野 (市HPの分類)	⑫掲載HP	⑬電話番号	⑭メール アドレス
185	こども未来局	幼保運営課	施設型給付対象施設施設運営費等改善事業補助金(内科・歯科健康診断費補助)	本市においては、施設型給付対象施設における保育・教育に要した経費(公定価格)は、国の負担金(保育料を除いた1/2が国負担額)算定のための基準額と同額としている。国の通知によると、公定価格のうち、嘱託医に係る経費は年間で約20万円となっている。本市においては、安全な保育の実施のため、国が義務付けていない4月の一斉入所前の嘱託医による健康指導も実施していることにより、嘱託医の手当を公定価格の範囲内とすることは困難であり、公立保育所における実績では、年間約297,000円となっている。また、4月の一斉入所以外の入所児童の入所前健康診断に係る経費(公立保育所では3,450円)も保育所運営費には含まれていない。	入所する施設型給付対象施設については、公立・民間に関わらず、市が入所決定するものであり、公立・民間で保育の質や内容に大きな差を生じさせるべきではないため、国の公定価格に含まれる嘱託医手当額に加えて補助することで公民格差を是正する。	施設型給付対象施設が、当該施設の嘱託医に対し、公定価格中に含まれる嘱託医手当に相当する額を上回って支出した場合、公立保育所の手当額を限度に補助する。また、4月の一斉入所以外の入所児童の入所前健康診断に係る経費を予算で定める額を限度に補助する。	法人等団体	施設型給付対象施設	12,749	なし	保育・教育・健全育成	-	043-245-5729	unei.CFE@city.chiba.lg.jp
186	こども未来局	幼保運営課	施設型給付施設対象施設施設運営費等改善事業補助金(寝具乾燥補助)	集団生活を行う施設型給付対象施設での児童の健康保持及び病気の感染の防止のため、寝具の乾燥は必要。本市においては、施設型給付対象施設における保育・教育に要した経費(公定価格)は、国の負担金(保育料を除いた1/2が国負担額)算定のための基準額と同額としているが、この経費には、寝具乾燥に要する経費は含まれていないと解される。	児童福祉法においては、児童福祉施設に入所している者は衛生的な環境において育成されることを保障するものとし、また、当該施設において感染症等が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされている。集団生活を行う施設型給付対象施設において寝具乾燥を実施することにより、入所児童の健康保持及び病気の感染の防止することや、健全な保育環境を確保することを目的とする。	施設型給付対象施設が、業者等に委託し、寝具乾燥に要した経費について、補助限度額の範囲内で助成する。 ※認定こども園については、2・3号児童のみが対象	法人等団体	寝具乾燥を行った施設型給付対象施設	6,297	なし	保育・教育・健全育成	-	043-245-5729	unei.CFE@city.chiba.lg.jp
187	こども未来局	幼保運営課	施設型給付施設対象施設施設運営費等改善事業補助金(緊急通報装置運用補助)	入所児童の安全のため、外部からの侵入者等には十分な備えが必要であるが、一般的に、保育士には女性が多いため、いざという時には外部からの助けが必要となるが、一般的に、緊急時には電話のみならず、ボタンひとつで警備会社等にシグナルを送信できるなどの対策が必要となる。施設型給付対象施設における保育・教育に要した経費(公定価格)は、国の負担金(保育料を除いた1/2が国負担額)算定のための基準額と同額としている。この公定価格には、緊急通報装置の設置等に要する費用は含まれていない。	緊急時に速やかに外部との連絡を取られる体制を整えることにより、児童の安全の確保を図る。	施設型給付対象施設が、児童の安全管理のため、警備会社等に緊急通報装置の設置、連絡体制の確保等を委託した場合に、補助限度額の範囲内で補助する。	法人等団体	施設型給付対象施設	10,475	なし	保育・教育・健全育成	-	043-245-5729	unei.CFE@city.chiba.lg.jp
188	こども未来局	幼保運営課	保育士資格取得支援事業補助金	保育士不足が問題となっており、各園に勤務している保育士資格を有していない保育従事者の保育士資格取得を支援することにより、当該施設の保育士確保を促進する必要がある。また、認可外保育施設に勤務している保育士資格を有していない保育従事者の保育士資格取得を支援することにより、当該施設の認可保育園等への移行を促進する必要がある。	各園に勤務している保育士資格を有していない保育従事者の保育士資格取得を支援することにより、保育士増加への対応を促進し、保育の質の向上を図る。また、認可外保育施設に勤務している保育士資格を有していない保育従事者の保育士資格取得を支援することにより、当該施設の認可保育所移行にあたって必要となる保育士増加への対応を促進する。	職員が資格取得するための養成施設受講料について施設が支出した経費の一部及び、当該職員が面接授業等で不在となる際の代替職員の雇上費について助成する。	法人等団体	・市内の以下の保育園等に勤務している方で、保育試験の受験・合格により保育士資格取得を目指す者。 公立保育所、民間保育園、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設 ・各園の設置者	100	なし	保育・教育・健全育成	-	043-245-5729	unei.CFE@city.chiba.lg.jp
189	こども未来局	幼保運営課	保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状等取得支援事業	子ども・子育て支援新制度における幼保連携型認定こども園の普及にあたり、保育士及び幼稚園教諭としてのスキルを有する保育教諭(幼稚園教諭免許状及び保育士資格の併有者)の確保が課題となっている。一方、保育教諭の確保として、31年度までは、幼稚園教諭免許状又は保育士資格のいずれかの資格を有する者について、もう一方の資格を取得する際の取得単位数を大幅に軽減する経過措置が実施されている。	幼稚園教諭免許状を有していない保育士の幼稚園教諭免許状取得又は、保育士資格を有していない幼稚園教諭の保育士資格取得を支援する私立保育園及び私立幼稚園に対して、資格取得に要する経費について補助金を交付することにより、当該施設が幼保連携型認定こども園に移行するための保育教諭の確保を図り、質の高い幼児教育・保育の提供に係る体制整備を行うことを目的としている。	私立保育園等が、資格取得にあたり要した費用を負担した場合、当該経費について助成する。	法人等団体	幼保連携認定こども園へ移行を予定している民間保育園の設置者	392	なし	保育・教育・健全育成	-	043-245-5729	unei.CFE@city.chiba.lg.jp
190	こども未来局	幼保運営課	地域型保育事業所運営事業補助金(日本スポーツ振興センター共済掛金補助)	地域型保育事業所における児童の安全管理において、事業所の職員は十分に配慮して保育を行っているが、不測の事故は起こる可能性がある。さらに、直接的に事業所職員が管理していない、地域型保育事業所への過園、降園についても交通事故等による不測の事故は起こり得る。各保護者が個々に保険制度に加入することもできるが、公的な資金が充当されることにより、掛金が低廉な保険(共済制度)が求められる。なお、本市においては、地域型保育事業所における保育に要した経費(地域型保育給付費)は、国の負担金(保育料を除いた1/2が国負担額)算定のための基準額と同額としている。この経費には、日本スポーツ振興センター災害共済制度掛金は含まれていない。	公立・民間で保育の質や内容に大きな差を生じさせないため、地域型保育事業所設置者負担分を補助することにより、不測の事故の際の医療費等の負担を軽減させることを目的としている。	地域型保育事業所が、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済に加入した場合の事業所設置者負担分を補助する。	法人等団体	日本スポーツ振興センター災害共済掛金への加入し、地域型保育事業所設置者の負担金を支払っている地域型保育事業所	199	なし	保育・教育・健全育成	-	043-245-5729	unei.CFE@city.chiba.lg.jp
191	こども未来局	幼保運営課	地域型保育事業所運営事業補助金(要配慮保育費補助)	要配慮児の保育にあたっては、保育の質を確保する観点から、原則として要配慮児3人に対し1人の保育士等を配置している。給付費中に要配慮児の加算は含まれるが、給付費で賄いきれなかった当該保育士の人件費を補助する。	要配慮児の保育にあたり、担当職員を配置することにより、当該要配慮児及び他児の保育の質を確保することができる。	保育士に係る人件費(公立保育所で算出)－給付費中の障害児保育加算額を補助する。	法人等団体	要配慮の認定を受け、給付費上の加算の対象となっている地域型保育施設	18,077	なし	保育・教育・健全育成	-	043-245-5729	unei.CFE@city.chiba.lg.jp
192	こども未来局	幼保運営課	地域型保育事業所運営事業補助金(寝具乾燥補助)	集団生活を行う保育園での児童の健康保持及び病気の感染の防止のため、寝具の乾燥は必要。本市においては、地域型保育事業所における保育に要した経費(地域型給付費)は、国の負担金(保育料を除いた1/2が国負担額)算定のための基準額と同額としているが、この経費には、寝具乾燥に要する経費は含まれていないと解される。	児童福祉法においては、児童福祉施設に入所している者が衛生的な環境において育成されることを保障するものとし、また、当該施設において感染症等が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされている。集団生活を行う地域型保育事業所において寝具乾燥を実施することにより、入所児童の健康保持及び病気の感染の防止することや、健全な保育環境を確保することを目的とする。	地域型保育事業所が、業者等に委託し、寝具乾燥に要した経費について、補助限度額の範囲内で助成する。 ※事業所内保育事業所については、地域枠児童の寝具のみが対象。	法人等団体	寝具乾燥を行った地域型保育事業所	603	なし	保育・教育・健全育成	-	043-245-5729	unei.CFE@city.chiba.lg.jp

No.	①所管局	②所管課	③公開する補助金名	④補助事業を必要とする背景・課題	⑤補助目的・効果	⑥補助内容	⑦補助対象者(区分)	⑧補助対象者	⑨R7予算額 (千円)	⑩公募の有無	⑪行政分野 (市HPの分類)	⑫掲載HP	⑬電話番号	⑭メール アドレス
193	こども未来局	幼保運営課	地域型保育事業所運営事業補助金(緊急通報装置運用補助事業)	入所児童の安全のため、外部からの侵入等には十分な備えが必要であるが、一般的に、保育士には女性が多いため、いざという時には外部からの助けが必要となるが、一般的に、緊急時には電話のみならず、ボタンひとつで警備会社等にシグナルを送信できるなどの対策が必要となる。 施設型給付対象施設における保育・教育に要した経費(公定価格)は、国の負担金(保育料を除いた1/2が国負担額)算定のための基準額と同額としている。 この公定価格には、緊急通報装置の設置等に要する費用は含まれていない。	緊急時に速やかに外部との連絡を取られる体制を整えることにより、児童の安全の確保を図る。	施設型給付対象施設が、児童の安全管理のため、警備会社等に緊急通報装置の設置、連絡体制の確保等を委託した場合に、補助限度額の範囲内で補助する。	法人等団体	当該装置を設置した地域型保育事業所	3,390	なし	保育・教育・健全育成	-	043-245-5729	unei.CFE@city.chiba.lg.jp
194	こども未来局	幼保運営課	地域型保育事業所延長保育事業補助金	近年の女性の社会進出や就労形態の多様化に伴い、通常保育時間以降の延長保育は必須のものとなっている。 一方、保育の実施に要する経費(公定価格)は、通常保育時間(8時間～11時間)の開所時間を前提としているため、延長保育事業に係る経費は、利用者から徴収する利用料と公費(当該補助金)によることとなるが、係る経費の全額を利用料に求めることは利用者にとって大きな負担となる。 なお、延長保育事業は、国庫補助対象にもなっている。	市が補助対象事業実施者に補助金を交付することにより、保護者の金銭的な負担を過度にすることなく、保育の質を確保しつつ、円滑に延長保育事業を実施できる。	補助対象事業実施施設が、通常の利用時間以外の時間に保育を実施した際に、延長保育時間帯にかかった経費を補助する。	法人等団体	延長保育事業を実施する小規模保育事業所、事業所内保育事業所、居宅訪問型保育車の設置者	15,935	なし	保育・教育・健全育成	-	043-245-5729	unei.CFE@city.chiba.lg.jp
195	こども未来局	幼保運営課	保育士試験による資格取得支援	子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、保育士確保の一環として、保育士資格取得者の拡充を図り、子どもを安心して育てることができる体制整備を目的とする。	保育士確保の一環として、保育士試験受験のための学習に要した費用を補助すること、保育施設における保育士不足の解消を図る。	市内の公立保育所、民間保育園、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設に勤務する保育従事者で、保育士試験により資格取得を目指す者に対し、保育士試験の受験のための学習講座の受講に要する費用を補助する。	法人等団体	市内の公立保育所 民間保育園 認定こども園 小規模保育事業 事業所内保育事業 認可外保育施設	120	なし	保育・教育・健全育成	-	043-245-5729	unei.CFE@city.chiba.lg.jp
196	こども未来局	幼保運営課	休日保育事業補助金	休日保育施設に対する補助としては、公定価格上の加算である「休日保育加算」がある。しかしながら、こちらの加算だけでは、施設に係る当該事業運営における経費を賄いきれないため、H29年度より補助事業として創設する。	休日保育事業を安定的に運用するため、支援を必要とする施設に対する助成制度を市単独で創設。	年間の特定教育・保育等に要する費用の額(以下「公定価格」という)の休日保育加算額に1.5倍を乗じた額より休日保育加算額を減じた額を上限とし、支給する。 ただし、算定の結果、補助対象経費が、年間の公定価格の休日保育加算額に満たない場合、支給しない。	法人等団体	各民間保育園	7,786	なし	保育・教育・健全育成	-	043-245-5729	unei.CFE@city.chiba.lg.jp
197	こども未来局	幼保運営課	実費徴収に係る補足給付	円滑な特定教育・保育等の利用を図るため、低所得で生計が困難である者に対し、子どもの食事の提供に要する費用、日用品等の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等の一部を補助する。	低所得で生計が困難である者に対し、子どもの食事の提供に要する費用、日用品等の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等の一部を補助することで、円滑な特定教育・保育等の利用を図ることができる。	生活保護世帯を対象に、日用品、文房具等の購入費用及び行事等の参加にかかる費用を補助する。	法人等団体	民間保育施設	773	なし	保育・教育・健全育成	-	043-245-5729	unei.CFE@city.chiba.lg.jp
198	こども未来局	幼保運営課	保育士修学資金貸付事業(市単独補助)	千葉市公立保育所及び民間保育園での保育士確保が難航するなど、厳しい状況に直面し、平成28年4月の千葉市の待機児童が11人となった(26年度、27年度は0人)。 また、千葉市が貸付事業を実施しない場合、千葉県が貸付事業を実施するので、県内の千葉市以外の市町村に保育施設就職者が流れる可能性があることから、一層の千葉市内保育士確保に資する為、補助金交付を必要とする。	千葉市内に保育士として就職することを目指す学生に対して修学資金の貸付を行うことで、保育士人材の確保を図ることができる。	本事業は国費を利用し平成28年度に予算3年分を計上したものであるが、千葉市内の保育所等へ就職する人数を増やすことを目的として、市単独補助により入学準備金を引上げることとした。	個人・法人等団体	千葉市社会福祉協議会	4,567	なし	保育・教育・健全育成	-	043-245-5729	unei.CFE@city.chiba.lg.jp
199	こども未来局	幼保運営課	保育士等研修代替職員雇用費補助金	給付費の加算である処遇改善等加算Ⅱ(月額5千円～4万円の加算、平成29年度開始)の受給条件として、キャリアアップ研修(15時間～60時間)の受講が義務付けられているが、給付費では十分な研修代替職員雇用費が支弁されない。 保育士等の確保に加え、安全で質の高い保育を提供するため、保育士等の資質向上を図る必要がある。	保育士等が研修を受講した場合の、研修代替職員の雇用に要する経費を補助することで、保育士等の研修受講を促進し、保育の質の向上を図る。	キャリアアップ研修及びサバティカル研修に係る研修代替職員の賃金及び交通費を補助する。 補助額:1日当たり1万円	法人等団体	民間保育園、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、家庭的保育事業所	2,434	なし	保育・教育・健全育成	-	043-245-5729	unei.CFE@city.chiba.lg.jp
200	こども未来局	幼保運営課	千葉市保育所等事故防止推進事業補助金	保育中における事故については、近年の保育需要の増加と相まってそのリスクが増加してきている。保育中の事故は、発生前の対策が重要であり、保育現場において重大事故が発生しやすい睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面において事故防止に活用できる備品等の備え付けは、より安全かつ安心な保育環境を確保するために必要である。 また、令和元年度より、幼児教育・保育の無償化の実施により、認可外保育施設の増加や利用者数の増加が見込まれるため、重大事故の報告件数が多い認可外保育施設についても、当該補助制度の対象とすることとなった。	備品購入に対する助成を行うことによって、今まで導入したくてもできなかった施設や、導入を検討していた施設が備品を購入するきっかけをつくり、重大事故発生リスクの軽減につなげる。	重大事故防止のための備品購入の際に費用の一部を助成する。 ・午睡チェック:限度額は1施設500,000円(国1/2 市1/4) ・見守リタグ:限度額は1施設200,000円(国1/2 市1/4)	法人等団体	民間保育園、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、家庭的保育事業所、認可外保育施設(居宅訪問を除く)	4,519	なし	保育・教育・健全育成	-	043-245-5729	unei.CFE@city.chiba.lg.jp

No.	①所管局	②所管課	③公開する補助金名	④補助事業を必要とする背景・課題	⑤補助目的・効果	⑥補助内容	⑦補助対象者(区分)	⑧補助対象者	⑨R7予算額 (千円)	⑩公募の有無	⑪行政分野 (市HPの分類)	⑫掲載HP	⑬電話番号	⑭メール アドレス
201	こども未来局	幼保運営課	千葉市保育所等ICT化推進事業補助金(民間保育園)	保育所等における外国人の保護者への対応及び保育士の負担軽減を図り、保育の質を確保するため、保育士の負担となっている書類作成業務等についてICT化推進のための保育業務支援システム(登降園管理や保育計画の作成等)の購入及び外国人の保護者とのやりとりに係る通訳や翻訳のための機器を新たに購入等するために必要な経費の補助を行う。 また、利用希望者の利用手続きの負担軽減や一時預かり事業を行う事業所の業務負担軽減及び安定的な運営を確保するため、空き状況の確認や予約手続き等の業務についてICT化するためのシステムの購入に必要な経費の補助を行う。	書類作成業務等についてICT化推進のための保育業務支援システムの導入経費及び外国人の保護者とのやりとりに係る通訳や翻訳のための機器の購入費用を補助することにより、保育所等における保育士の負担軽減を図り、保育の質を確保することを目的とする。また、一時預かり事業における利用希望者の利用手続きの負担軽減及び事業所の事務負担軽減を図り、安定的な運営を確保することを目的とする。	保育業務支援システム(登降園管理や保育計画の作成、一時預かり事業の予約手続き等)及び外国語の通訳や翻訳のための機器の購入に必要な経費の一部を補助する。	法人等団体	民間保育園 ※過年度に補助を受けたメニューは対象外	15,035	なし	保育・教育・健全育成	-	043-245-5729	unei.CFE@city.chiba.lg.jp
202	こども未来局	幼保運営課	千葉市保育所等ICT化推進事業補助金(認定こども園)	保育所等における外国人の保護者への対応及び保育士の負担軽減を図り、保育の質を確保するため、保育士の負担となっている書類作成業務等についてICT化推進のための保育業務支援システム(登降園管理や保育計画の作成等)の購入及び外国人の保護者とのやりとりに係る通訳や翻訳のための機器を新たに購入等するために必要な経費の補助を行う。 また、利用希望者の利用手続きの負担軽減や一時預かり事業を行う事業所の業務負担軽減及び安定的な運営を確保するため、空き状況の確認や予約手続き等の業務についてICT化するためのシステムの購入に必要な経費の補助を行う。	書類作成業務等についてICT化推進のための保育業務支援システムの導入経費及び外国人の保護者とのやりとりに係る通訳や翻訳のための機器の購入費用を補助することにより、保育所等における保育士の負担軽減を図り、保育の質を確保することを目的とする。また、一時預かり事業における利用希望者の利用手続きの負担軽減及び事業所の事務負担軽減を図り、安定的な運営を確保することを目的とする。	保育業務支援システム(登降園管理や保育計画の作成、一時預かり事業の予約手続き等)及び外国語の通訳や翻訳のための機器の購入に必要な経費の一部を補助する。	法人等団体	幼保連携型認定こども園 ※過年度に補助を受けたはメニューは対象外	3,037	なし	保育・教育・健全育成	-	043-245-5729	unei.CFE@city.chiba.lg.jp
203	こども未来局	幼保運営課	千葉市保育所等ICT化推進事業補助金(小規模保育事業所)	保育所等における外国人の保護者への対応及び保育士の負担軽減を図り、保育の質を確保するため、保育士の負担となっている書類作成業務等についてICT化推進のための保育業務支援システム(登降園管理や保育計画の作成等)の購入及び外国人の保護者とのやりとりに係る通訳や翻訳のための機器を新たに購入等するために必要な経費の補助を行う。 また、利用希望者の利用手続きの負担軽減や一時預かり事業を行う事業所の業務負担軽減及び安定的な運営を確保するため、空き状況の確認や予約手続き等の業務についてICT化するためのシステムの購入に必要な経費の補助を行う。	書類作成業務等についてICT化推進のための保育業務支援システムの導入経費及び外国人の保護者とのやりとりに係る通訳や翻訳のための機器の購入費用を補助することにより、保育所等における保育士の負担軽減を図り、保育の質を確保することを目的とする。また、一時預かり事業における利用希望者の利用手続きの負担軽減及び事業所の事務負担軽減を図り、安定的な運営を確保することを目的とする。	保育業務支援システム(登降園管理や保育計画の作成、一時預かり事業の予約手続き等)及び外国語の通訳や翻訳のための機器の購入に必要な経費の一部を補助する。	法人等団体	小規模保育事業所 ※過年度に補助を受けたメニューは対象外	1,574	なし	保育・教育・健全育成	-	043-245-5729	unei.CFE@city.chiba.lg.jp
204	こども未来局	幼保運営課	千葉市保育所等ICT化推進事業補助金(事業所内保育事業所)	保育所等における外国人の保護者への対応及び保育士の負担軽減を図り、保育の質を確保するため、保育士の負担となっている書類作成業務等についてICT化推進のための保育業務支援システム(登降園管理や保育計画の作成等)の購入及び外国人の保護者とのやりとりに係る通訳や翻訳のための機器を新たに購入等するために必要な経費の補助を行う。 また、利用希望者の利用手続きの負担軽減や一時預かり事業を行う事業所の業務負担軽減及び安定的な運営を確保するため、空き状況の確認や予約手続き等の業務についてICT化するためのシステムの購入に必要な経費の補助を行う。	書類作成業務等についてICT化推進のための保育業務支援システムの導入経費及び外国人の保護者とのやりとりに係る通訳や翻訳のための機器の購入費用を補助することにより、保育所等における保育士の負担軽減を図り、保育の質を確保することを目的とする。また、一時預かり事業における利用希望者の利用手続きの負担軽減及び事業所の事務負担軽減を図り、安定的な運営を確保することを目的とする。	保育業務支援システム(登降園管理や保育計画の作成、一時預かり事業の予約手続き等)及び外国語の通訳や翻訳のための機器の購入に必要な経費の一部を補助する。	法人等団体	事業所内保育事業所 ※過年度に補助を受けたメニューは対象外	2,512	なし	保育・教育・健全育成	-	043-245-5729	unei.CFE@city.chiba.lg.jp
205	こども未来局	幼保運営課	千葉市保育所等ICT化推進事業補助金(認可外保育施設)	保育所等における保育士の負担軽減を図り、保育の質を確保するため、保育士の負担となっている書類作成業務等についてICT化推進のための保育業務支援システム(登降園管理や保育計画の作成等)の購入に必要な経費の補助を行う。	書類作成業務等についてICT化推進のための保育業務支援システムの導入経費を補助することにより、保育所等における保育士の負担軽減を図り、保育の質を確保することを目的とする。	保育業務支援システム(登降園管理や保育計画の作成等)の購入に必要な経費の一部を補助する。	法人等団体	認可外保育施設(居宅訪問を除く) ※過年度にICT化に係る補助を受けた園は対象外	150	なし	保育・教育・健全育成	-	043-245-5729	unei.CFE@city.chiba.lg.jp
206	こども未来局	幼保運営課	施設型給付対象施設施設運営費等改善事業補助金(おむつ処理経費)	感染症対策の重要性が高まっている中、より安全な保育環境を1日も早く確保するため、その一つとして紙おむつ等を保護者持ち帰りではなく、園で処分することを推進するため事業を開始した。	紙おむつの処理費用等について補助することで、園での処理を促し、保護者及び保育者の負担軽減を図り、保育の質向上につなげるため	各園で使用済み紙おむつを処理する場合 月額300円×3歳未満児数×実施月数 ※処理経費が300円を超過する・布おむつリリース等で経費が分けないという際に、本来保護者から徴収する額から月額300円を減じる場合も補助対象	法人等団体	おむつの自園処理等を行う施設型給付対象保育施設	17,781	なし	保育・教育・健全育成	-	043-245-5729	unei.CFE@city.chiba.lg.jp
207	こども未来局	幼保運営課	地域型保育事業所運営事業補助金(おむつ処理経費)	感染症対策の重要性が高まっている中、より安全な保育環境を1日も早く確保するため、その一つとして紙おむつ等を保護者持ち帰りではなく、園で処分することを推進するため事業を開始した。	紙おむつの処理費用等について補助することで、園での処理を促し、保護者及び保育者の負担軽減を図り、保育の質向上につなげるため	各園で使用済み紙おむつを処理する場合 月額300円×3歳未満児数×実施月数 ※処理経費が300円を超過する・布おむつリリース等で経費が分けないという際に、本来保護者から徴収する額から月額300円を減じる場合も補助対象	法人等団体	おむつの自園処理等を行う保育施設	3,999	なし	保育・教育・健全育成	-	043-245-5729	unei.CFE@city.chiba.lg.jp
208	こども未来局	幼保運営課	千葉市保育所等物価高騰対策支援事業費補助金(給食費補助)	物価高騰が継続する中で、これまでどおりの栄養バランスや量を保った給食を提供でききよう民間保育施設等へ助成を行う必要がある。	物価高騰に伴う給食費の値上げ抑制等を補助要件とすることにより、保護者負担の軽減を図るとともに、これまでどおりの栄養バランスや量を保った給食を提供することを目的とする。	一定の補助要件のもと、補助対象期間の給食等喫食日数、児童数等により算出された補助額を助成する。	法人等団体	民間保育施設等の運営事業者	145,938	なし	保育・教育・健全育成	-	043-245-5735	unei.CFE@city.chiba.lg.jp

No.	①所管局	②所管課	③公開する補助金名	④補助事業を必要とする背景・課題	⑤補助目的・効果	⑥補助内容	⑦補助対象者(区分)	⑧補助対象者	⑨R7予算額 (千円)	⑩公募の有無	⑪行政分野 (市HPの分類)	⑫掲載HP	⑬電話番号	⑭メール アドレス
209	こども未来局	幼保運営課	千葉市キッズ・ガード雇用等支援事業補助金	保育所外の歩道を集団で移動中の園児らが死傷するという大変痛ましい交通事故が発生したことから、保育支援者が保育所外等での活動において見守り活動を行い、子どもが集団で移動する際の安全確保を図る必要がある。	児童の園外活動時の見守り等に要する費用について、園庭を有していない保育所等に対して、その費用の全部または一部を補助し、保育所等の児童の園外活動時の安全管理を図ることを目的とする。	園外等での活動においての見守り活動や、子どもが集団で移動する際の安全確保を図る保育支援者を配置する際に要する費用の全部または一部を補助する。	法人等団体	対象事業の運営事業者	32,400	なし	保育・教育・健全育成	-	043-245-5735	unei.CFE@city.chiba.lg.jp
210	こども未来局	幼保指導課	民間児童福祉施設整備資金利子補給金(保育)	社会福祉法人等の設置者が資金の一部を借り入れて保育所整備を行う場合、設置者の負担が大きくなることにより、安定的な運営に支障を来すおそれがある。	社会福祉法人等が施設整備のため、独立行政法人福祉医療機構から借り入れた貸付金の元金に係る利息に対して助成することにより、設置者の負担を軽減し、社会福祉施設の整備の促進及び経営の健全化並びに入所児童の処遇の向上を図る。	社会福祉法人等が施設整備のため、独立行政法人福祉医療機構から借り入れた福祉貸付金の元金に係る利息に対して助成を行う。 補助率:3／4(H13.12.1以降整備)、4／4.6(H13.11.30以前整備)	法人等団体	保育所を整備する社会福祉法人等	4,526	なし	保育・教育・健全育成	-	043-245-5728	shido.CFE@city.chiba.lg.jp
211	こども未来局	幼保指導課	民間社会福祉施設整備資金借入金補助金(保育)	社会福祉法人等の設置者が資金の一部を借り入れて保育所整備を行う場合、設置者の負担が大きくなることにより、安定的な運営に支障を来すおそれがある。	社会福祉法人等が施設整備のため、独立行政法人福祉医療機構から借り入れた貸付金の元金に対して助成することにより、設置者の負担を軽減し、社会福祉施設の整備の促進及び経営の健全化並びに入所児童の処遇の向上を図る。	社会福祉法人等が施設整備のため、独立行政法人福祉医療機構から借り入れた福祉貸付金の元金に対して助成を行う。 補助率:3／4	法人等団体	保育所を整備する社会福祉法人等	6,936	なし	保育・教育・健全育成	-	043-245-5728	shido.CFE@city.chiba.lg.jp
212	こども未来局	幼保指導課	千葉市民間児童福祉施設建設費等補助金	公立保育所については「公立保育所の施設管理に関する基本方針」に基づき、今後建替えを進めるが、市が保育を委託している民間保育園等においても同じく老朽化が進行しており、建替え・大規模修繕等に係る助成を行う必要がある。	民間保育園等は老朽化により、保育運営に支障が生じている可能性があることから、改築等により、安全な保育環境を確保する必要がある。また、老朽化した民間保育園等に対し補助を行うことで、継続的な児童の受け入れが可能となり、保育の受け皿の継続的な確保が可能となる。	老朽化した民間保育園等の建替え・大規模修繕等に係る費用を助成する。	法人等団体	社会福祉法人、学校法人等	93,000	なし	保育・教育・健全育成	-	043-245-5728	shido.CFE@city.chiba.lg.jp
213	こども未来局	幼保運営課	千葉市医療的ケアに係る備品等支援事業補助金	H28年4月より障害者差別解消法が施行され、応諾義務と障害児の積極的受け入れが明確化され、H28年6月に施行改正れた改正児童福祉法で医療的ケア児への対応促進が規定された。	日常生活及び社会生活を営むために恒常的に人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為を受けることが不可欠である児童の受入を可能にするための体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図る。	(1)医療的ケア児に個別に必要な備品の購入費の一部を補助する。 (2)地震等の災害発生による停電等を想定し、施設において医療的ケア児の安全の確保に必要な備品の購入費の一部を補助する。	法人等団体	民間保育園、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、家庭的保育事業所	800	なし	保育・教育・健全育成	-	043-245-5729	unei.CFE@city.chiba.lg.jp
214	環境局	環境保全課	千葉県公害防止協力財団事務運営費補助金	市は大気汚染による公害健康被害者救済のため、昭和47年に条例による補償を開始した。当時の大気汚染状況は、市内事業者と京葉臨海工業地域に立地する事業者からのばい煙が本市南部地域に影響したため、救済・補償に係る財源はばい煙発生事業者がその排出量に応じ負担することとなった。 県・市・千葉県公害防止協力財団は、「千葉市公害健康被害救済補償事業に関する協定」を締結し、財団は事業の財源である拠出金の徴収、市は事業の円滑な実施、県は事業の円滑な実施への協力を責務とし、現在まで事業が円滑に実施されている。 拠出金を負担しているのはほとんどが市外事業者であるため、財団が拠出金の徴収を行っており、市が直接徴収事務を行うことは困難である。	「千葉市公害健康被害救済補償要綱」により認定された公害健康被害者への補償と「公害健康被害の補償等に関する法律」により認定された公害健康被害者への補償給付の補完について、その財源確保のため財団が県内ばい煙排出事業者からの拠出金を徴収するための事務運営費の一部を県とともに補助する。 これにより市の公害健康被害者への医療費の負担等、救済補償事業が支障なく行われ、公害健康被害者への補償及び健康回復に寄与する。	千葉市の大気汚染による公害健康被害者を救済・補償する財源確保のため、財団が行う県内のばい煙発生事業者からの拠出金の算定・徴収に要する事務経費の一部を補助する。	法人等団体	一般財団法人 千葉県公害防止協力財団	6,654	なし	環境・都市計画	-	043-245-5183	kankyohozen.ENP@city.chiba.lg.jp
215	環境局	環境保全課	地域環境保全自主活動事業補助金	千葉市環境基本条例第20条において、市は市民等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるような必要な措置を講ずるものとして定めている。 環境保全の自主活動はボランティア団体が主体となり実施しており、新規の団体設立や活動を継続していく上で、経費の確保が課題となっている。	団体の活動に係る経費負担を支援することで、市域の環境保全活動の一層の推進を目指す。	環境保全活動に要する補助対象経費から、それに対する参加費等を控除した額の2分の1(ただし10万円を上限とする。)	法人等団体	市内において環境保全活動を行う団体(公募)	700	あり(募集期間あり)	環境・都市計画	https://www.city.chiba.jp/kankyo/kankyohozen/hojo/hojo_index.html	043-245-5141	kankyohozen.ENP@city.chiba.lg.jp
216	環境局	脱炭素推進課	住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金	市内に設置されている住宅の省エネ化や再生可能エネルギー等の設備導入を推進し、千葉市地球温暖化対策実行計画で定める再生可能エネルギー等の導入目標を達成するためには、設備導入費用の一部助成を継続的に実施する必要がある。	設備導入に係る費用の一部を助成することにより、住宅の省エネ化や再生可能エネルギー等の設備導入に対する市民の関心を高めるとともに設備導入を図り、市域への再生可能エネルギーの導入と温室効果ガス排出削減を計画的に推進する。	市内の住宅に再生可能エネルギー等設備を導入した者に対し、導入費用の一部を助成する	個人	住宅に新たに再生可能エネルギー等設備を導入した者	90,950	あり(募集期間あり)	環境・都市計画	https://www.city.chiba.jp/kankyo/kankyohozen/datsutanso/renewable-energy-hojo.html	043-245-5185	datsutanso.ENP@city.chiba.lg.jp

No.	①所管局	②所管課	③公開する補助金名	④補助事業を必要とする背景・課題	⑤補助目的・効果	⑥補助内容	⑦補助対象者(区分)	⑧補助対象者	⑨R7予算額 (千円)	⑩公募の有無	⑪行政分野 (市HPの分類)	⑫掲載HP	⑬電話番号	⑭メール アドレス
217	環境局	脱炭素推進課	中小事業者向け省エネ設備等導入促進事業補助金	千葉市地球温暖化対策実行計画に掲げる産業部門及び業務部門における温室効果ガス排出削減目標を達成する上で、中小事業者の取組は不可欠であるが、設備の更新や新規導入に係る費用負担が省エネを推進する上での課題となっている。	中小事業者が実施する省エネ機器への更新や新規導入に係る費用を一部助成することにより、千葉市地球温暖化対策実行計画の基本施策として掲げる「民間建築物のネット・ゼロ・エネルギー化」を推進し、産業部門及び業務部門における温室効果ガス排出目標達成を図る。	中小事業者を対象に、高効率な省エネルギー機器(高効率空調、高効率空調、冷凍冷蔵設備等)の導入に要する費用の一部を助成する。	法人等団体	市内で事業を行う中小事業者	3,750	あり(募集期間あり)	環境・都市計画	https://www.city.chiba.jp/kankyo/kankyohozen/datsutanso/tyusyoev_hojokin.html	043-245-5185	datsutanso.ENP@city.chiba.lg.jp
218	環境局	脱炭素推進課	中小事業者向け電気自動車充電設備設置事業補助金	千葉市地球温暖化対策実行計画に掲げる運輸部門における温室効果ガス排出削減目標を達成する上で、中小事業者の電気自動車充電設備の導入促進を図る必要があるが、設備の導入に係る費用負担が課題となっている。	中小事業者が実施する電気自動車充電設備の導入に係る費用を一部助成することにより、千葉市地球温暖化対策実行計画の基本施策として掲げる「モビリティのゼロ・エミッション化」を推進し、運輸部門における温室効果ガス排出目標達成を図る。	中小事業者を対象に、電気自動車充電設備の導入に要する費用の一部を助成する。	法人等団体	市内で事業を行う中小事業者	700	あり(募集期間あり)	環境・都市計画	https://www.city.chiba.jp/kankyo/kankyohozen/datsutanso/tyusyoev_hojokin.html	043-245-5185	datsutanso.ENP@city.chiba.lg.jp
219	環境局	脱炭素推進課	ZEBプランニング支援事業補助金	本市は2023年3月に千葉市地球温暖化対策実行計画を策定するとともに、スマートシティ推進ビジョンの取組項目でも2050年脱炭素社会を目指している。このような背景のもと、各部門における温室効果ガスの削減に取り組む必要がある。脱炭素社会の実現にはZEBの普及促進は不可欠である。	ZEBの導入を促進するため、プランニング費用の一部を助成することで、千葉市地球温暖化対策実行計画に掲げる業務部門における温室効果ガス削減目標達成を図る。	市内事業者がZEBプランニングを実施した際の費用の一部を助成する。	法人等団体	市内事業者	500	あり(募集期間あり)	環境・都市計画	https://www.city.chiba.jp/kankyo/kankyohozen/datsutanso/zeb_planning_hojokin.html	043-245-5185	datsutanso.ENP@city.chiba.lg.jp
220	環境局	環境規制課	地下水汚染に係る浄水器設置費補助金	上水道が布設されていない地域の住民は井戸水を飲用に利用せざるをえない。このような状況の中、水源である地下水が汚染された場合、住民の日常生活に支障をきたす恐れがある。 地下水汚染対策としては上水道配水管を布設し、地下水に代えて水道水を飲用とすることが対策となるが、地域によっては既存の配水管から住居までの距離が遠いため上水道の布設が困難な状況がある。	浄水器を設置し、井戸水を処理することにより、住民の安全な飲料水を確保することで地下水汚染対策を図る。	上水道の布設が困難な世帯に対して、浄水器の購入(市の指定する取扱業者からの購入)及び設置に要する費用の一部を補助する。	個人	地下水汚染が生じた井戸を飲用として使用している住民のうち、近傍の上水道配水管まで配水管を布設する場合にその費用が50万円を超えるもの	2,964	あり(随時)	上下水道	http://www.city.chiba.jp/kankyo/kankyohozen/datsutanso/soil_jyousuiki_gaiyo.html	043-245-5196	kankyokisei.ENP@city.chiba.lg.jp
221	環境局	環境規制課	地下水汚染に係る上水道配水管布設事業補助金	上水道が布設されていない地域の住民は井戸水を飲用に利用せざるをえない。このような状況の中、水源である地下水が汚染された場合、住民の日常生活に支障をきたす恐れがある。 安全な飲料水を確保するための恒久的な対策は上水道の布設であるが、配水管の布設、給水装置の設置などに係る費用の自己負担が生じることから、地下水汚染があっても上水道の布設が進まない状況がある。	上水道を布設することにより、住民の安全な飲料水を確保し地下水汚染対策を図る。	上水道配水管布設工事の施工に係る費用のうち千葉県水道局又は千葉市水道局の請求に基づき住民が負担すべき金額を補助する。	個人	地下水汚染が生じた井戸を飲用に使用している住民	500	あり(随時)	上下水道	http://www.city.chiba.jp/kankyo/kankyohozen/kankyokisei/soil_jousuidou_fusetu.html	043-245-5196	kankyokisei.ENP@city.chiba.lg.jp
222	環境局	環境規制課	上水道給水装置設置等資金利子補給	上水道が布設されていない地域の住民は井戸水を飲用に利用せざるをえない。このような状況の中、水源である地下水が汚染された場合、住民の日常生活に支障をきたす恐れがある。 安全な飲料水を確保するための恒久的な対策は上水道の布設であるが、水道本管が住居前まで配管されたとしても給水装置の設置や給水申込金などに係る費用の自己負担が生じることから、地下水汚染があっても上水道の布設が進まない状況がある。	上水道を利用する場合に必要な給水装置の設置費用及び給水申込金を融資し、その利子を補給することにより、上水道の布設を促進し、住民の安全な飲料水を確保し地下水汚染対策を図る。 また、地下水汚染に係る上水道配水管布設事業の補助対象となる住民であっても、事情により同制度の利用が難しい場合に浄水器の設置に関し、その費用を融資等することにより、地下水汚染対策を図る。	上水道の供給を受けるための給水装置設置に係る費用、給水申込金又は浄水器の設置に係る費用を融資し、その融資利息について負担する。期間は3年間。 ①給水装置設置費用及び給水申込金 融資上限額 100万円 ②浄水器設置費用 融資上限額 50万円	個人	地下水汚染が生じた井戸を飲用として使用している住民	53	あり(随時)	上下水道	http://www.city.chiba.jp/kankyo/kankyohozen/kankyokisei/soil_yuushi_jousui.html	043-245-5196	kankyokisei.ENP@city.chiba.lg.jp
223	環境局	廃棄物対策課	生ごみ減量処理機購入費補助金	循環型社会の構築が求められる中で、清掃工場での焼却ごみ量の削減や、最終処分場の延命化を図るため、家庭から排出される可燃ごみ量の削減が課題となっている。	【補助目的】 生ごみの減量・資源化を促進するとともに市民のごみ処理に対する意識の高揚を図ることにより、家庭から排出される可燃ごみ量を削減する。 【補助効果】 清掃工場における焼却ごみ量及び最終処分場への焼却灰の搬入量の削減に寄与する。	生ごみ減量処理機を購入する者に対し、同一住居当たり1基まで購入費の一部を補助する。なお、一度補助金の交付を受けた者は、交付決定を受けた日から5年を経過すれば、再び補助金の交付を申請することができる。	個人	市内に住所を有する生ごみ減量処理機購入者	11,472	あり(随時)	ごみ・リサイクル	http://www.city.chiba.jp/kankyo/junkan/haikibutsu/k-ngomi-hojo.html	043-245-5067	haikibutsutaisaku.ENR@city.chiba.lg.jp
224	環境局	廃棄物対策課	生ごみ肥料化容器購入費補助金	循環型社会の構築が求められる中で、清掃工場での焼却ごみ量の削減や、最終処分場の延命化を図るため、家庭から排出される可燃ごみ量の削減が課題となっている。	【補助目的】 生ごみの減量・資源化を促進するとともに市民のごみ処理に対する意識の高揚を図ることにより、家庭から排出される可燃ごみ量を削減する。 【補助効果】 清掃工場における焼却ごみ量や最終処分場への焼却灰の搬入量の削減に寄与する。	生ごみ肥料化容器を購入する者に対し、同一住居当たり2基まで購入費の一部を補助する。なお、一度補助金の交付を受けた者は、交付決定を受けた日から5年(段ボールポストは1年)を経過すれば、再び補助金の交付を申請することができる。	個人	市内に住所を有し、本市が指定した取扱業者から生ごみ肥料化容器を購入した者(段ボールコンポストは指定した取扱業者以外からの購入も可)	805	あり(随時)	ごみ・リサイクル	http://www.city.chiba.jp/kankyo/junkan/haikibutsu/k-ngomi-hojo.html	043-245-5067	haikibutsutaisaku.ENR@city.chiba.lg.jp

No.	①所管局	②所管課	③公開する補助金名	④補助事業を必要とする背景・課題	⑤補助目的・効果	⑥補助内容	⑦補助対象者(区分)	⑧補助対象者	⑨R7予算額 (千円)	⑩公募の有無	⑪行政分野 (市HPの分類)	⑫掲載HP	⑬電話番号	⑭メール アドレス
225	環境局	収集業務課	資源回収事業育成補助金	本市では、一般廃棄物ごみ処理基本計画に基づき、焼却ごみの削減を目指し、可燃ごみに含まれる資源化可能な古紙・布類を市民が分別・再資源化することにより、循環型社会の形成を推進していく必要がある。	ごみの減量化と再資源化を推進するためには、リサイクル産業の維持・発展が重要であり、安定的な事業運営を確保し、資源回収業者の育成を図るとともに再資源化を推進する。	千葉市再資源化事業協同組合が資源回収登録団体及び戸別回収登録団体から引き渡された資源物(古紙・布類)を回収する事業に対し、回収に要する経費の一部を回収量に応じて補助金として交付する。	法人等団体	千葉市再資源化事業協同組合	69,204	なし	ごみ・リサイクル	-	043-245-5246	shushugyomu.ENR@city.chiba.lg.jp
226	環境局	収集業務課	資源回収促進奨励補助金	本市では、一般廃棄物ごみ処理基本計画に基づき、焼却ごみの削減を目指し、可燃ごみに含まれる資源化可能な古紙・布類を市民が分別・再資源化することにより、循環型社会の形成を推進していく必要がある。	地域において、資源回収を実施することで、ごみの減量化と再資源化を促進するとともに、ごみに対する市民の関心を高め、資源の有効利用に対する意識の向上を図り、更なる焼却ごみの削減を推進する。	資源回収登録団体(町内自治会、子ども会、PTA等)が自主的に資源物(古紙・布類)を回収し、回収業者へ引き渡す活動に対し、回収量に応じて奨励補助金を交付する。	個人・法人等団体	市内において奨励を目的とせず、年間を通じて資源回収を行うことのできる、概ね20世帯以上の地域団体で、あらかじめ、市に資源回収団体として登録している団体(町内自治会、子ども会、PTA等)	15,948	あり(随時)	ごみ・リサイクル	http://www.city.chiba.jp/kankyo/junkan/shushugyomu/shudankaishu.html	043-245-5246	shushugyomu.ENR@city.chiba.lg.jp
227	環境局	収集業務課	合併処理浄化槽設置事業補助金	公衆衛生の向上と生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止する上で合併処理浄化槽の設置は有効であるが、市民負担による設置のため、整備が進まない状況である。	公共用水域の汚染源となる台所等の生活雑排水を垂れ流す汲取り世帯と単独処理浄化槽世帯の解消を目的に、合併処理浄化槽の設置を促進することにより、し尿等の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に資する。	下水道法に基づく供用開始区域及び農業集落排水事業採択区域を除く区域において、自己居住用の戸建住宅に設置された単独処理浄化槽又は汲取り便槽に換えて合併処理浄化槽(新築・建替えに伴うものは除く。)を整備する費用を補助する。 ①合併処理浄化槽設置に係る本体費用及び工事費等の補助を行う。 ②合併処理浄化槽に転換する場合、転換にかかった費用のうち、下記金額を限度に上乗せ補助を行う。 ・単独処理浄化槽からの転換:18万円 ・汲取り便槽からの転換:10万円 ③上記①②において、配管工事費についても15万円を限度に補助を行う。 ④「高度促進補助」として処理水の総窒素濃度が10mg/l以下に処理できるN10型の合併処理浄化槽を設置する場合は、追加で20万円を限度に補助を行う。 ⑤合併処理浄化槽と併せて放流先のない場合の処理装置(蒸発拡散装置他)を設置した場合20万円を限度に上乗せ補助する。	個人	自宅の汲取り便槽または単独処理浄化槽(し尿のみを処理)に換えて合併処理浄化槽を設置する市民(下水道等の計画区域を除く)	1,600	あり(随時)	環境・都市計画	http://www.city.chiba.jp/kankyo/junkan/shushugyomu/js_hojo.html	043-245-5252	shushugyomu.ENR@city.chiba.lg.jp
228	環境局	収集業務課	し尿汲取り助成金	公共下水道の整備普及に伴い、し尿収集世帯数・収集量は年々減少しており、し尿収集対象世帯も市内に散在化傾向にあるなかで、し尿収集手数料の市民負担を軽減するとともに、し尿収集運搬許可業者の円滑な事業運営を図ることが求められている。	し尿収集運搬許可業者に対して、し尿汲取り助成金を支給することで、し尿処理手数料の受益者負担軽減の措置並びに収集業者の運営及び作業員の確保等を容易にすることにより、本市におけるし尿収集運搬及び処理事業の円滑な運営と市民サービス向上を図る。	し尿収集運搬許可業者がし尿の収集運搬に要する経費の一部として、次に掲げる区分による単価にその月の作業量を乗じて得た額の合算額を助成する。 (1)普通区域 定額制 1,260円(1人) 従量制 3,710円(1件) (2)特別区域 定額制 1,610円(1人) 従量制 6,420円(1件) 定額制月2回以上710円(1人) *定額制：一般世帯、アパートでも世帯別に便槽があるものに適用 *従量制：水を使用するトイレ、アパート等の共同トイレ、不特定多数が使用する事務所、飲食店等に適用 *特別区域：収集場所から搬入地の「衛生センター」までの距離が約10Km以上の区域	法人等団体	し尿収集運搬許可業者	58,688	なし	環境・都市計画	-	043-245-5252	shushugyomu.ENR@city.chiba.lg.jp
229	環境局	収集業務課	古紙・布類分別収集補助金	本市では、一般廃棄物ごみ処理基本計画に基づき、焼却ごみの削減を目指し、各地域で資源回収事業を展開しているが、古紙・布類の分別・資源化を更に進展させ、循環型社会の形成を推進するためには、多様な資源化の機会が必要であり、ごみステーション等を活用した分別収集が効果的である。	ごみステーション等において分別収集することで、ごみの減量化と再資源化を促進するとともにごみに対する市民の関心を高め、資源の有効利用に対する意識の向上を図り、更に焼却ごみの削減を推進する。	千葉市再資源化事業協同組合が、家庭ごみステーションに排出された資源物(古紙・布類)を回収する事業に対し、回収に要する事業費の一部を回収量に応じ補助金として交付する。	法人等団体	千葉市再資源化事業協同組合	174,952	なし	ごみ・リサイクル	http://www.city.chiba.jp/kankyo/junkan/shushugyomu/koshi-nunorui_jisseki.html	043-245-5246	shushugyomu.ENR@city.chiba.lg.jp
230	環境局	廃棄物施設維持課	水道給水装置設置事業補助金	一般廃棄物の最終処分場である新内陸最終処分場では、通水構造の埋立地に焼却灰や不燃ごみ等が埋立てられ、底部に布設されている湧出水集配水管により、集められた汚水を処理施設で適正に浄化した後、放流している。 最終処分場の周辺は民家井の利用が多く、万一の災害等による埋立地の影響から、生活用水の使用を制限されないう対策を講じる必要がある。	民家井から上水道への転換を促進し、安心して使用が可能な生活用水を確保することにより、処分場周辺地域住民の生活環境の向上を図る。	上水道の整備に伴い住民が負担する経費の一部として、給水申込納付金に係る金額を補助する	個人	御殿町及び中田自治会区域内並びに旧若葉北部地区簡易水道事業区域)の住民	891	なし	上下水道	-	043-245-5268	shisetsuiji.ENR@city.chiba.lg.jp
231	環境局	産業廃棄物指導課	事業用生ごみ処理機購入費等補助金	本市では、一般廃棄物ごみ処理基本計画に基づき、焼却ごみの削減を目指しており、事業系焼却ごみのうち約50%を占める食品廃棄物(平成28年度組成分析結果)の再資源化促進を図ることが求められている。	市内事業者に対し、生ごみ処理機の購入又は借上げに係る経費を助成することにより、事業系食品廃棄物の再資源化促進及び事業系焼却ごみの削減が見込まれる。	前年度月平均200kg以上の事業系一般廃棄物に該当する食品廃棄物を排出し、事業用生ごみ処理機を購入し、又は借上げて設置する事業者に対して購入費等の一部を助成する。 補助率:2/3 補助限度額:150万円	法人等団体	事業用生ごみ処理機を購入し、又は借り上げて設置する事業者	1,500	あり(募集期間あり)	ごみ・リサイクル	https://www.city.chiba.jp/kankyo/junkan/sangyohaikibutsu/gomisyorikihogo.html	043-245-5682	sangyohaikibutsu.ENR@city.chiba.lg.jp
232	経済農政局	雇用推進課	勤労者福利厚生事業等補助金(勤労者福祉サービスセンター事業)	中小企業は、規模等が小さいことにより、企業単体で健康維持増進事業や生活安定事業といった福利厚生事業を実施する余裕とメリットがない。このため、多くの中小企業を会員として集結させ、一体的に福利厚生事業を実施し、中小企業勤労者の豊かで健康的な生活を支援する必要がある。	《公財》千葉市産業振興財団が、勤労者福祉サービス事業の会員企業である中小企業の勤労者等を対象に、健康維持増進事業、生活安定事業、共済給付事業といった福利厚生事業を実施することにより、企業単体で受けることができなかったサービスを受けることができ、中小企業勤労者の福祉増進が図れる。	《公財》千葉市産業振興財団が行う市内中小企業の勤労者に対する総合的な福利厚生事業の実施に要する職員の人件費及び運営費について補助する。	法人等団体	《公財》千葉市産業振興財団	42,398	なし	その他	-	043-245-5278	koyosuishin.EAE@city.chiba.lg.jp

No.	①所管局	②所管課	③公開する補助金名	④補助事業を必要とする背景・課題	⑤補助目的・効果	⑥補助内容	⑦補助対象者(区分)	⑧補助対象者	⑨R7予算額 (千円)	⑩公募の有無	⑪行政分野 (市HPの分類)	⑫掲載HP	⑬電話番号	⑭メール アドレス
233	経済農政局	雇用推進課	勤労者福利厚生事業等補助金(労働対策事業:千葉県中央メーデー)	メーデーは、労働者が8時間労働を求めて、ゼネストを行ったことを起源としており、8時間労働を獲得するまで多大な労苦があったことを多くの人が知らない。そこで、メーデーへの参加を通じ、働くことの意味について認識を新たにして深めるために実施している。	現在、働く者の祭典として、勤労者意欲の向上、勤労者の福祉向上と生活上ののために実施されており、参加者も組織内労働者に限らず、広く一般市民の参加を呼びかけている。行事についても、式典だけでなく、子供も楽しめるイベントもあり、家族で参加できる内容となっている。これらのイベントの参加を通じて、様々な世代の人々が労働問題についての認識を持ってもらうことを目的とする。	労働者福祉団体が、勤労者の労働意欲の向上を図るために行うイベントの開催に要する経費のうち、収入を除いた額の一部を補助する。	法人等団体	市長が適当と認めた労働団体	130	なし	その他	-	043-245-5278	koyosuishin.EAE@city.chiba.lg.jp
234	経済農政局	雇用推進課	勤労者福利厚生事業等補助金(勤労者福利厚生事業)	市内中小企業の多くは、企業規模等の問題から単独で従業員のための福利厚生事業を実施することが難しくなっている。このため、各企業の枠にとらわれず、勤労者の参加を募ることにより、合同で各種福利厚生事業を実施し、労働環境の改善を図っていく必要がある。	市内に勤務又は居住する労働者とその家族を対象に、企業を超えて相互親睦を図り、勤労者の文化、教養を目的とした各種福利厚生事業を実施することは、市内勤労者の福利向上につながる。	千葉市地区労働者福祉協議会が実施する講習会、研修会、その他勤労者の福利厚生・相互親睦を図り、健全な余暇活動を促進するために行う各種福利厚生事業の経費のうち、収入を除いた額について補助する。 一事業例― ・勤労者交流事業(労働環境改善のための学習会・交流会) ・講演会事業(労働環境等の向上を図る内容のもの)	法人等団体	千葉市地区労働者福祉協議会	400	なし	その他	-	043-245-5278	koyosuishin.EAE@city.chiba.lg.jp
235	経済農政局	雇用推進課	勤労者福利厚生事業等補助金(労働対策事業:千葉商工会議所)	中小企業においては、規模等の関係から、労働力確保のために行う就職情報交換会の実施、従業員の職場定着のために行う新入社員研修・フォローアップ研修等の各種事業を単一企業で実施することが難しい状況となっている。	単一の中小企業では、実施することが難しい就職情報交換会、新入社員研修といった各種事業を千葉商工会議所が参加企業を募り、複数の企業参加によって実施することにより、市内中小企業の経営の安定化を図る。	千葉商工会議所が、市内中小企業の労働力の確保と雇用の安定を図るために実施する各種事業に要する経費から収入を除いた額の一部を補助する。 一事業例― ・採用支援事業(就職情報交換会) ・優良従業員表彰式	法人等団体	千葉商工会議所	450	なし	しごと・産業・企業立地	-	043-245-5278	koyosuishin.EAE@city.chiba.lg.jp
236	経済農政局	雇用推進課	千葉市中小企業人材育成・能力開発推進支援補助金	市内中小企業の活性化、産業振興を図るために、「人材づくり」の観点から、従業員または経営者が業務に必要な技術、技能、知識を習得するために必要な各種研修制度を利用した場合や資格試験を受験した場合にその経費の一部を補助する。	当補助事業を実施することにより、企業にとっては人材育成の機会の拡大が見込めるとともに、研修計画策定企業への上限額引き上げを通して、企業の計画的な人材育成を支援することにより、事業活動の活性化が図れる。	市内事業所に従事する従業員又は経営者を対象として行う研修や資格取得に係る費用について、補助対象経費の2分の1を支給する。(年度の上限額は研修計画を策定しない場合5万円、研修計画を策定する場合は10万円) 【補助対象経費】 補助対象事業の事業外研修受講料、テキスト代・教材費、事業内研修における外部講師招へいに係る謝金及び旅費、資格試験対策講座受講料、資格試験受験料	法人等団体	市内中小企業者	2,500	あり(随時)	しごと・産業・企業立地	https://www.city.chiba.jp/keizainosei/keizai/koyosuishin/chushokigyo-jinzaikusei-hojokin.html	043-245-5278	koyosuishin.EAE@city.chiba.lg.jp
237	経済農政局	雇用推進課	公益財団法人千葉市産業振興財団人材採用力向上等支援事業費補助金	市内中小企業が抱える課題は、働き方改革の推進に対する支援以外にも多岐にわたっており、市が実証事業として直接実施してきたキャリアアップアドバイザーによるコンサルティングでは、専門の労務に関する課題以外の企業ニーズに直接対応することができない状況である。 (公財)千葉市産業振興財団は、コーディネーターやビジネスアドバイザーによる経営支援を既に実施しており、これらの専門家と情報共有しながら労務面の課題も含めた総合的なコンサルティングを実施することが中小企業の支援につながることから、その活動費を補助する。	人材育成や従業員の能力開発、処遇改善など市内中小企業が抱える課題に対し、解決策の提案を行うことにより、市内中小企業の人材採用力と人材の定着が向上する。	(公財)千葉市産業振興財団が行う市内中小企業に対する総合的な人材採用力向上等支援に係る事業の実施に要する給料手当、福利厚生費、旅費交通費について補助する。	法人等団体	(公財)千葉市産業振興財団	6,350	なし	しごと・産業・企業立地	-	043-245-5278	koyosuishin.EAE@city.chiba.lg.jp
238	経済農政局	雇用推進課	千葉市資格取得支援補助金	労働市場において、労働力の供給過多の職種と企業の需要過多の職種が併存する。いわゆる「雇用のミスマッチ」が生じており、労働市場の安定のためには、このミスマッチの改善が求められる。 運送業・建設業・製造業・自動車整備業は生活や産業の重要なインフラであるが、常に業務に必要な資格を有する人材が不足する状態となっており、この状況を放置すると、社会経済の混乱につながる恐れがある。 人手不足が著しく、かつ恒常的に続く業種の市内企業者が、経営を継続する上で必要な人材を確保できるよう、従業員に資格取得が求められる職種について、当該資格の取得費用の一部を補助する。	業務に必要な資格を有する人材の不足が慢性化し、年々就業人口が減少している運送業、建設業、製造業及び自動車整備業への就業を促進する。	【個人が申請する場合】 転職希望者で、補助対象の資格を取得し、市内運送事業者又は、市内建設事業者、市内製造事業者又は市内自動車整備事業者に常勤労働者として期間を定めずに雇用されたことを条件に、資格取得に要した費用の合計額の半額又は15万円のいずれか低い額を支給する。 【事業者が申請する場合】 市内運送事業者、市内建設事業者、市内製造事業者又は市内自動車整備事業者が、常勤労働者として期間を定めずに雇用している従業員に対して補助対象の資格を取得させたことを条件に、資格取得に要した費用の合計額の半額又は15万円のいずれか低い額を支給する。(限度額は1事業者につき、同一年度内50万円)	個人・法人等団体	市内運送事業者、市内建設事業者、市内製造事業者、市内自動車整備事業者、就業希望者	6,000	あり(随時)	しごと・産業・企業立地	https://www.city.chiba.jp/keizainosei/keizai/koyosuishin/shikaku-syutoku-shien.html#hiyou_kojinn	043-245-5278	koyosuishin.EAE@city.chiba.lg.jp
239	経済農政局	雇用推進課	千葉市奨学金返還サポート補助金	本市では、建築・機械・電気等の実践技術者(ものづくり人材)の職種で人材が不足しており、改善が求められている。市内にはものづくり人材を養成する「千葉職業能力開発短期大学校(ポリテクカレッジ千葉)」が存在し、その地理的優位性から同校の卒業生には市内企業への就職が期待されているが、実際には多くの卒業生が市外企業に就職している。また、ポリテクカレッジ千葉を卒業後、関東能力開発大学校へ進学する者も多い。	学生への経済支援(奨学金の返還サポート)を通じて、市内のものづくり人材を確保し、その人材の市内企業への定着を促進する。	ポリテクカレッジ千葉、関東職業能力開発大学校・職業能力開発総合大学校(産業人材養成施設)の学費又は産業人材養成施設の学費に充てることを目的に借り入れた奨学金(返済義務のあるものに限る)のいずれか低い額の1/2を、3年(3回)に分けて補助する。	個人	産業人材養成施設の学生又はその保護者等で、奨学金を借り入れている者	1,014	あり(随時)	計画・行革・財政・統計等	https://www.city.chiba.jp/keizainosei/keizai/koyosuishin/2020scholarship-support.html	043-245-5278	koyosuishin.EAE@city.chiba.lg.jp
240	経済農政局	産業支援課	経済振興関係事業補助金(小規模事業者指導事業:千葉商工会議所分)	小規模事業者に対する経営改善普及事業(経営指導・相談事業等)の実施にあたり、当該事業に要する経費の負担を軽減するために県市協調事業として開始した。身近に相談できる窓口や相談員がいることは、事業経営に多忙な小規模事業者にとって必要とされる状況であり、活用していたいという事業である。	市内(旧土気地区を除く)の小規模事業者の経営・技術改善を図るための事業で、小規模事業者の経営安定は、地域の商工業の振興及び地域経済の活性化につながる。	千葉商工会議所が実施する小規模事業者への経営・技術改善に向けた経営改善普及事業(経営指導・相談事業等)支援事業に要する経費について補助金を交付する。	法人等団体	千葉商工会議所	9,530	なし	しごと・産業・企業立地	http://www.chiba-cci.or.jp/	043-245-5277	sangyo.EAE@city.chiba.lg.jp

No.	①所管局	②所管課	③公開する補助金名	④補助事業を必要とする背景・課題	⑤補助目的・効果	⑥補助内容	⑦補助対象者(区分)	⑧補助対象者	⑨R7予算額 (千円)	⑩公費の有無	⑪行政分野 (市HPの分類)	⑫掲載HP	⑬電話番号	⑭メール アドレス
241	経済農政局	産業支援課	経済振興関係事業補助金(小規模事業者指導事業:土気商工会分)	小規模事業者に対する経営改善普及事業(経営指導・相談事業等)の実施にあたり、当該事業に要する経費の負担を軽減するために県市協調事業として開始した。 身近に相談できる窓口や相談員がいることは、事業経営に多様な小規模事業者にとって必要とされる状況であり、活用していただいている事業である。	地区内(旧土気地区)の小規模事業者の経営・技術改善を図るための事業で、小規模事業者の経営安定は、地域の商工業の振興及び地域経済の活性化につながる。	千葉市土気商工会が実施する小規模事業者への経営・技術改善に向けた経営改善普及事業(経営指導・相談事業等)支援事業に要する経費について補助金を交付する。	法人等団体	千葉市土気商工会	972	なし	しごと・産業・企業立地	http://www.toke.or.jp/	043-245-5277	sangyo.EAE@city.chiba.lg.jp
242	経済農政局	産業支援課	経済振興関係事業補助金(商店街共同施設整備事業:設置・修繕)	商店街の主な顧客である近隣住民からは、防犯カメラ設置による防犯対策や良好な歩道環境の整備など安心・安全な買い物環境の整備に対するニーズが高い。 しかしながら、商店街共同施設の設置には多額の投資を要することとなり商店街が単独でこれらを実施すると、財政的な基盤を脆弱化させ、他に行うべき商店街事業を阻害する要因になる。	良好な買い物環境を整備することにより、商店街利用者の利便性を向上させることをもって、地域商業を活性化することを目的とする。	商業団体が共同施設を設置、修繕する際に補助する。	法人等団体	要綱に規定する要件を満たす商業団体	2,273	なし	しごと・産業・企業立地	http://www.city.chiba.jp/keizainosei/keizai/sangyo/shoutenngai_guide.html	043-245-5277	sangyo.EAE@city.chiba.lg.jp
243	経済農政局	産業支援課	中小企業資金融資利子補給金	中小企業は地域産業や雇用の基礎を支えている重要な存在であるが、大企業と比べて財務基盤が弱く信用力が低い。そのため、金融機関から融資を受ける際の審査や条件面(金利や融資期間等)において不利になる場合が多く、積極的な経営の拡大や設備投資が困難な状況にある。	中小企業がより低いコストで資金を調達できる環境を整えることにより、事業拡大や設備投資を促進し、市内経済の発展や市税の確保、雇用の創出といった幅広い経済効果が期待できる。	事業者が金融機関に支払う利息の一部を半年ごとに補助する。 <基準利率(振興資金)> 1年以内 年1.5%以内 3年以内 年1.7%以内 5年以内 年1.9%以内 7年以内 年2.2%以内 10年以内 年2.4%以内 15年以内 年2.7%以内 <利子補給率> 年0.0% → 振興資金(運転資金)、経営者保証不要資金(要件A運転資金)、協調支援資金(運転資金) 年0.8% → 振興資金(設備資金)、小規模事業資金、経営安定資金 経営者保証不要資金(要件A運転資金以外)、協調支援資金(設備資金) 年1.4% → トライアル支援資金、チャレンジ資金、災害復旧資金 <優遇利子補給率> 指定創業支援施設に入居中又は退去後1年以内の方:年2.0% ベンチャー・カップCHIBA受賞後1年以内の方:年2.0% 本社転入後1年以内の方(振興資金):年1.1% SDGsに関する認証事業を取得した方(チャレンジ資金、トライアル支援資金、振興	個人・法人等団体	市内で事業を行っている中小企業、個人事業者	101,375	あり(随時)	しごと・産業・企業立地	http://www.city.chiba.jp/keizainosei/keizai/sangyo/shikinyuushi.html	043-245-5284	sangyo.EAE@city.chiba.lg.jp
244	経済農政局	産業支援課	経済振興関係事業補助金(商店街共同化推進事業)	千葉市商店街連合会は、市内商店街の活性化を目的に設立された市内唯一の商店街統括団体であるが、各商店街は空き店舗の増加等厳しい経営環境にあることも多く、事業を実施するための財源である会費収入の増加を見込める環境ではなく、統括団体として商業振興に貢献する事業を実施することの困難さが増加している。	各商店街の交流を強化する事業の実施などを通じ、商店街の課題や成功事例を一元化し、より効果的な活性化策を企画・立案することにより市内商業の一層の活性化が期待できる	千葉市商店街連合会が商店街の活性化や会員間の連携強化を目的として実施する事業(商業祭、のみの市等)に対する事業補助	法人等団体	千葉市商店街連合会	2,052	なし	しごと・産業・企業立地	http://www.j-passage.com/chiba/	043-245-5277	sangyo.EAE@city.chiba.lg.jp
245	経済農政局	産業支援課	経済振興関係事業補助金(中心市街地活性化事業)	本市の中心市街地は、圏域の経済的社会的な中心としての重要な役割を担う地区であり、中心市街地の経済活力低下は、中心市街地の魅力・賑わいの低下につながり、本市全体の活力の低下にも大きな影響を与える。中心市街地の発展は、千葉市全体にプラスの効果波及させるため、既存の集積等の活用による都市の魅力及び経済活力の向上が課題である。 中心市街地活性化に資する事業のうち、都市部都市部が市街地の整備改善のための事業、経済部では商業の活性化のための事業を実施推進している。商業の活性化や賑わい創出を効果的かつ効率的に推進するためには、当事者である地元の商店街・大型店・地元企業などが自らの地域の課題、問題点、解決策について主体的にかかわることが重要であり、中心市街地の活性化を図ることを目的とした「千葉市中心市街地まちづくり協議会」が計画する取組みに対する支援を、千葉商工会議所を通じて実施している。 中心市街地の百貨店の閉店は、周辺の賑わいや回遊性に与える影響が大きく、街の賑わい及び中心市街地の衰退に繋がることから懸念されている。千葉都心全体のまちづくりという観点からも、中心市街地活性化に対するより一層の取り組みが必要とされている。	千葉商工会議所(千葉市中心市街地まちづくり協議会)が実施する各種事業を支援することにより、中心市街地の賑わいが創出され、また、街中の回遊性が向上することを目的としている。	中心市街地の活性化のための下記事業の実施に対して補助金を交付する。(補助率:1/2以内) ①地域づくり部会 ・街の美化に関すること ・街の防犯・防災に関すること ・街の環境に関すること ・過こしやすい街に必要なインフラ整備に関すること ・今後のまちづくりを担う人材育成・確保に関すること ②賑わいづくり部会 ・中心市街地の施設・個店等の情報発信に関すること ・中心市街地におけるイベント開催に関すること ・目玉でになるような施設や個店の誘致検討に関すること ・中心市街地の他エリアとの連携に関すること ・今後のまちづくりを担う人材育成・確保に関すること ③魅力づくり部会 ・中心市街地の施設・個店等の魅力づくりに関すること	法人等団体	千葉商工会議所	4,962	なし	しごと・産業・企業立地	http://www.chiba-cci.or.jp/	043-245-5277	sangyo.EAE@city.chiba.lg.jp
246	経済農政局	産業支援課	公益財団法人千葉市産業振興財団事業費等補助金	年々増加し多様化する創業や経営革新等の相談や、予測のつかない経済情勢の影響等、中小企業支援は専門性を強く求められるため、市に代わり中小企業支援事業を実施する主体として、専門家を有する公益財団法人千葉市産業振興財団(以下「財団」という。)を平成13年4月1日に設立すると同時に、市は財団を中小企業の様々な課題に専門的な解決策を提供できる団体と認定し、「中小企業支援法」に基づく指定法人(中小企業支援センター)として指定した。 財団は市の産業施策の実施及び中小企業の支援といった営利目的の事業ではないため、自主財源のみでの運営が困難であることから、市からの補助金を基に事業を行っている。 また、市は地域の新事業創出を総合的に支援するため、公的機関、大学、銀行等で構成される新事業支援体制を構築し、経営支援や販路拡大、資金調達等といった諸問題を、ワンストップで対応できる機関として、財団を「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」(現:中小企業等経営強化法)に基づく新事業支援体制の「中核的支援機関」として認定し、中小企業の要望に迅速に対応できるように、体制を強化した。	千葉市の特性を活かして、事業者の経営革新及び新事業創出の促進その他地域産業の振興に資する事業を実施することにより、活力ある地域経済社会を構築し、市民生活の向上を図る。	財団が本市産業の振興を目的として、市内事業者等を対象とした各種の支援事業を実施することが可能となるように、事業実施にあたり財団の他の財源では賄いきれない事業経費を補助する。	法人等団体	公益財団法人千葉市産業振興財団	273,260	なし	しごと・産業・企業立地	https://www.chibashi-sangyo.or.jp/	043-245-5284	sangyo.EAE@city.chiba.lg.jp
247	経済農政局	産業支援課	大学連携型起業家育成施設入居者支援補助金	国が重点化を進めるライフ・イノベーション、グリーン・イノベーションは、一つのテーマのもとに製造からサービスまで展開できる裾野の広いテーマであり、3次産業の比率が高く多様な業種が混在する千葉市の産業振興に適したテーマと考えられる。高度医療や先端技術を扱う産業の支援だけでなく、身近な健康づくりのための商品やサービスも含めた総合的な健康支援として展開することで、新たなチャレンジを受け入れる環境が整い、既存・新規を含め、より多くの事業者の参入が期待できる。既に、医療・福祉分野の新事業創出の拠点である千葉市大学連携型起業家育成施設(千葉大学豊洲イノベーションプラザ)では、ベンチャー企業による予防医療などの事業活動が活発に行われており、超高齢社会での健康増進、介護予防などへのニーズをビジネスチャンスとしている事例もあり、扶助費等の抑制への貢献が期待される。	入居企業の賃料負担の軽減を目的として補助金を交付している。 補助金交付に際しては、施設退去後の市内での事業継続を条件の一つとして設けることにより、医療福祉分野の高度技術を有する企業の市内集積を促す。	施設入居者に対し、千葉市大学連携型起業家育成施設入居者支援補助金交付要綱に基づき賃料補助を行う。	個人・法人等団体	千葉市大学連携型起業家育成施設に入居(しようとする)もので、大学若しくは高等専門学校の研究シーズを活用し、又は大学等と連携し、起業若しくは新たに事業を展開しようとするものうち、千葉市内に事務所等を有するもの又は施設を退去した後千葉市内に事務所等を新たに設置して事業を行おうとするもの。	7,327	あり(随時)	しごと・産業・企業立地	http://www.city.chiba.jp/keizainosei/keizai/sangyo/inohana-hojo2014.html	043-245-5292	sangyo.EAE@city.chiba.lg.jp
248	経済農政局	産業支援課	創業支援補助金	創業の形態やニーズの多様化に柔軟に対応するため、創業場所、業種や対象経費等を限定しない新たな補助制度の創設が必要となっているため。	創業者向けセミナー等で経営の基礎知識を習得した意欲ある、事業継続の見込める者へ創業に必要な経費を補助し、創業に挑戦しやすい環境を構築する。	<対象経費> 創業時に必要な経費(開業費、広報費、改修費等) <補助率等> 1/2以内(補助上限300千円/1事業者)	個人・法人等団体	市内創業者 (特定創業支援等事業による支援を受けたもの)	5,600	あり(募集期間あり)	しごと・産業・企業立地	https://www.city.chiba.jp/keizainosei/keizai/sangyo/2021sousyousiennhoyoikin.html	043-245-5292	sangyo.EAE@city.chiba.lg.jp

№	①所管局	②所管課	③公開する補助金名	④補助事業を必要とする背景・課題	⑤補助目的・効果	⑥補助内容	⑦補助対象者(区分)	⑧補助対象者	⑨R7予算額 (千円)	⑩公募の有無	⑪行政分野 (市HPの分類)	⑫掲載HP	⑬電話番号	⑭メール アドレス
249	経済農政局	産業支援課	イノベーション拠点認定事業補助金	市内経済活性化策の一環として、新たな価値を生み出す「イノベーション※1」の創出を図るため、一定の要件を満たす市内の coworking施設等を「イノベーション拠点※2」として認定し、拠点の整備・運営を市が補助することで、拠点における取組みを後押しする。 ※「イノベーション」とは、モノ、仕組み、サービス、組織、ビジネスモデルなどに新たな考え方や技術を取り入れることにより、事業活動に新たな価値を見出す取組み全般をいう。 ※「イノベーション拠点」とは、多様な企業や個人が交流できる coworkingspace等で、コミュニティマネージャーの機能を持った人材の配置や交流イベントの実施等により、イノベーション創出に資する取組みを行う施設をいう。	認定された施設の「イノベーション拠点※」としての整備・運営経費を補助することにより、イノベーション拠点内、又は拠点間の交流の活性化を促進することで、創業者をはじめとした施設利用者等の事業活動に新たな価値を創出する。また、将来的には、本市の取組みが広く広がることで、市内外から創業マインドを持った人材の集積が期待される。	<対象経費> イノベーション拠点整備・運営にかかる以下の費用 ・ハード面：施設の整備・改修工事費、事務機器購入費 ・ソフト面：交流イベント経費、広告費、コミュニティマネージャー人件費・人材育成費 <補助率等> 1/2以内(補助上限2,500千円/1施設)	法人等団体	要綱に規定する要件を満たす coworkingspaceベースやレンタルオフィスを運営する事業者	2,500	あり(募集期間あり)	しごと・産業・企業立地	https://www.city.chiba.jp/keizainosei/keizai/sangyo/innovation.html	043-245-5292	sangyo.EAE@city.chiba.lg.jp
250	経済農政局	産業支援課	千葉市トライアル発注認定事業販売促進支援補助金	平成28年度から市内の中小企業等が提供する優れた新商品(新製品及び新役務)を認定し、積極的にPRを行うとともに、その一部を市が試着購入することで、新商品等の販路開拓を後押しする事業としてトライアル発注認定事業を行っている中で、認定商品であっても十分な売上げに繋がらない等の意見を事業者から得ていた。	認定初年度は、市ホームページへの掲載、カタログ製作、PR動画制作等の販売促進に取り組んでいるが、認定最終年度については、初年度と比べ、販売促進支援が手薄となっているため、認定期間満了後も事業者が自らPRできるようにコンテンツ制作費用を補助することを目的とする。	<対象経費> 認定商品の販売促進にかかる以下の費用 ・印刷費：パンフレット制作費、チラシ制作費 ・外注費：EC専用のホームページ制作に係る委託費、映像コンテンツ制作に係る委託費 ・広告費：新聞広告掲載費、雑誌広告掲載費、インターネット、SNSを活用した広告掲載費、電柱広告費、看板広告費 ・クラウドファンディング費用(写真撮影・加工・ライティング)費用 ・その他必要と認める経費 <補助率等> 1/2以内(補助上限200千円/1件)	個人・法人等団体	トライアル発注認定事業の最終年度の認定商品をする事業者	1,000	あり(募集期間あり)	しごと・産業・企業立地	https://www.city.chiba.jp/keizainosei/keizai/sangyo/trial.html	043-245-5292	sangyo.EAE@city.chiba.lg.jp
251	経済農政局	企業立地課	経済振興関係事業補助金(研修活動事業補助金)	内陸企業連合会会員企業の経営合理化、安定化に向けた取り組みに対する支援を行うことにより、会員企業の定着化を促すものであり、地域経済の活性化につながるものである。(現状の課題) 千種、こてはし地区は、県も産業集積の重点地域と位置づける地区であり、補助事業の実施により、当該地区の産業において、現下の経済課題に対し、協力して解決策を見出すことが必要である。	当団体は本市内陸部における各企業相互の結束を図り、関係機関との連絡調整や企業間の経営に関する共通問題解決、研修による研鑽により、会員企業の経営合理化、安定化及び社員等の資質の向上を図り、もって地域経済の振興に資することを目的とする。(効果) ・公的機関との協力のもと、防犯を始めとする地域貢献活動の実践。 ・サブライチェーンの寸断対策、節電対策等大震災後の対応など、企業間での協力体制が整備されること。	内陸企業連合会において、経済情勢に対する市内企業間の共通認識の醸成を図り、もって共通する課題の解決や地域経済の振興に資する研修研鑽活動にかかる経費の一部を補助する。	法人等団体	千葉市内陸企業連合会	112	なし	しごと・産業・企業立地	-	043-245-5442	kigyoritchi.EAE@city.chiba.lg.jp
252	経済農政局	企業立地課	所有型企業立地促進事業補助金	厳しい財政状況が続く中、中期財政方針に基づく歳入確保策の一環として、本補助事業を遂行することにより、市外企業の市内への立地促進、市内企業の設備投資及び雇用拡大を促進し、もって税源の涵養と地域経済の活性化を図る施策として必要不可欠である。	市外企業の市内への立地促進、市内企業の設備投資及び雇用の拡大により、税源の涵養や地域経済の活性化が図られる。	市内において事務所や工場等を取得・建設して操業した企業や、建物等の増設や建て替えなどを行った企業などに対し、取得した土地、家屋、償却資産にかかる固定資産税・都市計画税相当額の補助及び雇用奨励補助を行う。 また、企業活動において必須となっているカーボンニュートラル対策への支援として、カーボンニュートラル関連の投資を行う場合、特例として奨励補助金を上乗せして交付する。 ※それぞれ補助限度額あり	法人等団体	事務所や工場等を取得・建設して操業した企業、建物等の増設や建て替えを行った企業	1,444,652	あり(随時)	しごと・産業・企業立地	http://www.city.chiba.jp/keizainosei/keizai/kigyoritchi/index.html	043-245-5276	kigyoritchi.EAE@city.chiba.lg.jp
253	経済農政局	企業立地課	賃借型企業立地促進事業補助金	厳しい財政状況が続く中、中期財政方針に基づく歳入確保策の一環として、本補助事業を遂行することにより、市外企業の市内への立地促進、市内企業の設備投資及び雇用拡大を促進し、もって税源の涵養と地域経済の活性化を図る施策として必要不可欠である。	市外企業の市内への立地促進、市内企業の雇用の拡大により、税源の涵養や地域経済の活性化が図られる。	市内において事務所や工場等を賃借して操業した企業などに対し、賃借料の補助、法人市民税相当額に対する補助及び雇用奨励補助を行う。 また、本市に新たに事務所や工場等を賃借して操業した企業に対し、オフィス移転や社員採用に係る経費に対する補助を行う。 ※賃借料の補助、雇用奨励補助、オフィス移転及び社員採用に係る経費の補助についてはそれぞれ補助限度額あり	法人等団体	事務所や工場等を賃借して操業した企業、施設の増床(規模拡大)などを行った企業 ※オフィス移転及び社員採用に係る経費の補助については、市内に新たに事務所や工場等を賃借して操業した企業のみ対象	668,632	あり(随時)	しごと・産業・企業立地	http://www.city.chiba.jp/keizainosei/keizai/kigyoritchi/index.html	043-245-5276	kigyoritchi.EAE@city.chiba.lg.jp
254	経済農政局	企業立地課	経済振興関係事業補助金(貿易振興推進事業)	近年、貿易を取り巻く内容が高度・複雑化してきており、こうした中で当団体はこれらに対応した貿易セミナーの開催や関係各機関への視察を実施しており、中小企業にとって効果的に活用できる団体であり、市内貿易関連事業者の育成発展のためにも引き続き補助を要する。 ※長期支出の理由について 立地における営利目的の企業に対する補助金とは異なり、あくまで非営利・公的な目的の団体への補助である。そのため、市としても、その計画・実績を絶えずチェックし、目的において適当と認めた上で継続的な補助を行っている。	本事業は、貿易関連事業者の育成発展と市内の貿易振興を図るため、貿易振興推進事業を行う「千葉市貿易振興会」が行う貿易の振興に関する事業に要する経費について補助金を交付するものであり、事業者の貿易に関する資質の向上、貿易活動の活性化等により、本市の産業振興に資するものである。 ※公益性について 1 本市は成田空港に近く、千葉港を擁しており、貿易の振興が本市にとって重要であること。 2 当団体は、会員企業が製品を輸出入ということで共通点はあるものの、業種を問わず多くの異なる業種により成り立っており、またいずれも経営基盤の脆弱な中小企業であること。 3 事業内容において、国際経済交流の観点から、経済面における貿易の重要性を広く市民に周知する活動を実施しているとともに、国際相互理解の促進に寄与していること。(セミナー、研修会、講座等)	千葉市貿易振興会が行う講演会、セミナー等会員企業の育成発展活動にかかる経費の一部を補助する。	法人等団体	千葉市貿易振興会	178	なし	しごと・産業・企業立地	-	043-245-5276	kigyoritchi.EAE@city.chiba.lg.jp
255	経済農政局	企業立地課	経済振興関係事業補助金(新港地区連絡協議会活動推進事業)	千葉市が当該地区において建築制限することを発端として当該団体設立を要請し、現在の協議会が設立された経緯があり、また同協議会是新港地区における企業の操業環境、交通問題等の課題を解決するための活動を実施している。 本事業は、新港地区における操業環境、交通問題等の課題を解決し、産業集積と既存産業の活性化を図るため、新港経済新興地区における事業者団体によって構成される「新港地区連絡協議会」が行う取組や連携等の事業に要する経費について補助金を交付するものである。	本事業は、新港地区における操業環境、交通問題等の課題を解決し、産業集積と既存産業の活性化を図るため、新港経済新興地区における事業者団体によって構成される「新港地区連絡協議会」が行う取組や連携等の事業に要する経費について補助金を交付するものである。	新港地区における操業環境、交通問題等の課題を解決し、産業集積と既存産業の活性化を図るため、新港地区連絡協議会の活動に要する経費について補助金を交付する。	法人等団体	新港地区連絡協議会	146	なし	しごと・産業・企業立地	-	043-245-5442	kigyoritchi.EAE@city.chiba.lg.jp
256	経済農政局	企業立地課	企業立地促進融資制度利子補給金	既に、近隣他自治体においては、企業の初期投資に対し、非常に高いインセンティブを与えた補助メニューが存在しており、それらに対抗し、都市間競争に勝ち抜くためには、本市においても初期投資への支援手段を確保する必要がある。 また、本市に定着する可能性が高い、所有型での企業立地を更に加速することにより、将来にわたる税収基盤の拡大を確固たるものにする必要があることから、市内への設備投資及び雇用拡大を促進し、もって税源の涵養と地域経済の活性化を図る施策として必要不可欠である。	本市に、土地・建物等を取得して立地する企業に対し、設備投資に必要な資金について、長期・低利・固定金利での有利な資金調達手段を提供することにより、本市への更なる立地を促す。 競争が激化している企業誘致に係る都市間競争を勝ち抜き、優良・有望な企業の本市への立地を促すことによって、税収基盤の強化及び市内雇用の確保を行う。	企業立地促進融資制度利用者が、取扱金融機関に支払った利息の一部を補助する。 <利率> 3年以内 年1.1%以内、5年以内 年1.3%以内、7年以内 年1.5%以内、10年以内 年1.7%以内、15年以内 年2.1%以内、20年以内 年2.3%以内 <利子補給率> 年1.1%(当初5年間) ※なお、本制度は、土地・建物を取得して千葉市へ立地する企業に対する、初期投資への支援手段であり、千葉市企業立地促進事業補助金制度を補完するものである。	法人等団体	資本金10億円以下の企業で、千葉市所有型及び千葉市累積投資型企業立地促進事業補助、農業法人立地促進事業補助の交付対象企業又はその関連企業。 (千葉市所有型及び千葉市累積投資型企業立地促進事業補助、農業法人立地促進事業補助の交付対象施設に対する設備資金等が融資制度の対象)	26,000	なし	しごと・産業・企業立地	http://www.city.chiba.jp/keizainosei/keizai/kigyoritchi/rixutisokushinyuusai.html	043-245-5276	kigyoritchi.EAE@city.chiba.lg.jp

No.	①所管局	②所管課	③公開する補助金名	④補助事業を必要とする背景・課題	⑤補助目的・効果	⑥補助内容	⑦補助対象者(区分)	⑧補助対象者	⑨R7予算額 (千円)	⑩公募の有無	⑪行政分野 (市HPの分類)	⑫掲載HP	⑬電話番号	⑭メール アドレス
257	経済農政局	企業立地課	農業法人立地促進事業補助金	本市は、温暖な気候に恵まれ、安定した農業環境にあり、大消費地に隣接する東京圏に位置し、販売・購買の環境も優位な条件にあるにも関わらず、農業においてはそのポテンシャルを発揮できておらず、「稼げていない産業」となっていることから、その「成長産業化」を図る必要がある。	農業に関して実績のある企業を市内に誘致し、大規模かつ高付加価値の農産物を生産してもらうことにより、市内農業の成長産業化と市内産品のブランド化を図り、「稼ぐ農業」を実現する。 また、生産された農産物の農商工連携や6次産業化による全産業の活性化により、誘致した法人及び関連産業から生じる「税源の涵養」と「雇用の創出」が期待できる。	市内に一定規模以上の農場を開設した企業や、一定規模以上の農場の拡充を行った企業などに対し、取得した土地・家屋・償却資産にかかる固定資産税・都市計画税相当額に対する補助や栽培・集出荷に要する土地・施設・設備の賃借料に対する補助及び雇用奨励補助を行う。	法人等団体	市内において土地を購入又は賃借して農場を開設し操業した企業、市内の農場の拡充を行った企業	38,716	あり(随時)	しごと・産業・企業立地	http://www.city.chiba.jp/keizainosei/keizai/kigyotchi/index.html	043-245-5276	kigyoritchi.EAE@city.chiba.lg.jp
258	経済農政局	企業立地課	高機能オフィスビル建築促進事業補助金	近年、千葉市内においては新たなオフィスビルの供給(新築・建替えなど)がなされておらず、また、特に千葉都心地区においては駅周辺の商業施設の閉鎖後にマンションが建築される例が増えてきている。このような状況を考慮しつつ、以下の3点を実現するため、本市の業務エリアにおいて高機能の設備を備えたオフィスビルの建築を支援していく必要がある。 ①県都にふさわしいまちづくりを推進する ②業務機能の集積を図り、圏域の中心的な役割を果たすまちづくりを目指す ③「地域の産業の中核となるような企業」を誘致することにより雇用と税収を確保する	本市の業務エリアにおいて高機能の設備を備えたオフィスビルの新築・建替えが行われることで、①県都にふさわしいまちづくりを推進し、②業務機能の集積によって圏域の中心的な役割を果たし、③「地域の産業の中核となるような企業」を誘致し、雇用と税収の確保を図ることができる。	対象地区において、面積や設備等の要件を満たしたオフィスビルの整備を行った者に対し、初年度の建物及び償却資産に係る固定資産税課税標準額(オフィス分のみ)に補助率(10%又は20%)を乗じた金額を補助する。 ※補助限度額あり	法人等団体	対象地区において、面積や設備等の要件を満たしたオフィスビルの整備を行った者	0	あり(随時)	しごと・産業・企業立地	https://www.city.chiba.jp/keizainosei/keizai/kigyoritchi/officebuilding.html	043-245-5276	kigyoritchi.EAE@city.chiba.lg.jp
259	経済農政局	観光MICE企画課	公益財団法人ちば国際コンベンションビューロー事業費補助金	(公財)ちば国際コンベンションビューロー(CCB)は、1989年の幕張メッセ開設と同時期に設立され、県内へコンベンション等を誘致することにより、地域経済の活性化に寄与している。近年は、東京ビッグサイトや(シニア)コ幕張等との国内競争だけでなく、海外との競争も激化している。また、国においても「新時代のイベント」拡大大アクトプラン」の中で、“アジアNo.1”“世界5位”の国際会議の開催件数を目指す等としており、益々事業の重要性が高まってきている。 本市は2015年に観光庁から「グローバルMICE都市」に選定され、県・CCBとともに都市ブランドの構築や国際会議誘致強化を図っている。	コンベンション等の誘致・開催支援を推進する(公財)ちば国際コンベンションビューローに対し、その事業を補助することにより、コンベンション開催都市・千葉市のイメージ向上や経済の活性化に貢献している。	(公財)ちば国際コンベンションビューローが実施する事業に係る人件費に対して助成する。	法人等団体	(公財)ちば国際コンベンションビューロー	6,837	なし	イベント・観光・市の紹介	http://www.ccb.or.jp/	043-245-5282	kanko.EAE@city.chiba.lg.jp
260	経済農政局	観光MICE企画課	国際会議開催補助金	地域経済の活性化、国際観光の振興のため、国際会議の誘致促進を図り、都市間の競争力を強化する必要があることから、国際会議開催補助制度を創設し、県及び(公財)ちば国際コンベンションビューローと連携して国際会議の誘致推進体制を構築している。 本市は2015年に観光庁から「グローバルMICE都市」に選定されており、誘致力を強化し開催案件獲得するために支援制度を充実させる必要がある。	国際会議の市内での開催件数の増加が、地域経済の活性化及び国際観光の振興に寄与することに鑑み、市内で開催される国際会議に要する経費について、補助金を交付し、国際会議の市内への誘致を促進し、その開催を円滑化する。	本市で開催される会期3日以上、参加国数5カ国以上の会議の内、会議参加者要件を満たす会議に対して、開催費用の一部を助成する。 ※以下の①～④に掲げる経費の50%以内 ①会場借上費 ②会場設置及び撤去費 ③機材関係費(音響、映像及び通訳機材に限る) ④外国人招請費(渡航費及び宿泊費に限る)	法人等団体	国際会議主催者	8,000	あり(随時)	イベント・観光・市の紹介	http://www.city.chiba.jp/keizainosei/keizai/kanko/micehozyo.html	043-245-5282	kanko.EAE@city.chiba.lg.jp
261	経済農政局	観光MICE企画課	大規模コンベンション開催補助金	地域への高い経済波及効果が見込める大規模コンベンションを対象として、「市内宿泊」に着目し、相当数の市内宿泊を伴う大規模コンベンションの市内開催促進を図り、都市間の誘致競争力を強化する必要がある。	宿泊を伴う大規模コンベンション開催の件数増加が、地域経済の活性化に寄与することに加え、外国人参加者数を要件とする国際会議のみならず、全国大会相当の国内コンベンションの市内開催に要する経費について補助金を交付し、誘致を促進する。	本市で開催される延べ参加者数1,000人以上、延べ宿泊数500泊以上、会期2日以上を会議参加者要件を満たす大規模コンベンションに対して、会場借り上げ費の一部(50%以内の額)を助成する。 なお、重点的に集積を図る業種に指定した業種で、「企業立地に結び付く」大規模コンベンションには「重点産業補助」を上乗せ可能。	法人等団体	大規模コンベンション主催者	1,500	あり(随時)	イベント・観光・市の紹介	http://www.city.chiba.jp/keizainosei/keizai/kanko/mice.convention.html	043-245-5282	kanko.EAE@city.chiba.lg.jp
262	経済農政局	観光MICE企画課	グリーンMICE開催支援補助金	市として振興を図るeスポーツやアクションスポーツ等はまだ愛好者が少なく小規模なイベントが多いため、これらを積極的に誘致する必要がある。 また、地域への波及や、「脱炭素先行地域」選定都市として、MICE誘致においても温暖化対策や廃棄物対策に配慮した施策を進める必要がある。	市が振興を図る分野のMICEについては、対象を中～小規模イベントとし、将来的な規模の大きなイベントへの育成及び市内開催の定着を図る。また、開催支援によりMICE誘致を図ることで経済活性化を始めとする地域波及へつなげるとともに、本市の脱炭素先行地域の取組みを着実に進めることを目的としている。	「本市が振興を図る分野のMICE(中～小規模)」 「地域への波及効果 が期待できるMICE」 「脱炭素へ積極的な取組みを行うMICE」の主催者等に対して、以下の経費の一部を補助する。 1 MICE開催に係る経費(補助率2分の1以内、上限額300万円) 2 地域への波及効果を生む取組みに係る経費(補助率3分の2以内、上限額200万円) 3 脱炭素施策・廃棄物対策に係る経費(補助率4分の3以内、上限額200万円)	法人等団体	「本市が振興を図る分野のMICE」 「地域への波及効果 が期待できるMICE」 「脱炭素へ積極的な取組みを行うMICE」の主催者	22,000	あり(募集期間あり)	イベント・観光・市の紹介	https://www.city.chiba.jp/keizainosei/keizai/kanko/green-mice.html	043-245-5282	kanko.EAE@city.chiba.lg.jp
263	経済農政局	観光プロモーション課	観光事業等補助金((公社)千葉市観光協会)	本市の観光振興の中心的役割を担う団体への助成として(公社)千葉市観光協会の実施する公益事業(観光プロモーション事業)等に対して補助を行っている。 観光振興には、個別施設や企業などが担うべき分野と行政が担うべき分野(本市観光全体のPR・情報提供や観光案内所など)があり、同協会はこのうちの行政が担うべき分野を補完する役割を担っている。 一方で、千葉市観光協会の主な収入源は会費収入であり、会員数の増加がなかなか見えない中で、経済効果の高い観光事業に対する期待は高まっており、要綱の範囲内で協会が行う公益事業(観光プロモーション事業)等を継続的に補助する必要がある。	本市では、既存の観光資源を連携・活用し、これを効果的に外部に周知することにより、本市への来訪者の増加・市のイメージ向上を目指している。 その中で千葉市観光協会が実施している観光情報の収集及び情報発信、各種イベントの開催等の事業は公益性が高く、市外からの観光客の誘致及び市のイメージの向上に大きく寄与していることから、本市の目指している方向性と同一である。 また、同協会が事業を実施することにより、専門的知識及び経験を有する職員を活用することができることにも、会員である企業の方も活用しながら、本市観光振興のより一層の推進を図ることができる。	(公社)千葉市観光協会が実施する次に要する費用の一部を補助する。 (1)公益事業(観光プロモーション事業) ○観光資源開発 ○観光情報発信 ○観光情報発信 ○観光広報及び観光客誘致 ○受け入れ体制の整備 ○観光地の美化運動 (2)管理事業	法人等団体	(公社)千葉市観光協会	65,865	なし	イベント・観光・市の紹介	-	043-245-5066	promotion.EAE@city.chiba.lg.jp
264	経済農政局	観光プロモーション課	千葉市ナイトタイムエコノミー推進支援制度	風営法の改正など国の動向等を踏まえ、本市における夜間の経済・文化活動の振興における調査(H30)を行い、「事業主体者に対する支援」が必要との結果となったことから、本市において、ナイトタイムエコノミーを推進することとし、令和元年度に民間などの事業主体者に対して補助金を交付する本制度を創設した。	本制度の推進により、ナイトコンテンツの拡充を図り、地域経済の活性化及び夜間における賑いを創出する。	補助率：補助対象経費の2分の1以内 補助上限額：5,000千円(ただし、前年度支援事業は3,000千円)	法人等団体	民間事業者等	13,000	あり(募集期間あり)	イベント・観光・市の紹介	https://www.city.chiba.jp/keizainosei/keizai/promotion/index.html	043-245-5066	promotion.EAE@city.chiba.lg.jp

No.	①所管局	②所管課	③公開する補助金名	④補助事業を必要とする背景・課題	⑤補助目的・効果	⑥補助内容	⑦補助対象者(区分)	⑧補助対象者	⑨R7予算額 (千円)	⑩公費の有無	⑪行政分野 (市HPの分類)	⑫掲載HP	⑬電話番号	⑭メール アドレス
265	経済農政局	地方卸売市場	千葉市卸売市場協力会補助金	千葉市地方卸売市場は、市民の食生活に欠くことのできない野菜、果物、水産物などの生鮮食料品を安定的に供給することを目的として、本市が設置している。卸売市場では、荷日の取引と同時に大量のこみも発生することから、環境衛生面に留意し常に市場内を清潔にすること併せ、こみの減量及び適正処理が求められている。	卸売業者、仲卸業者など市場内事業者で構成されている「千葉市卸売市場協力会」が、排出事業者の責務としてこみ処理事業を行っているが、開設者である本市も開設者責任として、当該協力会と一体となって取り組むことにより、こみの再資源化及びこみの減量を一層推進することができる。	千葉市卸売市場協力会が行う生こみ等再生処理に要する費用の一部を補助する。	法人等団体	千葉市卸売市場協力会	8,800	なし	しごと・産業・企業立地	-	043-248-3200	ichiba.EAE@city.chiba.lg.jp
266	経済農政局	農政課	農林関係事業補助金(都市農業対策事業 市民農園整備事業)	都市住民の土に親しみ自然にふれたいという要望が高まっており、その要望に答えるとともに、地域の活性化と遊休農地の防止、農地の有効利用を図るため、市民農園及び体験型市民農園の整備を促進する。	市民が気軽に農業にふれあい、家族や地域社会とのコミュニケーションを深める場を提供するため、市民農園及び体験型市民農園の開設をすすめる。	市民農園及び農業体験農園を開設する事業者に対し、開設に必要な施設等の設置費用の一部を補助する。	個人・法人等団体	農業協同組合、農業生産法人等、認定農業者、又は農業者3戸以上で組織し、かつその中に認定農業者若しくは認定志向農業者を1経営体以上含む団体	0	あり(随時)	しごと・産業・企業立地	https://www.city.chiba.jp/keizainosei/nosei/nosei/28siminnouenkaisetu.html	043-245-5757	nosei.EAA@city.chiba.lg.jp
267	経済農政局	農政課	農林関係事業補助金(農業用水源対策事業)	都市化により、水源として利用していた河川や水路等の用水への生活排水流入による汚濁が進み、かんがい用水が水源として遠ざくなったことから、水源が地下水に移行した。地下水の汲み上げに必要な井戸掘水機の電気料を補助することにより、農家負担の軽減を図るため補助を実施する。	井戸掘水機の電気料を補助することで、農家負担を軽減すると同時に米の安定した生産を図る。	水田かんがい用井戸掘水機の電気料の一部を補助する。	法人等団体	土地改良区、土地改良事業共同施行及び農業者3戸以上で組織する水利組合等水田を耕作している農家団体	10,000	なし	しごと・産業・企業立地	-	043-245-5764	nosei.EAA@city.chiba.lg.jp
268	経済農政局	農政課	農林関係事業補助金(土地改良事業：かんがい排水対策事業)	1)土地改良事業等により整備された、かんがい排水路、用水路、農業用井戸等の農業生産基盤施設は、地元の土地改良区等の農家団体によって維持管理が行われている。 2)農業井戸は単に生産基盤ばかりでなく、防災等の多面的な機能も有しているが、かんがい排水施設等の維持管理(新設、改修、補修)に多額の費用がかかっている。	農家団体が負担する、かんがい排水施設等の新設、改修、補修にかかる費用を軽減することによって、生産基盤の安定化が図れる。	かんがい排水施設等の維持管理費に対して一部を補助する。	法人等団体	千葉市内の1ha以上の受益面積を有する農家団体(土地改良区、土地改良事業共同施行、農業者3戸以上で組織する水利組合等)	3,200	なし	しごと・産業・企業立地	https://www.city.chiba.jp/keizainosei/nosei/nosei/toti1.html	043-245-5764	nosei.EAA@city.chiba.lg.jp
269	経済農政局	農政課	農林関係事業補助金(土地改良事業：土地改良区運営等事業)	1)北総中央用水事業は千葉市、成田市、佐倉市、東金市、八街市、富里市、山武市に跨る約3,000ha(北総中央地区)の農地に安定した農業用水を確保するため、かんがい整備事業を行う。 2)この事業は利根川に水源を求めた北総東部用水事業の幹線水路から、北総中央地区内に導配水する施設を新設するものである。 3)本事業の幹線部分や調整水槽の建設など基幹施設は国営事業で行われている。そのため国営事業で建設された施設の維持管理や北総東部土地改良区との協議調整のため、本事業の着工と同時に「北総中央用水土地改良区」が設立された。 4)北総中央用水土地改良区の運営にあたっては、北総中央用水事業が完了するまでに期間を要し、受益地が発生するまで受益者負担金を徴収できないため、整備が完了するまで自主財源の確保が困難である。	北総中央用水土地改良区への補助を行うことにより、国営事業にて建設された施設の維持管理、取水元の北総東部土地改良区との協議調整など土地改良区の着実な運営に寄与し、農業経営の合理化、安定化が図られる。	北総中央用水土地改良区の運営に係る人件費及び事務費並びに管理費等について、その費用を補助する。	法人等団体	北総中央用水土地改良区	2,690	なし	しごと・産業・企業立地	-	043-245-5764	nosei.EAA@city.chiba.lg.jp
270	経済農政局	農政課	農林関係事業補助金(土地改良事業：国営土地改良事業)	1)北総中央用水事業は千葉市、成田市、佐倉市、東金市、八街市、富里市、山武市に跨る約3,000ha(北総中央地区)の農地に安定した農業用水を確保するため、かんがい整備事業を行う。 2)この事業は利根川に水源を求めた北総東部用水事業の幹線水路から、北総中央地区内に導配水する施設を新設するものである。このことから北総東部用水事業により建設された施設の管理費に対して、北総中央地区の分担が決められている。 3)そのため、管理費の北総中央地区の分担分の一部を北総中央用水土地改良区も負担することとなるが、北総中央用水事業が完了するまで受益地が確定せず、受益者負担金を徴収できないため、自主財源の確保が困難である。	北総中央用水事業は利根川を水源とする北総東部用水から取水し、末端用水路を整備することにより、安定的な用水補給を図り、農業経営の合理化、安定化が図られる。	北総東部用水事業との協定(分水協定)に則し、北総中央用水の使用水量に基づき共用する施設の管理費に対して補助する。	法人等団体	北総中央用水土地改良区	808	なし	しごと・産業・企業立地	-	043-245-5764	nosei.EAA@city.chiba.lg.jp
271	経済農政局	農政課	千葉市食のブランド「千」プロモーション事業支援補助金	本市には、全国に単独展開できるような十分なブランド力をもった農産物、加工品がないことから、地域一丸となり、統一した1つのブランド、「千葉市食のブランド『千』」のもと販路拡大に取り組んでいるところである。 とはいえ、チームとして戦っていくにあたっては、個々のブランド力を高めていくことが重要であり、生産者・事業者が自ら市域内外への発信力を高めていく必要がある。 このように「千葉市食のブランド『千』」の認定事業者が、「千」のPRに主体的に取り組むことは、ブランドの認知度を向上させ、事業を持続していく上で欠かせない。	【目的】 認定事業者の主体的な取組みにより、認定品の露出の機会を増やし、ブランドの認知度を向上させる 【効果】 ・生産者、事業者自らの市域内外への発信力を高めることで、市内農業や食品関連産業の競争力強化が図られ、農業者・事業者の収益が拡大する。 ・「千葉市食のブランド『千』」に認定されること、取扱うことのメリットとなり、申請件数の増加、販路拡大に繋がる。	「千葉市食のブランド『千』」の認定事業者、及び常設取り扱い流通事業者が「千葉市食のブランド『千』」の認定品PRを伴う催事、展示会出店、フェアの実施、パッケージ又はラベル等の制作、販路開拓のための広報、認定品の販売等にかかる物流費等に係る経費の一部を補助する。	法人等団体	「千葉市食のブランド『千』」の認定事業者、及び3人以上の認定品を常設的に陳列し販売する小売店舗、認定品を認定事業者から小売店舗へ届けるまでの間に関わる流通事業者	1,000	あり	しごと・産業・企業立地	-	043-245-5758	nosei.EAA@city.chiba.lg.jp
272	経済農政局	農政課	農林関係事業補助金(6次産業化支援事業)	農産物の付加価値を高めることは、農業者の所得向上になることから、農業者自らが商品開発、加工などに取り組む「農業の6次産業化」を進めているが、農産物加工に必要な機械の導入や商品開発等に係る費用が負担となっている。	市内農産物を活用し、6次産業化に取り組む農業者を支援することで、市内農産物、加工品の付加価値向上、ブランド化を促進し、さらなる農業の振興、農業者の所得向上を図ることを目的とする。	農業者が新たに商品開発から販路開拓まで取り組む事業に対して、対象経費の一部を補助する。	個人・法人等団体	6次産業化に取り組む農業法人又は農業者	500	あり(随時)	しごと・産業・企業立地	https://www.city.chiba.jp/keizainosei/nosei/nosei/6jisangyoukashien.html	043-245-5758	nosei.EAA@city.chiba.lg.jp

No.	①所管局	②所管課	③公開する補助金名	④補助事業を必要とする背景・課題	⑤補助目的・効果	⑥補助内容	⑦補助対象者(区分)	⑧補助対象者	⑨R7予算額 (千円)	⑩公募の有無	⑪行政分野 (市HPの分類)	⑫掲載HP	⑬電話番号	⑭メール アドレス
273	経済農政局	農地活用推進課	農林関係事業補助金(耕作放棄地整備事業)	耕作されずに放置された農地は、人の手が入らないため、徐々に荒廃化が進み、すぐには耕作できない状態となってしまう。 そこで、荒廃状況が軽度なうちに、農地を作付けが可能な状態に再生し、農地としての利用を図る必要がある。	耕作していない荒廃した農地に対し、除草や耕起・整地等を行い、農地として再生復元することで、農地としての利用を図る。	荒れた農地を、再生復元するために必要な、除草・耕起・整地等に要する経費について、その費用の一部を補助する。	個人・法人等団体	農業者又は農業者等の組織する団体	2,000	あり(随時)	しごと・産業・企業立地	https://www.city.chiba.jp/nogyo/kousakuhoukitisa/isei.html	043-245-5759	nochikatsuyo.EAA@city.chiba.lg.jp
274	経済農政局	農地活用推進課	農林関係事業補助金(農地銀行活動支援事業)	法人等の競争力のある農業者が市内に農業参入するにあたって、最も高いハードルはまとまった農地が無いことである。 農地は価格・賃借料、固定資産税が安く先祖代々の土地という意識もあり、外部からの法人に土地の売却や賃借する動機づけが弱いことから、高齢農業者や土地持ち非農業者が保有している農地を次世代の競争力のある法人や担い手に継承するためには、強力なインセンティブが必要である。	①優良な農地をストック ②企業の農地取得を後押し ③円滑な農業リタイア・農地の継承 ④農地の集積・集約化 ⑤耕作放棄地の解消 ⑥農家の法人化の推進 など	農地銀行へ登録した農地を法人などへ貸付・売却した地権者に協力を支給するとともに、耕作放棄地の場合は再生費用を助成する。	個人	農地銀行へ登録した面積1ha以上の農地が、法人などに貸付・売却され、5年以上耕作される場合、その地権者、耕作放棄地の場合は、耕作者。	2,095	あり(随時)	しごと・産業・企業立地	https://www.city.chiba.jp/nogyo/nouchiginkou.html	043-245-5759	nogyo.AG@city.chiba.lg.jp
275	経済農政局	農地活用推進課	農林関係事業補助金(未来の千葉市農業創造事業 - 農業法人等参入促進タイプ、生産分野と連携した流通・販売力向上タイプ)	「農業の成長産業化」を促進し、農業産出額の増大や農業者の所得向上など本市農業全体の底上げを図るため、農業参入を希望する法人など意欲ある担い手に対して、農地の集積・集約を図ったうえで活用を促すなど、低コストで高収益な生産体制への転換を加速させるための支援が求められている。	法人等の農業参入を促進するため、意欲ある担い手に対し、高収益な生産体制を確立するために必要な施設・機械設備の導入経費に対する支援を行い、市内農業産出額の増大と農業者の所得向上に資することを目的とする。	補助事業者が実施する、高収益な農作物生産、加工および出荷体制を確立するために必要な施設の整備又は機械設備の導入に対して補助する。	法人等団体	農業法人、もしくは1年以内に法人化を予定している農業者 農業法人と連携した取り組みを行う加工・流通等の事業者	80,000	あり(募集期間あり)	しごと・産業・企業立地	-	043-245-5769	nochikatsuyo.EAA@city.chiba.lg.jp
276	経済農政局	農業経営支援課	農林関係事業補助金(森林振興推進事業、森林組合育成強化対策事業)	森林組合は、森林整備の推進母体であり、森林整備などの事業を推進するために必要な団体であるため、組合育成強化の支援が必要である。	森林整備の推進母体である森林組合を支援することにより、林業の経営安定及び振興が図られるとともに、健全な森林の育成に寄与する。	森林組合及び林業の担い手の活動に対し、経費の一部を補助する。 ア 森林管理グループ対策 共同作業グループの育成、施業受託に必要な会議の開催及び施業受託の啓発普及活動を行うこと。 イ 作業班育成強化 5ヘクタール以上の森林で作業活動のできる作業班の設置に必要な会議及び研修会を開催し、並びにそれらに参加すること ウ 広報宣伝事業 林業経営及び緑化思想に関する情報収集並びに啓発普及活動を行うこと エ 執行体制強化 林業技術員を設置し、当該技術員に対し森林組合役職員給与規程による職員給与及び諸手当並びに各種事業主負担を支払うこと	法人等団体	森林組合、林業者3戸以上で組織する団体	1,401	なし	しごと・産業・企業立地	-	043-228-6275	keieishien.AAC@city.chiba.lg.jp
277	経済農政局	農業経営支援課	新規就農者確保事業	農業従事者の高齢化や減少に歯止めをかけるため、新規就農者の確保・育成をすすめてきたが、新規就農者の定着が課題になっている。	新規就農者の経営を早期に確立させ、就農者の定着を図る。	次世代を担う農業者となることを目指し、新たに経営を開始する者に資金を交付する。	個人・法人等団体	独立・自営就農時に49歳以下の者	29,250	あり(募集期間あり)	しごと・産業・企業立地	-	043-228-6273	keieishien.AAC@city.chiba.lg.jp
278	経済農政局	農業経営支援課	農林関係事業補助金(優良森林整備事業、県単森林整備事業)	木材価格の低迷、森林所有者の高齢化により、森林の荒廃が進んでいるため、森林が持つ水源かん養機能・生活環境保全機能・山地災害防止機能など多様な機能が発揮されていない状況にある。このため、森林の持つ多様な機能が発揮できるよう、下刈り・枝打ち・間伐・造林を実施し、森林整備を行う必要がある。	森林の下刈、枝打ち、間伐、造林を実施し、森林整備を行うことにより、森林が持つ多様な機能が発揮されるとともに、優良な森林の造成が図られる。	森林の下刈、枝打ち、間伐に係る経費の一部を補助する。 下刈：植付後、人工林は10年以下、天然林は40年以下の植林地において、雑草や不要木の除去 枝打：植付後30年以下の人工林において不用枝の除去 間伐Ⅰ：植付後16年以上60年以下の人工林において、不用木の除去不良木の淘汰 間伐Ⅱ：20%以上40%以下を伐採し、当該伐採木の本数の80%以上を搬出集積	法人等団体	森林組合又は林業者3戸以上で組織する団体	525	なし	しごと・産業・企業立地	-	043-228-6275	keieishien.AAC@city.chiba.lg.jp
279	経済農政局	農業経営支援課	農業近代化資金利子補給金	農産物の販売価格の低下や、農業に必要な資材などの高騰などにより、農業経営の継承は難しくなっている。さらに、古い施設や機械を使用した農作業は、作業効率が悪く、生産性が低いため、効率の良い農業に改善する必要がある。	新たな農業用施設の整備や機械の導入により、作業効率が悪くなり、生産性が高まる。	農業近代化資金を借りる農業者が支払う利子の一部を補助する。	個人・法人等団体	農業者、認定農業者等	454	あり(随時)	しごと・産業・企業立地	-	043-228-6273	keieishien.AAC@city.chiba.lg.jp
280	経済農政局	農業経営支援課	農業後継者対策(あととり支援)資金利子補給金	農作業は重労働であることや、多くの収入を得にくいことから、親の農業を引き継ごうとする人が減少し、農業者の高齢化や減少が進み、農業後継者である「あととり」への支援がますます必要となっている。	親の代から使用している農業用機械を新しく買い替える際の経済的な負担を減らし、スムーズに農業を始めることができる。	農業後継者対策資金を借りる農業者が支払う利子の一部を補助する。	個人・法人等団体	農業後継者(千葉みらい農業協同組合長の推薦を受けた者)	40	あり(随時)	しごと・産業・企業立地	-	043-228-6273	keieishien.AAC@city.chiba.lg.jp

No.	①所管局	②所管課	③公開する補助金名	④補助事業を必要とする背景・課題	⑤補助目的・効果	⑥補助内容	⑦補助対象者(区分)	⑧補助対象者	⑨R7予算額 (千円)	⑩公募の有無	⑪行政分野 (市HPの分類)	⑫掲載HP	⑬電話番号	⑭メール アドレス
281	経済農政局	農業経営支援課	農林関係事業補助金(優良森林整備事業 地域森林環境整備事業)	サンブスギ溝腐病などにより森林が荒廃しており、また、木材価格の低迷や森林所有者の高齢化のため森林管理が遅れていることにより、木材生産や水源かん養などの公益的機能の低下が進んでいるため、適正な森林管理が必要である。 また、気象災害等による重要インフラ施設への被害の未然防止や市民の安全確保・景観向上のための森林整備が必要である。	森林の下刈、枝打ち、間伐を実施し、森林を管理することにより、森林の持つ木材生産や水源かん養としての多様な機能の保全とともに、風倒木などによる被害を未然に防止できる。	森林の下刈、枝打ち、間伐にかかる経費の一部補助及び、重要インフラ施設の被害未然防止のための特殊地植えや発生材運搬にかかる経費の全額を補助する。 下刈:植付後10年以下の植林地において、雑草や不用木の除去、天然林は40年生以下 枝打:植付後30年以下のスギ林又はヒノキ林において不用枝の除去 間伐:植付後35年以下の植林地において、不用木の除去・不良木の淘汰 特殊地植え:風倒木の伐採 発生材運搬:特殊地植えにより発生した材の運搬	法人等団体	森林組合又は林業者3戸以上で組織する団体	739	なし	しごと・産業・企業立地	-	043-228-6275	keieishien.AAC@city.chiba.lg.jp
282	経済農政局	農業経営支援課	平成26年2月の大雪による災害対策利子補給金	平成26年2月の大雪により多くの市内農業者が被災し、経営安定と施設復旧を早急に図る必要があったため。	平成26年2月の大雪で被災した農業者の経営安定・施設復旧に必要な資金に対し、本市独自の低利な融資制度を整えることにより、被災農業者の負担軽減及び営農回復・経営安定を促進する。	経営安定又は施設復旧のため必要な資金に対し、本市独自の融資制度により利子の一部を補助。	個人・法人等団体	平成26年2月の大雪により市内で被災した農業者又は農業者が組織する団体	1	なし	しごと・産業・企業立地	-	043-228-6273	keieishien.AAC@city.chiba.lg.jp
283	経済農政局	農業経営支援課	農林関係事業補助金(優良森林整備事業 災害に強い森づくり事業)	令和元年の台風15号により、倒木等で道路の遮断や送電線の切断などの大きな被害が発生した。このため風倒木等による施設被害を防ぐ目的で、森林整備を進める必要がある。	緊急輸送道路や送配電施設などの重要インフラ施設に近接する森林を整備することで、風倒木等の施設被害を未然に防ぐことができる。	事業に係る費用の全額を補助する。 道路脇の森林約50m幅程度の全伐、発生材の運搬、植栽。 1か所0.1ha以上	法人等団体	森林組合	9,028	なし	しごと・産業・企業立地	-	043-228-6275	keieishien.AAC@city.chiba.lg.jp
284	経済農政局	農業経営支援課	農林関係事業補助金(新規就農地再生支援事業)	新規就農者が土地を確保して作物を栽培するにあたり、農業による収入が無い中で整備費用が就農初期の負担となっている。	新規就農者が就農時に必要となる草刈や土壌改良等の就農地初期整備費を助成し、新規就農者の円滑な就農を支援する。	補助事業者が就農地で草刈、土壌改良等の初期整備費の一部を補助する。	個人	新規就農希望者研修による就農者または認定新規就農者(共に就農後5年以内に限る)	550	なし	しごと・産業・企業立地	-	043-228-6273	keieishien.AAC@city.chiba.lg.jp
285	経済農政局	農業経営支援課	農林関係事業補助金(優良森林整備事業 被害森林整備事業)	令和元年の台風15号により、倒木等で市内森林に大きな被害が発生した。これを放置することで病虫害や二次災害の発生を招く恐れがあるため、未然に防ぐ必要がある。	被害を受けた森林を早急に整備し、森林の公益的機能の発揮を推進し、森林資源の保全を図ることができる。	人工造林等の森林整備に係る費用の32.1%以内を補助する。	法人等団体	森林組合	24,191	なし	しごと・産業・企業立地	-	043-228-6275	keieishien.AAC@city.chiba.lg.jp
286	経済農政局	農業経営支援課	農林関係事業補助金(農業継承者経営発展支援)	農業経営の継承や継承後の経営発展の取組を支援し、農業者の高齢化が進行する中、若い地域の担い手を確保する必要がある。	スムーズな農業経営の継承に必要な取組や、農業経営を継承した者が、その経営を発展させるために実施する取組を支援することにより、将来にわたって地域の農地利用等を担う経営体を確保する。	補助事業者が新たに行う、経営継承の取り組み(専門家によるコンサルティング)、や、法人化、新たな品種・部門等の導入等の取組みに対し、経費の一部を補助する。	個人・法人等団体	先代経営者又は継承者	561	なし	しごと・産業・企業立地	-	043-228-6273	keieishien.AAC@city.chiba.lg.jp
287	経済農政局	農業経営支援課	農林関係事業補助金(有害鳥獣対策事業)	近年、鳥獣による農作物被害が増加し生産を不安定にしており、農業経営に影響を与えている。特に、アライグマ等の中型獣類による農作物被害が増え問題となっている。また、近隣市(市原市・佐倉市)ではイノシシによる被害が多く発生しており、本市においても被害が増えつつある。さらにはカラスによる被害も増加傾向にある。農業経営の安定には、これらの鳥獣による農作物被害を総合的に防止する対策が必要である。	各種鳥獣被害防止の取り組みを支援することで、農作物の被害を減少させ、農作物の安定生産、農業者の経営安定を図る。	1 千葉市鳥獣被害防止計画に基づく協議会で実施する鳥獣被害防止活動に係る経費を補助する。 2 狩猟免許取得に係る費用に対して補助する。	個人・法人等団体	地域協議会、農業協同組合、又は農業者	26,000	なし	しごと・産業・企業立地	-	043-228-6275	keieishien.AAC@city.chiba.lg.jp
288	経済農政局	農業経営支援課	農林関係事業補助金(未来の千葉市農業創造事業(新規就農支援タイプ))	新規就農には多大な初期投資が必要となるため、新たな農業の担い手を確保・育成をするためには、必要な機械・施設の導入を支援する必要がある。	新規就農者が就農時に必要となる、施設・機械設備の導入経費に対する支援を行い、円滑な就農と、就農後の所得向上に資することを目的とする。	農業用機械施設や栽培施設、生産物の加工及び出荷に関する施設の整備等の導入に対し、経費の一部を補助する。	個人	市主催の新規就農希望者を対象とした研修を修了した認定新規就農者。ただし、就農後5年以内に限る。	20,000	あり(募集期間あり)	しごと・産業・企業立地	-	043-228-6273	keieishien.AAC@city.chiba.lg.jp

No.	①所管局	②所管課	③公開する補助金名	④補助事業を必要とする背景・課題	⑤補助目的・効果	⑥補助内容	⑦補助対象者(区分)	⑧補助対象者	⑨R7予算額 (千円)	⑩公募の有無	⑪行政分野 (市HPの分類)	⑫掲載HP	⑬電話番号	⑭メール アドレス
289	経済農政局	農業経営支援課	農林関係事業補助金(農業労働力確保支援事業)	農業は、農繁期と農閑期があることから、年間を通じた雇用が困難であることから、自力での良質な雇用の確保が難しい状況にあるため、人材募集の取組みを支援する必要がある。	規模拡大や新規参入等に伴い労働者を雇用する農業者に対し、人材募集に係る費用の支援を行い、農業経営の安定化を図ることを目的とする。	民間事業者等が運営する、有料の求人インターネットサイトを利用した求人の実施に対し、経費の一部を補助する。	個人・法人等団体	農業法人、認定農業者又は認定新規就農者。	600	あり(募集期間あり)	しごと・産業・企業立地	-	043-228-6273	keieishien.AAC@city.chiba.lg.jp
290	経済農政局	農業経営支援課	農林関係事業補助金(経営発展支援事業)	農業従事者が減少する中、持続可能な力強い農業を実現するには、次世代を担う農業者の育成・確保に向け、必要な機械・施設の導入を支援する必要がある。	次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、機械・施設の導入等の取組を支援することにより、就農後の経営発展を目的とする。	次に掲げる取組であって、自らの経営においてそれらを使用するものに対し、経費の一部を補助する。 1 機械・施設等の取得、改良又はリース 2 家畜の導入 3 果樹・茶の新植・改植 4 農地等の造成、改良又は復旧	個人・法人等団体	原則50 歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有している者又はその者が経営する法人。	30,000	あり(募集期間あり)	しごと・産業・企業立地	-	043-228-6273	keieishien.AAC@city.chiba.lg.jp
291	経済農政局	農業経営支援課	農林関係事業補助金(森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業)	集落周辺の里山林では藪化の進行や竹の侵入等により、森林の有する多面的機能の発揮が難しくなっていることから、地域住民が森林所有者等と活動組織をつくり、森林の保全管理や山村を活性化させるための取り組みが必要であり、これに要する経費に対し支援する。	集落周辺の森林の保全管理を進める活動組織を育成するため、活動しやすい体制づくりを進めることで、森林整備の担い手の確保につながる。	千葉市内に拠点を置く活動組織が行う下記の活動に要する経費に対し、千葉県里山林保全整備推進地域協議会が交付する経費の一部を補助する。 ①活動推進費(現地の林況調査等) ②地域環境保全タイプ(里山林保全) ③地域環境保全タイプ(侵入竹除去・竹林整備) ④森林資源利用タイプ(炭焼き、しいたけ原木等の未利用資源の伐採等) ⑤森林機能強化タイプ(歩道や作業道等の作設・改修等) ⑥関係人口創出・維持タイプ(地域外関係者受入のための環境整備等)	法人等団体	千葉県里山林保全整備推進地域協議会	95	なし	しごと・産業・企業立地	-	043-228-6275	keieishien.AAC@city.chiba.lg.jp
292	経済農政局	農業生産振興課	農林関係事業補助金(園芸用廃プラスチック適正処理対策推進事業)	農業者から排出される使用済みの園芸用プラスチック(廃プラスチック)を適正処理するには、手続さや経費並びに環境問題等で農業者だけでは難しい状況であり、地域的な回収体制を確立する必要がある。	農業者から排出される使用済みの園芸用プラスチック(廃プラスチック)の処理事務を千葉市農業用廃プラスチック対策協議会が代行することにより、円滑で適正な処理等が推進され、農業者の負担軽減を図るとともに、環境の保全を図る。	農業用廃プラスチックの効率的な回収と適正処理にかかる費用の一部を補助する。 適正処理に対する経費の負担割合 県 1/4以内 市・生産者 1/2以上 全農千葉県本部 1/4以内	法人等団体	千葉市農業用廃プラスチック対策協議会 (農業協同組合、農業者団体等で組織する団体で、廃プラスチックの適正かつ円滑な処理を行うことを目的として組織されたもの)	1,599	なし	しごと・産業・企業立地	-	043-228-6278	seisanshinko.AAC@city.chiba.lg.jp
293	経済農政局	農業生産振興課	農林関係事業補助金(農林業研修事業)	現在、農業者の高齢化や担い手不足、輸入農産物の急増など農業を取り巻く環境は厳しい状況にある。 そこで、農業者の所得向上につながる技術研修会や、地産地消を推進するための市民への市内産農産物のPRなどの必要性が益々高まってきており、農業研修及び農業啓発事業などを実施する(一社)千葉市園芸協会を支援し、農業者の新しい技術習得や市民への千葉市農業の理解を深める必要がある。	(一社)千葉市園芸協会が実施する農業研修及び農業啓発事業などに対する経費を補助することで、農業者の新しい技術習得や市民への千葉市農業の理解を深めることができる。	(一社)千葉市園芸協会等が実施する農業者に対する農林業研修事業や、市民に対する農業啓発事業について、その費用を補助する。	法人等団体	(一社)千葉市園芸協会並びに農林業者で組織する団体で市長が適当と認めるもの	300	なし	しごと・産業・企業立地	-	043-228-6282	seisanshinko.AAC@city.chiba.lg.jp
294	経済農政局	農業生産振興課	農林関係事業補助金(農林業団体育成事業:千葉市野菜価格安定対策協議会)	現在、農業者の高齢化や担い手不足、輸入農産物の急増など農業を取り巻く環境は厳しい状況にある。 そこで、野菜の計画的な生産及び出荷の推進並びに農業者の生産意欲の向上と経営の安定を図ることを目的とした価格安定対策事業の必要性が益々高まってきている状況にあるため、本事業を実施する千葉市野菜価格安定対策協議会を支援し、事業の円滑化及び組織の強化を図る必要がある。	千葉市野菜価格安定対策協議会の管理費に対して補助することで、事業の円滑化及び組織の強化を図る。	野菜価格安定対策事業の効率的な運営のため、千葉市野菜価格安定対策協議会の事業費について、その費用を補助する。	法人等団体	千葉市野菜価格安定対策協議会	717	なし	しごと・産業・企業立地	-	043-228-6282	seisanshinko.AAC@city.chiba.lg.jp
295	経済農政局	農業生産振興課	農林関係事業補助金(主要農産物生産振興事業:植物防疫対策事業)	水稻の病害虫等の駆除は、良質な米の安定生産のために必要であるが、高齢化や労働力不足により個々の農業者による防除が難しいため、一斉防除を実施している。市民からの空巾着中止要望への対応が課題となっている。	水稻病害虫の一斉防除を実施することにより、農業者の高齢化、労働力不足に対応した効果的かつ効率的な病害虫防除を実施し、良質な生産と水稻生産農家の経営の安定を図る。	千葉市植物防疫協会の実施する水稻共同防除事業(イモチ病・カメムシ等の防除)における防除経費についてその一部を補助する。	法人等団体	農地所有適格法人、認定農業者又は農業者3戸以上で組織し、かつその中に認定農業者又は認定志向農業者を1経営体以上含む団体	2,500	なし	しごと・産業・企業立地	-	043-228-6282	seisanshinko.AAC@city.chiba.lg.jp
296	経済農政局	農業生産振興課	農林関係事業補助金(経営所得安定対策等推進事業)	販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物(米、麦、大豆、そば等)を対象にその額を交付し、農業経営の安定と生産力の確保を図るため、推進母体である千葉市農業再生協議会が中心となり、経営所得安定対策等を推進する必要がある。	経営所得安定対策等を推進するため、千葉市農業再生協議会が実施する現地確認、農地の面的集積等の推進に係る経費について支援することにより、経営所得安定対策等の円滑な実施を図る。	経営所得安定対策等の普及推進活動、要件確認等に係る経費を補助する。	法人等団体	千葉市農業再生協議会	2,185	なし	しごと・産業・企業立地	-	043-228-6282	seisanshinko.AAC@city.chiba.lg.jp

No.	①所管局	②所管課	③公開する補助金名	④補助事業を必要とする背景・課題	⑤補助目的・効果	⑥補助内容	⑦補助対象者(区分)	⑧補助対象者	⑨R7予算額 (千円)	⑩公費の有無	⑪行政分野 (市HPの分類)	⑫掲載HP	⑬電話番号	⑭メール アドレス
297	経済農政局	農業生産振興課	農林関係事業補助金(野菜生産出荷安定事業)	野菜は、気象条件の影響を強く受けて生産量が変動しやすく、また生活上不可欠のもので代替性が乏しいため、生産及び出荷量の増減により価格が変動しやすい特徴を持っている。一般的に、価格が著しく低迷した場合は、次の栽培の作付が控えられ、その結果価格が高騰し、また、価格が著しく高騰した場合は、次の栽培の作付が拡大され、その結果価格が低迷するという傾向がある。 このような特徴を持つ野菜について、供給と価格の安定を図るためには、需要に見合った計画的な生産及び出荷を確保することが大切であるが、計画的な生産を確保するためには、価格の低迷が農業者の経営を悪化させ、生産意欲の減退を招くことのないようにする必要がある。	国・県の野菜価格安定対策事業において、農業者の負担金に対し補助することにより、主要野菜の計画的な生産及び出荷の推進並びに農業者の生産意欲の向上及び経営の安定を図る。	国・県の野菜価格安定事業に加入している品目(国:春夏ニンジン、冬ニンジン 県:ゴボウ、サラダ菜、ワケネギ、ホウレンソウ)について、農業者が支払っている負担金について、その費用を補助する。	法人等団体	千葉市野菜価格安定対策協議会	1,620	なし	しごと・産業・企業立地	-	043-228-6282	seisanshinko.AAC@city.chiba.lg.jp
298	経済農政局	農業生産振興課	農林関係事業補助金(家畜伝染病予防対策事業)	家畜伝染病の発生は、畜産経営に与える損害が大きい。ため、各畜舎における病気の検査や、伝染病の予防注射等を実施し、病気の発生を未然に防ぐ必要がある。しかし、その経費は安定的な畜産経営の負担要因の1つとなっている。	各畜舎における伝染病の検査や予防注射の実施に対し、それに必要な経費を補助することにより、家畜伝染性疾病の発生の防止と、畜産経営の発展を図る。	市内で飼養されている家畜に対し、各種伝染病の検査や予防注射を行い、家畜伝染病の発生を予防するための経費の一部を補助する。 (牛のIBR混合予防注射、豚日本脳炎・パルボウイルス予防注射、鶏病対策ワクチン投与)	個人・法人等団体	畜産を営む者、市内で育成牛を預かり預託事業を行う法人又は畜産を営む者3戸以上で組織し、かつその中に認定農業者若しくは認定志向農業者を1経営体以上含む団体	1,526	なし	しごと・産業・企業立地	-	043-228-6282	seisanshinko.AAC@city.chiba.lg.jp
299	経済農政局	農業生産振興課	農林関係事業補助金(千葉市野菜価格安定対策事業)	野菜は、気象条件の影響を強く受けて生産量が変動しやすく、また生活上不可欠のもので代替性が乏しいため、生産及び出荷量の増減により価格が変動しやすい特徴を持っている。一般的に、価格が著しく低迷した場合は、次の栽培の作付が控えられ、その結果価格が高騰し、また、価格が著しく高騰した場合は、次の栽培の作付が拡大され、その結果価格が低迷するという傾向がある。 このような特徴を持つ野菜について、供給と価格の安定を図るためには、需要に見合った計画的な生産及び出荷を確保することが大切であるが、計画的な生産を確保するためには、価格の低迷が農業者の経営を悪化させ、生産意欲の減退を招くことのないようにする必要がある。 価格安定対策事業は、野菜の計画的な生産及び出荷の推進並びに、農業者の生産意欲の向上及び経営の安定を図ることを目的とするが、国・県の価格安定対策事業の対象となる品目には、市内の主要品目の野菜が対象となっていない状況がある。	国・県の価格安定対策事業の対象品目以外の本市の主要野菜において、千葉市場の野菜価格が著しく低迷した場合に、過去の平均価格を下回る価格の差額分を農業者に補助することで、本市における主要野菜の計画的な生産及び出荷の推進並びに農業者の生産意欲の向上及び経営の安定を図る。	主要野菜の計画的な生産及び出荷(対象品目:イチゴ、コマツナ等15品目 33対象期間)を推進するため、千葉市野菜価格安定対策協議会は、農業者・農業協同組合・市で準備金を積み立て、千葉市場の野菜価格が著しく低迷し、補償額を下回った場合、農業者にに対し補填を行う。その補填した額について、翌年度に市が補助する。	法人等団体	千葉市野菜価格安定対策協議会	4,386	なし	しごと・産業・企業立地	-	043-228-6282	seisanshinko.AAC@city.chiba.lg.jp
300	経済農政局	農業生産振興課	農林関係事業補助金(農林業団体育成事業:千葉市畜産協会)	飼料価格の高騰や畜産農家の高齢化、後継者不足等、多くの課題に対応するため、畜産振興の推進母体である千葉市畜産協会を中心に、各種研修会の開催や家畜防疫を推進し、畜産農家の育成強化を図る必要がある。	千葉市畜産協会の組織の充実・強化を目的に、各種研修会及び家畜伝染病の防疫体制を強化する事業を実施することにより、畜産農家の経営の安定を図る。	千葉市畜産協会が実施する農業者に対する畜産研修事業や、市民に対する畜産物の啓発事業について、その費用の一部を補助する。	法人等団体	千葉市畜産協会	400	なし	しごと・産業・企業立地	-	043-228-6282	seisanshinko.AAC@city.chiba.lg.jp
301	経済農政局	農業生産振興課	農林関係事業補助金(優良後継牛確保対策事業)	近年の酪農経営では、輸入飼料価格の高止まりなど生産コストの増加を背景に収益性が悪化しているため、収益性の高い経営への転換が急務であることから、乳牛1頭あたりの生乳生産能力を高めること、また、後継牛の安定的な確保が必要である。	乳牛の生乳生産性を向上させるため、性別別精液や受精卵の活用による優良後継牛の増頭・確保を効率的に行うことを目的とする。	性別別精液を用いて乳牛に人工授精を行った場合、当該性別別精液の購入に要する経費に対して補助する。また、受精卵移植を実施した場合、当該受精卵の購入に要する経費に対して補助する。	個人・法人等団体	畜産を営む者3戸以上で組織し、かつ、その中に認定農業者若しくは認定志向農業者を1経営体以上含む団体	120	なし	しごと・産業・企業立地	-	043-228-6282	seisanshinko.AAC@city.chiba.lg.jp
302	経済農政局	農業生産振興課	農林関係事業補助金(飼料用米等拡大支援事業)	高齢化、人口減少等による米の消費の減少が今後とも見込まれる中で、需要に応じた米生産を推進するとともに、水田をフルに活用し、食料自給率・食料自給力の維持向上を図るため、飼料用米等の戦略作物の生産拡大を推進する必要がある。	水田の有効利用と食料自給率の向上を図るため、主食用米の需給調整と併せて飼料用米等の新規需要米や効率的な土地利用による麦・大豆等の作付により、水田における農業経営の安定化と生産力を確保することを目的とする。	1 飼料用米等生産支援 新稲需要米(飼料用米、WCS用米、米粉用米)の取組に要する経費の一部を補助する。 2 担い手水田利活用高度化対策 集団転作及びブロックローテーション団地を形成するために要する経費の一部を補助する。	個人・法人等団体	飼料用米等拡大支援事業実施要領第2の別表に定める事業実施主体	3,845	なし	しごと・産業・企業立地	-	043-228-6282	seisanshinko.AAC@city.chiba.lg.jp
303	経済農政局	農業生産振興課	農林関係事業補助金(環境保全型農業推進事業:生産流通対策事業)	農地は食糧を生産する貴重な生産基盤であり、優良な農地を確保していく必要があることから、保全管理とともに土づくりのための緑肥作物や連作障害を解消するための緑虫対抗植物を導入する。	地域がまとまって健全な土づくりを推進する取り組みを支援することを目的に、緑肥作物の種子購入に対し助成を行う。	各野菜生産出荷組織を対象とし、地力増進作物、緑虫対抗植物等の緑肥作物種子に対し補助する。	個人・法人等団体	農地所有適格法人、認定農業者又は農業者3戸以上で組織し、かつ、その中に認定農業者若しくは認定志向農業者を1経営体以上含む団体	1,500	あり(募集期間あり)	しごと・産業・企業立地	-	043-228-6279	seisanshinko.AAC@city.chiba.lg.jp
304	経済農政局	農業生産振興課	農林関係事業補助金(未来の千葉市農業創造事業:経営拡大支援タイプ)	農業産出額の増大や農業者の所得向上など本市農業全体の底上げを図るため、意欲ある担い手に対して、生産近代化機械施設、流通近代化機械施設、産地管理機械施設及び環境衛生対策設備などを導入することで、低コストで高収益な生産体制への転換を加速させるための支援が求められている。	生産近代化機械施設、流通近代化機械施設、産地管理機械施設の整備の促進を通じ、当該農産物の産地の健全な育成及び安定した生産を図ることを目的とする。また、畜産農家では生産設備及び環境衛生対策設備を効率化することにより、生産性を向上させ、経営体質を強化することを目的とする。	【野菜、花き、植木、果樹、イネ、ムギ、ダイズ、ラッカセイ及びソラマメ】 補助事業者が実施する、農作物の生産に必要な省力化及び近代化、生産物の加工及び出荷、農業生産物の出荷などに必要な施設の整備又は機械設備の導入に対して補助する。 【畜産】 畜舎、堆肥舎など畜産経営に必要な施設の改修又は機械更新の導入に対して補助する。	個人・法人等団体	農業協同組合、農業法人及びその他農業者の組織する団体で市長が適当と認める団体、認定農業者、又は農業者3戸以上で組織し、かつその中に認定農業者又は認定志向農業者を1経営体以上含む団体	45,000	あり(募集期間あり)	しごと・産業・企業立地	-	043-228-6282	seisanshinko.AAC@city.chiba.lg.jp

No.	①所管局	②所管課	③公開する補助金名	④補助事業を必要とする背景・課題	⑤補助目的・効果	⑥補助内容	⑦補助対象者(区分)	⑧補助対象者	⑨R7予算額 (千円)	⑩公募の有無	⑪行政分野 (市HPの分類)	⑫掲載HP	⑬電話番号	⑭メール アドレス
305	経済農政局	農業生産振興課	農林関係事業補助金(未来の千葉市農業創造事業・みどりの食料システム戦略タイプ)	原油、物価高騰等の社会経済環境の変化の影響を受けた施設園芸農業者について、ヒートポンプなどの省エネルギー機器や資材導入の取組みに対して支援が求められている。	省エネルギー設備等や地力増強用機械施設などの整備の促進を通じ、農業分野の環境負荷低減と生産性の向上を目的とする。	環境負荷低減と生産性の向上を両立するための、省エネルギー設備等の導入に対して補助する。 (1)ヒートポンプ導入 (2)カーテン等保温設備整備 循環扇、送風ダクト、室温管理装置、局所加温装置、内張(固定・カーテン等)被覆資材等 ただし、(2)については、(1)のヒートポンプ導入を前提とし、(2)のみの導入は認めない。	個人・法人等団体	農業協同組合、農業法人及びその他農業者の相属する団体で市長が適当と認める団体、認定農業者、又は農業者3戸以上で組織し、かつその中に認定農業者又は認定志向農業者を1経営体以上含む団体	7,500	あり(募集期間あり)	しごと・産業・企業立地	-	043-228-6278	seisanshinko.AAC@city.chiba.lg.jp
306	都市局	まちづくり課	港湾事業補助金(海上保安思想普及事業)	海上保安協会千葉支部は、海上保安業務の円滑な遂行に協力することを目的に事業を行っている団体であり、海上保安部とは異なる民間の立場から海上保安思想の普及活動を行っている。 東京湾臨海部における船舶需要の増加が見込まれるなか、航行船舶の事故などを防止するため、海難防止講習会を始め各種パンフレットの作成等による海難防止思想の普及を図るものとして継続的に実施することが不可欠である。 海洋環境保全運動の実施と広報活動への協力など、港湾行政における業績は重要である。また、平成28年4月に1基目、平成30年10月に2基目の千葉みなと浮さん橋が供用開始しており、旅客船の運航促進においても必要な事業である。 同団体は、公共性の高い事業を会費及び負担金でのみ行っている。また、思想普及事業であることから収入増を図ることは困難である。	航行船舶の事故防止を図るため、海上保安思想の宣伝普及を図り、以て千葉港の安全を確保する。	海上保安協会千葉支部が行う、海上保安思想の宣伝普及活動、海難防止活動の普及活動などに要する費用の一部を補助する。	法人等団体	海上保安協会 千葉支部	88	なし	しごと・産業・企業立地	-	043-245-5348	machizukuri.URU@city.chiba.lg.jp
307	都市局	まちづくり課	千葉中央港地区みなと活性化支援補助金	・千葉中央港地区において、2基の浮さん橋や港湾緑地等を活用したみなとの賑わい創出のため、市が主体的にさん橋や緑地を管理し、さん橋を利用する旅客船事業者の誘致を進めている。 ・平成22年度から、旅客船事業者の誘致や、クルーズの需要把握、海辺の賑わい創出を目的として旅客船通航実験を7事業者25企画実施し、6千人以上の方々が乗船し、海での新たな楽しみ方の提案ができたが、通航実験に参加した事業者の多くが東京や横浜から回航し千葉港で通航しており、さん橋の供用開始後においても、千葉港を拠点として旅客船事業を行う事業者は不足している状況である。 ・千葉港を拠点として旅客船事業を行う事業者が少ない理由として、定常的なクルーズ需要が見通せないことがあり、今後、千葉港での通航を促進するためには、市民に海辺の楽しみ方として認知されるまで、多くの企画クルーズを提供し定着を図る必要がある。	千葉港に旅客船事業者を誘致し、市民にクルーズによる海の楽しみを提供するため、千葉港外を定係場とする旅客船を活用した企画クルーズを実施する事業者に対して、船の回航費等の必要経費の一部を支援するものである。	千葉港外を定係場とする旅客船により、千葉みなと浮さん橋を利用した企画クルーズを実施する事業者に対して、船の回航費に係る以下の経費について、1企画につき15万円を限度として助成する。 ・燃料費 ・人件費 ・その他、市長が認めた経費	個人・法人等団体	企画クルーズの主催者	900	あり(随時)	イベント・観光・市の紹介	https://www.city.chiba.jp/toshi/toshi/machizukuri/umibe_minato/documents/hoiyouyoukou.pdf	043-245-5348	machizukuri.URU@city.chiba.lg.jp
308	都市局	交通政策課	地域公共交通支援事業支援金	事業者にとって大きな負担となっている運転手養成に係る費用等を支援し、誰もが安心して利用できる公共交通の環境整備を図る。	各事業者が行う運転手養成に係る費用等を支援し、誰もが安心して利用できる公共交通の環境整備を図る。	各事業者が行う運転手養成に係る費用等の一部を支援する。	法人等団体	市内路線バス事業者、タクシー事業者、モノレール事業者	41,260	なし	環境・都市計画	-	043-245-5543	kotsu.URU@city.chiba.lg.jp
309	都市局	交通政策課	公共交通利用促進等支援事業補助金	バス利用者等から施設整備の要望が高まる一方、施設の老朽化に伴う修繕や再整備等の事業者負担が増加している。 今後、少子高齢、人口減少社会に向かうなか、持続ある公共交通維持のためには、利用促進対策による地域や事業者等の支援が必要である。	持続ある公共交通維持のため、利用しやすい公共交通となるようサイクル&ライド、バス停へのベンチの新設・改修等の環境改善整備及び市内路線バス事業者のGTF5データ整備(システム改修費用やフォーマットデータ作成等)に係る費用を補助する。	サイクル&ライド、バス停へのベンチ新設・改修等の環境改善整備及び標準的なバス情報フォーマット化に要する経費について1/2を上限として補助する。	法人等団体	乗合バス事業者、鉄軌道事業者、町内自治会等	165	あり(未定)	環境・都市計画	-	043-245-5543	kotsu.URU@city.chiba.lg.jp
310	都市局	交通政策課	生活交通バス路線維持補助金	バス事業者において新型コロナウイルス前の水準まで利用者が戻ってきていないこと、また2024年問題をきっかけに運転手不足の問題が顕在化したことにより、バス路線の減便や廃止が懸念されるため、市民生活にとって不可欠な路線を維持するために支援が必要なため。	市民生活に影響の大きい、生活に不可欠な既存バス路線の維持確保を目的に、バス事業者に対して補助を実施する。	以下の系統を補助対象とする。 ・生活地から最寄りの鉄軌道駅、医療機関、公共施設及び商業施設等への需要を満たす系統 ・運賃収入では維持・確保が困難な赤字系統であり、今後、廃止や大幅な減便が危惧される系統等	法人等団体	市内路線バス事業者	75,000	なし	環境・都市計画	-	043-245-5543	kotsu.URU@city.chiba.lg.jp
311	都市局	市街地整備課	優良再開発型優良建築物等整備事業補助金	千葉駅東口西銀座B地区はJR千葉駅東口に近接し、商業機能の一層の集積や土地の高度利用の促進が期待される地区となっているが、老朽化した旧大型百貨店の建物が存在している(解体済)。	千葉市中心市街地の玄関口において、土地利用の高度化及びオープンスペースの確保に寄与する建築物に対し助成を行うことで、市街地環境の整備改善及び機能更新が図られる。	千葉駅東口西銀座B地区事業者共同企業体が施行する優良建築物等整備事業の費用の一部を補助する。	法人等団体	千葉駅東口西銀座B地区事業者共同企業体	490,000	なし	環境・都市計画	-	043-245-5325	shigaichiseibi.URU@city.chiba.lg.jp
312	都市局	都市安全課	がけ地近接等危険住宅移転助成金	近年、大地震の発生や台風等の強大化などに伴い、全国的に多くの災害が発生している。本市においても例外ではなく、特に、がけに近接した地域では、がけ崩れや地すべり等による住民の生命の安全確保が急務となっている。	土砂災害特別警戒区域等の区域内にある既存不適格住宅等(危険住宅)の移転を促進することにより、がけ崩れや地すべり等の災害から住民の生命の安全の確保を図る。	土砂災害特別警戒区域等の区域内にある既存不適格住宅等(危険住宅)を撤却し、安全な場所へ移転する者に対し、危険住宅除却費及び移転先住宅取得費の一部を助成する。	個人	危険住宅を撤却し、安全な場所へ移転する者(当該危険住宅の所有者かつ居住者に限る。)	0	あり(随時)	安全・安心のまちづくり	https://www.city.chiba.jp/toshi/toshi/anzen/gakechi.html	043-245-5337	anzen.URU@city.chiba.lg.jp

No.	①所管局	②所管課	③公開する補助金名	④補助事業を必要とする背景・課題	⑤補助目的・効果	⑥補助内容	⑦補助対象者(区分)	⑧補助対象者	⑨R7予算額 (千円)	⑩公募の有無	⑪行政分野 (市HPの分類)	⑫掲載HP	⑬電話番号	⑭メール アドレス
313	都市局	住宅政策課	分譲マンション再生等合意形成支援補助金	市内には、多数の分譲マンションがあり、マンション管理組合における建替えや改修、敷地売却や敷地分割、又は除去などマンションの再生等に向けた検討が今後益々重要となる。こうした中、マンション管理組合では、区分所有者の合意形成(意見を集約)が課題となっており、円滑な合意形成を図るため、再生等の検討や合意形成に要する活動経費の一部を補助するものである。	マンションの再生等に向けた活動を行うマンション管理組合に対して、その合意形成に要する費用の一部を補助することにより、マンションの再生等が促進され、その結果としてマンションの良好な居住環境の確保や市街地環境の向上がなされるものである。	管理組合が自主的に行う再生等に向けた合意形成に要する活動に対し、予算の範囲内で、検討活動費の2分の1以内かつ25万円を限度として補助する。	法人等団体	市内のマンション管理組合(5人以上の区分所有者があり、住宅用途が1/2以上で、耐用年数の1/2が経過しており、管理組合の中で再生等活動に関し適切に意思決定されていること)	500	あり(募集期間あり)	住宅・土地・建築	http://www.city.chiba.jp/toshi/kenchiku/jutakuseisaku/03_m-saisei.html	043-245-5849	jutakuseisaku.URC@city.chiba.lg.jp
314	都市局	住宅政策課	住宅確保要配慮者円滑入居支援補助金	低所得者、被災者、高齢者、障害者など住宅の確保に特に配慮を要する方々(以下「住宅確保要配慮者」という。)の賃貸住宅への居住ニーズは、今後、単身高齢世帯の増加等を背景として高まっていくことが見込まれる。さらに、社会構造の変化による単身世帯の増加等を背景に、近年、賃貸借契約にあたっての家賃債務保証会社の利用が増加しており、住宅確保要配慮者が家賃債務保証会社を円滑に利用できるようにすることが求められている。	低所得の住宅確保要配慮者に対して、家賃債務保証会社等に支払う家賃債務保証料等を補助することにより、民間賃貸住宅への円滑な入居を図るものである。	「千葉市民間賃貸入居支援住宅」、「住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅」に入居する際の初回分の家賃債務保証料等を補助する。 (限度額:6万円)	個人・法人等団体	-「千葉市民間賃貸入居支援住宅」の情報提供を受け入居した者(収入要件あり) -千葉市内に所在する「住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅」の入居申請者が利用する家賃債務保証会社等(収入要件あり)	420	あり(随時)	住宅・土地・建築	https://www.city.chiba.jp/toshi/kenchiku/jutakuseisaku/07_nyukyoshienho.html	043-245-5853	jutakuseisaku.URC@city.chiba.lg.jp
315	都市局	住宅政策課	マンション長期修繕計画作成支援事業補助金	高度経済成長期に開発された多数のマンションは、概ね40年経過した現在、建物の老朽化と居住者の高齢化といった二つの老いが進行し、今後管理不全に陥る可能性が指摘されている。そのため、適正な長期修繕計画に基づく維持管理を推進する必要がある。	長期修繕計画の策定等を支援することで、分譲マンションの適正な管理を促し、良質な住宅ストックと周辺の生活環境の改善が図られる。	管理組合が長期修繕計画の作成又は見直しを専門家などに委託する費用に対して助成する。 補助限度額:1件あたり25万円。補助対象となる経費の1/2以内とする。	法人等団体	5人以上の区分所有者がおり、住宅用途が1/2以上で、建築後5年以上経過しているなどの一定の要件を満たす市内のマンション管理組合	500	あり(募集期間あり)	住宅・土地・建築	https://www.city.chiba.jp/toshi/kenchiku/jutakuseisaku/tyoukisyuuzennkeikakusakuseiennseido.html	043-245-5809	jutakuseisaku.URC@city.chiba.lg.jp
316	都市局	住宅政策課	団地住替え支援事業補助金	高齢年住宅団地では、高齢化の進展や空き家の増加などによる活力低下が課題となっている一方で、計画的にまちづくりが行われているため、学校や公園など良好な住環境を兼ね備えている。 そこで、子育て世帯や新婚世帯などが、市内の高齢年住宅団地へ転居する場合に、家賃や引越費用など住替えに係る費用の助成を行うことで、若年層の流入による団地活性化を図る。	若年層の流入による高齢年の住宅団地の活性化と空き家抑制に寄与する。	【限度額】 30万円※婚姻又はパートナーシップ宣誓をした際の双方の年齢が29歳以下の場合には最大60万円 【住居費】 中古住宅の購入費用、賃貸住宅の賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料 【引越費用】 引越業者又は運送業者へ支払った費用 【リフォーム費用】 住宅の修繕、増築、改築、設備更新等の工事で工事業者へ支払った費用	個人	①子育て世帯 小学生以下の子ども(出産予定の子どもを含む。)がいる世帯。 ②新婚世帯 令和6年1月1日から令和7年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦で、婚姻時に、夫婦双方の年齢が39歳以下であること。 ③パートナーシップ宣誓をしたカップル 令和6年1月1日から令和7年3月31日までの間にパートナーシップ宣誓をしたカップルで、パートナーシップ宣誓時に、カップル双方の年齢が39歳以下であること。	15,600	あり(募集期間あり)	住宅・土地・建築	https://www.city.chiba.jp/toshi/kenchiku/jutakuseisaku/danchisumikaeshien.html	043-245-5809 043-245-5849	jutakuseisaku.URC@city.chiba.lg.jp
317	都市局	建築指導課	耐震診断費補助金	昭和56年5月以前に設計・建設され、現行の耐震規準に適合していない住宅について、市民の生命・財産を守るために早急に耐震性の向上を図る必要がある。 また、東日本大震災以降、居住している住宅の耐震性に不安を感じている市民の方が多く、耐震化は早急に進める必要がある。 住宅の耐震化には、費用負担が伴うことから、自己資金の不足などにより、耐震改修を行えない市民に対しては、費用の負担軽減のための支援が必要になっている。	地震時に倒壊の危険性がある住宅の安全性の向上を図るため、所有する住宅の耐震性を調査することにより、地震時の経済的被害を減らし、市民の生命及び財産を守る。	1. 木造住宅 住宅の耐震性向上のために、所有者が実施する耐震診断(一般診断及び精密診断)に要する費用の5分の4(限度額9万6千円) 2. 分譲マンション 住宅の耐震性向上のために、マンション管理組合が実施する耐震診断(予備診断及び本診断)に要する費用の3分の2。(限度額:予備診断17万円、本診断400万円)	個人・法人等団体	昭和56年5月以前の耐震基準により設計・建設された木造住宅の所有者及び分譲マンションの管理組合	8,500	あり(募集期間あり)	住宅・土地・建築	https://www.city.chiba.jp/toshi/kenchiku/shido/news_juukankyuu.html	043-245-5836	shido.URC@city.chiba.lg.jp
318	都市局	建築指導課	耐震改修費補助金	現行の耐震規準に適合していない住宅について、市民の生命・財産を守るために早急に耐震性の向上を図る必要がある。 また、東日本大震災以降、居住している住宅の耐震性に不安を感じている市民の方が多く、耐震化は早急に進める必要がある。 住宅の耐震化には、費用負担が伴うことから、自己資金の不足などにより、耐震改修を行えない市民に対しては、費用の負担軽減のための支援が必要になっている。	地震時に倒壊の危険性がある住宅の耐震性の向上を図ることにより、地震時の経済的被害を減らし、市民の生命及び財産を守る。	1木造住宅 (1)所有者が実施する耐震改修(二段階改修を含む。)に要する費用の5分の4(限度額115万円) (2)耐震シェルター設置に要する費用の2分の1(限度額20万円) 2分譲マンション (1)管理組合が実施する耐震改修設計に要する費用の3分の2(限度額500万円) (2)管理組合が実施する耐震改修工事に要する費用の3分の1(限度額3,000万円) 3 住宅(除却) (1)所有者が実施する除却費用の23%(限度額20万円(密集住宅市街地の場合30万円))	個人・法人等団体	1木造住宅 平成12年5月以前(二段階改修及び耐震シェルター設置に係る補助は昭和56年5月以前)の耐震基準により設計・建設された住宅で、耐震診断により倒壊する可能性がある」と診断された住宅の所有者 2分譲マンション 昭和56年5月以前の耐震基準により設計・建設された住宅で耐震診断により、構造耐震指標15値が0.6未満であると診断されたマンションの管理組合 3 住宅(除却) 昭和56年5月以前の耐震基準により設計・建設された木造住宅・非木造住宅の所有者で耐震診断により倒壊する可能性がある」と	20,800	あり(募集期間あり)	住宅・土地・建築	https://www.city.chiba.jp/toshi/kenchiku/shido/news_juukankyuu.html	043-245-5836	shido.URC@city.chiba.lg.jp
319	都市局	建築指導課	既存建築物吹付けアスベスト対策費補助金	全国的にアスベストによる肺癌、悪性中皮腫など、人体への健康被害が大きな社会問題となっていたことから、既存民間建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられたアスベストの飛散による市民の健康被害を防止し、生命及び身体を保護するとともに、生活環境の保全を図るため、アスベストの分析調査及び除去等の対策が喫緊の課題となっている。 アスベスト対策には費用負担が伴うため、自己資金の不足等により対策を行えない建築物の所有者についても、早期に対策が講じられるよう、費用負担軽減のための支援が必要となっている。	市民による吹付けアスベスト対策を推進するため、吹付けアスベストが施工されている建築物の所有者がアスベストの分析調査及び除去等を行う場合、その費用の一部を助成することにより、所有者の負担軽減を図り、建物所有者のみならす、施設利用者や周辺住民の健康被害の予防を図る。	アスベスト吹付け材の分析調査、又は、除去等を行う場合、その費用の一部を助成する。	個人・法人等団体	市内にある建築物のうち、アスベスト吹付け材(分析調査においては、アスベストが含まれている可能性があるものを含む)が、施工されている建築物の所有者等。	1,000	あり(募集期間あり)	住宅・土地・建築	http://www.city.chiba.jp/toshi/kenchiku/shido/03-asbesto.html	043-245-5836	shido.URC@city.chiba.lg.jp
320	都市局	建築指導課	緊急輸送道路沿道建築物耐震助成事業補助金	緊急輸送道路沿道建築物のうち、昭和56年5月以前の旧耐震基準により建設された建築物は、現在の耐震基準に適合していないことから、地震発生時に倒壊し道路を閉塞させてしまう恐れがある。 緊急輸送道路は、震災時の避難、救急消火活動及び救急支援物資の輸送などを目的に指定されており、震災時の通行を確保することが重要である。	震災時に倒壊の危険性がある建築物の耐震性能を評価することにより、耐震改修のきっかけとなる。緊急輸送道路沿道の耐震改修等が行われることにより、広域的な避難路や緊急支援物資の輸送路を確保でき、救急消火活動がスムーズに行われることで、安全で災害に強いまちづくりを実現できる。	緊急輸送道路沿道建築物の所有者等が、実施する耐震診断及び耐震改修等に要する費用の一部を補助する。(上限額:耐震診断400万円、耐震改修・建替え3,600万円、除却1,800万円)	個人・法人等団体	緊急輸送道路の沿道建築物で、地震による建物の倒壊により道路を閉塞する恐れのある「建築物の耐震改修の促進に関する法律」で定める建築物で、昭和56年5月以前に建築された建築物の所有者。	13,451	あり(募集期間あり)	安全・安心のまちづくり	http://www.city.chiba.jp/toshi/kenchiku/shido/kin-kyuyusou-sindan-jyousei.html	043-245-5836	shido.URC@city.chiba.lg.jp

No.	①所管局	②所管課	③公開する補助金名	④補助事業を必要とする背景・課題	⑤補助目的・効果	⑥補助内容	⑦補助対象者(区分)	⑧補助対象者	⑨R7予算額 (千円)	⑩公募の有無	⑪行政分野 (市HPの分類)	⑫掲載HP	⑬電話番号	⑭メール アドレス
321	都市局	建築指導課	危険ブロック塀等改善補助金	2018年6月に発生した大阪府北部を震源とする地震により、コンクリートブロック塀が倒壊し、通学中の小学生の尊い命が失われたことを受け、千葉市においても倒壊のおそれがある危険なブロック塀等の改善を促進する必要がある。	倒壊の危険性が高く、早急に撤去する必要があるブロック塀等の改善費用の一部を補助することで、危険なブロック塀等の倒壊による事故を未然に防ぐとともに、避難所となる小・中学校への避難路を確保し、もって震災に強い安全・安心なまちづくりを推進する。	次のいずれかに該当する工事について、その費用の一部を補助する。 (1)危険ブロック塀等の全てを撤去又は高さ0.4メートル以下に減じる工事 (2)危険ブロック塀等を撤去した後に、その代替として必要となる軽量フェンス等を設置する工事 <補助の対象となるブロック塀等> 千葉市の区域内にあり、次のすべてに該当するもの (1)通学路等に面し、高さ1.2メートルを超え、かつ、高さがブロック塀等と道路境界までの水平距離より高いもの (2)倒壊の危険性が高く、早急に撤去する必要があるブロック塀等と本市職員の事前調査により判定されたもの	個人・法人等団体	危険ブロック塀等を所有する個人等 (個人・町内自治会・マンション管理組合)	4,080	あり(随時)	安全・安心のまちづくり	https://www.city.chiba.jp/toshi/kenchiku/shido/blockhojo.html	043-245-5856	shido.URC@city.chiba.lg.jp
322	都市局	建築指導課	瓦屋根耐風助成事業補助金	令和元年、房総半島台風などにより基大な建物被害が発生した。被害のあった屋根の8割は瓦屋根であり、被害の多くは改正前の告示基準で緊結対象となっていない部分で発生した。今後、猛烈な熱帯低気圧の出現頻度が日本の南海上で現在よりも高まる可能性が指摘されており、改正された告示基準(令和4年1月施行)による住宅の耐風性能の向上が求められている。	既存住宅の瓦屋根の耐風性能を向上させることにより、強風による住宅屋根の被害を防止し、市民生活の安全を確保する。	専門家が告示基準への適合を確認するために行う瓦屋根の耐風診断及び告示基準に適合する瓦屋根への全面改修、またはスレート・金属屋根等への全面改修に要する費用の一部を補助する。	個人	令和3年12月31日以前に建設された屋根が粘土瓦葺きまたはプレスセメント瓦葺きの住宅の所有者	13,144	あり(募集期間あり)	住宅・土地・建築	https://www.city.chiba.jp/toshi/kenchiku/shido/warayane.taihu.html	043-245-5836	shido.URC@city.chiba.lg.jp
323	都市局	緑政課	屋上壁面緑化助成金	令和2年現在、千葉市の緑被率は48.6%と市域の約半分を占めるが、中心市街地における緑被率は5.4%となっており、緑が少ないことが課題となっている。 このため、建築計画上、地上部への緑地の確保が困難な中心市街地での緑化を推進するにあたり、民間建築物の所有者などを対象に、屋上や壁面の緑化に対する助成を行う。	うるおいのある良好な都市空間を創り出し、都市環境の向上、併せてヒートアイランド現象の緩和や節電対策に寄与する。	屋上及び壁面へ設置する緑化施設に係る費用の一部を負担する。	個人・法人等団体	中心市街地における民間建築物の所有者など(「千葉市屋上壁面緑化助成金交付要綱」に定める要件を満たしたもの)	1,000	あり(随時)	環境・都市計画	http://www.city.chiba.jp/toshi/koenryokuchi/ryokusei/midoritohana/ryokkuuhekimenryoukai.html	043-245-5775	midoritohana@city.chiba.lg.jp
324	都市局	緑政課	緑化推進協議会事業補助金	当協議会は、昭和53年に設立され、都市緑地法に基づき、千葉市から「緑地協定」の認可を受けた地域の団体の代表者を中心として構成された組織であり、相互の連絡調整のほか、地域の緑豊かなまちづくりを行うことを目的としている。	会員相互の連携を通して、地域環境の保全、緑豊かなまちづくりの推進と地域社会の発展に寄与する。	樹木診断会や樹木剪定講習会等の一部を対象としている。	個人・法人等団体	千葉市緑化推進協議会	93	なし	環境・都市計画	http://www.city.chiba.jp/toshi/koenryokuchi/ryokusei/midoritohana/ryokkuuhekimenryoukai.html	043-245-5775	midoritohana@city.chiba.lg.jp
325	都市局 建設局	建築指導課 土木管理課	狭あい道路拡幅整備助成金等	建物は、原則として幅員4m以上の道路に接している敷地でなければ建築することができないが、市が指定した4m未満の狭あい道路では、道路の中心から2m後退することにより建築することができる。しかしながら、後退用地については私有地であるため、道路として整備されないことが多い。 そこで、後退用地等の寄付を受け、市が道路用地として整備及び管理を行い、安全なまちづくりを実現するために、平成14年度に狭あい道路拡幅整備事業が創設された。	狭あい道路を拡幅することは、災害時の避難の妨げや、消火救急活動の遅れを防止するとともに、交通安全や日照・通風などの生活環境の改善につながる。そのため、助成金等の交付を行い、後退用地及びすみ切り用地の寄付を促進する。	寄付していただく後退用地及びすみ切り用地にある門柱・門扉・塀・擁壁・公共汚水樹・雨水公共樹及び量水器の撤去、擁壁の築造、樹木・生け垣の移植に要した費用の一部を助成する。 また、すみ切り用地の寄付に対して、奨励金を交付する。	個人・法人等団体	狭あい道路に接する土地に建築物を建築しようとする者及び土地所有者等	1,490	あり(随時)	住宅・土地・建築	http://www.city.chiba.jp/toshi/kenchiku/shido/kyouai.html	043-245-5856 043-245-5387	shido.URC@city.chiba.lg.jp dobokukanri.COP@city.chiba.lg.jp
326	建設局	土木管理課	緊急輸送道路沿道樹木伐採奨励金	本市が管理する緊急輸送道路において、隣接する民有地内の適切に管理されていない樹木が倒木することにより、災害発生直後の避難、救助活動および物資の輸送等の応急対応に支障をきたすおそれがある。	緊急輸送道路沿道で倒木の恐れがある樹木の伐採を奨励することにより、民有地内にある樹木の適正管理を促すとともに倒木被害に対する意識喚起を図り、災害時に緊急輸送道路の円滑な通行を確保することを目的とする。	土地所有者と緊急輸送道路沿道の樹木管理に関する協定を締結した管理区域内において、倒木のおそれがあり倒木により緊急車両の通行に必要な4m以上の幅員を確保できない一定規模の樹木を伐採する事業に対し、奨励金を交付する。	個人・法人等団体	対象樹木が存する土地を所有し、占有し、又は管理しているもの。(対象樹木が存する土地は、千葉県が定める地域森林計画の対象となる森林の区域に該当しないこと)	1,000	あり(随時)	環境・都市計画	https://www.city.chiba.jp/kensetsu/doboku/dobokukanri/zyumokubassai.html	043-245-5387	dobokukanri.COP@city.chiba.lg.jp
327	建設局	土木管理課	私道整備の助成に関する交付金	一般市民の通行などがあり、市道と同様に使用されているが、道路幅員や土地の問題などで市道認定が受けられない私道の安全性、快適性の面から舗装整備等の要望を持つ市民は多い。 また、道路の整備には多額の費用がかかり、近隣住民等で施工することが困難な場合が多いため、私道整備に対する助成要望も多い。	通勤、通学、買い物等、一般の通行があり、市道として整備できない道路については、近隣住民等が整備することにより、安全性、快適性が高まり、近隣住民や私道の通行者等の生活環境が向上する。	私道の舗装並びに道路排水施設の新設、改築及び修繕に要する工事費用の一部を助成する。	法人等団体	助成により整備を行おうとする私道を日常生活上密着した関係にある、2人以上の利用者(3親等内の親族は除く。)からなる団体	15,000	あり(随時)	環境・都市計画	http://www.city.chiba.jp/kensetsu/doboku/dobokukanri/sidoujoseiseido.html	043-245-5387	dobokukanri.COP@city.chiba.lg.jp
328	建設局	自転車政策課	自転車を活用したまちづくり補助金	「千葉市自転車を活用したまちづくり条例」では、市民等の役割として、自転車の「利用促進」や「安全利用」に関する取組については、自ら参画するよう努めることとしており、行政だけでなく、市民の積極的な参画が不可欠となるため、より一層に、市民の自発的な自転車利用を図る必要がある。	自転車を活用したまちづくりの総合的な推進を図るため、市内で活動する団体による自転車の利用促進及び安全利用に関する啓発事業に対して補助金を交付し、活動を支援することで、市民等の自発的な自転車利用の促進を図る。	補助対象団体が自ら企画・実施し、自転車の「利用促進」や「安全利用」に関する取組で補助金交付による効果が期待できる事業の一部を助成する。	法人等団体	自ら企画・遂行する能力のある団体(実行委員会の形式を含む) ※政治・選挙・宗教活動、公益を害する恐れのある活動を行う団体などは除く	0	あり(募集期間あり)	環境・都市計画	-	043-245-5607	bicycle.COR@city.chiba.lg.jp

No.	①所管局	②所管課	③公開する補助金名	④補助事業を必要とする背景・課題	⑤補助目的・効果	⑥補助内容	⑦補助対象者(区分)	⑧補助対象者	⑨R7予算額 (千円)	⑩公募の有無	⑪行政分野 (市HPの分類)	⑫掲載HP	⑬電話番号	⑭メール アドレス
329	建設局	下水道営業課	水洗便所改造等資金助成金(水洗便所改造等資金の一部補助)	公共下水道処理区域内における汲み取り便所の水洗化を促進するため、下水道法第11条の3第1項において水洗便所への改造を義務化するとともに、第5項において市町村は汲み取り便所を水洗便所に改造しようとする者に対し、必要な資金の融通又はそのあっせん等の援助に努めるものとなっている。 そのため、昭和43年度から「水洗便所改造等資金助成制度」として、改造等資金の貸付と併せて補助を行ってきた。	奨励金として補助金を交付し、公共下水道への早期接続を促し接続率の向上を図る。	1 処理区域内において汲み取り便所を水洗便所に改造するための工事費用の一部を補助する。 2 処理区域内において既設のし尿浄化槽を廃止して水洗便所に改造するための工事費用の一部を補助する。	個人・法人等団体	処理区域(下水道法第2条第8号)内において、既設の便所を水洗便所に改造等を行うおとする者	40	あり(随時)	上下水道	https://www.city.chiba.jp/kensetsu/gesuidokikaku/eigyo/access_subsidy_subsidy.html	043-245-5411	eigyo.COP@city.chiba.lg.jp
330	建設局	下水道営業課	雨水貯留施設及び浸透施設工事費補助金	都市化の進展に伴い森林や農地などが少なくなり、浸透面積が減少したことから、豪雨時に浸水被害が発生している。行政によるハード整備だけでなく、地域や住民による自助的な雨水対策も必要となっているため、雨水の流出抑制による浸水被害の低減、地下水の涵養並びに雨水利用による自然環境の保全を目的として、雨水貯留施設・浸透ます設置者に工事費の一部を補助する。 本事業は平成10年度より実施しており、地下水の涵養・再生の観点からも、この補助制度について幅広く市民に周知し、より一層の設置促進を図る必要がある。	家庭でもできる浸水対策・環境対策として、雨水貯留施設や浸透施設を宅地内に設置する方に、市が工事費の一部を補助することにより、浸水被害の軽減、地下水の涵養、雨水の再利用などの効果を高め、良好な水環境の保全に役立てる。	1 既存浄化槽を雨水貯留槽に転用する費用の一部を補助する。 2 市販雨水貯留槽の設置に要する費用の一部を補助する。 3 雨水浸透ますの設置に要する費用の一部を補助する。	個人・法人等団体	公共下水道区域内に土地又は建築物を所有及び占有している者で、雨水貯留・浸透施設の設置を行うおとする者	1,594	あり(随時)	上下水道	https://www.city.chiba.jp/kensetsu/gesuidokikaku/eigyo/usui_main.html	043-245-5412	eigyo.COP@city.chiba.lg.jp
331	建設局	下水道営業課	水洗便所改造特別助成金	排水設備の設置(下水を公共下水道に接続させるために必要な設備)は、公共下水道の供用が開始された場合においては、速やかに設置することが下水道法第10条第1項で義務付けられている。 しかし、公共下水道供用開始区域内の生活保護法による生活扶助を受けている世帯は、経済的理由により下水道への速やかな接続が難しいと考えられるため改造費用を補助するものである。	公共下水道の供用が開始された区域内において、排水設備の設置費用を補助することにより下水道への速やかな接続を促進し環境衛生の向上を図る。	処理区域内において生活扶助世帯が、くみ取り便所から水洗便所への改造及び下水道法第10条第1項の排水設備の設置工事(便所の改造に伴い、必要とされる既存排水設備の改造を含む)を行う場合の工事費について補助する。	個人	処理区域(下水道法第2条第8号)内において、当該家屋を所有し、既設の便所を水洗便所に改造等を行うおとする生活扶助世帯	0	あり(随時)	上下水道	-	043-245-5411	eigyo.COP@city.chiba.lg.jp
332	建設局	下水道営業課	防水板設置工事助成金	近年、市内各地において、局地的な大雨や都市化の進展に伴う雨水流出量の増加により、床上・床下浸水被害が増大している。被害の軽減に向け、公的施設整備だけでは限界があるため、地域住民自らが行う対策(自助)とあわせて、総合的な浸水対策を進める必要がある。	市民の安全・安心な暮らしの確保を目的としており、助成金を交付することで、早期に安否で効果的な浸水対策を行うことができる。	市内において、過去に浸水被害が発生した地域の住宅、マンション等への防水板の設置及びその設置に伴う関連工事費の一部を助成する。	個人・法人等団体	住宅、マンション等に防水板の設置及び関連工事を行う所有者または使用者	3,000	あり(随時)	上下水道	https://www.city.chiba.jp/kensetsu/gesuidokikaku/eigyo/bousuiban-annai.html	043-245-5411	eigyo.COP@city.chiba.lg.jp
333	建設局	下水道営業課	私有道路における共同排水設備費補助金	私道の公共下水道設置は、私道の土地権利者全員の承諾を必要としているが、土地権利者に行方不明や設置に反対する者がいる場合は公共下水道の設置ができない。	私道の土地権利者が行方不明等で承諾が得られず公共下水道管の設置ができない場合、地域が共同で排水設備を設置する際の経済的支援を行うものである。効果としては、下水道の普及を図り、もって生活環境の改善、公共用水域の水質保全に資するものである。	私道の土地権利者が行方不明等で承諾が得られず公共下水道管を設置することができない場合に、共同で排水設備を設置する際の工事費等に要する費用の一部を補助する。	法人等団体	私道に公共下水道管を設置したいが、私道の土地権利者が行方不明等で承諾が得られず公共下水道管を設置することができない私道に共同排水設備を設置する者	0	あり(随時)	上下水道	https://www.city.chiba.jp/kensetsu/gesuidoshisetu/matsuri/cyuuokufurusatou.html	043-245-5412	eigyo.COP@city.chiba.lg.jp
334	区役所	中央区地域づくり支援課	中央区自主企画事業補助金(中央区ふるさとまつり)	町内自治会加入率の低下や新旧住民の混在に伴う住環境の変化等によって、コミュニティ意識が希薄になっているため、地域のつながりを強化する必要がある。	区民意識の醸成、及び区民相互の交流、ふれあいによる地域の活性化を図る。	中央区ふるさとまつりを開催する実行委員会に対し、まつりに係る経費を補助する。	法人等団体	中央区ふるさとまつり実行委員会	4,850	なし	イベント・観光・市の紹介	https://www.city.chiba.jp/chuo/chiikizukuri/event/matsuri/cyuuokufurusatoumatsuri.html	043-221-2105	chiikizukuri.CHU@city.chiba.lg.jp
335	区役所	中央区地域づくり支援課	中央区自主企画事業補助金(中央区地域活性化支援事業)	地域における課題・ニーズへの対応や地域活性化の取組を地域の特性に応じて推進するためには、行政による施策展開だけでなく、住民自らの手による自主的・自立的な取組が不可欠であるが、それらのまちづくり活動を行う市民活動団体は資金調達の手段を持たない場合が多く、効果的かつ安定した活動を実施し継続させるには、特に活動の開始段階における経済的支援が必要である。	地域における多様な主体による地域活性化の視点に基づく自主的な取組を支援することにより、地域課題やニーズへの対応を図るとともに、取組を通して住民の自治意識を醸成し、暮らしやすく、心豊かな生活を営むことができる地域の形成を目指すものである。	(1)地域づくり活動支援 町内自治会等が実施する、地域課題解決や地域活性化に資する地域づくり活動に要する経費の補助 (2)区デーズ解決支援 区が設定するテーマに基づき、町内自治会等が実施する地域づくり活動に要する経費の補助 (3)地域拠点支援 地域課題解決や地域活性化に資する地域づくり活動を行うための拠点の整備及び確保に必要な経費の補助	法人等団体	町内自治会、ボランティア団体、市民活動団体、NPO法人、商業団体等	3,123	あり(募集期間あり)	町内自治会・地域活動	https://www.city.chiba.jp/chuo/chiikishinko/kasei/kasienziygo.html	043-221-2105	chiikizukuri.CHU@city.chiba.lg.jp
336	区役所	花見川区地域づくり支援課	花見川区自主企画事業補助金(花見川区民まつり)	地域や世代を超えて交流できる機会として区民まつりを活用し、地域への愛着心やふるさと意識を高め、「ふるさと花見川区」の実現を目指す。	地域間の交流、子どもから高齢者までの様々な世代のふれ合いを通じて、ともに協力しあうことで、郷土の文化が次世代に引き継がれ、支えあうまちづくりに寄与する。	区民が自主的に組織した実行委員会が区民まつりを開催する上での事業経費について、市規則・要綱に基づき補助金を交付する。	法人等団体	花見川区区民まつり実行委員会	4,500	なし	イベント・観光・市の紹介	https://www.city.chiba.jp/hanamigawa/chiikizukuri/dai32kaihanamigawakuminmatsuri.html	043-275-6203	chiikizukuri.HAN@city.chiba.lg.jp

No.	①所管局	②所管課	③公開する補助金名	④補助事業を必要とする背景・課題	⑤補助目的・効果	⑥補助内容	⑦補助対象者(区分)	⑧補助対象者	⑨R7予算額 (千円)	⑩公募の有無	⑪行政分野 (市HPの分類)	⑫掲載HP	⑬電話番号	⑭メール アドレス
337	区役所	花見川区地域づくり支援課	花見川区自主企画事業補助金(花見川区地域活性化支援事業)	地域における課題・ニーズへの対応や地域活性化の取組を地域の特性に応じて推進するためには、行政による施策展開だけでなく、住民自らの手による自主的・自立的な取組が不可欠であるが、それらのまちづくり活動を行う市民活動団体は資金調達の手段を持たない場合が多く、効果的かつ安定した活動を実施し継続させるには、特に活動の開始段階における経済的支援が必要である。	地域における多様な主体による地域活性化の視点に基づく自主的な取組を支援することにより、地域課題やニーズへの対応を図るとともに、取組を通じて住民の自治意識を醸成し、暮らしやすく、心豊かな生活を営むことができる地域の形成を目指すものである。	(1)地域づくり活動支援 町内自治会等が実施する、地域課題解決や地域活性化に資する地域づくり活動に要する経費の補助 (2)区テーマ解決支援 区が設定するテーマに基づき、町内自治会等が実施する地域づくり活動に要する経費の補助 (3)地域拠点支援 地域課題解決や地域活性化に資する地域づくり活動を行うための拠点の整備及び確保に必要な経費の補助	個人・法人等団体	町内自治会、ボランティア団体、市民活動団体、NPO法人、商業団体等	1,270	あり(募集期間あり)	町内自治会・地域活動	https://www.city.chiba.jp/hanamigawa/chiikizukuri/chiikikasseika/top.html	043-275-6203	chiikizukuri.HAN@city.chiba.lg.jp
338	区役所	花見川区地域づくり支援課	花見川区自主企画事業補助金(オオガハス文化伝承事業)	本市が都市アイデンティティの確立に向けて活用する地域資源の1つであり、花見川区が発祥地であるオオガハスの文化を次世代に継承していくため、身近にオオガハスにふれ合う機会を設ける事業を支援し、地域の活性化やふるさと意識を醸成する。	都市アイデンティティの一つであり、花見川区が発祥の地であるオオガハスに区民がふれあう事業を行うことで、オオガハス文化を次世代へ継承するとともに、ふるさと意識の向上につながる。	オオガハス発祥の地に相応しいまちづくりを目指し、地域住民が主体でオオガハス文化の伝承と普及活動に取り組む団体の必要な事業経費に対して補助金を交付する。	法人等団体	ハス文化の伝承と普及を目的として活動する団体	500	あり(募集期間あり)	文化・スポーツ・生涯学習	https://www.city.chiba.jp/hanamigawa/chiikizukuri/hanamigawaku/oogahasubunka/oogahasubunnk.adenshou.html	043-275-6203	chiikizukuri.HAN@city.chiba.lg.jp
339	区役所	稲毛区地域づくり支援課	稲毛区自主企画事業補助金(稲毛区民まつり)	集合住宅や単身世帯の増加、新型コロナウイルス感染症の影響により住民同士の繋がりが希薄化しているため、区民の郷土意識や地域への関心を高め、地域や世代を超えて交流できる機会をつくる必要がある。	区民まつりは、区民相互の交流・ふれあいによる地域の活性化を目的に開催しており、地域の多様な団体が実行委員会として連携することで区民同士の交流を図り、区民がまつりに訪れることで地域の活性化を図る。	実行委員会が稲毛区民まつりを開催する際の事業経費について、補助金を交付する。	法人等団体	稲毛区民まつり実行委員会	4,800	なし	イベント・観光・市の紹介	https://www.city.chiba.jp/inage/chiikizukuri/event/kuminmatsuri_top.html	043-284-6105	chiikizukuri.INA@city.chiba.lg.jp
340	区役所	稲毛区地域づくり支援課	稲毛区自主企画事業補助金(稲毛区地域活性化支援事業)	平成7年度の「区民ふれあい事業」の開始から17年が経過し、区行政において進めるべき施策の重点が「区民意識醸成」から「市民主体のまちづくり活動の支援」へとシフトし、広聴事業「区民対話会」の開始、商店街補助金の移管に伴う「地域活性化の支援」など実施内容が多様化していることから、事業の体系を見直し、平成25年度から「地域活性化事業」として、区において幅広い地域活動の支援を行うこととした。	区基本計画に定める方向性に沿ったまちづくりを推進するため、地域における多様な主体による地域活性化の視点に基づく取組みを支援し、地域課題等の解決と地域の活性化を図る。	地域活性化の視点に基づく取組みを支援し、地域課題などの解決と地域の活性化を図るため、地域における多様な主体に対して助成する。	法人等団体	1 地域づくり活動支援 町内自治会 ボランティア団体 市民活動団体 商業団体 NPO団体 市内の学生団体 2 地域拠点支援 市内の学生団体 その他の団体 (市内の学生団体以外)	2,400	あり(募集期間あり)	町内自治会・地域活動	https://www.city.chiba.jp/inage/chiikizukuri/kasseika.html	043-284-6105	chiikizukuri.INA@city.chiba.lg.jp
341	区役所	若葉区地域づくり支援課	若葉区自主企画事業補助金(若葉区民まつり)	区民の郷土意識や地域への関心、住民同士のつながりが希薄となっており、地域と世代を超えて交流できる機会をつくる必要がある。	区内の各種団体から選出された代表者によって構成される団体(若葉区民まつり実行委員会)が主体となって行う若葉区民まつりを支援することにより、各種団体の連携強化、区民相互の交流・ふれあいによる地域の活性化と区民意識の醸成を図る。	若葉区民まつり実行委員会が企画した事業に対して、運営に必要な補助金を交付する。	法人等団体	若葉区民まつり実行委員会	4,400	なし	イベント・観光・市の紹介	https://www.city.chiba.jp/wakaba/chiikizukuri/hasshin/event/matsuri/index.html	043-233-8122	chiikizukuri.WAK@city.chiba.lg.jp
342	区役所	若葉区地域づくり支援課	若葉区自主企画事業補助金(若葉区地域活性化支援事業)	地域における課題・ニーズへの対応や地域活性化の取組を地域の特性に応じて推進するためには、行政による施策展開だけでなく、住民自らの手による自主的・自立的な取組が不可欠であるが、それらのまちづくり活動を行う市民活動団体は資金調達の手段を持たない場合が多く、効果的かつ安定した活動を実施し継続させるには、特に活動の開始段階における経済的支援が必要である。	地域における多様な主体による地域活性化の視点に基づく自主的な取組を支援することにより、地域課題やニーズへの対応を図るとともに、取組を通じて住民の自治意識を醸成し、暮らしやすく、心豊かな生活を営むことができる地域の形成を目指すものである。	地域における多様な主体による地域活性化の視点に基づく自主的な取組に対して補助金を交付する。 ① 地域づくり活動支援 …… 地域づくり活動に対する一般的補助 ② 区テーマ解決支援 …… 区独自のテーマに係る活動を行う団体の支援 ③ 地域拠点支援 …… 地域づくり活動の拠点を確保するための家賃補助等	個人・法人等団体	町内自治会、ボランティア団体、市民活動団体、NPO、商業団体等	1,600	あり(募集期間あり)	町内自治会・地域活動	https://www.city.chiba.jp/wakaba/chiikizukuri/wakabachiikikasseikatop.html	043-233-8122	chiikizukuri.WAK@city.chiba.lg.jp
343	区役所	若葉区地域づくり支援課	若葉区自主企画事業補助金(千葉市いちごマラソン支援事業)	区の魅力であるいちごを市内外に発信し、地域経済の活性化を図るマラソン大会を推進する必要がある。	若葉区の企業、商店、自治会等が連携し活動している各種団体の代表者等を委員として組織する団体(千葉市いちごマラソン実行委員会)が主体となって行う千葉市いちごマラソン大会を支援することにより、区の魅力であるいちごを市内外に発信するとともに、地域経済の活性化を図る。	千葉市いちごマラソン実行委員会が企画した事業に対して、運営に必要な補助金を交付する。	法人等団体	千葉市いちごマラソン実行委員会	1,000	なし	イベント・観光・市の紹介	https://www.city.chiba.jp/wakaba/chiikizukuri/wakabamiryokuhassin.html	043-233-8122	chiikizukuri.WAK@city.chiba.lg.jp
344	区役所	緑区地域づくり支援課	緑区自主企画事業補助金(緑区ふるさとまつり)	緑区は、あすみが丘やおひめ野などの大規模住宅地の開発により、区外からの流入人口が多いことから、区民の郷土意識や地域への関心、住民同士のつながりが希薄であり、自治会加入率は区の中で最も低い状況となっている。そのため、地域や世代を超えて交流できる機会をつくる必要がある。	区内の各種団体から選出された代表者によって構成される団体(緑区ふるさとまつり実行委員会)が主体となって行う事業(緑区ふるさとまつり)を支援することにより、各種団体の連携強化、区民相互の交流・ふれあいによる地域の活性化と区民意識の醸成を図る。	実行委員会が企画した事業に対して、運営に必要な物品・設備等に係る費用を補助する。	法人等団体	緑区ふるさとまつり実行委員会	4,704	なし	イベント・観光・市の紹介	https://www.city.chiba.jp/midori/chiikizukuri/midori_kuhurustomaturi.html	043-292-8105	chiikizukuri.MID@city.chiba.lg.jp

№	①所管局	②所管課	③公開する補助金名	④補助事業を必要とする背景・課題	⑤補助目的・効果	⑥補助内容	⑦補助対象者(区分)	⑧補助対象者	⑨R7予算額 (千円)	⑩公募の有無	⑪行政分野 (市HPの分類)	⑫掲載HP	⑬電話番号	⑭メール アドレス
345	区役所	緑区地域づくり支援課	緑区自主企画事業補助金(まちカフェライブ)	緑区は、あすみが丘やおひみ野などの大規模住宅地の開発等により、区外からの流入世帯が多いことから、区民の郷土意識や地域への関心、住民同士のつながりが希薄であり、自治会加入率は区の中で最も低い状況となっている。そのため、地域や世代を超えて交流できる機会をつくる必要がある。	地域住民で構成される実行委員会による「まちカフェライブ」の開催を支援することによる、区民相互の交流・ふれあいを促進し、地域の活性化と区民意識の醸成を図る。	実行委員会が企画した事業に対して、運営に必要な物品・設備等に係る費用を補助する。	法人等団体	まちカフェライブ実行委員会	574	なし	イベント・観光・市の紹介	https://www.city.chiba.jp/midori/chiikizukuri/mati-cafelive.html	043-292-8105	chiikizukuri.MID@city.chiba.lg.jp
346	区役所	緑区地域づくり支援課	緑区自主企画事業補助金(緑区地域活性化支援事業)	地域における課題・ニーズへの対応や地域活性化の取組を地域の特性に応じて推進するためには、行政による施策展開だけでなく、住民自らの手による主体的・自立的な取組が不可欠であるが、それらのまちづくり活動を行う市民活動団体は資金調達の手段を持たない場合が多く、効果的かつ安定した活動を実施し継続させるためには、特に活動の開始段階における経済的支援が必要である。	地域における多様な主体による地域活性化の視点に基づく自主的な取組を支援することにより、地域課題やニーズへの対応を図るとともに、取組を通じて住民の自治意識を醸成し、暮らしやすく、心豊かな生活を営むことができる地域の形成を目指すものである。	① 地域づくり活動支援 …… 地域課題解決や地域活性化に資する地域づくり活動に要する経費の補助 ② 区テーマ解決支援 …… 区が設定するテーマに基づいて地域課題解決や地域活性化に資する地域づくり活動に要する経費の補助 ③ 地域拠点支援 …… 地域課題解決や地域活性化に資する地域づくり活動を行うための拠点の整備及び確保に必要な経費の補助	法人等団体	町内自治会、ボランティア団体、市民活動団体、NPO法人、商業団体等 ※ただし、1年以上継続して活動していること。又は今後1年以上継続して活動する見込みがあること。	1,576	あり(募集期間あり)	町内自治会・地域活動	https://www.city.chiba.jp/midori/chiikizukuri/kass-eikasientop.html	043-292-8105	chiikizukuri.MID@city.chiba.lg.jp
347	区役所	美浜区地域づくり支援課	美浜区自主企画事業補助金(美浜区地域活性化支援事業)	地域における課題・ニーズへの対応や地域活性化の取組を地域の特性に応じて推進するためには、行政による施策展開だけでなく、住民自らの手による主体的・自立的な取組が不可欠であるが、それらのまちづくり活動を行う市民活動団体は資金調達の手段を持たない場合が多く、効果的かつ安定した活動を実施し継続させるためには、特に活動の開始段階における経済的支援が必要である。	地域における多様な主体による地域活性化の視点に基づく自主的な取組に対して補助金を交付する。 ① 地域づくり活動支援:地域づくり活動に対する6区共通の一般的な補助 ② 区テーマ活動支援:区が設定するテーマに基づき、町内自治会等が実施する地域づくり活動に要する経費の補助 ③ 地域拠点支援:地域づくり活動の拠点を確保するための家賃等補助	地域における多様な主体による地域活性化の視点に基づく自主的な取組に対して補助金を交付する。 ① 地域づくり活動支援:地域づくり活動に対する6区共通の一般的な補助 ② 区テーマ活動支援:区が設定するテーマに基づき、町内自治会等が実施する地域づくり活動に要する経費の補助 ③ 地域拠点支援:地域づくり活動の拠点を確保するための家賃等補助	法人等団体	町内自治会、ボランティア団体、市民活動団体、NPO、商業団体等	3,000	あり(募集期間あり)	町内自治会・地域活動	https://www.city.chiba.jp/mihama/chiikizukuri/mihamakuchiikikasseikasien.html	043-270-3122	chiikizukuri.MIH@city.chiba.lg.jp
348	区役所	美浜区地域づくり支援課	美浜区自主企画事業補助金(美浜区民フェスティバル)	平成4年4月の政令指定都市移行に伴い、地域の活性化と区民意識の醸成を図り、区の個性を生かした魅力あるまちづくりに寄与することを目的に、区民ふれあい事業が制定された。 平成5年度より、実行委員会形式により、美浜区民フェスティバルを開催し、実行委員会に対し補助金を交付している。	美浜区民相互の交流・ふれあいによる地域の活性化と区民意識の醸成を図るための補助事業であり、美浜区民相互の交流と親睦を深め、コミュニティ形成の促進が期待できる。	実行委員会が美浜区民フェスティバルを開催する際に、必要となる経費の一部を補助する。	法人等団体	美浜区民フェスティバル実行委員会	3,500	なし	イベント・観光・市の紹介	https://www.city.chiba.jp/mihama/chiikizukuri/kuminfes.html	043-270-3122	chiikizukuri.MIH@city.chiba.lg.jp
349	消防局	総務課	千葉市消防団運営補助金(本部・方面隊)	消防団は自らの地域は自らで守るという郷土愛護の精神に基づき、住民有志により組織された市町村の消防機関であり、方面隊・分団・部に区分されている。 各区を統括する方面隊には方面隊長が置かれ、所属分団の災害出動時や運営について統括している。さらには、平素より常備消防との協力体制を構築し、訓練時はもとより災害発生時には円滑な連携体制を確立することで地域住民の安全を確保している。 特に、東日本大震災以降、要員動員力や地域密着性に優れた消防団の必要性は高まっているものの、昨今の社会構造の変化による、消防団員のサラリーマン化や消防団員数の減少により、組織の継続や技術の継承が課題となっている。 そこで、消防団活動に必要な訓練、会議、各種行事に係る経費を補助することで、消防団の充実強化を図るものである。	特別職の地方公務員である消防団員は、社会構造の変化に伴う消防団員数の減少やサラリーマン化により、組織の継続や技術の継承が課題となっている。このことから、訓練・会議・行事を実施することで、消防団技術を向上しかつ組織の結束を高め、災害に対応できるように備えなければならない。 しかし、消防団には自主財源は無いことから、実施に係る経費を補助することで、消防団の充実強化を図る。	消防団の本部及び方面隊が平素における会議の開催、訓練の実施、及び地域における諸行事を実施する経費について、予算の範囲内で補助している。	法人等団体	団長、方面隊長(消防団の方面隊)	840	なし	安全・安心のまちづくり	-	043-202-1635	somu.FPG@city.chiba.lg.jp
350	消防局	総務課	千葉市消防団運営補助金(部)	消防団は自らの地域は自らで守るという郷土愛護の精神に基づき、住民有志により組織された市町村の消防機関であり、方面隊・分団・部に区分されている。その最小単位である部は、災害発生時に地域に密着した機動力を活かして、常備消防が活動する前に、迅速な初期対応等を行うことにより、地域住民の安全確保を目的としている。 特に、東日本大震災以降、要員動員力や地域密着性に優れた消防団の必要性は高まっているものの、昨今の社会構造の変化による、消防団員のサラリーマン化や消防団員数の減少により、組織の継続や技術の継承が課題となっている。 そこで、消防団活動に必要な訓練、会議、各種行事に係る経費を補助することで、消防団の充実強化を図るものである。	特別職の地方公務員である消防団員は、社会構造の変化に伴う消防団員数の減少やサラリーマン化により、組織の継続や技術の継承が課題となっている。このことから、訓練・会議・行事を実施することで、消防団技術を向上しかつ組織の結束を高め、災害に対応できるように備えなければならない。 しかし、消防団には自主財源は無いことから、実施に係る経費を補助することで、消防団の充実強化を図る。	消防団の部における会議の開催、訓練の実施及び地域における諸行事を実施する経費について、予算の範囲内で補助している。	法人等団体	部長(消防団の部)	1,971	なし	安全・安心のまちづくり	-	043-202-1635	somu.FPG@city.chiba.lg.jp
351	消防局	総務課	千葉市消防団運営補助金(分団)	消防団は自らの地域は自らで守るという郷土愛護の精神に基づき、住民有志により組織された市町村の消防機関であり、方面隊・分団・部に区分されている。 分団には分団長が置かれ、消防団の最小単位である部の運営について統括するとともに、災害発生時において所属部隊を指揮し、統率のとれた効率的な消防活動を実施することで、地域住民の安全を確保としている。 特に、東日本大震災以降、要員動員力や地域密着性に優れた消防団の必要性は高まっているものの、昨今の社会構造の変化による、消防団員のサラリーマン化や消防団員数の減少により、組織の継続や技術の継承が課題となっている。 そこで、消防団活動に必要な訓練、会議、各種行事に係る経費を補助することで、消防団の充実強化を図るものである。	特別職の地方公務員である消防団員は、社会構造の変化に伴う消防団員数の減少やサラリーマン化により、組織の継続や技術の継承が課題となっている。このことから、訓練・会議・行事を実施することで、消防団技術を向上しかつ組織の結束を高め、災害に対応できるように備えなければならない。 しかし、消防団には自主財源は無いことから、実施に係る経費を補助することで、消防団の充実強化を図る。	消防団の分団が平素における会議の開催、訓練の実施、及び地域における諸行事等を実施する経費について、予算の範囲内で補助している。	法人等団体	分団長(消防団の分団)	730	なし	安全・安心のまちづくり	-	043-202-1635	somu.FPG@city.chiba.lg.jp
352	消防局	総務課	公益財団法人千葉市防災普及及公社運営補助金	災害の予防と災害時の被害軽減を目指し、防火防災意識の高揚と応急処置技術等の普及啓発等を積極的に展開し、市民とともに「安全で災害に強い千葉市」の実現を果たすため、千葉市防災普及及公社が財団法人として設立され、さらには公益法人制度改革に伴い公益目的事業を中心とする公益財団法人への移行を果たし、本市の消防防災行政の振興や市民生活の安全及び公共の福祉の増進に寄与している。 今後も、公益財団法人として広く社会に対し公益目的を果たしていくためには、継続的な事業活動に必要な安定した財政運営を図る必要があり、公益財団法人千葉市防災普及及公社は、公益目的事業を主たる事業としていることから多くの収益を望まず、自主財源のみで財政基盤を確立し経営を安定させることが困難であるため、不足する必要最小限の財源を支援する必要がある。	公益目的事業の安定した運営により、防火防災意識の高揚と防火管理体制の推進を図るとともに、応急処置技術の普及啓発を積極的に展開し、より広く、市民全体における防災に対する気運を高め、市民の自主防災体制の確立を図ることにより、市民生活の安全に寄与することができる。	当該補助金は法人の運営に係る経費全般を対象としており、法人としての自立した運営を行うため、事業収入の拡大を図り、かつ可能な限り法人全体における収益から補助対象経費の財源へ充当し、なお不足する経費を補助する。	法人等団体	公益財団法人千葉市防災普及及公社	28,905	なし	安全・安心のまちづくり	-	043-202-1611	somu.FPG@city.chiba.lg.jp

No.	①所管局	②所管課	③公開する補助金名	④補助事業を必要とする背景・課題	⑤補助目的・効果	⑥補助内容	⑦補助対象者(区分)	⑧補助対象者	⑨R7予算額 (千円)	⑩公募の有無	⑪行政分野 (市HPの分類)	⑫掲載HP	⑬電話番号	⑭メール アドレス
353	消防局	予防課	千葉市防火協会補助金	千葉市において火災による死者は住宅火災によるものが大半を占めている状況を踏まえ、千葉市防火協会(以下「防火協会」という。)は、消防機関と協力的に、主に住宅防火に関する思想の普及宣伝を図り、市民の生命、身体、財産の保全に寄与することを目的として活動している。千葉市内自治会連絡協議会理事等が構成員となっている防火協会の活動は町内自治会に対する働きかけ等、直接市民に住宅防火を呼びかける上で非常に有効である。以上のことから防火協会の役割は必要不可欠であることから、運営面について支援が必要である。	防火協会が市民に対して防火思想の普及宣伝を図ることにより、住宅火災をはじめとした地域における火災等による被害の軽減を図る。	防火意識の高揚を図るために市内で統一した活動(火災予防運動期間中の防火啓発活動等)を継続的に行うことが有効であることから、防火協会に交付先を特定し、防火宣伝普及事業・育成事業・地域防火活動事業に対してその費用を補助する。	法人等団体	千葉市防火協会	700	なし	安全・安心のまちづくり	-	043-202-1613	yobo.FPP@city.chiba.lg.jp
354	消防局	予防課	千葉市感震ブレーカー等設置推進事業補助金	阪神淡路大震災、東日本大震災が発生した火災のうち、原因が特定された火災の6割以上は、電気が起因するものであった。平成28年3月に内閣府により公表された報告書では、大規模地震時の電気火災対策として、令和6年までに地震時に著しく危険な密集市街地及び延焼のおそれのある密集市街地で、感震ブレーカー等の普及率を25%以上を目標としている。千葉市においては、今後30年以内に震度6弱以上の地震発生確率が、全国的にも高い6.2%であり、大規模地震発生時の電気火災防止を図るため、延焼危険性の高い地区を対象に、感震ブレーカー等の補助を実施する。	大規模地震時の電気火災から市民が自らの生命財産を守る(自助)とともに、地域が一体となって取り組むことで延焼火災から地域を守る(共助)ことによる市民・地域の防災力の向上を図るため、木造密集市街地等、特に延焼危険性の高い地域等に対し、設置経費の補助を行うことにより、感震ブレーカー等の設置を促進する。これにより、大規模地震による被害を軽減することが可能となる。	町内自治会単位又は町内自治会に加入していない個人の設置に対し、設置費用の1/2(上限3,000円/戸)を予算の範囲内で補助する。	個人・法人等団体	千葉市都市局都市部都市安全課が指定する要改善市街地11地区(重点密集市街地を除く) 【中央区】 院内2丁目、道場北1丁目、道場南1・2丁目、旭町、亀井町、葛城2・3丁目、椿森1丁目、弁天2丁目 【花形川区】 猿見川町2・3・5丁目、幕張町1・2・3・4丁目 【稲毛区】 穴川2・3丁目、稲毛2・3丁目	800	あり(募集期間あり)	安全・安心のまちづくり	https://www.city.chiba.jp/shobo/yobo/yobo/7/kanshin-braker.html	043-202-1613	yobo.FPP@city.chiba.lg.jp
355	教育委員会	教育改革推進課	千葉市育英資金	千葉市育英資金は、経済的な理由により修学が困難な生徒に対して必要な学費を支給することで、その生徒の修学を容易にして、教育の機会均等を目指す制度である。修学意欲や学習能力を持つ子どもが、家庭事情や経済的理由により修学を断念してしまうことがないよう、教育基本法の理念に基づき制度を制定した。	市立高等学校及び中等教育学校(後期課程)の生徒の修学を支援することにより、意欲がある生徒の教育の機会を確保する。 育英資金制度により、市立高等学校及び中等教育学校(後期課程)の生徒に対してより質の高い教育環境を提供することができ、ひいては本市の学校教育の振興と発展が図られる。	生徒の保護者から申請を受け受理し、審査・支給決定後、原則として所定の教育課程を修了するまで継続して、毎月1万円を支給する。 【支給額】毎月10,000円(年間12万円・卒業まで36万円) ただし、平成26年度から国の「奨学のための給付金」を受給する場合は、次の金額を支給する。 (1)奨学のための給付金を32,300円受給する場合・・・月額7,300円(3月のみ7,400円) (2)奨学のための給付金を143,700円受給する場合・・・0円	個人	千葉市立千葉高等学校・稲毛高等学校・稲毛国際中等教育学校(後期課程)に在学する。経済的理由により修学が困難で、学業成績が優秀である生徒。	1,840	なし	保育・教育・健全育成	https://www.city.chiba.jp/kyoiku/gakkokyoiku/kyoikuikaiku/ikueishikinn.html	043-245-5914	kyoikukaikaku.EDS@city.chiba.lg.jp
356	教育委員会	教育改革推進課	千葉市関東・全国高等学校各種大会参加事業補助金	市立高等学校及び中等教育学校(後期課程)の部活動の関東・全国大会への出場が増加しており、市立高等学校及び中等教育学校(後期課程)の生徒が千葉県代表として関東大会以上の各種大会に参加することに係る経費について、予算の範囲内において、千葉市補助金等交付規則に基づき補助金を交付する制度を制定した。	市立高等学校及び中等教育学校(後期課程)における文化活動及び学校体育の振興を図るため。	補助金の交付対象は、関東及び全国大会に出場する生徒であり、補助対象経費は、当該校の所在地から大会開催場所までの距離が100km以上とする。 補助事業に要する経費は、交通費、宿泊費及び運搬費である。 【補助金額】 (1)交通費 補助対象経費の2分の1(一人当たり1万円を上限とする) (2)宿泊費 補助対象経費の2分の1(一人1泊当たり6千円を上限とする) (3)運搬費 補助対象経費の3分の1	個人	要件に該当する市立高等学校及び中等教育学校(後期課程)生徒	660	なし	保育・教育・健全育成	-	043-245-5914	kyoikukaikaku.EDS@city.chiba.lg.jp
357	教育委員会	教育指導課	小・中学校文化系部活動等中央大会参加事業補助金	市立小・中学校では、発表大会やコンクール等に参加しているクラブ及び部も多く、技能や感性を磨くために切磋琢磨することにより、千葉県代表としての推薦等を受ける場合がある。千葉県の代表として中央の大会に参加するためには各種の費用負担が伴ってくるが、各小・中学校には、その費用を負担するための予算は配付されていないため、保護者の負担に頼らざるを得ない状況にある。経済的な困難を抱える家庭はもとより、多くの家庭にとって大なり小なりの負担が生じている。保護者負担を軽減し、ひいては学校・地域での文化的活動が恒常的なものとなることが求められている。	市内小・中学校における文化系の部活動が千葉県代表となった際の諸経費について保護者の負担軽減を図り、中央大会への円滑な参加を促し、各学校での児童生徒の文化系活動を活性化することを目的としている。	市立小・中学校文化系クラブ及び部が千葉県の代表として文部科学省・千葉県教育委員会が共催又は後援する発表大会・コンクール等の関東大会以上の各種大会に参加する経費について補助金を交付する。	法人等団体	文化系部活動等中央大会の千葉県代表となった文化系クラブ及び部を有する市立の小・中学校	700	なし	保育・教育・健全育成	-	043-245-5981	kyoikushido.EDS@city.chiba.lg.jp
358	教育委員会	教育支援課	特別支援教育推進事業補助金(作品展事業)	昭和53年度より、特別支援教育の理解推進のためショッピングセンターギャラリーで開始したが、近年はそごうで実施することで多くの市民の目に触れ、反響も大きくなってきている。今後特別支援教育の一層の理解推進を図るため、より多くの市民への周知が課題である。	市内の小学校及び中学校の特別支援学級並びに市立特別支援学校に在籍する児童生徒の作品や学級の紹介について展示し、日頃の学習の様子や内容を伝え、特別支援教育に対する一般市民の理解推進を図る。	千葉市特別支援教育研究協議会が、特別支援学級や特別支援学校に在籍する児童生徒の作品を展示する本事業について、その費用の一部を補助する。	法人等団体	千葉市特別支援教育研究協議会	141	なし	保育・教育・健全育成	-	043-245-5938	kyoikushien.EDS@city.chiba.lg.jp
359	教育委員会	教育支援課	特別支援教育推進事業補助金(合同予餞会事業)	特別支援学級の生徒は、明確な目標を持たせて取り組んでいく必要がある。また、広く実習先の事業主や市民等に特別支援教育に対する理解促進を図る機会が少ない。	卒業前の合同予餞会において、在籍する生徒相互が卒業を祝い、日頃の学習の成果を発表することを大きな目標とし予餞会を開催することにより、生徒の社会的自立を促す等、特別支援教育の推進を図ることを目的とする。 また、日頃の学習の成果を保護者や実習先の事業主に見てもらうことにより、特別支援教育の理解推進を図る。 小学校高学年の児童の参観により中学校生活への期待と意欲を高めるとともに、保護者には中学校での学習の様子に触れる機会となる。	千葉市特別支援教育研究協議会が、中学校特別支援学級に在籍する生徒と保護者が一堂に会し、日頃の学習の成果を発表し交流を深めて卒業生を激励する事業について、その費用の一部を補助する。	法人等団体	千葉市特別支援教育研究協議会	53	なし	保育・教育・健全育成	-	043-245-5938	kyoikushien.EDS@city.chiba.lg.jp
360	教育委員会	教育支援課	特別支援教育推進事業補助金(特別支援教育推進大会事業)	保護者や一般の市民に対して特別支援教育の理解推進に大きな成果をもたらす大会であり、隔年で開催している。 特別支援学級等の設置校数が学校数の8割を超え、児童生徒数が増加する現状の中、今後、より一層の理解推進を図るためには、500名もしくはそれ以上の人数が収容できる大きなホールが必要となっており、そのため、千葉市民会館などの有料的施設を使用せざるを得ない現状である。	参加者は、市民(保護者)と学校関係者が中心の大会である。 講演や体験談の紹介、児童生徒の発表等を通して、特別支援教育の理解推進を図ることを目的とする。	千葉市特別支援教育研究協議会が実施し、保護者中心の市民に対し特別支援教育の理解推進に大きな成果をもたらす本事業について、その費用の一部を補助する。	法人等団体	千葉市特別支援教育研究協議会	0	なし	保育・教育・健全育成	-	043-245-5938	kyoikushien.EDS@city.chiba.lg.jp

No.	①所管局	②所管課	③公開する補助金名	④補助事業を必要とする背景・課題	⑤補助目的・効果	⑥補助内容	⑦補助対象者(区分)	⑧補助対象者	⑨R7予算額 (千円)	⑩公募の有無	⑪行政分野 (市HPの分類)	⑫掲載HP	⑬電話番号	⑭メール アドレス
361	教育委員会	教育支援課	千葉市フリースクール等民間施設事業費補助金	教育機会確保法(H29.3)、文部科学省通知(R元.10)に示されているように、不登校児童生徒の社会的自立への支援については、様々な関係機関と連携し行うことが求められている。	フリースクール等民間施設による支援が充実し不登校児童生徒の、個々の状況に応じた学習の場の選択肢が増える。	フリースクール等民間施設の学習活動等の充実を図るため、当該経費の一部を補助する。	法人等団体	市内フリースクール	5,000	なし	保育・教育・健全育成	https://www.city.chiba.jp/kyoiku/gakkokoyoiku/kyoikushien/r5freeschoolhojyokinkouhu.html	043-245-5935	kyoikushien.EDS@city.chiba.lg.jp
362	教育委員会	保健体育課	学校保健協力事業補助金	学校保健安全法第23条で「学校には、学校医を置くものとする」とされている。本市では、学校医の委嘱を、毎年千葉市医師会に推薦を依頼した上で行っている。また、本市が実施している各種検診事業(心疾患・腎疾患・脊柱側弯症・給食)においても、その対策委員等の多くを千葉市医師会の推薦を受けて委嘱し、指導助言等を受けている。一方、児童生徒の健康課題に目を向けると、本市においても急激な社会変化とともに、感染症の流行やアレルギー疾患の増加、メンタルヘルスの課題、生活習慣病など多岐にわたっている。各学校区には医師としての専門的な立場から、児童生徒に係るこれらの健康課題に対する的確な指導助言等を行うことが求められている。	千葉市医師会が、学校医の資質向上のための様々な取り組み(研修会等)を行うことにより、各学校区が担当校における児童生徒の健康課題に対する的確な指導助言ができるようになり、本市児童生徒のより一層の健康の保持増進が図られることが期待できる。	千葉市医師会が行う、学校医の推薦及び配置、学校医報酬の算定方法の見直し、健康診断等学校医の職務に対する課題の集約・検討・改善及び資質向上を目指した講習会・研究会の開催、その他各種検診事業等のよりよい在り方に関する調査研究等の事業について、その費用の一部を補助する。	法人等団体	(一社)千葉市医師会	2,500	なし	保育・教育・健全育成	-	043-245-5943	hoketaiiku.EDS@city.chiba.lg.jp
363	教育委員会	保健体育課	千葉県中学校総合体育大会選手派遣事業補助金	中学生のスポーツの振興を推進するうえで、中学校体育大会への参加は、教育的意義が大きい。 千葉県中学校総合体育大会に参加する選手は、本市代表選手であるが、大会参加に係る交通費は保護者の大きな負担となっているため、負担の軽減を図る必要がある。	千葉県中学校総合体育大会に参加する際の交通費について、保護者の経済的負担軽減を図るとともに、補助金を受けた生徒たちが、千葉県中学校総合体育大会に千葉市代表選手としての誇りをもって参加できるようにすることを目的とする。	市立中学生が千葉市代表選手として千葉県中学校体育大会に出場する際の派遣費について、「千葉市小中学校体育連盟」が集約し、千葉市へ申請する。申請のあった額を「千葉市小中学校体育連盟」に交付し、「千葉市小中学校体育連盟」から参加選手に交付する。	個人	千葉市小中学校体育連盟	1,500	なし	保育・教育・健全育成	-	043-245-5947	hoketaiiku.EDS@city.chiba.lg.jp
364	教育委員会	保健体育課	関東・全国中学校体育大会選手派遣事業補助金	運動部の活動は、学校において計画する教育活動で、その成果として体育大会へ参加することは教育的効果が高いと認められる。しかし、関東・全国大会は会場が遠距離であるため、参加に係る交通費等は、保護者の大きな負担となり、学校の設置者として、負担の軽減を図る必要がある。	関東・全国大会に参加する際の諸経費について、生徒の保護者の経済的負担軽減を図るとともに、補助金を受けた生徒たちが、関東・全国大会に千葉市代表選手としての誇りを持って参加することを目的とする。	市立中学生が千葉市代表選手として関東・全国大会に出場する際の派遣費について、「千葉市小中学校体育連盟」が集約し、千葉市へ申請する。原則、申請のあった額を「千葉市小中学校体育連盟」に交付する。関東大会では、交通費の全額と宿泊費の半額(1泊上限5,000円)、全国大会では、交通費の半額と宿泊費の半額(1泊上限5,000円)を交付する。	個人	千葉市小中学校体育連盟	2,500	なし	保育・教育・健全育成	-	043-245-5947	hoketaiiku.EDS@city.chiba.lg.jp
365	教育委員会	保健体育課	千葉市学校保健会事業補助金	本会は、学校医・学校歯科医・学校薬剤師の3部会に学校関係7部会(校長部会・保健主事部会・養護教諭部会・栄養教職員部会・保健指導主任部会・給食指導主任部会・安全指導主任部会)を加えた10部会により組織されている。本市の学校保健活動(健康教育・安全教育・食育等、児童生徒の健康維持・増進に関わる様々な活動)の中心的役割を担っており、学校保健関係者の資質向上及び学校保健に関する先進的研究や啓発活動を進め、児童生徒の心身の健康増進に成果を上げてきた。さらに、近年、児童生徒の心身の健康問題は多様化しており、本会による、より学校と連携した活動や、児童生徒と対峙する関係者一人一人の学校保健に関する指導力の一層の向上を図る活動の必要性が益々高まっている。	本会は、団体の活動そのものが会員の善意によるボランティア的な活動であるため、自主財源の確保は困難である。そこで、学校関係部会と、学校医・学校歯科医・学校薬剤師部会とが連携し、協力をし、医学的・専門的な見地から助言や健康・安全・食育を含めた健康教育を行うことにより、児童生徒の健やかな成長に寄与することを目的とする本会の活動を、財政面から補助しようとするものである。	学校保健会関係者が、学校保健推進のための会議・研修会・講演会・児童生徒が専門的知識を学ぶ授業等を実施、また、会報の発行、健康教育の推進、研究大会等への参加、及び、日本学校保健会への拠出金等、事業運営費用に対して、その費用を全額補助する。	法人等団体	千葉市学校保健会	1,205	なし	保育・教育・健全育成	-	043-245-5943	hoketaiiku.EDS@city.chiba.lg.jp
366	教育委員会	生涯学習振興課	社会教育関係団体事業補助金(PTA育成事業 千葉市PTA連絡協議会事業)	児童生徒の健全育成のためには、親と教員が協力して、学校及び家庭における教育に関し、理解を深め、その教育の振興に努める必要がある。	団体の実施する各種事業を通して、親と教員の連携を強めるとともに、学校及び家庭における教育に関する理解を深めることにより児童生徒の健全な成長を図る。	千葉市PTA連絡協議会の主催事業(研修会、広報紙発行等)について、その費用の一部を補助する。	法人等団体	千葉市PTA連絡協議会	1,400	なし	保育・教育・健全育成	-	043-245-5954	shogaigakushu.EDL@city.chiba.lg.jp
367	教育委員会	生涯学習振興課	社会教育関係団体事業補助金(国際理解教育団体育成事業・千葉ユネスコ協会事業)	本市では、外国人登録者が2万人を超えるなど国際化の進展がみられるが、市民一人一人の国際交流活動への参加や国際理解教育を受ける機会が少なく、国際化に対する意識の醸成が十分ではない状況にある。	日本文化を外国人に紹介するなどの市民レベルでの国際交流活動を支援することにより、国際理解教育の推進や社会教育の振興を図り、もって、市民の国際感覚・意識を高めることを目的とする。	留学生、外国市民、千葉市民を対象として継続的に実施している国際交流活動について、その費用の一部を補助する。	法人等団体	千葉ユネスコ協会	23	なし	文化・スポーツ・生涯学習	-	043-245-5954	shogaigakushu.EDL@city.chiba.lg.jp
368	教育委員会	生涯学習振興課	千葉市放課後児童支援員等処遇改善事業補助金	国の経済対策に呼応し、子どもルーム(アフタースクール含む)等の現場で働く方の収入を月額3％程度の引き上げを行う。	放課後児童支援員等の処遇の改善等に要する費用について、放課後児童健全育成事業を行う事業所を設置する法人その他の団体の代表者又は個人に対して、その費用の全額又は一部を補助し、放課後児童クラブの職員の処遇改善を図ることを目的とする。	放課後児童支援員等の処遇の改善等に要する経費	法人等団体	アフタースクール受託事業者	50,003	なし	保育・教育・健全育成	-	043-245-5957	houkago@city.chiba.lg.jp

No.	①所管局	②所管課	③公開する補助金名	④補助事業を必要とする背景・課題	⑤補助目的・効果	⑥補助内容	⑦補助対象者(区分)	⑧補助対象者	⑨R7予算額 (千円)	⑩公費の有無	⑪行政分野 (市HPの分類)	⑫掲載HP	⑬電話番号	⑭メール アドレス
369	教育委員会	文化財課	文化財保護事業補助金 ・文化財管理事業:有形文化財、有形民俗文化財、 記念物管理 ・無形民俗文化財助成事業:無形民俗文化財伝承 活動、無形民俗文化財記録作成	文化財のうち、特に市の歴史に大きな意味があると認められるものについては、指定文化財として指定し、現在と同じ状態で後世に残す取り組みを行っている。一方で、それらを良好な状態で管理、保存、また公開していくためには、現状を維持するための定期清掃、草刈などの維持費が必要となり、文化財の個人所有者及び管理者には一定の費用負担がかかる状況がある。 また、地域に伝わる郷土芸能(神楽・お灘子)は、ふるさと意識の醸成に大きく寄与するものであり貴重な無形民俗文化財として保護すべきものであるが、地域の高齢化や社会情勢の変化、自主財源が乏しいなどの理由により継承者が減少傾向にあり、その存続が危惧されている。また、郷土芸能を正確な形で伝承するためには、楽器や衣装などの用具を補修する必要があり、保持団体にとって一定の費用負担がかかる状況である。	有形文化財については、史跡等を良好な状態で管理、保存するため、個人所有者及び管理者を支援するとともに、あわせて一般への公開を推進することで、文化財への理解を深め地域の歴史に関心をもつ人々を増やしていくことを目的とする。 無形民俗文化財については、各保持団体の後継者養成や用具の補修等を支援することにより、貴重な地域文化を守り、後世へ継承していくことを目的とする。	文化財管理事業については、指定文化財の所有者及び管理者が適正な保存とその活用を図るために行う事業に対して、また、無形民俗文化財助成事業については、文化財の各保持団体が、その文化財を継承していくために行う伝承活動や記録作成に対して、それぞれその経費の一部を予算の範囲内において補助する。	個人・法人等団体	指定(有形)文化財の所有者及び管理者、無 形民俗文化財の保持者及び保持団体	410	なし	文化・スポーツ・生涯学習	-	043-245- 5962	bunkazai.EDL@city.ch iba.lg.jp